

龍谷大学

社会学部紀要

第 64 号

(50 音順)

論文

- 歴史的現在における『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山 20 年展』
 ——モノ、表象、展示、マイノリティの観点から—— …………… 青木 恵理子 (1)
- ジャーナリズムは専門職か
 ——日本メディア産業の倫理綱領の比較分析—— …………… 畑 伸 哲 雄 (23)
- 中国 IT 人材の越境コミュニティの考察
 ——埼玉県川口市芝園団地で暮らす中国 IT 人材の親世代の役割に着目して——
 …………… 閻 美 芳 (41)
- 日本における女性高齢者の貧困と解決策
 ——ジェンダー論の視点を踏まえた公的年金を中心とした最低生活保障実現のため——
 …………… 王 静 (55)

研究ノート

- 大阪の政令市における中年期ひきこもり者の相談ニーズの実際
 ——『生活状況に関する調査』の結果より—— …………… 淡 路 和 孝 (78)
- コロナ禍における「特例貸付」とは何だったのか
 ——国会審議と報告書を手掛かりに—— …………… 山 口 浩 次 (90)

書評論文

- 中国文化圏の歴史的展開とその特徴
 ——許倬雲の『萬古江河』を読む—— …………… 李 复屏・李 博宇 (99)

翻 訳

- エミール・レーデラー, エミール・レーデラー・ザイトラー
 『日本-ヨーロッパ』第 5 章 (その 1) …………… 舟木 徹男・貫井 隆 (123)

2023

龍谷大学社会学部学会

〈論 文〉

歴史的現在における 『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山 20 年展』

——モノ、表象、展示、マイノリティの観点から——

青 木 恵 理 子

要旨：福岡県大牟田市と熊本県荒尾市に広がっていた三池炭鉱は、1960年頃には政治的・社会運動の中心であったが、1997年に閉山した。現在は、世界遺産「明治日本の近代化遺産」（2015年登録）の表象が、1960年頃とは全く異なる相貌を三池炭鉱に与えている。閉山20年目の2017年に、『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』が、大阪府立労働センターにおいて開催された。私は2013年から2017年までその実行委員会「関西・炭鉱と記憶の会」のメンバーとして活動した。本稿は、歴史的現在のなかに『三池炭鉱閉山20年展』はどのように位置づけられるのかを、モノ、表象、展示、マイノリティという観点を視座にとらえて、私自身の経験を踏まえて明らかにしていく。

はじめに

福岡県大牟田市と熊本県荒尾市に広がっていた三池炭鉱は1997年に閉山した。1960年頃には、「総資本対総労働」や「三池なくして安保なし」などと語られ、全国的な関心を集め、未来を賭けた政治的・社会運動の中心であった。現在は、巨大な三池炭鉱遺構をその一部とする世界遺産「明治日本の近代化遺産」（2015年登録）の表象が、1960年頃とは全く異なる相貌を三池炭鉱に与えている。閉山20年の節目に、『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』が、エル・おおさか（大阪府立労働センター）において、2017年5月5日から9日まで開催された^①。私は2013年11月から2017年6月までその実行委員会「関西・炭鉱と記憶の会」のメンバーとして活動した。本稿は、歴史的現在のなかに「三池炭鉱閉山20年展」はどのように位置づけられるのかを、モノ、表象、展示、マイノリティという観点を視座にとらえて、明らかにしていく。

1. 展示会の原理と歴史的現在

本章では、モノが表象として立ち現れる一つの

契機であり、展示会の原型でもある、「人がモノを集めて展示する営み」に光をあて、展示会という営みを、原理的に理解し、歴史的現在のなかに位置付ける。

モノを集めて展示する営みは、長い歴史を持つ。多くの研究が、このような営みの典型としてミュージアムを、その前身として中世の王室の宝蔵室や後期ルネッサンス期の「驚異の陳列室」を、位置づける。ミュージアムは、西洋における近代を標すものとして始まった。ミュージアム制度の内側から見れば、非合理的で非科学的な権力と知に裏打ちされ、混沌とした宝蔵室や「驚異の陳列室」とは異なり、ミュージアムは合理的な世界認識と科学によって秩序づけられたものである（クレイン2009 [2000]: 11; 松宮2003; 村田2014; ポミアン1992; 吉田1999ほか）。歴史的にミュージアムの成立を明確に標したといえる、大英博物館（1753年開設）とルーブル（1793年開設）は、議会制民主主義の成立および市民政府を旧勢力から守るための国民意識の高揚と深く結び付いた、政治的な文化施設であった（ポミアン1992; フェーア2009: 185-186; バレ&プーロ2007: 14-16; 竹沢2015: 12-16; 村田2014: 73-

81)。

ミュージアムは、博物館や美術館だけでなく、植物園、動物園、水族館、図書館、史跡、自然保護区、世界遺産等をも包括する、一群の近代的文化装置の中心に位置していると同時に、それらの意味と価値を支えるマスター装置ともいえる（松宮 2003: 11 参照）。これらの文化装置は、国家や西洋を中心とした文化ヘゲモニーを後ろ盾とした一定の世界認識と同時に、その世界認識を表出させるモノの分類や配置についての限定された知のシステムを規定していくという点においても、政治的である。その政治性は、通常ならば一望できない、遠隔のモノや秘匿されたモノを一望できる近代特有の「パノラマ的視覚」の快楽を求める来場者によって、積極的に、無意識のうちに支えられてきた（村田 2014: 81）。

モノを集めて展示する営みは、ミュージアムがその布置構造（constellation）の中心に位置し、その起源を「驚異の部屋」に遡ることのできる近代文化装置群よりも、ずっと広大な領域に広がっている。カトリック寺院には、多くの聖像、壁画、ステンドグラス、床の装飾、奉納蠟燭の並ぶ燭台、聖福者の墓など様々なものが集められ並べられている。プロテスタント諸国においては、カトリック教会（建造物）の多くはプロテスタントにより接収された。内部の設えの簡素化がなされたが、基本的にはそのまま引き継ぐことになった。神の作りたもうた世界を寿ぐことも目的としていた「驚異の陳列室」から、脱聖化することによって誕生したミュージアムは、聖なる双生児を持ち続けてきたのである（竹沢 2015: 11-12 参照）。ミュージアムは、脱聖化した帝国或いは国家を代理し（represent）、それらを表象し（represent）寿ぐ文化的政治装置として生み出された。ミュージアムはその語を、文芸・音楽・学問をつかさどるギリシャ神話の女神たちムーサイ（ミューズ）からとり、特に初期のミュージアム建築の多くがギリシャのパルテノンを模している（田中 2014: 405 参照）。脱聖化を自任しているミュージアムは、聖なる威力を呼び寄せ、聖なる双生児と共存しているため、その（星座的）布置構造 constellation は聖なる力の瞬きのなかで常に揺

らいできたのである⁽²⁾。

モノを集めて展示する営みは、商品化の領域にも広がっている。歴史的にかなり遡ったとしても、或いは、隔絶された地域に分け入ったとしても、市場があり、売り手はモノを集め見せている。ミュージアムの成立期にはすでに、産業革命を経て新興ブルジョワジーの隆盛があり、商品消費の領域は拡大していた。革命祭典の興奮を引き継いで、1798年にパリで最初の産業博覧会が開かれ、やがてそれがヨーロッパの諸都市に波及していった（吉見 1992: 18）。ヴァルター・ベンヤミンが「商品という物神の殿堂」と名付けた、買い物のための小径-パッサージューも、産業博覧会同様、フランス革命を引き金として誕生した（ベンヤミン 2003）。産業博覧会は帝国主義と結びついて、1851年に史上初の万国博覧会、ロンドン万博の開催にいたった。その後、万国博覧会は、欧米諸国さらにはそれ以外の大都市で繰り返し開催されてきた。吉見は、初期の万国博覧会の特徴として、次の三つの点をあげている。第一に、産業の展示を通じた「帝国」の提示。第二に、商品世界の展示。特に、1930年代以降は、大企業の広告展示の側面が、帝国主義の側面を凌駕していった。最後に、万国博が、中世以来の都市の見世物を飼いならして取り込み、近代的な大衆の娯楽提供の機会として発展していった（吉見 1992: 22-25）。万国博覧会は、国家と帝国の代理／代表 represent として、その威光を表象 represent する政治的文化装置として、明らかにミュージアムの布置構造に位置付けられる。同時に、ミュージアムが、国家や帝国の権力からは独立した原理で作動しうる、モノと非モノの消費からなる大衆の消費文化の影響を受けることを示している。モノを集めて展示する営みという点において、また、受容者（買手や来場者）の消費の楽しみを生成するという点において、ミュージアム／展覧会と市場、両方の場におけるモノと人との関係は相同性をもつ。

日本では、19世紀半ば、幕末から明治初期にかけて、政府の若い要人たち（使節団）が、欧米世界に赴き、近代国家と帝国の政治的文化装置、ミュージアムと博覧会を学んだ。そして、1882

年（明治 15 年）には、日本初の本格的な常設の博物館（現在の東京国立博物館）が開設された。設計をイギリス人に委託したその建物は、同時代の英米圏のミュージアム建築の様式を踏襲していた。また、近代国家の支持者としての「市民」が誕生していなかった当時の日本において博覧会や博物館が多くの人々を惹きつけることが出来たのは、江戸時代から「物産会」と寺社の御開帳という、モノを集め分類して見せるという伝統が根付いていたことによる（吉見 1992）。一方、近代国家の装置として博物館を導入しようとした日本政府は、博物館や博覧会を、物産会や「御開帳」とは一線を画したものにしようとしたという（村田 2014: 89-129）。明治初期における欧米発のミュージアム受容のプロセスは、政府主導で導入された政治的文化装置（権力者による「戦略」）に対し、多くの庶民たちは独自のやり方で楽しむという戦術で対応したことを示唆しているといえるだろう。来場者が結果的に主催者の意図を組み替えてゆく、このような実践は、現代のミュージアム経験のなかでも可能であり、それがミュージアムだけでなく様々な局面での新しい可能性を開いてゆくことになるのではないかと、村田は指摘する（セルトー 1987 [1980]；村田 2014: 21）。

ミュージアムという政治的文化装置は、非西洋の国家に移植されることによって変容しただけでなく、歴史のなかで大きく変容した。第二次世界大戦以前においては、帝国主義的／植民地主義的發展は、列強諸国の責務であると列強諸国によって位置付けられ、国際的ヘゲモニーのなかでは自明視され問われることはなかった。そのような時代においてミュージアムは帝国や列強国を代理 represent するものであり、一方的な表象 represent の対象となった人々の声が反映されることは、構造上不可能であった。第二次世界大戦後、相次いで旧植民地が独立し、帝国主義と植民地主義は倫理的地位を失った。新興独立国の人々は、宗主国がそこに築いたミュージアムその他の施設を引き継ぎ、自らの声を反映させるようになった。1960年代には、アメリカの公民権運動や、既存の政治的権力を疑問に付す先進諸国における学生たちや若者たちの活動が、国家内外において周辺化され

た人々の権利を訴えていった。その流れは、1980年代には、人権とポリティカル・コレクトネス（以下 PC）という思想に基づいた世論形成へとつながり、ミュージアムにおいて一方的な表象の対象となってきた先住民をはじめとするマイノリティの人々が、ミュージアムに対して異議申し立てや、展示物の返還要求をするようになってきた。国連では、1982年の「先住民族の権利に関する宣言」の草案作成を皮切りに、先住民族の人権擁護の計画が実施され、2007年に同宣言が採択された。このような国内外の動きの中で、それまで表象の一方的な対象であったマイノリティの人々が学芸員などとしてミュージアムの設立や展示作成に参加するようになった（田川 2014；窪田 2014）。

このような歴史的流れの中で、ダンカン は 1971年に、ミュージアム研究雑誌 *Curator: The Museum Journal* において、ミュージアムは、政治性を不可視化し、物事に対する唯一の規準を託宣のごとく上から発する神殿ではなく、討議や批判が闘わされるフォーラムであるべきであり、そうすることによって、革新が可能になると主張した（Duncan 1971）。ミュージアムという場の政治性を明らかにし、モノについての多様な解釈や声がせめぎあう場所とすべきという見解は、その後のミュージアム研究にも引き継がれている（Marstine 2006；フェーア 2009）。ミュージアムの内外からその政治性が積極的に把握され、マイノリティを含む多様なエイジェンシーの関与が支持され、ミュージアムや展覧会のありかたが世界的に変化してきている。日本においても、同様の変化が見いだされる（竹沢編 2015；ヘンリ 2007）。そのような変化は、市井の人々によるミュージアムや展覧会という形でも実現されている⁽³⁾。

ディシプリンの成立や展開が帝国主義・植民地主義と親和性が高かったという反省が広く行き渡っている文化人類学では、1980年代以降盛んになった権力批判やポスト・コロニアリズム批判の視点からミュージアムや展示について議論することが盛んである。これらの議論では、「フォーラム（討議の場）」化の議論同様、言説（言語表現）化が前提となっている。

しかしながら、現代におけるミュージアムの変化と隆盛をけん引しているのは、娯楽的消費と親和性の高いアート化であると村田は指摘する。例えば、帝国主義・植民地主義によってミュージアムに蓄積された負の遺産についていえば、言説による論争ではなく、アートによる和解が推し進められている（村田 2014: 195-207）。村田はその具体的な実践例として、パリの人類学博物館のコレクションを引き継いで 2006 年に開館したケ・ブランリ美術館をあげている。そこではかつて民族誌資料として展示されていたモノが、民族学的秩序ではなく、形状など視覚的秩序に従って、ショーウィンドーに飾られた高級モード服のようにならべて展示され、資料の説明などを含め言説は周辺化されている。このような展示のしかたに対し、多くの人類学者が、非西洋の文化を近代芸術という西洋の文化の文脈で切り取ったものであるとして、批判を展開した（村田 2014: 201-202；川田 2007；クリフォード 2002 [1997]：286 参照）。人類学者たちの批判をよそに、ケ・ブランリ美術館は、パリ市民と観光客両方から圧倒的人気を集めている。主催者にとっても来場者にとってもポストコロニアル批判やマイノリティの問題を必ずしも突き付けられなくてすむアートという方法は、ポピュリズムと娯楽的消費を無視できない現代という時代に適合的であると、村田は指摘する（村田 2014: 203-204）。

人類学的な資料の展示に限らず、来場者が市民から消費者の傾向を強めている時代的潮流の中で、ミュージアムや展示の運営は、行政的なものから消費社会的なものに変容せざるをえない状況になっている。昨今のミュージアムショップやカフェなどの娯楽的消費施設の拡大は、それを如実に示している。このような変容は、時代の流れ故いたしかたのないという側面だけではなく、ミュージアムが娯楽的消費のもとばらばらになっている諸個人を集わせる新たな空間になる可能性を孕んでいると、テート・モダン館長の以下のようなヴィジョンを引用しながら、村田は指摘する。

ミュージアムという場が、もはやコレクションをみるためだけに訪れる場所ではなくな

り、さまざまなイベントやワークショップが沢山開かれる中で、人々が思い思いに集い、出会い、語り、時間を過ごす「ミーティング・プレイス (meeting place)」になり、また「個人個人が自分のミュージアムをプログラミングする」ようになる・・・(デルコン 2014；村田 2014: 247)。

上述のようなプログラミングは、ファンやマニアによる「文化」消費のモデルそのものである。言い換えれば、個々人がお互いの領域を趣味の領域とみなして侵犯を避け、思い思いに過ごしたい多くの人が集うことのできる場となるというのが、現在切り開かれつつあるミュージアムの在り方である。正当性、正統性、真正性などが問題にされない共在の場であるということになる。村田によれば、これは、京都のマンガミュージアムやロンドンのテート・モダンではすでに現実化しているという（村田 2014: 247-250）。

以上のように、社会の変容に連動して、マイノリティの声を響かせるというポストコロニアル批判に代表される方向と商品消費をふくむ娯楽的消費とアート化という方向、さらに集いの場 *meeting place* へとミュージアムが向いつつある歴史的現在において「三池炭鉱閉山 20 年展」が開催された。

2. 三池炭鉱とマイノリティ

2.1. 日本の石炭産業と炭鉱社会

産業化のはじまりにより、石炭は、殖産興業と富国強兵の日本国家の指針とともに、それらに不可欠なものとして位置づけられた。石炭産業は終始一貫、国家政策が深く関与する産業であった。炭鉱からの膨大な収益は、三井、三菱、住友などの財閥系企業の礎を築いた。しかし同時に、石炭産業の発展は、労働者たちに過酷な労働と多くの犠牲を強いた。

囚人、与論島出身者、女性、朝鮮人、中国人、戦争俘虜などのマイノリティの労働力使用や、生活全体が最低の状態管理された飯場に居住し低賃金で長時間働くことを強いられた「タコ」と呼ばれる浮遊する最下層男性たちの使用は、極めて

過酷であった。また、一般の坑内労働者についても、落盤、出水、ガス突出、炭塵爆発など多くの犠牲者を出す事故だけではなく、坑内機械による事故、珪肺、塵肺、振動病など労働災害率は一貫して極めて高かった。

第二次世界大戦後は、石炭産業は経済復興のための重要産業と位置づけられた。多数の労働者をあつめるために、会社が住居を用意し、光熱費と水道代も負担したため、戦災被害者、引揚げ者、復員者など生活困窮者たちが、生活の可能性を求めて炭鉱に集まった。1950年代の中東での石油発見を契機として、国際的政治関係の中で日本も、石炭から石油へのエネルギー転換の方針をとった。その結果、1960年代から炭鉱の閉山が全国で次々に起こり、大量の炭鉱離職者が生じた。エネルギー転換と時期を同じくして、1957年には原子力発電開発が国策で開始されたが、少なからぬ炭鉱離職者が、職を求めて原発を渡り歩く原発ジプシーとなったといわれている。炭鉱離職者の一部は、ブラジルに移住し、新たな困難を生き抜くことを余儀なくされた。また、生活保護に頼らざるを得なくなった人々も多く、生活保護の世代連鎖が生じている旧産炭地もある。偶然性を孕みながらも、少なからぬ炭鉱坑内労働経験者とその家族は、時代の流れのなかで一貫して周辺化されてきたのである。

以上のような歴史的社会的状況、相次ぐ大規模事故の報道、地下労働に対する蔑視などに起因して、炭鉱社会外の眼差しが差別的であることは珍しくなかった。筑豊では、炭鉱で働く人たちは「下罪人」と言われた。筑豊だけでなく九州の炭鉱で働く人たちとその家族は「たんこもん」「たんこたれ」「炭鉱太郎」と蔑称された。北海道では、このような蔑称はなかったようだが、炭鉱社会以外の人たちからの蔑視はみられた。北海道の漁師町で生まれ育った女性が、家族の経済的困窮を見かねて一人でも口減らしができればと炭鉱労働者と結婚をきめた。彼女が父親に報告すると、彼は「炭鉱か」と寂しそうに言ったそうだ。貧富の尺度とは別の差別的尺度がそこには働いていたようだ⁽⁴⁾。

また、炭鉱を見たこともない大都会の人々の間

でも、炭鉱社会の人たちへの蔑視が見られたようだ。1958年生まれのヤリタミサコ氏と、本展「三池炭鉱閉山 20 年展」実行委員会のメンバーのひとりである1947年生まれの東川絹子氏は、炭鉱出身であることにより侮蔑的言葉を投げかけられたことを記憶している。北海道岩見沢市の朝日炭鉱社宅で生まれ育ったヤリタ氏は大学進学のために東京で、福岡県大牟田市の三池炭鉱社宅で生まれ育った東川氏は高校卒業と同時に就職のために京都市で、暮らすようになった。ともに18歳だった。ヤリタ氏も東川氏も、移住して間もなく、「なんだ、炭鉱の娘か」という侮蔑的な言葉を炭鉱のことを何も知らない知人からなげつけられて、驚き憤慨した経験を、全く別々の機会に、問わず語りて話してくれた。時代も11年の開きがあり、出身地も移住先の場所も異なっている。朝日炭鉱は北海道の小さな炭鉱、三池炭鉱は九州にある日本最大の炭鉱だったが、知人たちにとっては、個々の炭鉱の細かな違いを捨象した「炭鉱」というラベルが、漠とした侮蔑を引き起こすものであったようだ。彼女たちには全く予期せぬ出来事であった。炭鉱社会での生活と都会の人々の生活を比較しても、この侮蔑の根拠が全く見いだせなかったと語る。彼女たちは二人とも詩人であるが、全国的に文化活動の盛んであった炭鉱社会に生まれ育つことによって、詩人としての素養が育まれたと言えるかもしれない。

また、18歳から定年の55歳まで鉱員として北海道の住友赤平炭鉱で働いた、84歳（2014年当時）の男性は、次のように語った⁽⁵⁾。

子供の時は釜石で暮らしていたけど、戦災にあって住むところもなくなったの。父親は音楽家だったけど、戦争直後に音楽の仕事なかなかなかったの。だから、北海道の炭鉱で働くことにして、家族で引っ越してきた。来る前に、親戚にそのことを話すと、「炭鉱に行くなら縁を切る」とまで言われた。来るまでは、刑務所みたいなところだと思っていたけど、来てみたら居心地がいいの。

周囲からの偏見や差別とは対照的に、炭鉱社会

にくらした多くの人たちは、その暮らしに誇りと愛着を持っている。就職、進学、その他の理由で炭鉱社会を離れた人々は、限りない望郷の念を抱いている場合が多い。私自身、北海道夕張市、岩見沢市朝日町、赤平市、福岡県大牟田市や荒尾市などの炭鉱社会に暮らした人々と話すなかで、彼らの熱い思いに強く印象づけられた⁽⁶⁾。またインタビュー集、調査報告書、上野英信や森崎和江の聞き書き集、ドキュメンタリー映像のなかにも、語り手自らが帰属した炭鉱社会への誇り、愛着、望郷の思いが確実に感じられる⁽⁷⁾。

戦後日本の炭鉱社宅⁽⁸⁾のつくりは、社員、職員、鉱員用によって異なっていた。社員は会社の統括に携わり、職員は坑内や鉱員の管理に携わり、鉱員は坑内で採炭に携わる。三者の社宅は、広さや間取りの相違、トイレ、水道、風呂が共同であるか否かの相違があった。社宅のある地区も社員、職員、鉱員により異なっていた。炭鉱社会として言及されるのは一般に、炭鉱会社の従業員のうち圧倒的多数を占めていた鉱員とその家族が軒を並べて暮らしていた社宅群に展開されていたものである。

炭鉱社会では、出身、出自、経歴、学歴、などが問われることはなかったと言われる。鉱員とその家族は、高度成長期以前は、ベニア板で仕切られた長屋形式の炭鉱住宅に暮らしていた。トイレと水道は共同であった。労働を終えた鉱員たちは、坑外にでると鉱員用共同風呂とともに石炭粉と汗を流した。住宅近くには鉱員とその家族が入る共同浴場があった。鉱員たちは基本的に平等であり、労働組合員として連帯し、坑内労働は危険であるため、危険を避けるために必然的に協力関係が生まれていた。鉱員の妻たちは主婦会を形成した。女性たちは主婦会メンバーとして連帯するだけでなく、坑内労働の危険への気遣いを共有し、ひとたび事故が起こった場合には強い共感が引き起こされた。味噌醤油、おかずやご飯のやり取りを日常的に行い、家と家の間を自由に行き来し、隣家や地域住民との距離は空間的にも社会的にも近く、とても暮らしやすかったと、炭鉱住宅に暮らしていた多くの人々が異口同音に答える。労働組合や主婦会活動に連動して、「歌声」と呼

ばれるコーラス、文芸、絵画などのサークル活動や、家庭内での民主主義の実践なども、1950年代1960年代の炭鉱社会では珍しくなかった。

2.2. 三池炭鉱

三池炭鉱は以上のような特色を他の炭鉱と共有しながら、他とは区別される特徴を有していた。

第一に、自然条件に基づく生産性の高さである。三池炭田は、極めて良質の石炭を擁し、福岡県南部から熊本県北部、さらに海底へと広がっている。日本の炭鉱としては際立って層が厚く、傾斜や褶曲も少なく、日本の炭鉱のなかで、最大の出炭量を記録し、最先端の機械も導入可能であった。

第二に、国策に最も近いことによる、会社の権力性である。1873年に官営化された三池炭鉱は、1889年に三井組が落札し、以後三井三池炭鉱となる。石炭産業は国策とともにあったが、三井炭山は最も政府に近い会社であった。第二次世界大戦中の朝鮮人、中国人、戦争俘虜に加え、三井三池炭鉱は特権的に、創立当時から1930年まで、囚人を使役した。また、与論島からの移住者を劣悪な労働条件で港湾労働者として使うなど、強権的経営を行った。

第三に、日本最強の労働組合の成立と三池闘争、その終結を起点とする、労働者による労働者主導の労働体制の劇的な崩壊という特徴である。この一連の歴史的過程には、炭鉱コミュニティの成立、全国労働者の連帯、およびそれらの棄損が連動していた。1946年に形成された三池労働組合（三池労組）は、当初会社に協調的であったが、やがて、労働者の命とくらしを守るために連帯を深め会社に対抗した。1953年には合理化のために会社が出した大量解雇処分を、職員組合との共闘をもって、撤回させた。その後三池労組は、労働者が労働体制を決めてゆく実力を発揮するようになった。鉱員が相互に競争的敵対的になり自らを働きすぎに追いやることのないよう、種々の採炭現場を均等に担当できるよう、三池労組は「輪番制」を実施した。この体制は、労働者が自らの労働を管理するという、労働についての鉱員の自治であり、会社の統制のもとで鉱員を管

理する任にあった職員のあり方と対立するものであった。このような対立以降、三池職員組合は三池労組と共闘することはなかった。生産性を第一とする会社は、合理化推進と同時に労組のこの体制を阻止すべく、1959年12月、1200人余の鉱員に指名解雇を傳達する。それに対し労働組合は全面ストライキをもって応じ、三池炭鉱の操業が全面ストップした。この歴史的事態は、三池闘争あるいは三池争議と呼ばれる。三池闘争は、全国の労働者と資本家を揺り動かし、総資本対総労働の闘いと呼ばれた。全国の労働者や学生が三池労組の支援に駆けつけ共闘し、それに対し、自由主義的経済を必須とする財界は三井会社への助力を行い、警察と暴力団が会社に連動した。

ストライキにより収入を断った三池労組員たちは全国からのカンパによって生活した。それは、1万円生活と呼ばれ、当時にしてとても苦しいものであった。経済的窮状と会社による働きかけ、組合の方針をめぐる内部対立により、三池労組内部批判勢力指導のもと、1960年3月17日に、ストをしないことを会社と約した、労使協調路線の三池炭鉱新労働組合（新労）が分離成立した。新労員の妻たちは、主婦会から脱退し、新労の主婦会は形成されなかった。分裂前に約1万人いた三池労組員であったが、その3分の1が新労に移動した。これにより、それまで連帯していた人々の間に楔が打たれた。労組メンバーが新労メンバーに激しい敵意を向け、暴力的にふるまうこともあった。労働組合の分裂は三池労組の弱体化をもたらしただけではなく、炭鉱社宅におけるコミュニティを崩壊させたのである。この対立は、閉山してから20年以上経った現在でも、地元での元労組員と元新労員およびその家族たちの間のわだかまりとなって残っている⁽⁹⁾。

1960年3月29日、会社と新労による労働再開を阻止しようと、ホッパー（貯炭槽）まえに集結していた労組員たちを、暴力団の一団が襲い、労組員の久保清さんを刺殺した。それ以後、全国からの支援がさらに高揚し、ホッパー前で2万人の労組員と支援者が、1万人の警官と対峙する事態となった。8月に中央労働委員会から、労使対立を調停する斡旋案が示され、11月1日に、実質

1200名余の指名解雇をもって、三池闘争は終結した。三池労組員を「アカ」と指さし排斥する社会的風潮が全国的にみられ、解雇され異郷で暮らすようになった元労組員と家族を苦しめた。

終結後は、労組が築いた、労働者自らによる労働自治体制は崩壊し、三池労組員たちは不利な労働現場に配属されるという差別を受けた。新労成立後は、会社は新労メンバーになることを条件として新規雇用したため、約1年後には、新労員の数が増え、三池労組員の数を上回った。以後、三池労組員は激減してゆき、1997年の閉山時には15人となった。三池労組は莫大な資料を公開可能なものとして残したが、職員組合はいかなる資料も外に出すことをせず、新労は印刷されたもののみ譲渡した（大原2015: 89）。対三池労組との関係の中で、自らの行動を正当化する思想を主張できない元新労組員たちは、自らを不可視の存在としなくてはならない立場に追いやられている。

第四に三池炭鉱の特徴としてあげられるのは、1963年11月9日に三川坑で起こった、458名の死者と839名のCO中毒患者をだした戦後最悪の炭塵爆発事故を典型とする大規模事故の発生である。三池闘争終結から3年後に起こったこの事故は、組合の弱体化、合理化による人員の削減、生産性重視による保安の怠りが背景にあった。1998年最高裁所判決で初めて、坑内発火を齎した清掃不足に対する会社の責任が公的に指摘されたが、会社はそれを認めていない。多くの新労員も被害にあったが、補償を求める闘争は、CO中毒患者の妻たちが中心になって行った。CO中毒患者は、ひどい後遺症に悩まされただけではなく、「ガス患」と蔑称され、補償欲しさの仮病だなどと言われるなど、社会的な差別を受けた。CO中毒患者のなかには暴力的になるなど人格の変容をきたした人も少なくなく、家族も深い苦悩を経験した。現在でも、この事故によるCO中毒患者と家族の苦しみは終わっていない。

第五に、8県11市23施設からなる世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の2つの構成資産として、三池炭鉱遺構（三角西港、専用鉄道敷跡、宮原坑、万田坑、三池港）が取り入れられた⁽¹⁰⁾ことが、三池炭鉱の特徴として挙げられる。この

世界遺産登録への動きは、1999年に九州の産業遺産を対象として鹿児島県から始まったが、やがて山口県が対象に加わり、登録が決定する段階では、日本国家が中心化された。国家の中心化は、以下の三点にあきらかである。第一に、「九州近代化遺産の保存活用に向けた鹿児島宣言」→「九州・山口の近代化産業遺産群－非西洋世界における近代化の先駆け」→「日本の近代化遺産群－九州・山口関連遺地域」→「明治日本の産業革命遺産－製鉄・製鋼、造船、石炭産業」という名称の変遷が挙げられる。第二に、世界遺産のための委員会所在地が鹿児島から内閣府へ移動したことが指摘できる。第三に、鹿児島に委員会があったときに作成されたHP⁽¹¹⁾における庶民への着目の視点が、世界遺産登録後に内閣府にある「産業遺産国民会議」によって制作されたHPでは失われ、西洋技術の日本への導入と日本の成功物語のみが中心化された。前者のHP掲載の映像の最後は、次のように結ばれていた。

「教科書に登場しない市民の情熱と生きざま」という文字提示のあとに、次のような写真⁽¹²⁾と文字が映し出された。

- ① 写真：仕事のあとに炭粉で黒い顔をして微笑む炭鉱マン
 文言：日本の近代化は時代を支える市民の情熱の歴史である。
- ② 写真：三池主婦会の人々の写真
 文言：歴史の教科書に登場してこない人々の人生
 彼らの汗で築かれた生活文化と知恵こそが、本当の意味での「産業遺産」である。
- ③ 写真：現在の軍艦島の団地跡
 文言：笑 涙 怒 わたしたちは人生を風化させたくない⁽¹³⁾。

世界遺産登録後の公式HPには、「歴史の教科書に登場しない」庶民に着目はみられない。そこには、西洋から技術を移入消化したことを中心化した世界遺産推薦書付属の英語ナレーションの映像、日本の近代化に焦点を当てた日本語ナレーシ

ョンの啓蒙用映像、「喪失」のイメージ消費を誘う、軍艦島の「廃墟」⁽¹⁴⁾を映し出したナレーションのない映像の3本が掲載されていた。前二者は、世界的なヘゲモニーと日本国家ヘゲモニーを反映し、「教科書的」である。

3. 『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』

三池炭鉱をめぐる以上のような歴史的現在のなか、閉山20年を期する展覧会『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』が、2017年に大阪で開催された。

3.1. どのように準備されたか——実行委員会メンバー

本展実行委員会「関西・炭鉱と記憶の会」は、市井の有志11名からなっている。委員長はいない。

本展実行委員会形成の発端は、2010年に京都と大阪で、三池炭鉱労働争議50周年を記念して開催された展覧会までさかのぼる。京都での展覧会は、本展の実行委員でもある東川絹子氏と前川俊行氏および東川氏友人の三人によって5月に開催された。東川氏と前川氏は三池労組員の、東川氏友人は新労員の父をもっていた。彼らはその展覧会の趣旨を、「地元では難しい労組関係者と新労関係者の和解」としていた。

本展「三池炭鉱閉山20年展」において取りまとめ役を務めた、エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）の谷合佳代子館長と千本沢子館長補佐が、法政大学大原社会問題研究所から展示品を借りて、『特別展示 三池争議から50年』を2010年の11月から12月に開催した。そこに来場した前川氏が、「三池炭鉱に関係する品なら、私もっていますよ」と伝えたことから、彼の所蔵品もその展覧会に加えた。二組の主催者たちの協力が始まった。2013年には共同で、10月に京都で、11月に大阪のエル・ライブラリーで、「三池炭鉱炭塵爆発50年展 むかし炭鉱いま原発」を開催した。

本展実行委員会メンバー11名を以下に紹介する。

エル・ライブラリーは、公益財団法人大阪社会運動協会が運営する労働専門図書館である。大阪社会運動協会は、1978年設立以来、大阪の社会運動史に関する資料を収集し、「大阪社会労働運動史」(既刊9巻)を発行。2000年からは大阪府の委託を受け、「大阪府労働情報総合プラザ」を運営したが、2008年、橋下大阪府知事の財政改革によって大阪府労働情報プラザは廃止され、協会に対する補助金もすべて打ち切られた。廃棄される運命となった大阪府労働情報総合プラザの旧蔵書約17000冊と、大阪社会運動協会の蔵書・資料を統合し、多くの個人、団体の支援によって2008年10月21日、エル・ライブラリーが開館した。市民ボランティアと寄付で支えられ、常勤職員は館長と館長補佐の2人のみ。谷合氏は、「日本一貧乏な図書館」と称している。2016年には、ライブラリー・オヴ・ザ・イヤー優秀賞に選ばれた。設立趣旨に、「地域の記憶の場」たる図書館の役割を果たす、とある⁽¹⁵⁾。谷合氏は1958年生まれ、大学で日本現代史を、千本氏は1967年生まれ、大学で国文学を専攻した。二人とも大学生時代から大阪社会運動協会に関わり、そのまま同協会に就職した。

2010年から展覧会を主催してきた前川俊行氏は、1952年に三池炭鉱緑ヶ丘社宅(熊本県荒尾市)で生まれた。両親は農業移民で台湾に渡り、彼の地で出会った。戦後、引き揚げ、生活困難のなか、父は三池炭鉱に職を求めた。炭坑内で石炭を掘り出す「採炭」という職に携わる鉱員として、三川坑で働いていた。父は、三池炭鉱労働組合員であり、母は、三池炭鉱主婦会の地域副会長であった⁽¹⁶⁾。父が三池闘争の際に解雇され、前川氏8歳、1961年の春に、一家は、職と生活を求めて、三池を後にした。こうして三池炭鉱緑ヶ丘社宅は、前川氏にとって望郷の念止まない故郷になるが、移動した先で母親から最初に言われたのは「三池から来たことは人に言ってはならない」ということであった。最初は岐阜に、さらに京都に。そこで、父は61歳の生涯を閉じた。タバコは吸わなかったのに肺が真っ黒であった。炭坑内の仕事に携わったほとんどの人が罹患した塵肺に起因する死であったのではないかと思われる

と、前川氏は語る。母は、京都から滋賀へ、滋賀から福井に移住し、清掃婦として働いていたが、交通事故により即死。63歳であった。後に、前川氏は、その時の思いを次のように記している。「焼き場でのお骨拾いの時、カランとした母の遺骨を見て、ガク然とした。これが人間というもののか。この乾燥した白いモノのか。これが人間のなれの果てであるのか。悲しみよりも先に、人間の存在価値、生きていることの馬鹿バカしさを感じずにはいられなかった。何のために三池闘争の中などを頑張って生きてきたのか。これまでの母の全てが否定されたような気がしてくやしかった。そして、そういう「無」というものに対して腹が立ってしよがななかった。」⁽¹⁷⁾前川氏は、母の死がホームページ開設につながったと語ったことがあるが、母の死から開設までにはかなりの年数がある。おそらく、母の死に際して、三池闘争にまつわる問が前川氏のなかで胚胎され、以後問い続けることになったのであろう。

望郷の念が、三池炭鉱への興味と結びつくことになったのは、1996年、既に使われなくなっていた三池炭鉱四山坑の巨大な立坑が、爆破され崩れ落ちるテレビ映像を見た時であった。「私のフルサトが喪われる」という思いに駆られ、1997年、三池炭鉱閉山の年に、ホームページ「異風者⁽¹⁸⁾からの通信」を開設し、三池炭鉱にかかわる聞き取り、取材、資料集めを行い、そこに掲載するようになった。ホームページは多くの反響を引き起こし、メールや手紙で思いを伝えてくる人、さらには、三池炭鉱にかかわる品々を前川氏に託す人々が次々と現れた。その集積が、本展でも展示された前川コレクションである。ホームページの噂を聞き知ったものの、ホームページになかなかアクセスできない人たちからの要望に応じて、2007年からは、紙冊子形態の『異風者からの通信』を発行送付するようになった。「オリげ(私の家)にとって三池争議ちゃ、いったい何だったのか」「父ちゃん母ちゃんたちは何を伝えなかったのか」を問いつけながら「父ちゃん、母ちゃんたちが三池で生きてきた証を残し伝える」活動を地道に続けてきた。冊子版『異風者の通信』は2021年に102号を発行し、休刊した。

2010年、2013年にも前川氏とともに展覧会を主催した東川絹子氏は、1947年生まれ。三池炭鉱四山社宅で暮らし、高校卒業後、京都の大学生協に就職した。京都に出てきて間もなく、「なんや、炭鉱の娘か」と侮蔑的に言われ、驚き、悔しく思った。以来、炭鉱での暮らしの素晴らしさを伝えていきたいと思うようになった。父は、天草の農家であったが、体が弱く農業のできない母のために、三池炭鉱へと転職したと語る、愛妻家であった。中学1年の時、三池労働争議を経験している。父は三池労組、母は主婦会のメンバーであった。争議の時には全国から参集したオルグ⁽¹⁹⁾が、三池労組員の家に分宿した。東川氏の家にも「オルグさん」が泊まり、多い時には、十数人の「オルグさん」のために母と食事を用意し、一緒に食べた。社宅は、おとなも子どもも平等に力を合わせて暮らしを築く場であり、家庭は民主主義の学校だったと、彼女は回想する。子どもの時の記憶をたどりながら、三池闘争のさなかに社宅で生み出された生活技術を現代に伝え、地域コミュニティ作りに生かしたいと強く願い、日常的に様々な活動をしている⁽²⁰⁾。2010年と2013年の展覧会を開催したのもそのような日々の取り組みの一環であったと思われる。またその過程で、展覧会を見に来ていた福井氏、東川氏同様大牟田出身の上田氏、向井氏、鶴飼氏（後述）が本展実行委員会に加わった。

上田茂氏は、1948年に生まれ、三池炭鉱新港町社宅で高校卒業まで暮らした。彼自身は与論島出身者ではないが、新港町社宅には、多くの与論島出身者が暮らしていた。両親は、敗戦とともに満州から故郷の玉名（熊本県）に引き上げてきた。父は、玉名から遠くない三池炭鉱に職を求めた。三池炭鉱の売店「三池商事」の事務の仕事をしていたが、三池労組員であったため三池闘争の際に指名解雇された。最後まで、解雇は無効だと法廷で争い、闘争の一環として1970年くらいまで社宅に住み続けた。上田氏は、高校卒業後、組合の強い職場で働きたかったため、大阪府の段ボール工場に就職。それは、三池労組が子弟たちを斡旋した工場で、当時の寮の住人の半分以上は「三池の子供」たちだった。「そのため親も安心し

て大阪に出したのだと思う」と上田氏は語った。29歳の時に会社が閉鎖され、次に就職した会社で、「前の会社が閉鎖されたのは、組合が強かったからではないか」と言われ、「そんなことあるかい!」と悔しい思いをした。京都で東川氏、前川氏たちが開催した2010年、2013年の展覧会のお手伝いをした。「何かしたい」と思って本展実行委員会に加わった。

鶴飼雅則氏は、1951年生まれ。三井関係の会社に勤める父を持ち、大牟田市の会社社宅に、14歳まで暮らしたが、父の転勤によって大阪に移住。子どものときは、大牟田に暮らしながら炭鉱のことはほとんど知らなかった。炭鉱についての知識は本などによった。子どもの時から現在に至るまで、彼にとって大牟田は工場の町である。大学卒業後、大阪のエネルギー会社に勤め、輸入炭に関係する仕事にも携わった。会社員時代の後半は、関西文化学術研究都市をフィールドに、研究所と学校、研究者と子どもたちをつなぐプロジェクトを立ち上げ、子どものための科学展、科学絵本の制作などを企画した。定年退職後は、京都府下の地方自治体で同プロジェクトを推進するとともに、地域ミュージアム・ネットワークを作る仕事などを手がけた。本展覧会では、『炭都と文化——昭和30年代の大牟田』（以下『炭都と文化』⁽²¹⁾）というコーナーの企画展示をおこなった。鶴飼氏の大牟田の景観の記憶は、工場廃液でぜんざいのような色になったり七色に光ったりした、悪臭を放つ川。展覧会準備が始まって間もないころ、会合の帰り道で、「どうして、この展覧会の準備に加わろうと思ったんですか」という私の質問に、「私が育った大牟田は、「ふるさと」の歌で歌われているような場所では全くなかったんですね。そんな大牟田は、文化不毛の地と言われたけど、私の記憶ではそうではなかった。」と語った。本展のために、何回も大牟田を訪れた。

向井美香氏。1961年生まれ。大牟田市の商店の家出身だ。大牟田にいたときは、コンビナートは目に見えるのでわかったが三井三池炭鉱に関しては、ほとんどすべての炭鉱施設が地下にあり、実感がなかった。高校卒業と同時に、大学進学で京都へ。10年ほど前に前川氏のサイト「異風者

からの通信」を偶然知り関心を深め、京都での「炭じん爆発 50 年展」で実行委員として参加したのをきっかけに勉強し、三池炭鉱があった故郷への自負と、負の歴史を知らずにいたことへの自責の念が生まれたという。現在大阪在住。本展覧会当時、コミュニティ誌を作る仕事に携わっていた。本展およびプレ企画の映画・幻燈上映会のチラシ、ポスター、図録の表紙デザイン、社宅地図や炭講談社地図の作成を、みんなの意見を聞きながら、一手に担当した。また、本展で行われた、炭鉱を話題とした落語公演が可能になったのは、彼女のネットワークによる。準備期間中に、大牟田に帰省し、元新労メンバーなど三池炭鉱関係者にインタビューを試みた。

西牟田真希氏、1980 年生まれ、本展実行員会最年少者。三池炭鉱に焦点をあてて、炭鉱遺産とまちづくりの研究をしている社会学研究者である。これまで集めてきた、炭鉱関係のグッズやパンフレットのパネルを展示した。そのほかポスター貼付依頼やチラシの配布依頼を大学などにする役割を果たした。西牟田氏は 2019 年に、本展実行委員会に関する活動についての論考「失った故郷を探究する熱意——関西移住者から見る三池炭鉱」を出版している⁽²²⁾。

福井滲子氏は 1932 年生まれ、東京に本拠地を置く劇団で仕事をしてしたが、退職後、社会運動のしやすい京都に引っ越しをし、脱原発運動などに励んでいた。戦争体験者としてできることをしたいという思いが、彼女の社会活動を支えていた⁽²³⁾。

佐々木央氏は、1955 年生まれ、青森県むつ市出身の記者。唯一東京在住である。前川氏や谷合氏についての記事を書いたことがある。本展開催に合わせて記事を書いた。

私は、1953 年生まれ、1979 年から主としてインドネシアのフローレス島でフィールドワークを行っている人類学研究者。炭鉱に強い関心を持つようになったのは、2007 年度に行った「社会調査実習」という授業の一環で、旧産炭地である北海道夕張市に学生たちを引率すると決定した時からである。その後、2008、2009 年度にわたり、計 3 回夕張に、2014 年、2016 年、2017 年度には、

同じ北海道空知地方の旧産炭地、赤平市に学生たちを引率した。2014 年度には炭鉱をテーマに共同研究を実施した⁽²⁴⁾。

本展の開催に至るまでに、何回も全体会議や部分会議をもった。ML でのやり取りは、展覧会開催までに 3000 近くになった。2015 年 3 月には、福岡県大牟田市と熊本県荒尾市を一緒に訪れ、三池炭鉱関係者にインタビューを行った。また、映画会 4 回、幻燈会 1 回、落語会 2 回をプレ企画として開催した。

3.2. 本展の構成と内容

3.2.1. 展覧会場と展示構成

展覧会のスタッフは、実行委員会のメンバーとその他の業務補助のボランティアから構成された。入場無料、入場者総数は 655 人であった。

会場は、大阪府立労働センタービル 9 階にあるエルおおさかギャラリーを低料金を借りた。地の利のあるこのビルには、エル・ライブラリーをはじめ労働関係の事務所や施設が入っている。ギャラリーは、廊下を挟んで両側にある、仕切りのない長方形の部屋が廊下を挟んでいる二つの部屋からなる。エレベーターを降りてすぐ左手にある第一会場は床面積 126m²、壁面長 40m。第二会場は床面積 78m²、壁面長 32メートル。第一会場は、部分パーティションで、4 つに区切った。第一会場と第二会場間の廊下にもいくつか展示を行った。エレベーターを降りるとすぐ見える位置に、主催者挨拶と趣旨説明のパネルがおかれた。会場の全体の構成を考えたのは、エル・ライブラリー

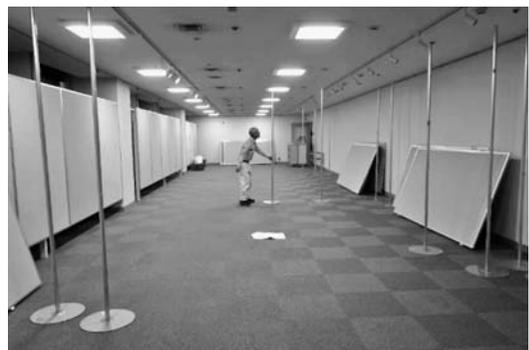


写真 1 展示設置前の第一会場 パーティションのポールを立てる 2017 年 5 月 4 日筆者撮影



写真2 パーティションのパネルをたてる 2017年5月4日 筆者撮影



写真3 手作り展示台作成・設置 2027年5月4日 鄭良二氏撮影

の館長補佐千本氏である(写真1, 写真2, 写真3)。

以下の図1. 会場見取り図を参照しながら展示について解説する。

3.2.2. 第一スペース・第二スペース：エル・ライブラリーによる展示

第一スペースには、右手に三池炭鉱の年表や歴史など一般的説明、正面に坑内作業の装備を身につけたマネキンと炭鉱労働の写真、大蛇山祭り⁽²⁵⁾参加の際に与論会(与論島出身者とその子孫の会)が揃えた法被を身につけたマネキン(写真4)。左手壁に、三池炭鉱労働組合旗、三池炭鉱新労働組合旗、三池炭鉱職員組合旗を並列(写



写真4 与論会法被、坑内作業装備 など 2017年5月4日 筆者撮影



写真5 三つの労働組合旗 2017年5月4日 筆者撮影

真5)。左手壁の展示は第二スペースまで連続し、三池闘争中の壁新聞3種、即ち、三池労組壁新聞、会社の壁新聞、大牟田再建市民運動本部壁新聞を並列。第三スペースを含む左手壁には、関西の労働組合との関係を示す資料と、手書きメッセージ入り赤旗やホッパーパイプなど三池闘争資料を展示。二つのパネル「大阪からの支援 総評」「大阪からの支援 全労」を並列して展示。右手第二スペースには、1963年の三池炭鉱三川坑炭塵爆発によるCO中毒患者となった鉱員の両親による手書きの「病状日記」(現物)、患者本人がつけた「病床日記」(現物)や患者の写真などとともに、三池炭鉱三川坑炭塵爆発とCO闘争の展示を、労働災害という切り口から構成している(写真6)。文書現物など、活字の入った展示物が多く、来場者は展示品を言説化する経験をする。

エル・ライブラリーは、展示物全体が労働問題

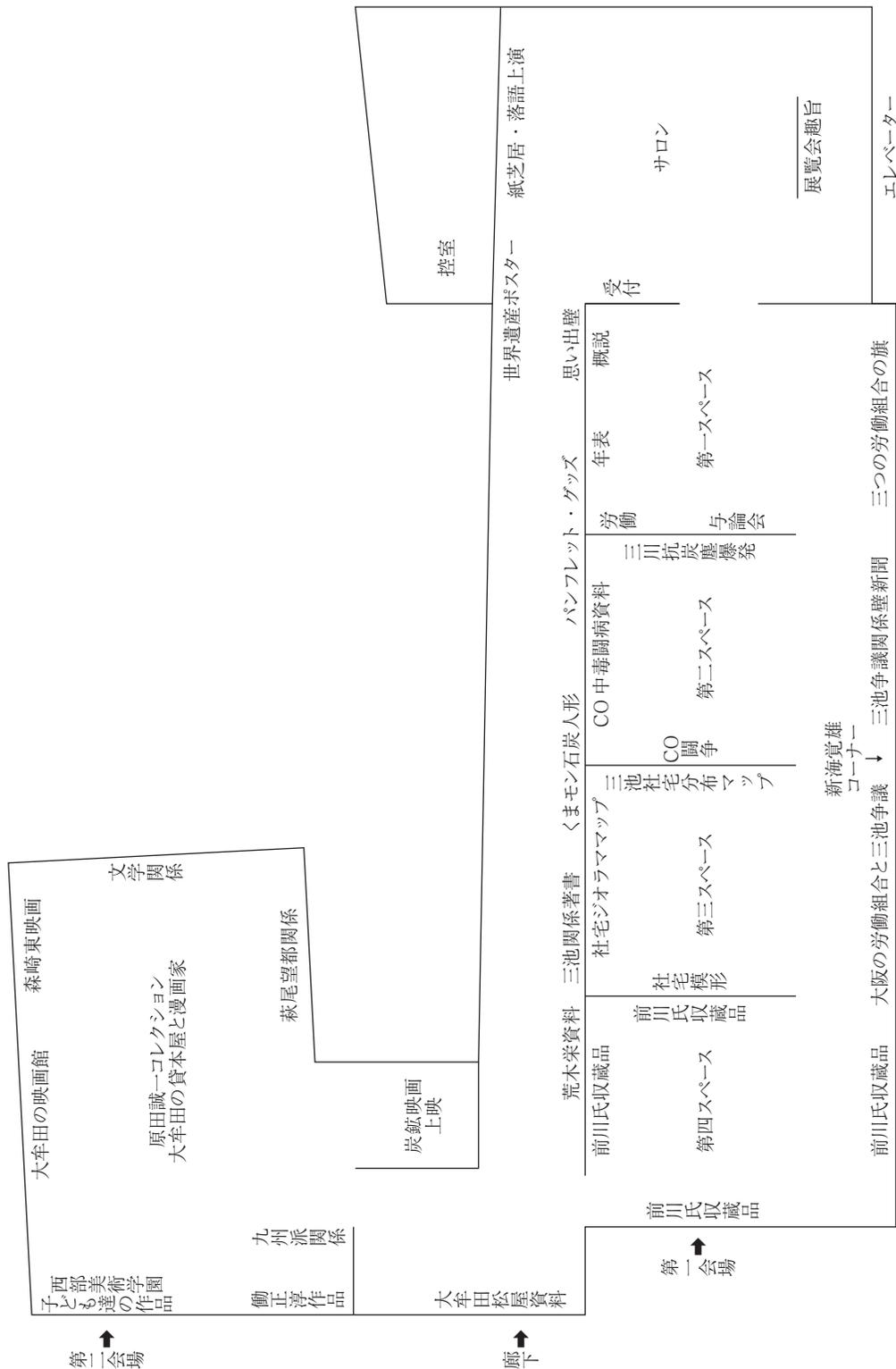


図1 会場見取図



写真6 三川坑炭じん爆発 CO 中毒患者日記と家族の日記 CO 闘争 2017年5月5日 筆者撮影

の観点からみられるように展示を構成した。三池争議に関しては、次のような斬新な問題提起がおこなっている。三池争議の全貌ははまだ明らかになっていない。三池争議を明らかにするために中心的に光が当てられてきたのは三池労組であり、新労や職員組合の人々の声を擲り上げてこなかったという傾向がないだろうか。新労や職員組合が、記録をあまり残さなかったことにも確かに原因の一端はある。しかし、同時に、少ないながらも残されている記録を取り上げてこようとしなかったこと、新労の人たちが複雑な思いを抱いたまま、沈黙せざるをえないような立場に置かれてきたことも事実であろう。展覧会図録に収録されている谷合論文は新労の人を含む多様な声に耳を傾けることの必要性を示唆し、千本論文は、新労側やそれを支持した全日本労働会議の資料などにあたり、三池争議の複雑な全貌に光を当てようとしている⁽²⁶⁾。そこでは、三池争議に関して三池労組に与えられた、抑圧と闘うマイノリティとしてのある意味の特権を相対化し、新労などを可視化しようとしている。

3.2.3. 第三スペースと第四スペース：炭鉱社会経験者たちによる展示

「社宅のくらし」というのほりを入口に置いた第三スペースには、50分の1スケールの炭鉱社宅模型と母と子と父親、および、仕事着を着て座る炭鉱マンの人形をガラスケースに展示。社宅模型と人形はそれぞれの専門家に作成してもらった。右手には、前川氏が手作りした、三地域（緑ヶ丘、四山、新港町）の社宅ジオラマ・マップが



写真7 三つの社宅ジオラママップ（平台）と思い出写真 2017年5月5日 筆者撮影

平台に置かれ、それぞれの地域に住んでいた前川氏、東川氏、上田氏の懐かしい思い出が記されているパネルと、向井氏制作による三池炭鉱社宅分布地図が壁に展示された（写真7）。さまざまな強制労働、暴力的衝突、大事故など負の事実は人々の記憶に刻まれやすいが、その力に抗して、炭鉱社会での温かい生活を伝えるという、実行委員会、とくにそこで生活していたメンバーたちの願いがこれらの展示にはこめられていた。

前川氏は、建築関係の仕事をする子息に助けられながら、三地域の社宅マップを、薄い発砲スチロールを切って、張り合わせて作った。1997年に緑ヶ丘の社宅跡を訪れたとき、草深くて前に進めず、「おまえにはもう、故郷などない」と言われているようで涙したと冊子版『異風者からの通信』で述べている。彼にとっては、既に影も形もなくなってしまった故郷の社宅を、ジオラマ・マップという形に再現することは、大きな意味を持っているに違いない。

第三スペースでは、ジオラマ・マップやパネルを介して、上田氏、東川氏、前川氏が来場者と語りながら説明し、来場者同士が語らう情景がしばしば見られた。

「前川俊行コレクション」と標された第四スペースでは、前川氏が保存するモノ、大半は寄贈されたモノが展示された。第三までのスペースと比べると、モノが密集していた。寄贈品は寄贈者ごとにまとめられ、寄贈者と前川氏のやり取りが書かれたパネルがおかれた（写真8、写真9、写真10）。前川氏や元鉱員やその家族が保有してい



写真8 寄贈者ごとにまとめられた展示品と前川氏と寄贈者の通信文パネル 2017年5月5日 筆者撮影



写真9 前川俊行コレクション 激励の書きこまれた赤旗など 2017年5月5日 筆者撮影



写真10 前川コレクション 前川氏と語らいながら展示品に見入る寄贈者たち 2017年5月5日 筆者撮影

たモノ、前川氏が購入したモノも展示された。三池炭鉱関係の現物が最も多いスペースである。前川氏は会場近くに宿をとり、毎日会場に詰めた。寄贈者たちが大牟田市やその他の遠方から来場し、三池炭鉱社会やその他の炭鉱社会でくらし

経験のある人たちが展示物に見入り、時に涙し、前川氏と語らう姿が見られた。来場した寄贈者の中には、新たにモノを寄贈し並べて帰る人もいた。自ら所有する書籍を展示していく人もいた。展覧会開始時には、前川コレクションの展示物207点と数えられたが、閉会時には展示物数が増えていた。

寄贈物によって前川氏に贈られたのは、経済的価値ではない。そこで贈与受領されたのは、日常的な言語では魂と言っていないような、モノに宿る「なにか」である (Mauss 1967: 10; Taussig 1980: 124)。モノたちは、寄贈者ごとにまとめられた。このように展示することによって、前川氏は、モノに何かを表象させるのではなく、モノそのものが語る物語に耳を傾けてほしいと考えていたようだ。

母の死によって胚胎された実存的な問い。8歳にして故郷から切り離された生。望郷の念の激しさとは裏腹に、故郷での記憶は極めて断片的だ。「断片的な記憶」を「一つに完成させたい」という思いがHPや冊子の発行を続けさせているのかもしれないと、前川氏は書いている。また、「遠い昔の出来事でも、三池に生きた父や母たちが私たちに語り残したかったこと、大切なものがあるはずだと、私はふるさと三池の中にこりもせず今もお探しものをしています。」とも書いている。前川氏にとって、モノたちは、「遠い昔の出来事」を宿している。以上のことから、前川氏は、アレゴリー的方法によって一つの全体的布置像を模索しているともいえよう。

アレゴリー的方法は、遺稿『パサーージュ論』において、ベンヤミンが集大成するはずだった理論である⁽²⁷⁾。アレゴリー的方法とは、この世界のうちに断片として存在する一見無関係な事象を、アレゴリーとしてそれが本来的に有していた全体の構造的性に基づいて配置することによって、一つの布置像=星座(コンステラツィオン)のイメージを浮かび上がらせる。イメージ(唯物的像)をイメージのまま、概念化せずにとらえて、布置像=星座(コンステラツィオン)を感じることができるようになることがベンヤミンのアレゴリー的方法の実践である。それは、世界を言語

によって意味に分節する主流の知の在り方に対峙するものである。ベンヤミンのアレゴリーの実践が、神学的偏在論あるいはライブニッツのモノド論支えられ、神学的救済につながるものであるのに対し、前川氏の問は、神学的偏在論やモノド論といった、包括的な寄る辺をもたない。前川氏のアレゴリーの実践のほうが、ベンヤミンのそれよりも開かれているともいえる。(ベンヤミン 2003 [1982], 山口 2003)。

前川氏が保存し展示した三池炭鉱に関わるモノは、自らの生につながるさまざまな人の生を宿し、かけがえのない唯一性を宿し、記号や表象としては大きな余白を残す。たとえ工場生産された主婦会の複数のバッジであっても、「同じ物」ではない。何を表象しているかは常に問いに付され、唯一性を宿しているため、モノはフェティッシュ、即ち、人間に働きかけるエイジェンシーとなっている。

上で用いた分析概念フェティッシュ *fetish* について説明しよう。ド・ブロス、フロイト、マルクスはともに人間主体中心的観点から、モノに力の源を見出すことを「錯誤」と断じる。「錯誤」を生じる人間の精神的作用を指してフェティシズム、そのモノを指して「フェティッシュ」という語を使っている。それに対し、ここで使うフェティッシュは、かれらの人間主体中心主義を逆照射する分析概念である。近代知は、主体である人間がモノや事象を対象として生産される。主体である人間はそれらの対象を「事実 *faits*」としてくり出し、知的営みたるものは「事実」に基づかなくてはならないとする。「事実」を支えるメディアは、文字・フィルム・録音機器など外的媒体に標された記号である。なかでも、近代以降重要視されるのが数字である。「未開民族」の信仰をフェティッシュ信仰と断じたのは、この眼差しである。逆に、眼差しをひっくり返せば、近代は「事実神」⁽²⁸⁾のカルトに陥っていると、ラトゥールは指摘する (Latour 2010)。前川氏の展示したモノはこういった意味合いを孕んでいる。

3.2.4. 第二会場、廊下スペース、サロン

第四スペースの後方に出入り口があり、それを出ると、廊下を挟んで向かいにある、第二会場に



写真 11 第二会場「炭都と文化」 働正・淳父子の作品と大牟田を描いた子供たちの絵 2017年5月4日 筆者撮影



写真 12 第二会場「炭都と文化」 映画館 漫画 文学 2017年5月4日 筆者撮影

入れるようになっている。第二会場の小さな一角が、炭鉱関係映像映写スペースになっている以外は、すべて、鶴飼氏が企画展示した『炭都と文化』のコーナーである。当時の大牟田の写真、デパート、映画館、貸本屋に関する資料のほか、大牟田出身の漫画家、画家、詩人の作品、大牟田ゆかりの映画監督に関する資料など、数多くの作品や出版物を展示した (写真 11, 12)。

『炭都と文化』は、三池炭鉱、なかでも、三池労組運動と炭塵爆発という、三池労組と三井資本と国家が主な登場主体となる当時の大牟田という場において展開する「大きな物語」から零れ落ちてしまうモノたちを展示した。それは鶴飼氏自身の大牟田での経験を掘り上げる。

二つの会場の間の廊下も展示スペースとして使った。順路に従って右手の壁に、三池労組に所属していた若き音楽家荒木栄の展示。これは、東川

氏の友人で、荒木栄のもとで若いとき活動していた人から預かった資料である。次に、鶴飼氏が仲介して実現した、有明高専の学生たちが作った、くまモンの石炭人形。旧産炭地で西牟田氏自身が集めたパンフレットなどを張り付けた大きなパネル、そのほかの炭鉱関連のグッズもおかれている。順路の最後となる壁には、記憶の壁と名付けたボードを置き、誰でもが感想などをかいて貼れるよう、その前の机にポストイットと筆記用具を置いた。会期中に、58 件の「思い出」が貼られた。その向かいには、西牟田氏が大牟田市や荒尾市からもらい受けてきた大量のパンフレットを、自由に持って帰れるように置き、その前の壁には、自治体がつけている「明治日本の産業革命遺産」を構成する炭鉱遺構のポスターを貼った。

廊下を抜けると、エレヴェーターホールにもどる。そこに、応接セットを置いたサロンをしつらえた。そこには、誰でもが手を出せるように、大牟田銘菓をテーブルの上に置いた。これは、谷合氏の発案である。サロンでは、毎日 2 回東川氏が紙芝居を演じ、型抜き飴や水あめを聴衆に配った。「坑内で働く父親の仕事への誇り、父親としての細やかな愛情、炭じん爆発事故により中毒患者となった父を看護師となった娘が温かく見守る現在」という紙芝居のストーリーは、炭鉱社宅の友人の実体験に基づいて、東川氏が創作した。絵は若い画家に依頼した。東川氏は、紙芝居展を開催したことがある鶴飼氏の紹介で、京都府で今でも紙芝居をしている男性と会い、指導を受けると同時に、昭和 20 年代の紙芝居と、紙芝居枠を借



写真 14 笑福亭仁勇師匠の落語を楽しむ 2017 年 5 月 7 日 筆者撮影

り受けた。東川氏は、古い紙芝居で観客を楽しませた後で、自作の紙芝居を上演した(写真 13)。5 月 7 日と 8 日には笑福亭仁勇師匠⁽²⁹⁾が三池炭鉱に関する創作落語を提供した(写真 14)。これは向井氏のネットワーク力によって実現した。サロンでは来場者たちが集い歓談し、紙芝居と落語を楽しんだ。しばしば実行委員会メンバーが歓談に加わり、そこには交流の場が出現した。

結 語

第一章で述べたように、社会の変容に連動して、マイノリティの声を響かせるというポストコロニアル批判に代表される方向と商品消費を含む娯楽的消費とアート化という方向、さらに集いの場へとミュージアムが向いつつある歴史的現在において「三池炭鉱閉山 20 年展」が開催された。

本展の第三・第四スペースとサロンに典型的に示されているように、本展は、神殿でもフォーラムでもなく、来場者とスタッフの集いと応答の場所であった。新自由主義的現状は、西洋を中心とする国際ヘゲモニーや国家のヘゲモニーに直接結びつかない公共施設の解体を促進している。エル・ライブラリーは、そのような解体の後に、さまざまな市井の人々による寄付とボランティアで設立維持されてきた、神殿性があらかじめ失われた公共機構である。維持運営してゆくためには、さまざまな意見や立場の人々の協力が不可欠であるエル・ライブラリーは、あえてフォーラムになることはしない。論争は、協力者の分裂・離脱の



写真 13 サロンにて紙芝居上演 2017 年 5 月 5 日 筆者撮影

可能性を孕んでいるからである。

本展実行委員会も、さまざまな意見と立場の人々からなっている。開催までの3年以上の間に、多くの会合がもたれ、メーリングリスト上でもアイデアのやり取りがされたが、他のメンバーの意見に異が唱えられることはほぼなかった。会場が労働関係のビルの中にあり、大阪産業労働資料館（エル・ライブラリー）が取りまとめ役になっている。エル・ライブラリーは、労働問題の視座から三池炭鉱をとらえているが、それが本展全体の方向性となつてはいない。展覧会場の各スペースは、緩やかに相互連携しながらも、それぞれの担当者によって独自に取りまとめられた。実行委員会自体が、フォーラムではなく、集いと応答の場であった。

前川氏、東川氏、上田氏、鶴飼氏に関しては、炭鉱や労働組合、炭鉱と工場の町である故郷に関して、排除、侮蔑、周辺化を受けた経験が、展示に参加する動機の重要な部分をなしている。しかし展示では、人権やPCに基づく視点から排除的社会を照らし出して来場者へコミットメントを求めることはせず、一般社会が周辺化した彼らのアイデンティティのよりどころの豊かさをモノと物語で提示することによって、来場者の応答を誘っていた。

また、三池炭鉱の労働者たちは、国家と資本によって歴史的に流転させられたマイノリティの系譜をなしてきた。西洋を中心化する国際ヘゲモニーと国家ヘゲモニーを体現する世界遺産『明治日本の産業革命遺産』の一元的ストーリーは、そういった歴史を不可視化するので、人権の観点から批判の対象となりうる。けれども、実行委員会は、そういった批判は展開せず、世界遺産の知名度を広報のために戦略的に利用し（セルトール1987 [1980]）、展覧会本番では、廊下の片すみに世界遺産関係のポスターやパンフレットを置くにとどめていた。

展覧会は、モノを提示することが中心となる場であり、モノは完全な表象化、すなわち記号化、をすり抜ける余白を常にもっている。近代の神殿としてのミュージアム／展覧会は、上から下への一方向的な権力作用によりモノを一元的に表象化

し、余白を消し去ろうとする。フォーラムとしてミュージアム／展覧会は、対等で自由な思考をするエイジェンシー間の論争の場であると想定される。論争されるためには、モノは表象に、さらに言説に置き換えられることが必要になる。そこにはモノに対する記号化への強制力が人々の間に働く。また、対立するにしろ合意するにしろ、議論がかみ合うためには、共通の思考の基盤に立たなければならぬ。共通の基盤が人権やPCであったとしても、結果として人の思考とモノとの関係を拘束する。それに対し集いと応答は、モノの表象化の余白を認め、思考の余白を許容する出会いである。本展はこのような出会いを実現する場であった。

市井の人たちが企画運営した展覧会であり、商品消費を含む娯楽的消費化とアート化はみられないものの企画運営者および入場者の多様性 *diversity* が相互侵犯せず並び立つようになっている点に関しては、本展は、歴史的現在における展覧会の潮流の一つをなすものであるといえよう。また、ばらばらになりがちな個人が集い応答したという点に関しては、革新的な展覧会の形を実現したといえるかもしれない。一方、本展が、三池炭鉱の歴史に刻まれている数多くの社会・政治・倫理的問題を自他に突き付け、コミットメントを求めることをしていないという点は、歴史的現在の重要な示唆を無視しているようにも見える。しかしながら本展は、モノの表象化の余白を認め、自他の思考の余白を容認することにより—特に前川コレクションに顕著のように—贈与される「なにか」・アレゴリーをなすもの・フェティッシュとしてモノをそのまま提示することにより、国際的・国家的ヘゲモニーの一元的ストーリーが依拠する主流の知の在り方に対抗する知の可能性を宿していたといえるのではないだろうか。

謝辞

本稿執筆にあたり、「関西・炭鉱と記憶の会」の皆さん、お話を聞きした大牟田市、荒尾市、夕張市、岩見沢市、赤平市の皆さんには大変お世話になりました。龍谷大学社会学部社会調査実習での指導、同人権問題研究委員会助成の共同研究から貴重な経験

を得ることができました。深くお礼申し上げます。

注

- (1) 同展は巡回展として、6月6日から30日まで、関西大学博物館でも開催されたが、本稿ではエル・おおさかの展覧会のみを論ずる。巡回展開催は、関西大学経済・政治研究所との共催である。
- (2) 様々な宗教の寺院や寺院群、ストーンヘンジ、伝統的儀礼建造物群などに比しても同様のことがいえるだろう。
- (3) 丹波マンガン記念館 <http://tanbamangan.sakura.ne.jp/>, 満蒙開拓平和記念館 <https://www.manmoukinenkan.com/> などがそれにあたる。
- (4) 赤平市在住。鉱員の妻主婦会会員であった女性（当時70才代半ば）の2014年9月4日の語り。
- (5) 2014年9月4日、赤平市労働資料センターにおける語り。
- (6) 夕張市では2007年、2008年、2009年、2010年、2013年、2014年に、朝日町では2014年に、赤平市では2014年、2016年、2017年に、大牟田市では2014年にお話をお聞きする機会を得た。
- (7) 前川2007-2021, 森崎1982 [1977], 農中2016, 田嶋2000, 上野1967, 熊谷2005; 2013, 「異風者からの通信」<http://www.miike-coalmine.org/>。
- (8) 三井炭鉱では炭鉱社宅と言われたが、北海道空知の炭鉱では炭鉱住宅、略称炭住、という名称が使われた。
- (9) 両者の対立をなくす活動も行われてきている。例えば、三川坑炭塵爆発（後述）のあと三池労組と新労はそれぞれ別々に犠牲者慰霊碑を建てたが、2020年にすべての犠牲者のための慰霊碑が建立された。
- (10) 「世界遺産としての価値」
<http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/site/ouv/>
- (11) 九州遺産群 <http://www.kyuyama.jp/2016年3月末日で閉鎖。>「明治日本産業革命遺産」HP <http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/index.html/>
- (12) 写真は、本稿の以下に登場する前川俊行氏 HP 掲載のものであり、鹿児島県庁のひとが映像掲載に当たって前川俊行氏に電話で許可を求めてきたが、HP 閉鎖は前川氏に通知していない。（2017年2月10日、同年4月20日、前川氏談）
- (13) 松浦2013: 44, 加藤1999参照。
- (14) 端島（通称軍艦島）の「廃墟」は、大正時代になってから建てられた鉄筋コンクリート建造物が無人になってからできたものであり、「明治日本の産業革命遺産」とは無縁である。にもかかわらずこの映像が加えられているのは、世界遺産登録が現地の観光産業に資すると謳われているためである。「喪失」イメージ消費を求める「廃墟マニア」の増加と同じように、現代における娯楽的消費と共振する。
- (15) エル・ライブラリー ABOUT <http://shaunkyo.jp/about/> 参照。
- (16) 大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会 編2017『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山 20 年展』関西大学政治・経済研究所 p67.
- (17) 前川2007『異風者からの通信』第7号
- (18) 前川氏の「ふるさと」熊本という言葉で「かわりもの」を意味し、「いひゅうもん」と読む。
- (19) オルガナイザーの略称。三池の外から三池闘争に派遣され共闘した労働組合員や大学生は、オルグまたはオルグさんと呼ばれた。
- (20) 大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会 編2017 前掲書, p.18, p.69-71。
- (21) 同書 p.117-163。
- (22) 神本秀爾・岡本圭史編, 2019, 『ラウンド・アバウト——フィールドワークという交差点』集広舎に収録。
- (23) 2021年12月に逝去されました。合掌。
- (24) 共同研究報告書『炭鉱における生と死』を発行した。
- (25) 大牟田市にある6つの祇園系の神社から、木製の山車に竹と和紙で作った大蛇をのせて、町を練り歩き、最後には、大蛇を燃やす祭り。300年以上前に始まったとされる。毎年7月に開催され、2017年には35万人の人出があった。おおむた「大蛇山祭り」<http://www.omuta-daijayama.com/about.html> 参照。
- (26) 谷合佳代子2017「三池炭鉱労働組合と関西の労働運動」p.76-86. 千本沢子2017「三池争議における全労による支援—三池新労支援オルグを中心に—」p.87-101. とともに、大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会 編2017掲載。
- (27) 集大成は、第二次世界大戦中ナチスドイツのユダヤ人迫害がヨーロッパ中に広がるなか、ユダヤ人であるベンヤミンの自死によって途絶えた。
- (28) 英語で factish gods, フランス語で faitish dieux。Factish, faitish はブルーノ・ラトゥールの造語。両方とも「事実」を意味する語—fact (英語) と fait (フランス語)—からつくられている。フランス語

では fetish と faitish の韻遊びがうまくいつている。
 (29) 2017年12月に急逝されました。合掌。

日本語文献

- 青木恵理子編 2015『炭鉱における生と死』(2014年度共同研究報告書) 龍谷大学人権問題研究委員会
 赤平市史編纂委員会 2001『赤平市史 上』『赤平市史 下』赤平市
- 上野英信 1967『地の底の笑い話』岩波新書
- NHK 取材班 (大門博也・高田仁)「三池争議: 激突「総資本」対「総労働」NHK 取材班『戦後50年・その時日本は 第2巻』pp.7-213 NHK 出版
- 大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会編 2017『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』関西大学政治・経済研究所
- 大原俊秀 2015「大牟田市立図書館が所蔵する三池炭鉱資料とその目録について」『エネルギー史研究』30: 83-109.
- 加藤康子 1999『産業遺産: 地域と市民への歴史への旅』日本経済新聞出版
- 鎌田慧 1986『去るも地獄残るも地獄』筑摩書房
- 川田順三 2007「〈特別寄稿〉失望と期待と—新博物館が適するもの」『芸術新潮』第58巻第3号: 88-94.
- 木村至聖 2014『産業遺産の記憶と表象: 「軍艦島」をめぐるポリティクス』京都大学学術出版会
- 窪田幸子 2014「博物館とフェティシズム: 秘匿と開示をめぐる地域博物館の抵抗と交渉」田中雅一編『フェティシズム研究2 越境するモノ』pp.355-386. 京都大学学術出版会
- 熊谷博子 2005『三池: 終わらない炭鉱の物語』(映画) Siglo 配給
- 熊谷博子 2012『むかし原発いま炭鉱: 炭都 [三池] から日本を掘る』中央公論新社
- 熊谷博子 2013『三池を抱きしめる女たち: 戦後最大の炭鉱事故から50年』NHK ETV2014年11月30日放送分視聴
- クリフォード, ジェームズ 2002 [1997]『ルーツ—20世紀後期の旅と翻訳』月曜社
- クレイン, スーザン・A 編著『ミュージアムと記憶: 知識の集積/展示の構造学』ありな書房
- 古村えり子 2005「「闘う主婦」の誕生: 日本炭鉱主婦協議会の活動から」『北海道教育大学紀要』55(2): 187-201.
- セルトナー, ミッシェル・ド 1987 [1980]『日常の実践のポエティック』国文社
- 田川泉 2014「歴史の翻案: 合衆国における博物館コレクションの政治性と象徴性」田中雅一編『フェティシズム研究2 越境するモノ』pp.317-346.
- 竹沢尚一郎 2015「序章 フォーラムとしてのミュージアム」『ミュージアムと負の記憶—戦争・公害・疾病・災害: 人類の負の記憶をどう展示するか』竹沢正一郎編著 pp.3-36.
- 田中智子 2012『三池炭鉱炭じん爆発事故に見る災害福祉の視座』ミネルヴァ書房
- 田中雅一 2014「性を蒐集・展示する」田中雅一編『フェティシズム研究2 越境するモノ』pp.395-416. 京都大学学術出版会
- 谷合佳代子 2014「第205回産業セミナー 三池炭鉱の記憶と大阪: 『むかし炭鉱, いま原発 三池炭鉱炭じん爆発50年展』を振り返って」『セミナー年報』1-13.
- 谷合佳代子 2017「三池炭鉱労働組合と関西の労働運動」大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会編『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』p.76-86. 関西大学政治・経済研究所
- 千本沢子 2017「三池争議における全労による支援—三池新労支援オルグを中心に—」大阪産業労働資料館&関西・炭鉱と記憶の会編『炭鉱の記憶と関西 三池炭鉱閉山20年展』p.87-101. 関西大学政治・経済研究所
- デルコン, クリス 2014「21世紀のための美術+建築—テート・モダン」PARAPSOPHIA + Future Beauty 共同研究プロジェクト オープンリサーチプログラム (レクチャー) (4月4日開催@京都国立近代美術館)
- 永吉守 1998「ライフヒストリーに観る炭鉱労働者像: 閉山間近の三井三池炭鉱労働者の『語り』より」『熊本大学文化人類学調査報告』2: 1-96.
- 西牟田真希 2010「三池炭鉱における社宅コミュニティ」『社会情報』19(2): 219-223.
- 西牟田真希 2019「失った故郷を探究する熱意—関西移住者から見る三池炭鉱」神本秀爾・岡本圭史編『ラウンド・アバウト—フィールドワークという交差点』集広舎
- 農中茂徳 2016『三池炭鉱宮原社宅の少年』石風社
- 林えいだい 1992『死者への手紙: 海底炭鉱の朝鮮人坑夫たち』明石書店
- バレ, カトリーヌ&ドミニク・プーロ 2007『ヨーロッパの博物館』雄松堂
- 平井陽一 2000『三池争議—戦後労働運動の分水嶺』ミネルヴァ書房

フェーア, ミヒヤエル 2009 「あるミュージアムとその記憶」 スーザン・クレイン編『ミュージアムと記憶-知識の集積/展示の構造』伊藤博監訳 ありな書房

ベンヤミン, W. 2003 『パサージュ論第一巻』岩波書店

ポミアン, クシトフ 1992 『コレクション: 趣味と好奇心の歴史人類学』平凡社

前川俊行 1997~2017 『異風者からの通信』1号~73号

松浦雄介 2013 「記憶と文化遺産のあいだ: 三池炭鉱の産業遺産化をめぐる」『西日本社会学年報』11: 37-50.

松宮秀治 2003 『ミュージアムの思想』白水社

村田麻里子 2014 『思想としてのミュージアム: ものと空間のメディア論』人文書院

森崎和江 1982 [1977] 『まっくら』三一書房

森崎和江・川西到 1971 『与論島を出た民の歴史』たいまつ社

矢野牧夫・丹治輝一・桑原真人 1978 『石炭の語る日本の近代』そしえて

山口裕之 2003 『ベンヤミンのアレゴリー的思考』人文書院

吉田憲司 1999 『文化の「発見」: 驚異の部屋からヴァーチャルミュージアムまで』岩波書店

吉見俊哉 1992 『博覧会の政治学: まなごしの近代』中公新書

外国語文献

Duncan, Cameron F. 1971 'The Museum: a Temple or the Forum', *Curator: The Museum Journal*, XIV(1): 11-24.

Henning, Michelle 2006 *Museums. Media and Cultural Theory*. Open University Press.

Latour, B. 2010 *On the Cult of Factish God*. Duke University Press.

Marstine, Janet 2006 *New Museum Theory and Practice: An Introduction*, Blackwell.

Mauss, M. 1967 *The Gift*. NY: Norton

Taussig, M. T. 1980 *The Devil and Commodity Fetishism in South America*. University of North California Press

Website

異風ものからの通信

<http://www.miike-coalmine.org/index.html> (2017年5月18日最終閲覧)

エル・ライブラリー ABOUT

<http://shaunkyo.jp/about/> (2017年5月18日最終閲覧)

大蛇山祭り <http://www.omuta-daijayama.com/about.html> (2017年7月31日閲覧)

九州遺産群 <http://www.kyuyama.jp/> 2016年3月末日で閉鎖 (2016年2月10日最終閲覧)

世界遺産としての価値

<http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/site/ouv/> (2017年7月31日閲覧)

丹波マンガン記念館 <http://tanbamangan.sakura.ne.jp/> (2023年8月15日最終閲覧)

満蒙開拓平和記念館 <https://www.manmoukinenkan.com/> (2023年8月15日最終閲覧)

明治日本産業革命遺産

<http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/index.html/> (2017年7月31日最終閲覧)

An Exhibition “Miike Coal Mine with a Focus on Memories Embraced
in Kansai, Commemorating the 20th Anniversary of Its Closure”
in the Historical Present:

From a Perspective Concerning Objects, Re-presentations, Exhibitions, and Minorities

Eriko Aoki

Located across Omuta City, Fukuoka and Arao City, Kumamoto, the Miike Coal Mine was a centre of socio-political movements around 1960, but it eventually closed in 1997. Today, its representation as a part of the UNESCO World Heritage Sites, registered in 2015 as *Japan's Meiji Industrial Revolution*, gives a totally different image to the mine from the one around 1960. In 2017, an exhibition entitled “Tanko no Kioku to Kansai: Miike Tanko Heizan 20-nen Ten” [Miike Coal Mine with a focus on memories embraced in Kansai, commemorating the 20th anniversary of its closure] was held at the Osaka Prefectural Labor Center. The author acted as a member of its executive committee, Kansai, Tanko to Kioku no Kai [the Kansai group for the coal mine and its memories], from 2013 to 2017. This article clarifies how the exhibition could be placed in the context of historical present, from a perspective concerning objects, re-presentations, exhibitions, and minorities, reflecting on the author's experiences.

〈論文〉

ジャーナリズムは専門職か

—日本メディア産業の倫理綱領の比較分析—

畑 仲 哲 雄

要旨：本稿の目的は、日本におけるジャーナリズムの専門職性について考察することである。筆者は、一つの端緒として、日本における代表的なメディア産業の倫理綱領である「新聞倫理綱領」と「放送倫理基本綱領」を考察の対象とした。考察するにあたり、本稿では、典型的な専門職とされる弁護士や医師たちをはじめ、英米のジャーナリズム組織、さらには日本の新聞産業の労働組合などが掲げる倫理綱領と比較した。その結果、現在の「新聞倫理綱領」と「放送倫理基本綱領」が、日本のジャーナリストたちの専門職化を促したり、難問と直面した際に立ち返るべき原則になっていたりするとは言い難いことが確認された。ただし、倫理綱領だけが専門職／非専門職の絶対的な判断基準ではなく、今回の考察で得られた知見はあくまでも限定的であるということ踏まえておく必要がある。

はじめに

ジャーナリストとは、どのような職業人を表す言葉であろうか。一般には、新聞社や放送局でニュース活動をする取材記者などマスメディア企業に雇用されている人々が連想されるだろう。ほかにも雑誌記者や編集者、紛争地に出かける写真家なども含まれよう。ネットメディアでニュースを配信する取材者たちもジャーナリストと呼べるだろう。

スマートフォンの普及によりだれもがニュースの現場に居合わせる可能性があり、たまたま撮られた映像が世界を動かすこともある⁽¹⁾。また、車載カメラで偶然撮影された映像を放送局に持ち込む人は、場合によってはジャーナリズムの実践者といえるかもしれない。こうして裾野を広げていくと、ジャーナリストの輪郭はますますぼやけていく。

ジャーナリストは資格も免許も必要がない職業であり、厳密に定義するのは容易ではない。本稿では、いたずらにジャーナリストと非ジャーナリストの線引きをするのではなく、ジャーナリストをジャーナリストたらしめる専門職性について考察を試みる。具体的には、ジャーナリストが目指

すべき職業規範を文章であらわす倫理綱領に焦点を当て、それが他の専門職団体のものと比べると、どのような差異や特徴があるか検討する。

倫理綱領に着目するのは、その職業の目的や使命、規律や理想を簡潔に記したテキストで編まれているためである。個々のメディア組織も独自の職務規範や行動基準などを設けているが、それらは組織が従業員に向けて命じた内部規則にとどまり、広くジャーナリスト全体の職業を見渡したものとはいえない。そのため、本研究では職業の使命や目的を把握するためには、会社組織の壁を越えたテキストを検討する必要があると判断した。

1. ジャーナリストとプロフェッション

1.1 報道に従事する職業ジャーナリスト

Journalist という言葉に対応する日本語がないため、私たちの社会ではそれをカタカナで表記している。「ジャーナリスト」とは、journalism を実践する人を意味する言葉であるが、journalism も journal と ism の合成語である。

ジャーナルは、一般には「新聞・雑誌などの定期刊行物」などと理解されるが、もともとは、古典ラテン語の「その日の」や「帳簿、日記帳」という意味で使われた diurnus や、14世紀以降のフ

ランスで「個人の日記」「棚卸しや日々の計算のための冊子」を意味した *journal* などを語源とする⁽²⁾。ism は、主義や説、思想などを表す英語の接尾辞であり、リアリズム（現実主義／写実主義）、ダーウィニズム（自然選択説）、テロリズム（暴力主義／恐怖政治）など、さまざまな場面でもちいられており、ジャーナリズムもその一つである。

留意しておきたいのは、日本の主流マスメディアに「ジャーナリスト」を名乗る人がそれほど多くないということである。報道の仕事に従事している人は「ジャーナリスト」よりも「〇〇新聞社の記者」「〇〇放送局の記者」などと名乗るのが一般的であり、露悪的に「ブンヤ」「テレビ屋」を自称する人も少なくない。

ジャーナリストである／でないという線引きは困難であるが、「ジャーナリスト」の通俗的な理解としては、新聞社や放送局、雑誌社で編集や取材に携わっている人たちに加えて、フリーランスの取材者たちも含まれるだろう。ネットメディアを舞台にジャーナリスティックな活動をしている人々もいる。ただし本稿では「ジャーナリスト」という言葉を、ニュース報道に関する専門性を有する職業ジャーナリストに絞り、その中でも新聞や放送メディアの組織ジャーナリストたちの規範を言語化した倫理綱領に焦点を絞って議論を進めていくことにする。

1.2 現代社会におけるプロフェッション

ジャーナリストの仕事を行えるにはある種の専門性が求められる。だが、その専門性の有無を測る明確な基準は存在せず、その地位を剥奪したり制裁を加えたりする団体や機関も日本には存在しない。はたしてジャーナリズム活動はプロフェッション (*profession*) と呼べるだろうか。

プロフェッションの概念は、古代ギリシャ・ローマ時代にルーツをもつ。それはキリスト教文化の中で重要な役割をもつだけでなく、中世の大学が授与した学位制度によって確固としたものとなった。典型的なプロフェッションは、医学、法律学、神学に関わる実践であり、実践者たちは、共同体に正義や善、救済などをもたらす特殊な技

能を発揮することにより高い地位を得てきた。このようなルーツをもつプロフェッションは、西欧社会の近代化や産業の進展、高等教育の普及にともしない多様化の一途を遂げてきた⁽³⁾。

現代のプロフェッションはどのように理解されているのだろうか。医療社会学者の進藤雄三によれば、現代社会の医師と弁護士専門職性は、A. M. カールサンダーズと P. A. ウィルソンが 1933 年に著した『プロフェッション (*The Professions* = 未邦訳)』でひとつの典型的なモデルが示されているという。進藤はそれを古典的モデルと呼び、その特徴を以下の 4 点にまとめている（進藤 1994: 211）。

- (1) 長期の訓練により獲得された専門的知識技術
- (2) 特別の責任感情とこれを表現する倫理綱領
- (3) (1) と (2) を維持・統御するための団体結社
- (4) 利潤追求型ではない固定報酬制度

ここで示された専門職についての基本的な考え方は、西欧だけでなく日本でも広く受容されてきた。法曹と医師は国家資格であり、とりわけ資格取得が難しい職業の典型である。ただし、そのふたつが典型的な専門職なのは、国家資格に基づくからではない。専門職の根柢となるのは、カールサンダーズが示したように専門的な知識と技術に加え、強い責任感情と職業倫理が求められることである。法曹の場合は難関の司法試験を突破したあと司法修習で実務訓練と倫理教育を受けなければならない、医師の場合も医師臨床研修制度のもとで専門的な知識技術と職業倫理をたたき込まれる。

高度な知識と技術を持つ者はクライアントに対して特権的な位置に立つことが避けられず、権力を乱用する誘惑にさらされる危険性が常にある。そのため重い責任感情や強い倫理規範が必要となる。「法は道徳の最低限」と言われるように、法曹と医師の職能団体は、弁護士法や医師法など「法」に定められているものを上回る「道徳」を掲げる。田中智彦は、専門職の特徴として以下の

3点を強調している（田中 2006: 444-445）。

- (1) クライアントの利益を最優先に追求しなければならない。
- (2) 専門職集団の一員として相互に適切な職務遂行を監督し徹底する義務を負う。
- (3) 社会全体の利益を守り向上させることも求められる。

ここまでの議論をまとめると、現代の市民社会から専門職として求められる要件としては、まず、高等教育機関で学問として体系化された知識・技能・規範を修得していることが前提となりそうである。そして、それらが私欲や営利ではなく公共的な目的で広く社会全体に平等に提供されなければならない。さらに、その職能団体は次世代の構成員を教育訓練し、規範からの逸脱者には制裁を加え、市民社会に向けて倫理綱領を掲げて自律的に組織運営されていることが重要となるようだ。

もう1点加えておくべきは「職能団体が時の政府に隷従してはならない」ということであろう。専門職は統治権力との対立を恐れず、市民社会からの要請に応えなければならない。それは第二次大戦下に法律や医学の「エリート」たちが思想弾圧や人体実験に与したことへの反省として、継承されなければならない重い教訓である。

2. 代表的な専門職団体の倫理綱領

ジャーナリズムの倫理を考えるうえで、専門職団体の倫理がどのように記述されているかを踏まえておく必要がある。本節ではその代表例として法曹と医療者の団体が掲げる倫理綱領のテキストを考察する。

2.1 法曹倫理

日本弁護士連合会（日弁連）は1949年、弁護士法45条に基づいて設立された法人であり、日本におけるすべての弁護士と弁護士会を会員とする職能団体である。数少ない強制加入団体のひとつで、弁護士会に登録しない者は弁護士として認められない。2022年2月1日現在、登録弁護士

は4万2951人、弁護士法人1479法人、外国法事務弁護士453人、弁護士会52法人などとなっている⁽⁴⁾。

日弁連は会員の資格審査権や懲戒権を持ち、それらの権限行使において国家機関の監督を受けないことを宣言している。弁護士は、国家・政府と対立する者の代理をつとめることもあり、組織運営において権力からの干渉を排しなければならないことは自明のことである。

職業としての弁護士は、憲法下で司法制度が確立した明治時代から存在するが、検事や判事に比べて制度的に低い地位に置かれていた。治安維持法下に戦争協力したという恥ずべき歴史もある⁽⁵⁾。弁護士の地位を向上させて専門職としたのは、連合国総司令部（GHQ/SCAP）の指導によるとされている。

ここからは、塚原英治・宮川光治・宮澤節生（2007）を手がかりに日弁連の倫理への取り組みを概観してみたい。日弁連では1955年に「弁護士倫理」を制定したが、組織内に設けた「弁護士倫理に関する委員会」が長期にわたる検討をおこない、35年後の1990年に新たな「弁護士倫理」を制定した⁽⁶⁾。新しい「弁護士倫理」は全8章計61条からなる。以下は、「弁護士倫理」の前文と章立てである。

【弁護士倫理】（1990年3月2日臨時総会決議／改正）

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする。

その使命達成のために、弁護士には職務の自由と独立が要請され、高度の自治が保障されている。

弁護士は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負う。

よって、ここに弁護士の職務に関する倫理を宣明する。

第1章 倫理綱領（第1条－第9条）

第2章 一般規律（第10条－第17条）

第3章 依頼者との関係における規律（第

18条-第42条)

第4章 他の弁護士との関係における規律

(第43条-第52条)

第5章 事件の相手方との関係における規律

(第51条-第52条)

第6章 裁判関係における規律 (第53条-第57条)

第7章 弁護士会との関係における規律 (第58条-第59条)

第8章 官公庁との関係における規律 (第60条-第61条)

このうち、第1章の倫理綱領は以下の9条からなる。

第1章 倫理綱領

(使命の自覚)

第1条 弁護士は、その使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを自覚しその使命の達成に努める。

(自由と独立)

第2条 弁護士は、職務の自由と独立を重んじる。

(司法独立の擁護)

第3条 弁護士は、司法の独立を擁護し、司法制度の健全な発展に寄与するように努める。

(信義誠実)

第4条 弁護士は、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う。

(信用の維持)

第5条 弁護士は、名誉を重んじ、信用を維持するとともに、常に品位を高め教養を深めるように努める。

(法令等の精通)

第6条 弁護士は、法令及び法律事務に精通しなければならない。

(真実の発見)

第7条 弁護士は、勝敗にとらわれて真実の発見をゆるがせにしてはならない。

(廉潔の保持)

第8条 弁護士は、廉潔を保持するように努

める。

(刑事弁護の心構え)

第9条 弁護士は、被疑者及び被告人の正当な利益と権利を擁護するため、常に最善の弁護活動に努める。

これは日弁連が組織内部に求める道徳規律だが、第1章で「倫理綱領」と銘打ち、組織の外に向けて宣明したことで、市民社会に対する誓約としての意味が強調されたといえる⁽⁷⁾。

弁護士倫理の「倫理綱領」第1条から第3条までは、前文に記述されている内容や弁護士法第1条と重なる。すなわち、弁護士の使命が「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」であり、権利としての「自由」「独立」「自治」が、義務としての「倫理」「自律」に基づいているということが、重ねて述べられている。

2000年代に入ると、司法制度改革が政治課題とされたことも影響し、日弁連では新たに弁護士倫理委員会を設けて検討を重ね、2004年に「弁護士職務基本規定」を制定した。第1章「基本倫理」は、1990年の「弁護士倫理」における「倫理綱領」を踏襲しつつ、「公益活動の実践(第8条)」などを新たに付け加えた。ここで留意すべきは全13章82条の条文を検討した倫理委員会には消費者団体や経済団体などの外部委員も含まれたことである。この規定の最大の特徴は、「会規」として定められ、懲戒など会員に対する制裁の根拠となった。1990年の「弁護士倫理」が内面的な道徳規律という性質が強かったことに比較すると、大きな強制力がもたらされたといえる。

2.2 医療倫理

医療倫理の起源は古代ギリシャの「ヒポクラテスの誓い」⁽⁸⁾とされる。ただし、現代に目をやると本格的に医療倫理が検討されたのは、1947年にナチスの医師を裁く際に用いられた「ニュルンベルク綱領」⁽⁹⁾が起点となる。翌48年には世界医師会が「医の倫理に関する国際法典(ジュネーブ宣言)」⁽¹⁰⁾を採択し、翌49年に「医の倫理に関する国際規定」⁽¹¹⁾を公表した。だが戦後も、医薬品開発などの分野で非人道的な実験がたびたび指摘

されたことから、世界医師会は被験者の自由意志による同意と完全な説明などを明記した「ヘルシンキ宣言」⁽¹²⁾を公表した。

日本における医療倫理の中心的な担い手は公益社団法人・日本医師会（日医）である。日医は1948年に社団法人として発足した。前身である旧日本医師会は1923年に誕生し、敗戦とともにGHQ/SCAPによって解散させられた。戦時下の日本医師会は戦時体制に組み込まれ、多くの医師が戦地に動員されたが、戦後の医師会は政府からの干渉を排除するというよりも、むしろ積極的な政策提言と政治献金をする利益団体（圧力団体）としての性格が目立つ。

日医は強制加入団体ではなく、日弁連のような会員に対する懲戒の権限がなく、一定の限界がある。会員は開業医を中心に約17万人にのぼり、医師会トップは政治団体「日本医師連盟」のトップも兼ね、医療政策に多大な影響力を及ぼしてきた。日医の公式ホームページでは「日本医師会通史（有岡二郎）」と題する50余の文書が公開されており、診療報酬や医療保険などについて、日医が時の政権と激しく交渉してきたことが見てとれる。

世界医師会が倫理問題を積極的に検討・公表してきたこともあり、日医も倫理問題について積極的に情報公開している。公式ウェブサイトにて設けた「医の倫理」のページと、そのページ内でPDF冊子として公開している『医師の職業倫理指針 [第3版]』（2016年版）は網羅的である。それらを参考に、日医の倫理を概観してみたい。

日医は1998年に「会員の倫理向上に関する検討委員会」⁽¹³⁾を設置し、2000年に「医の倫理綱領」を採択した。それは「医は仁術」など古めかしい言葉で知られる「醫師の倫理」（1951年）を大幅に刷新するものであった。

〔医の倫理綱領〕（2000年4月採択）

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

綱領を策定した検討委員会は、同じ年の12月に綱領の「注釈」を日医会長に答申した。「注釈」には、公衆衛生や地域医療への協力、社会保障制度への協力、国際協力、法令遵守、応招義務⁽¹⁴⁾のほか、患者の自己決定権を尊重するインフォームドコンセントの必要性や患者に心優しく接する義務などが記された⁽¹⁵⁾。いずれも世界医師会など国際組織でも検討されているものであり、日医独自のものがあるというわけではない⁽¹⁶⁾。

2.3 専門職の倫理綱領の考察

ここまで代表的な専門職として弁護士と医師の職能団体が公表している倫理綱領を俯瞰した。「綱領」という単語には「物事の大切なところ」「基本的なところ」という意味があり⁽¹⁷⁾、理念的で抽象的であるが、市民社会への誓約として明示された道徳的義務といえるだろう。それは個々の法律事務所や病院がクライアントに向けて発信している宣伝文句とは重みが異なる。以下、両団体が掲げた倫理綱領に使われた言葉から道徳的義務を整理してみたい（表1）。

弁護士と医師は職務内容が大きく隔たり、倫理綱領の条文の表記も異なるため、二者を直接比較することは難しいが、いくつかの点で相通じる部

表1 日弁連・日医の倫理綱領の内容

	弁護士倫理	医の倫理
主体（主語）	• 弁護士	• 医師
使命・目的	• 基本的人権の擁護 • 社会正義の実現	• 病める人の治療 • 人びとの健康の維持・増進
職業的地位	• 自由と独立の要請される 高度な自治が保障される	• 職業の尊厳と責任を自覚 • 人類愛を基に奉仕
その職業固有の義務	• 司法の独立を擁護 • 司法制度の健全な発展に寄与 • 法令及び法律事務に精通する • 被疑者及び被告人の正当な利益と権利を擁護	• 医学の知識と技術の習得・進歩・発展に尽くす • 医療を受ける人の人格を尊重し、やさしい心で接する • 医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くす
他の職業にも通じる一般的義務	• 信義に従い、誠実・公正に職務 • 名誉を重んじ、信用を維持 • 品位を高め教養を深める • 廉潔を保持	• 生涯学習の精神を保つ • 教養を深め、人格を高める • 互いに尊敬し、医療関係者と協力する • 法規範の遵守・法秩序の形成に努める
否定文で書かれた義務	• 勝敗にとらわれて真実の発見をゆるがせにしてはならない	• 医業にあたって営利を目的としない

分がある。まず、特筆しておくべきは、条文の主体である。弁護士倫理では全9条のすべての文が「弁護士は……」で始まっている。医の倫理でも全6条が「医師は……」で書かれ、余計な条件が付けられていない。すなわち、それらの条文はすべての弁護士／医師に向けられた定言的（絶対的）な責務として示されている。

次に記しておくべきは、すべての弁護士／医師たちの綱領には、その職業固有の義務が記されていることである。弁護士倫理でいえば「被疑者及び被告人の正当な利益と権利を擁護」が、医の倫理では「医療を受ける人の人格を尊重し、やさしい心で接する」などが挙げられる。

他方、他の職業にも通じる一般的な道徳的な義務も数多く挙げられている。言葉を見ていくと、弁護士倫理では「信義」「誠実」「公正」「名誉」「信用」「品位」「教養」「廉潔」があり、医の倫理では「学習」「教養」「人格」「尊敬」「協力」などがある。弁護士も医師も古くから社会的に高い地位にあるため、ノブレス・オブリージュ（noblesse oblige）のような感覚が多分に意識されていたと考えられる。

3. 報道分野の倫理綱領

本節では、日本の新聞社と放送社の業界団体や労働団体が公表している倫理綱領に加えて、戦後日本の報道界が「お手本」としてきたアメリカやイギリスの報道界が公表している倫理綱領を俯瞰する。

3.1. 日本の新聞界が掲げる倫理綱領

日本新聞協会（新聞協会）は2023年2月1日現在、新聞97、通信4、放送22の計123社を会員とする一般社団法人である⁽¹⁸⁾。日本放送協会（NHK）や放送社も加盟しているが、歴代会長・副会長を選出してきたのは新聞社と通信社であり、実質的に大手新聞社が舵取りをしている。定款では（1）新聞倫理の高揚と新聞教育の普及、（2）新聞、通信および放送に関する調査および研究、（3）新聞博物館の設置運営、（4）教育における新聞の活用（NIE）の普及推進——などの事業が挙げられている。

新聞協会は1946年7月、創立大会で「新聞倫理綱領」を制定した。当時の日本はGHQの統治下にあった。ドイツでは戦意高揚のプロパガンダ

を担った新聞はすべて廃刊を命じられたが、対照的に日本の新聞社はGHQから発行の継続を許された。ただし報道内容については厳しい検閲と指導を受けていた。

旧綱領は前文と7項目の条文からなる。前文は2つの段落で構成され、第1段落では、国家再建のために新聞が機能を発揮する必要性が主張され、第2段落では新聞各社が「綱領」を指導精神とする、と述べられた。7項目の条文は、GHQが1945年に発したプレスコードを基本的に踏襲していた(畑仲 2014: 139)。当時、読売新聞社や西日本新聞社などで激しい労働争議も起こっており、旧綱領は、そうした時代背景を色濃く反映していたといえる。

新聞協会が新しい綱領を制定したのは、旧綱領の制定から半世紀を経た54年後の2000年である。改定の理由は「社会・メディアをめぐる環境が激変」したためで、新しい綱領は「旧綱領の基本精神を継承し」ており「21世紀にふさわしい規範」であるとされた。新しい綱領は、前文と5項目の条文で構成されている。

[新聞倫理綱領] (2000年6月21日)

21世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするた

め、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

[自由と責任] 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

[正確と公正] 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

[独立と寛容] 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

[人権の尊重] 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名誉を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名誉を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

[品格と節度] 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

(出典：新聞協会公式ホームページ)

この倫理綱領が、日本における報道倫理のスタンダードと見られているが、日弁連や日医の綱領と比較すると、いくつもの違いが見て取れる。まず目につくのは条文につづられた文章の主語である。日弁連の綱領の主語はすべて「弁護士」であり、日医の場合も「医師」で統一されている。それらに対し、新聞協会では「新聞」という言葉が多用されている。ここでいう「新聞」とは、「新聞記者」のことなのか、それとも印刷媒体として

の「新聞紙」のことなのか。あるいは、新聞産業の総称なのであろうか。高邁な言葉で飾られているものの、主体がきわめてあいまいである。この点については後節で検討する。

3.2 日本の放送界が掲げる倫理綱領

放送社による倫理綱領としては、NHKと日本民間放送連盟（民放連）が1996年に共同で制定した「放送倫理基本綱領」が挙げられる。この綱領は、NHKの番組基準と日本民間放送連盟の放送基準をもとに作られた。綱領は、前文と条文が区別されていないが、最初の段落は前文、第2段落以降が条文に相当する部分のように読める。第2段落以降の文章を見ていくと、「放送は」で始まる項目が5つ、「報道は（放送人は）」「放送に携わるすべての人々が」で始まるものがそれぞれ1つという構成になっている。

[放送倫理基本綱領]（1996年9月19日制定）

日本放送協会と日本民間放送連盟は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応じて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および

家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによって、はじめ、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになることを確信する。

（出典：民放連公式ホームページ）

この放送倫理基本綱領に使われている言葉のうち価値に関わる単語を見ていくと、新聞倫理綱領と共通しているものと、そうでないものがある（表2）。両者に差異があること自体に問題があるわけではないが、放送が放送法に規定される免許制の事業で、総務省の監督を受ける点や、放送は

表2 新聞協会と民放連の倫理綱領の検討

放送倫理に固有の価値	共通している価値	新聞倫理に固有の価値
福祉、繁栄、法と秩序、新しい世代の育成、役立つ、健全、客観、自主、自律	平和、民主主義、公共性、言論・表現の自由、知る権利、信頼、真実・事実、公平、公正、正確、品位・品格	独立、節度、良識

娯楽や教育、生活情報の比率が、新聞に比べると大きいことが影響していると考えられる。

なお、放送倫理基本綱領が制定される前後に、放送界では「第三者機関」をつくる取り組みがあったことにも触れておかなければならない。NHKと民放連は1969年に「放送番組向上協議会」という組織をつくり、1997年には「放送と人権等に関する委員会機構（BRO）」を設置した。さらに2003年にはこの両組織を統合し、現在の「放送倫理・番組向上機構（Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization = BPO）」となっている。この組織は任意団体にすぎないが、内部に「放送倫理検証委員会」「放送人権委員会」「青少年委員会」を設けて、番組に寄せられた苦情などについて検討し、「勧告」や「見解」などを公表している。

BPOはNHKと民放連加盟社が共同で設立した組織であるが、「第三者」としての性格を持たせるため、各委員会のメンバーと、委員会のメンバーを選任する評議員会は、文化人や識者で構成されている。

3.3 日本の報道系労組が掲げる倫理綱領

企業横断的にジャーナリストが連携できる大規模な組織に労働組合がある。新聞社の場合は日本新聞労働者組合連合（新聞労連）、放送社には日本民間放送労働組合連合会（民放労連）がある。このうち新聞労連は80余りの企業別組合が加盟しており組合員は約2万人にのぼる。新聞労連内部には新聞研究部というセクションが置かれ、折々の課題を検討してきた。その一つの成果として1997年に倫理綱領「新聞人の良心宣言」を採択・公表し、解説付きの書籍も刊行した。

書籍によると、この綱領は前年に「新聞人の倫理綱領（素案）」としてまとめられたものを再検討し、いくつかの修正が加えられた。市民社会にアピールするためにタイトルを「倫理綱領」ではなく「良心宣言」と変更し、「……しなければならない」という表現を「……する」と変えた。

「基本姿勢」の項目は「新聞人は良心にもとづき、真実を報道する」という文章で始まり、職業上の核心となる価値を「良心」と定めたことは大

きな特徴といえる⁽¹⁹⁾。また、全10の条文は、すべて「新聞人は……」で始まっており、新聞協会の綱領との違いを際立たせている。宣言をする主体の表記は、日弁連や日医の綱領と共通しており、新聞協会が制定した綱領よりも形式上は専門職（プロフェッション）が意識されているといえよう。以下、「基本姿勢」と全10条の条文を引用する（各条文の具体的な項目を列挙している箇所は省略する）。

【新聞人の良心宣言】（1997年採択）

【基本姿勢】新聞人は良心にもとづき、真実を報道する。憲法で保障された言論・報道の自由は市民の知る権利に応えるためにあり、その目的は平和と民主主義の確立、公正な社会の実現、人権の擁護、地球環境の保全など人類共通の課題の達成に寄与することにある。

1. [権力・圧力からの独立] 新聞人は政府や自治体などの公的機関、大資本などの権力を監視し、またその圧力から独立し、いかなる干渉も拒否する。権力との癒着と疑われるような行為はしない。
2. [市民への責任] 新聞人は市民に対して誠実であるべきだ。記事の最終責任はこれを掲載・配信した社にあるが、記者にも重い道義的責任がある。
3. [批判精神] 新聞人は健全で旺盛な批判精神を持ち続ける。
4. [公正な取材] 新聞人は公正な取材を行う。
5. [公私のけじめ] 新聞人は会社や個人の利益を真実の報道に優先させない。
6. [犯罪報道] 新聞人は被害者・被疑者の人権に配慮し、捜査当局の情報に過度に依拠しない。何をどのように報道するか、被害者・被疑者を顕名とするか匿名とするかについては常に良識と責任を持って判断し、報道による人権侵害を引き起こさないよう努める。
7. [プライバシー・表現] 新聞人は取材される側の権利・プライバシーを尊重し、

公人の場合は市民の知る権利を優先させる。

8. [情報公開] 新聞人は、市民の知る権利に応えるため、公的機関の情報公開に向けてあらゆる努力をする。
9. [記者クラブ] 新聞人は閉鎖的な記者クラブの改革を進める。
10. [報道と営業の分離] 新聞人は営業活動上の利害が報道の制約にならないよう、報道と営業を明確に分離する。

(出典：新聞労連・ジャーナリズム研究会編：1997)

1条から10条までの条文を個別にみていくと、第6条以降は、報道現場を悩ませている具体的なテーマについての見解が述べられており、「新聞人」の普遍的な理念を表す「綱領」というよりも、具体的な行動指針と呼ぶにふさわしい内容となっている。また、綱領のテキストを読むだけでは「新聞人」の定義が明示されていない。「新聞人」とは、はたして新聞社や通信社で編集部門にいる記者やデスクを指すのか、それとも取締役編集局長も含むのか。この点について、綱領づくりに関わった当時の新聞研究部長・大野圭一郎が、「新聞人」に経営者も含まれると述べているが⁽²⁰⁾、労働団体が策定した倫理綱領を経営者に認めさせるには労使間での協定が必要となる。

労使協定を結ぶ際にポイントとなるのは1条「権力・圧力からの独立」である。条文タイトル下には6項目の個別の宣言文があり、そのひとつに「自らの良心に反する取材・報道の指示を受けた場合、拒否する権利がある」という文章がある。ここに記された「良心」は、メディア集中が進んだ1980年代のヨーロッパで企業内ジャーナリストが所有者・経営者たちに求めた「内部的自由」の眼目の一つ「良心条項（良識条項）」と同じ表現であることを確認しておきたい⁽²¹⁾。この宣言文を絵に描いた餅に終わらせないためには、労使交渉の場で絶えざる要求が求められよう。

3.4 米英の報道倫理

戦後日本の大手報道機関が「お手本」としてき

たのは、アメリカのジャーナリズムである。ここでは主にアメリカのジャーナリストたちがどのような職業倫理を掲げてきたのかについて概観してみたい。

アメリカのジャーナリズム倫理は、憲法修正第1条（First Amendment）⁽²²⁾を起点に検討されてきた。この条項は建国期の1791年に、議会が言論や集会、結社などの自由に干渉することを禁じたもので、アメリカの政治文化の中核をなす。ヨーロッパと違って貴族も農奴も存在しない一種の実験国家であったアメリカのリーダーたちは、言論を国家による統制ではなく市場競争に任せることでデモクラシーを促進させることを期待し、ジャーナリストたちは「表現の自由」の法理を自らの存在理由や社会的使命の源泉としてきた。イエロージャーナリズム⁽²³⁾が横行して新聞界が信頼を失った時期もあるが、それでもアメリカのジャーナリストは規制や干渉を強硬に拒んできた職業文化の伝統を現在も受け継いでいる。

アメリカには日本の新聞協会のような組織は2023年現在、存在しない。それに相当する組織としてNews Media Alliance（NMA）とNews Leader Association（NLA）が挙げられる。NMAは1992年に新聞業界の7団体を統合して、当初はアメリカ新聞協会（Newspaper Association of America=NAA）と称していたが、デジタル時代に対応するため2016年に現在の名称に変更した⁽²⁴⁾。この組織は年次大会を開き、業界の利益擁護をおこなってきたが、ジャーナリズム倫理に関する顕著な文献は見られない。

他方、NLAは2019年、アメリカ新聞編集者協会（American Society of Newspaper Editors=ASNE）⁽²⁵⁾とAP通信編集者協会（Associated Press Media Editors=APME）が統合してできた。倫理面ではASNEが大きな役割を果たしている。ASNE設立の背景には、先述のイエロージャーナリズムが蔓延していた事情がある。金儲け主義と扇情的な報道が横行していた当時の新聞を憂える日刊新聞界の有志がASNEを組織化し、1923年の年次総会で「ジャーナリズム基準（The Canons of Journalism）」を策定した。ASNEはいくつかの問題を抱えつつも組織を拡大し、公民権運動やベ

トナム戦争などによる社会変動を経た1975年、ウォッチドッグ（権力監視）の考え方などを整理した「ASNE 原則声明（ASNE Statement of Principle）」を制定した。その声明は多くの新聞社やジャーナリスト組織で採用され、アメリカの新聞倫理における事実上の標準となったと言ってよい。ASNE から NLA へと改組された後も、NLA は声明を継承している。

「ASNE 原則声明」の前文は以下のように記されている。

[ASNE 原則声明] (1975年)

合衆国憲法修正第1条は、表現の自由が、どのような法からも制限されないよう保護している。憲法上の権利は報道を通じて保障される。そのため報道関係者には特別の責任が課せられる。したがって、ジャーナリズムはその実践者に勤勉と知識だけでなく、ジャーナリスト特有の義務として誠実さの基準を追求するよう要請する。そのため、アメリカ新聞編集者協会は、最高の倫理的行動を奨励する基準として、以下の原則声明を発表する。

（出典：旧 ASNE 公式ホームページ，邦訳は筆者）⁽²⁶⁾

この前文に続いて掲げられた全6条のタイトルは、以下の通りである。

責任 (Responsibility), 報道の自由 (Freedom of the Press), 独立 (Independence), 真実と正確 (Truth and Accuracy), 不偏 (Impartiality), 公正 (Fair Play)

アメリカにはジャーナリストたちの組織や結社がいくつもあり、すべて網羅することはできないが、NMA と NLA 以外の代表的なものを見ておきたい。

ASNE 創設に先立つ1909年、インディアナ州のデボウ大学で新聞記者志望の学生団体「シグマ・デルタ・カイ (Sigma Delta Chi)」⁽²⁷⁾が発足した。この組織がやがて現役ジャーナリストを中心とする全米最大の職業組織へと成長し、1988年に「職業ジャーナリスト協会 (The Society of

Professional Journalists)」に改称した。これがアメリカの代表的な職能団体となっている。この組織は、シグマ・デルタ・カイ時代の1926年に倫理綱領を制定して以降、1973年、1987年、1996年、2014年と4回にわたって改定を重ねてきた。最新の「SPJ Code of Ethics」は、4つの原則をもとに、「ジャーナリストは……せよ」のような絶対的な命令調で記されている。以下は、前文と4つの原則部分の翻訳である。

[SPJ 倫理綱領] (2014年9月6日の全国大会で採択)

[前文] SPJ 会員は、公衆を啓発することが、正義の前提かつ民主主義の基盤となると信じる。倫理的なジャーナリズムは、正確で公正で完全に自由な情報交換を確保する。倫理的なジャーナリストは道徳的な誠実さを備えて活動する。／本会は、この4原則を倫理的ジャーナリズムの基礎とすることを宣言し、あらゆるメディアの人々がこれを実践することを推奨する。

・真実を求め伝えよ (Seek Truth and Report It)

倫理的なジャーナリズムは正確で公正であるべきである。ジャーナリストは情報収集・報道・解釈において正直かつ勇敢でなければならない。

・危害を最小にとどめよ (Minimize Harm)

倫理的なジャーナリズムは、情報源・対象者・同僚・公衆を尊敬に値する人間として扱うものである。

・自主独立であれ (Act Independently)

倫理的なジャーナリズムで最高で最重要な責務は、公衆に奉仕することである。

・説明責任をはたし透明性を確保せよ (Be Accountable and Transparent)

倫理的なジャーナリズムとは、仕事に責任を持ち、じぶんの判断を公衆に説明することである。

（出典：SPJ 公式ホームページ，翻訳は筆者）

SPJ 倫理綱領の4原則がもつ価値は「真実」

「無危害」「独立」「答責」にまとめられる。これらを、より優先するべき価値とし、他の綱領に見られるような「不偏」「節度」「品格」をあえて挙げなかった点が注目される。また、特定のメディアではなく、あらゆるメディアで活動する個々のジャーナリストを対象にしている点も大きな特徴であり、他の専門職と遜色ない形式で綴られている。しかし、ジャーナリストは資格に基づく職業ではなく、SPJも綱領の末尾で、この4原則が「憲法修正第1条により、法的な強制力を持たない」とも記しており、個々のジャーナリストたちの活動に制限を与えることにきわめて慎重である。

アメリカで倫理綱領づくりが盛んになった背景には、ジャーナリストたちがSPJをはじめさまざまな結社を作ったこともあるが、メディア企業に対して社会的責任を求める声が高まったことも背景にある。1947年に公表された「プレス自由委員会(The Commission on Freedom of the Press)」の報告書は、報道の影響力が過度に増大したことに強い懸念を表明した⁽²⁸⁾。そうした問題意識はセオドア・ピーターソンによって「プレスに関する社会的責任理論」にまとめられた⁽²⁹⁾。いずれも報道の担い手が市民社会とどのような関係性を持つべきかを検討したものだが、当時のジャーナリストたちは、外部から制約される可能性があるものは受け入れようとせず、社会的責任理論に対して批判的であった(林香里 2001: 113)。

ちなみに、言語や文化において共通点が多いイギリスでは、早い段階からジャーナリストの組織づくりが行われていた。1884年に新聞記者たちが共通の利益を促進するため「全国ジャーナリスト協会(National Association of Journalists)」を設立しており、これが職能団体の先駆けとみられる。この組織は後に「ジャーナリスト協会(Institute of Journalists)」、「勅許ジャーナリスト協会(Chartered Institute of Journalists⁽³⁰⁾)」へと改組している。現在も苦境にあるジャーナリストの福祉向上が活動の大きな部分を占め、メンバーの行動基準(CIoJ Code of Conduct)も公開されている⁽³¹⁾。

倫理問題を扱う組織としては、1958年に設立

された「報道評議会(Press Council)」が挙げられる⁽³²⁾。この組織は、イギリス議会の設けられた「新聞に関する王立委員会」の勧告を受けて設立され、1991年に「報道苦情処理委員会(Press Complaints Commission; PCC)」⁽³³⁾、2014年に「独立報道基準機構(Independent Press Standards Organisation; IPSO)⁽³³⁾」へと改組された。それとは別に、2016年に報道倫理を審査する別組織「プレス監視機関(The Independent Monitor for the Press; IMPRESS)」も発足している。いずれの組織もジャーナリズムの職業的特徴を示す理念や価値を策定するというよりも、報道基準の策定に主眼が置かれ、ジャーナリストの職能団体とは呼ぶにくい。

4. ジャーナリズムの専門職性の考察

4.1 プロフェッション論から見た日本のジャーナリズム

本稿では「ジャーナリスト」を、ニュース報道に関する専門性を有する職業ジャーナリストのなかでも、とりわけ新聞や放送メディアでニュース活動に携わる組織ジャーナリストを対象にした。具体的には、新聞協会や民放連の加盟社で報道部門に配属されている人々となる。

社会学のプロフェッション論からみたととき、日本のジャーナリストたちが専門職といえないことは明らかであった。だが、たしかに日本にも「専門的知識技術」や「特別の責任感情」を持ち、「社会全体の利益を守り向上させる」ことを目指す倫理的なジャーナリストは少なからず存在する。ただ、それを「維持・統御するための団体結社」や「相互に適切な職務遂行を監督し徹底する義務を負う」ような専門職集団が存在しない。古典的なプロフェッション論からみれば、ジャーナリストは弁護士や医師のような典型的な専門職とは少々距離がある職業と判断される。

ただし、プロフェッションに関する研究は、哲学・倫理学の領域でも討議されており、社会学者の議論だけを演繹して即断することは戒めなければならない。本稿では詳しく触れる余力はないが、たとえば、倫理学者のマイケル・デイビスによれば、「倫理綱領」のようなテキストを公表す

る伝統は、英語圏以外の国には歴史的にほとんど存在しておらず、倫理綱領というテキストを編纂する営み自体が、「特定地域の文化の産物」という見方があることも踏まえておくべきであろう (Davis 2010: 98)。

4.2 業界が掲げる倫理綱領の主体

本稿では日弁連・日医の綱領を概観したうえで、報道界の業界が掲げる綱領を検討した。日弁連は「弁護士職務基本規定」第1章の「基本倫理」に倫理綱領を記していた。日医の「医の倫理綱領」は国際基準に合わせた規範となっていた。両者の綱領の条文は主語が「弁護士」「医師」で統一され、条文も共通の構造をもっていた。具体的には、「使命・目的」「職業的地位」「職業固有の義務」「他の職業にも通じる一般的義務」、そして禁止項目として「否定文で書かれた義務」が条文に配置されていた。

それに対し、報道メディアの倫理綱領はどうであったか。弁護士や医師の倫理綱領との違いが最も際立っていたのは主体（主語）である。新聞倫理綱領の多くは「新聞は…」ではじまる文章で構成されていた。ここに若干の補助線を引いてみたい。新聞協会という組織の会員は、新聞社、通信社、放送社という法人組織であり、さまざまな現場でニュース報道に従事する個々のジャーナリストではない。いわば、新聞倫理綱領は、新聞事業を営む会社の所有者や経営者たちの綱領といえる。そこで、ひとつの試みとして、前文と条文で「新聞」と記されている箇所を「新聞社の所有者・経営者」に置き換えて読めば、ぼやけていた綱領の性格が明確になる。

たとえば1番目の条文は、「表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞（社の所有者・経営者）は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては（被雇用者たる記者が）重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない」と読める。2番目の条文も「新聞（社の所有者・経営者）は歴史の記録者であり、（被雇用者たる）記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならず、（被雇用者たる）記者個人

の立場や信条に左右されてはならない」と読むことができる。民放連が掲げる放送倫理基本綱領についても、主語を「放送」にしている条文が目立ち、新聞倫理綱領と同様の指摘が可能となろう。

たしかに、新聞業界も放送業界も使命・目的として、「知る権利」「言論・表現の自由」「民主主義」を擁護しており、それらは従業員の取材者たちも共有すべきものといえるが、組織ジャーナリストが自らの言葉で市民社会に宣誓しているとは言えないし、一人ひとりのジャーナリストが難問や課題に直面したときに立ち返るべき職業遂行の「原点」とみなすわけにはいかない。

企業組織の枠を超えた新聞労連の「新聞人の良心宣言」の条文は、「新聞人」を主語にしていた。それは弁護士や医師のような専門職の綱領と共通しており、「良心」を起点にしている点は注目に値する。ただし、「新聞人」のなかに所有者や経営者も含まれるという見解も表明されている点に疑問の余地が残る。

管見のかぎり、職能組織として職業の意義や価値を比較的明確にテキスト化していたのは、アメリカのSPJ倫理綱領である。しかし、アメリカのジャーナリストが弁護士や医師と比肩する専門職業人であると判断するのは早計である。たしかに、アメリカは建国初期において新聞と宗教がはたした役割は大きく、言論の自由 (Freedom of Speech) や自由な報道 (A Free Press) の考え方は「民主主義の原則」とされてきた³⁴⁾。背景には憲法修正第1条の存在があり、それらを養分にしたジャーナリズムの理論研究の蓄積がある。ただしSPJが公表している会員は約6000人にすぎない。また、SPJ条文の末尾には「憲法修正第1条により、法的な強制力を持たない」とも記しており、「規制」にはきわめて慎重である。

4.3 職能団体を育成しにくい環境

弁護士や医師は国家資格に基づいており、それぞれ法による規制があり、職能団体が倫理綱領も公表していることから、職業を定義することは容易である。それに比べると、ジャーナリストの定義は難しい。本稿では業界団体の組織ジャーナリストを検討したが、新聞協会に参加していない小

規模な新聞社もあれば、フリーランスのジャーナリストもいる。ネットメディアでニュース活動をする人々や時事問題を掘り起こすドキュメンタリー監督もジャーナリストの範疇にあるはずだ。そうした人々を含めた「ジャーナリスト」が連帯できる組織は生まれるのだろうか。

そもそも、日本の新聞社や放送局では「ジャーナリスト」を自称する人が多くないことを1.1で触れた。それは「ジャーナリスト」という言葉にエリート臭を感じているからではないかと思われる。そうした感覚は、3.4でも触れた「プレスの自由委員会」の報告書に対する当時のアメリカの記者たちの「エリートイズムへの批判」と通底している（林2001: 113）。すなわち、多くの記者たちは、自分たちを医師や弁護士のような専門職であるとは考えておらず、職能団体を組織化することでエリート化し、庶民的な世界から遊離するという恐れを無意識のうちに抱いてきたとも考えられる。

しかし、新聞協会や民放連に加盟するメディア企業に勤める組織ジャーナリストの多くは事実として総じて高学歴であり、大手企業の記者には難関大学の出身者が少なくない。社会全体を見渡したとき「エリート層」の一角を占めているといっても過言ではあるまい。そうしたエリート層も、こまかく見ていけば、全国メディアの記者と県域のメディアの記者との間には微妙なヒエラルキーがあり、県域メディアの記者と市町村域の小規模なメディアの記者との間にも曰く言いがたい差異がある（畑仲2013: 97ff.）。そうした序列意識も手伝って、ジャーナリストどうしの連帯を育みにくい環境ができあがっていないだろうか。

おわりに

本稿はジャーナリズムの専門職性について、業界の倫理綱領を中心に考察した。古典的なプロフェッション論の立場からみれば、少なくとも現代日本の新聞産業や放送産業で働く組織ジャーナリストたちは専門職の範疇には入りそうにない。しかし、その結論はあくまでも暫定的なものであることは論をまたない。今回の綱領のテキスト分析で得られた知見は限定的である。組織ジャーナ

リストを擁する業界の倫理綱領だけが専門職／非専門職の唯一の判断基準であるわけがないからである。

また、専門職／プロフェッションをめぐる議論は社会学だけでなく、かねてから哲学や倫理学の分野でも知的資源が生み出されてきたことも踏まえておくべきである。現代の専門職の実践者たちは、宗教や学問の権威に支えられていた中世とは大きく異なる社会を生活している。彼ら彼女らは高度に複雑化した社会のなかで、絶えずその使命や価値、存在理由を更新し続けることが求められているといえる。職能団体をもたない日本のジャーナリストたちが、これより先に専門職化を志向するかどうか、そして市民社会がジャーナリズムに専門職性を求めるかどうかについては、稿をあらためて考察したい。

注

- (1) 人種差別に対する抗議運動ブラック・ライブズ・マター（BLM）のきっかけとなった黒人男性が警官に暴行され死亡する場面をスマートフォンで撮り SNS に投稿した10代の女性 Darnella Frazier に、ピューリッツァー賞の特別賞が授与されている。
- (2) ダグラス・ハーバー社のオンライン辞書「Online Etymology Dictionary」にある「journal」参照 (<https://www.etymonline.com/search?q=journal>, 2023. 08. 06 閲覧)。
- (3) Jarausch (1983) ほか。
- (4) このほか1972年の「本土復帰」の際に弁護士業務を行うことを認められた「沖縄特別会員」がいる。
- (5) 「思想犯」を弾圧したのは主に判事・検事であり、弁護士は無力な存在だったが、たとえば、大阪弁護士会は1939年に戦争協力を宣言して軍事教練に参加している（読売新聞2020年8月12日朝刊大阪版「弁護士会 戦争加担の過去 山下さん当時の活動語る」など参照）。
- (6) 塚原・宮川・宮澤（2007）によると、戦後社会の変化とともに弁護士の業態も変化したことと、刑事弁護における弁護人の行動の限界など、いくつもの課題が浮上したため、「弁護士倫理」を見直す必要があった。
- (7) 「弁護士倫理」が公表される前にも、日弁連では

- 構成員に向けて倫理的な規準なかったわけではない。最も古いものとしては1949年に定めた「日弁連会則（2021年3月5日最終改正）」の「第2章弁護士道徳（第10条-第16条）」がそれにあたる。各条文の見出しには「職責の自覚」「非違不正の是正」「学術の研究と人格の錬磨」「公私混同の禁止」などの言葉が並び、1990年に公表された「倫理綱領」と重なるものが多い。しかし、会則は組織内に閉じられる性質のものであった。
- (8) 江本（2018）参照。
- (9) ドイツのニュルンベルクで行われた国際軍事裁判（ニュルンベルク裁判）において、人体実験をした医師の罪を判断する際に用いられた10項目の原則。日本医師会編（2016: 56）参照。
- (10) The World Medical Association（1948=2018）
- (11) The World Medical Association（1949=2023）
- (12) 世界医師会編（2016: 56-5）
- (13) のちに「会員の倫理・資質向上委員会」と改称。
- (14) 医師法第19条では「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められ、「応召義務」と呼ばれている。他方で、医師の過酷な時間外労働も社会問題化されている。
- (15) 日本医師会会員の倫理向上に関する検討委員会「医の倫理綱領注釈」2000年12月2日答申参照
- (16) 1979年にBeauchampとChildressが「respect for autonomy（自律性の尊重）」「beneficence（善行）」「non-maleficence（無危害）」「justice（正義）」という医療倫理の4原則を公表したが、世界医師会ではアメリカのリベラリズムの影響が強く普遍的ではないと断じた。世界医師会編（2016）26頁参照。
- (17) 「綱領」という言葉は、政党や労働組合などが掲げる活動基本方針として用いられる場合もある。
- (18) 都道府県よりも狭い地域で発行される小規模な地域紙や特定業界を対象とする専門紙の発行社の参加は少ない。
- (19) 良心（conscientiousness）は徳倫理学のなかで重視されてきた美德の一つである。
- (20) 大野（1997）
- (21) 組織ジャーナリストたちが「綱領」を掲げて所有者に協約を求めた活動は「編集綱領運動」と呼ばれる。石川（2000: 78）によれば、ジャーナリストたちが求めた項目を、1) ジャーナリストの良心・信条の自由の保護、2) 編集上の決定への参加、3) 人事の決定への参加、4) 経済的な問題への参加——の4点に集約される。フランスではジャーナリストの精神的自由を保護しようという法的施策が早い段階で講じられており「1935年3月29日法」にジャーナリストの権利として「良心条項（良識条項）」が規定されていた。
- (22) アメリカ合衆国憲法修正1条（First Amendment to the United States Constitution）は、権利章典（Bill of Rights）の一部として1791年に成立した。
- (23) 19世紀のアメリカ新聞界で起こった道徳的腐退を指す。新聞社の競争が高じて扇情的な紙面づくりがおこなわれた。J. ピュリツァーのニューヨーク・ワールド紙とW. R. ハーストのニューヨーク・ジャーナル紙が、黄色い服の子供が主人公の人気漫画の作家を奪い合った。
- (24) News Media Alliance 公式ホームページ内の「About Us」参照。
- (25) Vaughn, L. Stephen eds. (2007) によると、ASNEは『セントルイス・グローブ・デモクラット』のキャスパー・S・ヨーストを中心に、人口10万人以上の都市の新聞編集者による排他的な組織として発足した。発足翌年、会員のスキャンダルが発覚したが、ASNEは会員の行動を規制しなかったため、倫理綱領はたんなる理想論という評価を受けた。
- (26) Internet Archive Way Back Machine から旧ASNE公式ホームページの綱領を確認した。（<https://web.archive.org/web/20150407151346/http://asne.org/content.asp?pl=24&sl=171&contentid=171>, 2023年9月18日閲覧）。「報道を通じて」の原文はthrough their press, 「報道関係者」の原文はnews people。
- (27) ΣΔΧ (Sigma Delta Chi)。Vaughn L. Stephen eds. (2007) によると、インディアナ州デポー大学内で友愛団体として設立された。
- (28) 委員会の委員会の正式名称はCommission on Freedom of the Press。報告書の名称は『自由で責任あるプレス（A Free And Responsible Press）』。2008年に邦訳が刊行された。
- (29) Peterson, T., & Schramm, W. (1956)
- (30) Chartered を冠したのは1890年にヴィクトリア女王からRoyal Charter（勅許状）を授与された事実に基づく。
- (31) CIOJ Code of Conduct（<https://cioj.org/the-cioj-code-of-conduct-for-our-members/>, 2023. 08. 27参照）
- (32) メディア倫理調査団体「アカウンダブル・ジャーナリズム」によると、世界で最初の報道評議会は1916年にスウェーデンで設立されており、こ

れが今日のプレス・オンブズマン制度のルーツと
なっている。(https://accountablejournalism.org/press-
councils/Sweden, 2022. 02. 22 閲覧)

(33) The Independent Press Standards Organisation
(https://www.ipso.co.uk/, 2023. 08. 27 閲覧).

(34) e.g. アメリカ国務省出版物『民主主義の原則』
(https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/
3078/, 2023. 08. 27 参照).

参考文献

Beauchamp, T. L., & Childress, J. F. (2001) *Principles of Biomedical Ethics*. Oxford University Press. (立木
教夫・足立智孝訳, 2009, 『生命医学倫理 第5
版』麗澤大学出版会)

Carr-Saunders, A. M., & Wilson, P. A. (1933) *The Pro-
fessions*. At The Clarendon Press.

Davis, Michael (2010) “Why Journalism is a Profes-
sion”, In Christopher Meyers (ed.), *Journalism Eth-
ics: A Philosophical Approach*. Oxford University
Press. pp.91-102.

Jarusch, K. H. (1983) *The Transformation of Higher
Learning 1860-1930: Expansion, Diversification, So-
cial Opening and Professionalization in England, Ger-
many, Russia and the United States* (望田幸男・安原
義仁・橋本伸也訳, 2010, 『高等教育の変貌 1860-
1930: 拡張・多様化・機会開放・専門職化』昭和
堂)

News Media Alliance Website (https://www.newsme-
diaalliance.org/, 2022. 02. 22 閲覧).

Siebert, F., Peterson, T., & Schramm, W. (1956) *Four
Theories of the Press: The Authoritarian, Libertarian,
Social Responsibility, and Soviet Communist Concepts
of What the Press should Be and Do*, University of Il-
linois Press (内川芳美訳, 1959 『マス・コミの自由
に関する四理論』東京創元社)

The Chartered Institute of Journalists Website (https://
cioj.org/, 2023. 10. 05 閲覧).

The Pulitzer Prizes (2021) “Darnella Frazier: The 2021
Pulitzer Prize Winner in Special Citations and
Awards”, (https://www.pulitzer.org/winners/darnella-
frazier, 2023. 08. 06 閲覧).

The Society of Professional Journalists (2014) “SPJ
Code of Ethics” (https://www.spj.org/pdf/spj-code-of-
ethics-bookmark.pdf, 2023. 08. 27 閲覧)

The World Medical Association (1948 = 2018) “WMA
Declaration of Geneva”, (https://www.wma.net/policies

-post/wma-declaration-of-geneva/, 2023. 08. 27 閲覧)

The World Medical Association (1949 = 2023) “WMA
International Code of Medical Ethics”, (https://www.
wma.net/policies-post/wma-international-code-of-
medical-ethics/, 2023. 08. 27 閲覧)

Vaughn, S. L. (Ed.) (2007) *Encyclopedia of American
Journalism*, Routledge.

石川明 (2000) 「ドイツにおける『内部的プレスの自
由』: ブランデンブルク州のプレス法の立法過程を
中心に」『関西学院大学社会学部紀要』 87: 77-87.

江本秀斗 (2018) 「ヒポクラテスと医の倫理」『医の
倫理の基礎知識 2018 年版』日本医師会公式ホーム
ページ, (https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/
member/kiso/inorinri_kiso2018.pdf, 2022. 02. 22 閲覧)

有岡二郎「日本医師会創立記念誌 - 日本医師会戦後
五十年のあゆみ」日本医師会公式ホームページ
(https://www.med.or.jp/jma/about/50th/, 2023. 09. 22
閲覧)

大野圭一郎 (1997) 「新聞人の良心宣言」『九州法学
学会会報』 pp.14-15.

進藤雄三 (1994) 「専門職の変貌: 医師と弁護士」
『法社会学』 (46) pp.211-216.

新聞労連・現代ジャーナリズム研究会編 (1997) 『新
聞人の良心宣言: 報道の自由をまもり, 市民の知
る権利に応えるために (新聞報道「検証」SE-
RIES)』日本新聞労働組合連合.

世界医師会編 (2016) 樋口範雄監訳『医師の職業倫
理指針 [第3版]』日本医師会.

田中智彦 (2006) 「職業倫理」大庭・井上・加藤・川
本・神崎・塩野谷・成田編集委員『現代倫理学事
典』弘文堂, pp.444-445.

塚原英治・宮川光治・宮澤節生編著 (2007) 『法曹の
倫理と責任: プロブレムブック第2版』現代人文
社.

日本医師会編 (2016) 『医師の職業倫理指針 [第3
版]』日本医師会.

——— (2018) 『医の倫理の基礎知識 2018 年
版』日本医師会.

日本医師会会員の倫理向上に関する検討委員会答申
(2000) 「医の倫理綱領注釈」日本医師会公式ホー
ムページ. (https://www.med.or.jp/nichikara/kairin11.
pdf, 2022. 02. 22 閲覧)

日本新聞協会 (2000) 「新聞倫理綱領」(https://www.
pressnet.or.jp/outline/ethics/, 2022. 02. 22 閲覧)

日本民間放送連盟 (1996) 「放送倫理基本綱領」(公
式ホームページ, https://j-ba.or.jp/category/

- broadcasting/jba101014/, 2022. 02. 22 閲覧)
- 畑仲哲雄 (2014) 『地域ジャーナリズム：コミュニティとメディアを結びなおす』 勁草書房.
- 林香里 (2001) 「『プレスの社会的責任理論』再訪：『米国プレス自由委員会』一般報告書提出から53年を経て」『マス・コミュニケーション研究』58, 109-125.
- 米国プレス自由調査委員会 (2008) 渡辺武達訳 『自由で責任あるメディア：米国プレス自由調査委員会報告書』 論創社.
- 山田礼子 (1998) 『プロフェッショナルスクール：アメリカの専門職養成』 玉川大学出版部.

Is Journalism a Profession?: A Comparative Analysis of the Codes of Ethics in the Japanese Media Industry

Tetsuo Hatanaka

This study aims to discuss professionalism within Japanese journalism. To start a consideration, two representative codes of ethics of the Japanese media industries, the Canon of Journalism and the Fundamental Code of Broadcasting Ethics, are selected as its subjects. In the process, these codes are compared with the codes of ethics presented by lawyers and doctors that are socially regarded as the epitome of professionals, along with that of the organizations of journalists in the U.S. and the U.K. as well as of the labor unions of the Japanese newspaper industry. The results confirmed that these two present codes are far from encouraging professionalism among Japanese journalists or working as the fundamentals to be referred to at times of difficulties. Nevertheless, it should be noted that any code of ethics cannot be the definite criterion to distinguish between professional and non-professional and thus the insight acquired from this study covers only limited topics.

〈論 文〉

中国 IT 人材の越境コミュニティの考察

——埼玉県川口市芝園団地で暮らす中国 IT 人材の親世代の役割に着目して——

閻 美 芳

要旨：埼玉県川口市芝園団地は外国人の集住団地として知られ、そこに住む外国人の大半は中国 IT 人材であると言われている。既存の研究では、中国 IT 人材の芝園団地でのコミュニティ形成について異なる二つの見解が出されていた。一つ目は中国 IT 人材は流動性が高いため、コミュニティを形成できないという見解である。二つ目は、中国 IT 人材でも芝園団地固有のコミュニティを形成できているという見解である。本論文は二つ目の見解を支持しつつ、中国 IT 人材の父母に焦点を当て、次のことを付け加えた。すなわち、中国 IT 人材は日本政府の高度外国人材ポイント制度を最大限に生かして、育児の過程で父母を日本に呼び寄せた。これら日本語を話せない中国 IT 人材の父母は団地内にある公園などの公共空間を結節点に、WeChat のような SNS を活用して、自分たちの匿名コミュニティを形成した。こうして流動性の高い中国 IT 人材であっても、その父母を介することで、コミュニティ形成に成功したのである。

キーワード：越境コミュニティ、高度外国人材、孫育て

はじめに

グローバル時代における移民の人たちの子育てと親の老後扶養は、かつてないほどの変化を見せている。かつて同じ地方に住んでいた時、子育てと親の老後扶養は同じ空間、同じ地域で行われていた。ところが、グローバル化に伴う移動と越境で、移民の人たちの子育てと親の老後扶養は同じ地域で完結できなくなった。それでもなお、移民の人たちは制度の制約の範囲内で、最大限に生活戦略を組み立て、越境先の国々の制度を生かしつつ、かつてセットだった子育てと親の老後扶養の伝統を移民先で維持しようとしている。本論文では越境コミュニティをキーワードに、移民の人たちが現地の言葉を解さない親による孫育てを考慮して、いかにして越境コミュニティを形成しえたのかを示していく。

本論文の事例地は、中国人が数多く集住する団地として知られる埼玉県川口市の芝園団地である。調査対象者は、主として、日本政府が海外の優秀な人材を導入するために 2012 年から始めた

「高度外国人材ポイント制度」に従って入国した新しいタイプの越境者、中国 IT 人材の親世代に当たる人びとである。これら中国 IT 人材の親は、孫育てのために長期にわたって日本に滞在するものの、日本語を話すことは通常できない。そのため、新タイプの越境者である中国 IT 人材は、自らの親世代の生活の快適さや孫育ての利便性を図るために、自身が暮らす団地内に越境コミュニティを形成した。本論文は、こうして形成された団地内の越境コミュニティの特徴の一端を明らかにすることを目的としている。

1. 問題の所在と先行研究

芝園団地は、UR 都市機構（Urban Renaissance Agency：独立行政法人都市再生機構）によって建設・管理・運営される賃貸住宅である。芝園団地に関しては、東京や埼玉の大学生による多文化共生の活動「芝園かけはしプロジェクト」が有名である。芝園団地の運営の様子は、新聞記者の大島隆氏や団地自治会事務局長の岡崎広樹氏による著書も出版されており、そこには芝園団地の特徴

が次のように記されている。①団地住民の半分以上が外国人（中国人が一番多い）、②団地には、高齢化する日本人に対して、若い外国人（中国 IT 人材）が多い。③中国人の団地自治会加入率が低い（大島 2019；岡崎 2022）。

筆者は現地調査を実施するにあたって、芝園団地の中国人コミュニティ形成に関する下記の二つの相反する調査結果からヒントを得ていた。一つは、中国 IT 人材は流動性が高いために、芝園団地では強力かつ持続的な移民ネットワークを形成できないとする主張である（Imaoka 2021）。もう一つは、芝園団地で暮らす中国人はコミュニティ形成ができているとする見解である（山下・江 2005 など）。

同じ芝園団地の中国人コミュニティを調査しつつ、なぜこのように相反する主張が展開されたのだろうか。本論文は、この問いを念頭におきつつ、芝園団地で暮らす中国人の越境コミュニティの性質について、現地調査を踏まえて考察していきたい。

具体的な事例考察に入る前に、以下ではまず、先行研究を紐解いていきたい。

1-1 芝園団地における中国人集住の歴史

芝園団地は埼玉県川口市芝園町に位置する。団地に住民の入居が始まったのは 1978 年である。岡崎によると、1990 年代に少しずつ中国人の入居が見られるようになったものの、「チャイナ団地」と揶揄されるようになったのは 2010 年代に入ってからであった（岡崎 2022: 5-17）。2022 年 1 月 1 日現在、芝園団地を含む川口市芝園町の人口総数は 4,675 人で、うち約 2,581 人が外国人であり、その大多数は中国人である⁽¹⁾。

なぜ 1990 年代から中国人が芝園団地に集住するようになったのだろうか。これについて、滝山佳樹の下記のまとめが参考になる。①芝園団地は政府機関によって建てられたものであるため、外国人入居者を差別視しない、②最寄り駅から徒歩 7 分の所に位置し、電車で上野駅まで 20 分以内であり利便性が高い、③団地の家賃が民間アパートより安い⁽²⁾。滝山は 2001 年時点における芝園団地に居住する中国人は 500 人ほどで、すでに単

位面積あたりの人口では日本最大の中国人居住区であると指摘している。また、滝山は UR が芝園団地に入居する住民に対して厳格な資格審査を実施していたため、このことが団地に入居する中国人にある共通する特徴を与えたという。すなわち、芝園団地に入居する中国人は、①家族持ちが多い、②高学歴（修士・博士）で安定した仕事と高収入があり、2LDK か 3LDK の入居が多いというのである（滝山 2001: 61）。

芝園団地に集住する中国人は現在、IT 人材が多い。Tetsuya Imaoka は中国 IT 人材が芝園団地に集まる理由について次のように分析している。すなわち①1990 年代から日本の IT 業界がコスト削減のために業務を外委託するようになって以来、労働力不足に悩まされてきた、②日本と経済関係が深い中国の大連市には、日本語を話せる中国 IT 人材が豊富にあった、③日本政府は 2000 年から IT 産業の発展に力を入れ、海外から IT 人材を輸入する方針を打ち出し、世界中の IT 人材が日本に移民しやすくなった、④仲介業者が IT 人材を必要とする日本の企業と中国の IT 人材をつなげる際に、家賃を低めに抑えられる UR 団地を賃貸し、社宅として利用することが業界の共通認識とされてきた、⑤芝園団地で暮らす日本人住民の高齢化が進む一方で若い日本人入居者が減少し、空き部屋が増加していたという構造的な背景もあった（Imaoka 2021: 5-7）。

以上のようなプロセスを経て、1990 年代から中国 IT 人材をはじめとする外国人が芝園団地に集住するようになっていったのである。しかし特定の団地に外国人入居者が集中したとしても、流動性の高い IT 人材の場合、居住する団地で越境コミュニティを形成できるかどうかについては、また別の考察を必要とする。

1-2 高い移動性と越境コミュニティ形成

中国 IT 人材は、仲介業者や企業の求めに応じ必要なところに移動するという、高い流動性のもとに置かれている。そのため、芝園団地では中国人同士の強いつながりができないと Imaoka は指摘する（Imaoka 2021）。

しかし、Imaoka と真逆の指摘も多い。たとえ

ば、滝山は「在日華人大型社区」をタイトルとする人民日報の報道（2010年2月16日付）を引用して次のような見解を示した。すなわち、団地内には「芝園団地華人互助会」が組織され、互助会のもとにピンポン、バドミントン、インターネット、ベンチャー投資、映画鑑賞、母と子友好会、日曜英漢教室などのクラブが設立されており、華人コミュニティが形成されたといえるという（滝山 2001: 61）。

また、山下清海・江衛は、2002年から2003年にかけて芝園団地に住む中国人50名を対象にアンケート調査と面接調査を実施し、中国人が芝園団地に集住するのは「住宅環境がよいから」、「同胞が多いから」という二つの理由であることを明らかにした。そして、山下・江は「華人社会の一般的な傾向として『五縁』（血縁・地縁・業縁・神縁・物縁）にもとづく人的ネットワークが重視される」ことにも注目する。さらに子供の中国語教育のことを考えて集住効果を重視することも、中国人の団地内コミュニティ形成につながったと指摘している（山下・江 2005: 48）。

伊藤佳穂も2019年に現地で12名の中国人に聞き取り調査を実施した結果、ここで暮らす理由として、同胞が多く住んでいることや友人がいること、中国の食べ物が身近に得られるなど、生活環境の利便性を挙げていた（伊藤 2020: 16）。

ではなぜ同じ芝園団地で現地調査を実施した **Imaoka** と山下・江、伊藤らでは、真逆の結論になったのだろうか。筆者らはこのような疑問を抱えながら、現地調査を実施した。結論を一部先取りしていうと、芝園団地に住む中国 IT 人材の越境コミュニティを考える場合には、子育て世代とそれ以外で分けて考察する必要があるということである。子供を抱えた IT 人材は、中国から両親を呼び寄せて子供の世話をしてもらいやすい。呼び寄せられた親は日本語を話せないため、日本語を使わなくても意思疎通に問題が生じない移住場所を望む。このことが、芝園団地に中国人高齢者（祖父母）が集住することにつながっている。他方で、独身世代の中国 IT 人材は、勤務する企業の必要に応じて日本各地に派遣され、流動性が高いために、特定の団地内に生じ

たコミュニティに持続的に関わることはまれなのであった。

すでに中国 IT 人材の親世代にアプローチした先行研究はある。例えば、伊藤は2019年に芝園団地内で子供の世話をしている中国人年配者に広場で声を掛けた。しかし、日本語ができないことを理由に断られたと明かしている（伊藤 2020: 13-14）。このことが示唆するように、芝園団地における調査は比較的数多くなされているにもかかわらず、言葉の違いが壁となって、日本語を知らない中国 IT 人材の親世代を視野に入れることが相対的に少ないのである。しかしながら、24時間団地で暮らす中国 IT 人材の親世代こそが、団地内に形成された越境コミュニティ形成を解くカギであることは間違いないのである。

そこで本論文では、流動性が高く、かつ団地自治会には積極的に関わらないながら、独自の越境コミュニティを形成している中国 IT 人材とその親世代に焦点を当て、そのコミュニティのもつ特徴の一端を明らかにしていきたい。

2. 調査手法と事例地の概要

2-1 調査手法と調査対象者

芝園団地での現地調査は、インタビュー調査と参与観察の調査技法を用いて、2022年8月17日から20日、12月11日、2023年2月12日から16日、2023年7月15日から16日にかけて実施された。2022年8月17日から20日の現地調査は、南裕子（一橋大学）・左雯敏（早稲田大学）と共同で実施し、2023年2月14日の現地調査は、南裕子と共同で実施した。次頁の表1は筆者らが芝園団地で行ったインタビュー調査結果の一覧である。中国農村出身で、日本で仕事をしている筆者は、芝園団地でインタビュー調査をする際、日本語を話せない両親を日本に呼び寄せる際の悩み相談に乗る形で自己紹介を行い、調査目的を説明した。さらに論文執筆を決めた後、被調査者に匿名で論文に載せることについての了承を得た。

表1のとおり、芝園団地でインタビューできたのは14名であり、そのうち9名は自身か家族構成員に IT 人材がいる。また、14名のうち11名

表1 芝園団地で実施した調査結果の一覧

番号	性別	年齢	出身地	来日ビザ	国民健康保険加入	在住期間 (調査時点)	来日の主要な目的	調査内容	家族のIT関係者	調査時期
1	女	30代	遼寧省	-	-	1年半ほど	子育て	芝園団地在住。専業主婦、日本語が話せる	夫	2022年8月17日
2	男	50代	山東省	家族帯同	-	3か月ほど	孫育て	山東省の農村出身。孫育てのために妻と来日。芝園団地在住。日本語が話せない。	娘夫婦	2022年8月17日
3	女	20代	遼寧省	-	加入	1年半ほど	仕事(IT)	3歳の長男と9か月の長女がいる。両親を日本に呼び寄せて、子育てを手伝ってもらうため、芝園団地に引っ越してきた。	調査対象者夫婦	2022年8月17日、 2023年2月14日
4	女	30代	福建省	-	加入	-	仕事(貿易)	貿易会社勤め。芝園団地在住。子育て(0歳児)のため、両親を中国から呼び寄せる予定。	無	2022年8月17日
5	女	70代	山東省	家族帯同	加入	3年ほど	孫育て	3年前に来日。現在、芝園団地の近くのマンションに在住。日本語が話せない。	息子夫婦	2022年8月18日
6	女	60代	陝西省	家族帯同	加入	10年ほど	孫育て	娘夫婦と息子夫婦の子育てを手伝うために夫と来日。現在、芝園団地の近くのマンションに在住。日本語が話せない。	娘夫婦と息子夫婦	2022年8月17日、 2023年7月15日
7	女	60代	山東省	家族帯同	加入	11年ほど	孫育て	孫育てのために夫と来日。2番目の孫(調査時点で5歳)が7歳になるまで日本に滞在する予定。芝園団地近くの戸建てに在住。日本語が話せない。	息子夫婦	2022年8月20日、 2023年7月15日
8	女	50代	黒竜江省	技能	加入していない	7年ほど	仕事(中華料理屋)	9年ほど前、技能ビザで一家(夫、娘2人、息子2人)で来日。現在、中華料理屋を経営。芝園団地在住。日本語が話せない。	無	2022年8月17日、 2023年2月14日
9	女	60代	遼寧省	家族帯同	加入	1年ほど	孫育て	孫育てのために来日。芝園団地在住。日本語が話せない。	息子夫婦	2022年8月17日、 2023年2月14日
10	女	60代	黒竜江省	親族訪問	加入していない	1か月ほど	孫育て	娘は芝園団地在住。調査対象者は今まで、4歳の孫と中国に在住。孫が母親と暮らしたいと要望したため、孫を日本に連れてきた。日本語が話せない。	娘	2022年8月20日、 2023年7月15日
11	女	60代	黒竜江省	親族訪問	加入していない	5か月ほど	孫育て	娘夫婦は不動産会社を経営。芝園団地に在住。調査対象者は3か月の滞在中に病気で手術をしたため、滞在期間を6か月に延期。日本語が話せない。	無	2023年2月14日
12	女	70代	黒竜江省	永住(帰国2世)	加入	10か月ほど	孫育て	調査対象者夫婦は10か月ほど前に、息子夫婦と一緒に芝園団地に引っ越してきた。日本語が話せない。	無	2023年2月14日
13	女	70代	黒竜江省	永住(帰国2世)	加入	-	孫育て	12番目の姉。息子夫婦が芝園団地の近くで戸建て住宅を購入したため、調査対象者夫婦は団地の近くでアパートを借りた。日本語が話せない。	無	2023年2月14日
14	女	70代	山東省	家族帯同	加入	3年ほど	孫育て	団地在住。日本語が話せない。	息子夫婦	2023年2月14日

出典：現地で行った調査結果をもとに、筆者作成

が50代以上の高齢者であり、1名を除いて、全員が孫育てのために芝園団地内、あるいは芝園団地の近くのアパート、マンション、一戸建て住宅に住んでいる。これら孫育てのために芝園団地・近くのエリアに住む10名の50代以上の高齢者は、全員日本語を話すことができない。

このように、筆者は2022年から2023年の1年の間に、芝園団地での現地調査を3回実施してきた。被調査者の母数は少ないものの、現地調査を通して、流動性の高い中国 IT 人材がいかんして芝園団地で越境コミュニティを形成できたのか、その仕組みについて調査を実施した。

2-2 中国 IT 人材の親世代による団地内コミュニティ形成

芝園団地で暮らす中国 IT 人材の親世代が来日し、長期にわたって孫育てできる背景には、日本の高度外国人材ポイント制度の導入があった。次節では、まず制度導入の経緯と、制度に基づいて来日する中国 IT 人材の親世代が孫育てに専念できる背景を押さえておきたい。

(1) 高度外国人材ポイント制度による親帯同の優遇措置

日本政府は1990年代以降、国内の IT 人材不足を補うため、海外から優秀な人材を積極的に入れる方向に舵を切った。2001年1月に日本政府は「e-Japan 戦略」を発表し、これを受けた「IT 基本戦略」では、2005年までに3万人程度の優秀な外国人を日本の情報通信産業に受け入れると明記した。日本政府は、こうした受け入れの具体的な数値目標を掲げると同時に、それに合わせて在留資格のうちの「技術」（現「技術・人文知識・国際業務」）分野の発給要件も緩和した。このように日本政府は、IT 資格について相互承認した国であれば、自国で実施される情報処理技術の有資格者として、「技術」ビザの申請を認めたのである（松下 2021）。

日本政府は2002年1月に中国と IT 資格相互認定を締結した。その後、日本政府は高度外国人材の受け入れを促進するため、2012年5月7日から高度外国人材にポイント制を活用した出入国在留管理上の優遇措置を導入した（「高度外国人

材ポイント制度」）。これにより、一定の条件をクリアすれば、高度外国人材の優遇措置に親の帯同も含まれるようになった。

具体的には、高度外国人材が育児などの事情を抱えていた場合、本国から親の帯同（入国した高度外国人材の夫婦のうち片方の親を母国から呼び寄せること）が認められるようになった。詳しい規定は下記の通りである。①高度外国人材もしくはその配偶者の7歳未満の子（子には養子を含む）を養育するため、または高度外国人材の妊娠中の配偶者もしくは妊娠中の当該高度外国人材等の親は、高度外国人材に対する優遇措置として日本での在留が認められる、②在留を認める条件として、帯同の親と同居すること、③在留期間更新の申請の時点において高度外国人材の世代年収（予定）が800万円以上あること⁽³⁾。

出入国在留管理庁が公表した国籍・地域別高度外国人材の在留数の推移によると、2021年末に中国の高度外国人材数は10,309人であり、日本にいる高度外国人材の65.5%を占め、国別では最も多い⁽⁴⁾。

このように、中国 IT 人材の親の来日と長期滞在は、2012年に始まった日本の高度外国人材ポイント制度の創設が背景にあったのである。

中国 IT 人材が日本での育児に親を呼び寄せる背景には、中国固有の事情もある。中国の都会で暮らす若い世代は育児を自分の親世代に頼る人が多い。例えば、SUN らが2017年から2018年にかけて、上海市にある病院の協力を得て、生後12か月から24か月の子どもを有する母親600人を対象にアンケート調査（有効回答525人）を実施した結果、70%の若者（女性）が産後、自分たちの親世代に育児を手伝ってもらっていることを明らかにしている（SUN, JIANG 2021）。

(2) 団地内コミュニティと関わるきっかけ

中国 IT 人材の親世代が団地内で強いつながりができるかどうかは、ほぼ団地での暮らしの長さにかかっている。王軍（仮名：男性、1972年生まれ・調査番号2）は、一人娘の2回目の出産を控え、2022年の5月に山東省威海市の漁村から妻とともに来日した。娘夫婦はそれぞれ IT 産業に従事し、当初は大連の会社に勤めた後に、同じ

業界の先輩の紹介で来日した。現在は芝園団地の2LDKの部屋に住んでいる。来日する前、王軍は漁業関係の会社に勤めており、中韓国境線まで魚を取りに行ったこともあるという。王軍は2LDKの部屋では娘夫婦との暮らしに窮屈さを感じるので、暇つぶしに団地内の広場のベンチに座る毎日である。日本語ができないため、広場で孫と遊ぶ年配の中国人と時には言葉を交わすものの、深いつながりができずにいるという。

それに対して、団地での暮らしが一年となった次の例を見てみよう。陳香（仮名：女性、1956年生まれ・調査番号9）は2022年8月、初孫の誕生に合わせて、IT人材として来日した息子夫婦の居住する芝園団地にやって来た。筆者が団地の広場（公民館と自治会館が入っている棟の前の空き地）で初めて陳に出会ったのは、陳が来日して8日目の朝であり、陳の散歩中であった。以下はその時の聞き取りに基づいている。

陳香は遼寧省鞍山市農村の出身で、今も村に家と農地がある。来日したのは、孫育てのためである。陳と夫の間には、子供が二人（娘と息子）いる。夫は10年前、がんで亡くなった。息子は大連の大学でIT関係を専攻し、大連で就職した（2012年）。就職は難しくなかったという。その後、息子は大連の会社から日本に派遣され、幹旋企業の仕事に応じて沖縄、大阪、東京など、各地に飛ばされてきた。息子はその幹旋企業のところで5年ほど働いたが、業績に応じて給料を上げてはもらえなかった。そこで息子はそれを理由に現在の会社に転職した。息子の嫁は息子と同じ時期に大連から日本の同じ会社に派遣され、そこで知り合った。

息子は2019年5月に鞍山市内にマンションを購入したうえで結婚式を挙げた。なぜ鞍山市かという、陳の老後を考えたからである。陳は夫に死なれてから、しばらくは鞍山市内在住の娘夫婦と同居していた。娘夫婦に子供が生まれた際は、娘の姑が義理の母親（90代）の世話で孫育てをできなかったこともあり、娘夫婦も陳のことを思いやっけてこれからも一緒に暮らすように勧めた。しかし陳は、漢民族にとって老後の面倒は息子に頼るのがしきたりと考えていたので、いつか娘の

ところから出るつもりでいた。

陳と病死した夫は、かつて村で農家として暮らしていた。息子が2008年に大学に進学した時に、陳と夫は農地を親戚に委託し、ハルビン市に出稼ぎに行き、後にそこでマンションを購入した。現在も人に貸しているの、毎月家賃収入があるという。息子の結婚に合わせて新房（結婚後の住居）を用意する必要が生じた際には、ハルビン市内のマンションにするか、大連か鞍山で新たに購入するかで迷ったという。

夫が亡くなった時、陳は53歳であり、周りから再婚を勧められたこともあった。しかし陳はまだ結婚前の息子を置いて再婚する気にならなかったという。

日本に来て一番驚いたのは、息子夫婦の住まいの狭さだという。芝園団地で賃貸しているのは1LDKサイズである。これから孫の誕生に合わせて引っ越しを考えているが、息子夫婦は引っ越し先を賃貸ではなく、マンション購入を考えているという。

しかし陳は当初、中国にはすでに2つのマンションを所持しているので、日本でのマンション購入に反対したという。しかし、息子夫婦は日本で永住することを考え、陳への相談前にすでに購入を決めていたようである。陳は息子に向かって、将来は大連に戻ってIT関係の仕事継続してほしいと伝えたが、新型コロナウイルス感染症の影響で日本の仕事を辞めて大連に戻ったIT関係の友人が、日本のほうが待遇よいと息子に言ったという。息子夫婦の日本での暮らしへの固い決意を前にすると、陳も同意せざるを得なかったという。

陳の息子夫婦は今、東京23区内で、しかも駅から徒歩圏内の便利なところにマンションを購入しようとして計画しているという。息子によると、日本では一戸建てより分譲マンションのほうが転売しやすく、将来中国に戻るにしても、マンションを「過渡房」（一時的に所有して居住する部屋のこと）として所有したほうが自分の財産になるという。息子夫婦はすでに購入物件を絞っていたので、後は陳の意見を聞き入れて最終決定をするだけの段取りになっている。陳は息子夫婦に、風水

を考えて墓，井戸，ホテル近くの物件は避けるように伝えた。息子の嫁は出産前で入院中であるが，退院して落ち着いたらすぐに引っ越しができるように，今はその準備をしているという。

陳が芝園団地の公園を初めて訪ねたのは，来日してから一週間後の夕方であった。日本語ができないため，息子からは人に進んで声を掛けないようにと言われていた。相手が日本人の場合，言葉の壁で会話ができず，かえって相手に失礼になるというのがその理由である。陳は一人で黙って公園のベンチに座っていたところ，あなたは中国人だろうと，中国東北なまりで女性から話し掛けられた。長くここに住む中国人の彼女によると，日本人は中国人が好むような赤やピンク色の服は着ないという。連れ立ってスーパーに米を買いに行く途中に公園を通りかかった中国人の年配者女性3人は，時間があるときにゆっくり話そうと約束してくれた。陳は来日前から団地内には中国人が多いと息子から聞いていたが，この時自分の目で確かめることができ，安心したという。

団地内には中国の物産を扱うスーパーがあり，従業員も中国人である。来日二日目には，息子の案内で，そこに買い物に行った。息子からは日本円をもらい，息子が少し離れたところで陳の行動を見守ってくれていたという。陳は中国のスーパーと変わらない感覚で買い物できたことから，すぐに慣れた。公園で出会った中国の年配者たちからは，そのうち団地内の日本のスーパーや周辺の八百屋など，安いところに連れていってくれると声を掛けてもらっているという。

陳が団地内の公園で言葉を交わしたのは，中国人の年配者だけであるという。子供を連れて夜の公園で遊ぶ中国人の若い母親もいたが，やはり年配者同士の方が気が合うらしい。息子夫婦がマンションを購入する予定なので，陳のここでの暮らしは長くないとみているが，来日した最初に中国人の同胞が多くてよかったと思っていると話してくれた。

筆者が2023年7月15日の夜に団地を訪れ，公園で陳香に再会した。息子夫婦がまだマンションを購入できず，一家4人は相変わらず団地の1LDKの狭い部屋で暮らしていた。ただ，1年に

わたる団地での暮らしで，陳は団地の公園で固定した話し相手（同じ孫育てに来ている中国の年寄り）ができるようになっていた。

(3) 中国 IT 人材の親世代によるコミュニティ形成を促す仕組み

伊藤の2019年の調査によれば，芝園団地で聞き取りを実施した年齢の比較的若い中国 IT 人材12名（30代以下が10名）のうち，過去5年以内に入居した者は11名，そのうち2017年から2019年の2年以内に入居した者は9名と，全体の半数をこえていた（伊藤 2020: 13-14）。この伊藤の調査が示唆するのは，比較的年齢の若い中国 IT 人材の団地での居住期間は2~5年に集中しており，たいへん流動性が高いということである。

この高度流動化に鑑みると，孫育てのために日本に呼び寄せられた親世代の団地居住期間はずっと短いはずである。それでもなお中国 IT 人材の親世代は，果たして芝園団地で強いつながりを形成できるのだろうか。

筆者らはこのことを念頭に，現地調査で中国 IT 人材の親世代に限って調査を実施したところ，次のことが明らかになった。①団地に居住していた中国 IT 人材がマイホームを購入して芝園団地から離れても，日本語ができない親のことを考え，団地から徒歩で通えるところに住んでいる人が一定数いる。そのため，親世代は夜などの自由時間を利用して団地の公園や広場に集合していた。②親世代が団地内の公園や広場で繰り広げる交流は，情報交換や憩いとどまらず，忘年会や送別会など，組織化されたものに発展していた。

李蓮（仮名：女性，1964年生まれ・調査番号7）は山東省済寧市の山村からやってきた。村には家屋敷と農地があるものの，今では過疎高齢化で住む人も耕す人もいなくなった。李の一人息子は省都である済寧市の大学で IT を学び，卒業後，大連の IT 会社に就職した。息子は結婚する際に済寧市内で85m²の分譲マンションを購入したが，その後，会社の派遣要請に従って，芝園団地に住みながら東京で仕事をしようになった。当時，会社が賃貸した芝園団地の一室に，李の息子のほか，2人の中国 IT 人材がいた。2012年，

李の息子は育児のため、高度外国人材の優遇措置を利用して、妻と両親を日本に呼び寄せることにした。同時に、会社が賃貸した芝園団地の一室から、同じ団地内の2LDKの部屋に引っ越した。当時のルームメイトも李の息子と同じ経緯をたどり、それぞれ結婚・育児をきっかけに、中国から家族を呼び寄せ、団地の広い部屋に引っ越した。

李の息子は、日本語ができない両親に対して、「団地に中国人が多いから大丈夫だ」と説得していた。李は来日後の芝園団地での暮らしを「団地里满满的中国世界」（団地にいると中国にいるような錯覚をさせられるほどである）と、満足しているという。その後、息子夫婦はローンを組んで、団地から徒歩10分のところに一戸建ての住宅を購入した。それと前後して、息子夫婦は中国の不動産価格の上昇を見越して、済南市内で128㎡の分譲マンションをもうひとつ購入した。息子夫婦は済南市内に所持する二つの分譲マンションを賃貸に出しているが、李夫婦が帰国して済南に戻る際、一つ回収して自家用に使うという。

息子夫婦には子供が二人（2023年時点、それぞれ11歳、6歳）あり、李たちの日本での暮らしも11年近くになった。日本の規定では、中国から呼び寄せられたIT人材の親世代が所持する短期滞在ビザ（半年か一年）は延長が可能である。ただし、滞在できるのは一番下の孫が小学校に進学するまで（7歳未満）となっている。そのため李夫婦は再来年、中国に戻り、息子の済南市内に確保してあるマンションで暮らすことになっているという。

この李のように、芝園団地から移転後も、団地に通い続ける親世代は多い。

劉花（仮名：女性、1962年生まれ・調査番号6）夫婦も、移転後も団地に通い続ける者の一人である。劉は陝西省西安市の出身で、ともにIT人材である娘夫婦と息子夫婦の合わせて四人の孫の世話のため、夫とともに来日した。一時的に中国に戻っていた時期があったものの、日本での滞在期間は10年以上になった。娘夫婦が先にIT人材として来日し、息子夫婦は後にやって来た。娘夫婦は芝園団地での賃貸を経て、団地から徒歩9分のところに分譲マンションを購入した。劉に

よると、娘夫婦は当初、東京23区内にマンションを購入する予定であった。しかし、親である劉夫婦が中国語が通じる芝園団地から遠くなることに断固として反対したため、現在地に落ち着いたという。他方で息子夫婦は現在も、芝園団地内で賃借しているという。

劉の娘夫婦と息子夫婦も西安市内にマンションを所有しており、賃貸に出している。劉自身は娘夫婦も息子夫婦も将来は西安市に戻ることを願っているが、本人たちは日本での永住を望んでいるという。

四人の孫の世話で10年の間芝園団地やその周辺で暮らしてきた劉夫婦は、団地内の親世代コミュニティに欠かせない存在になっている。孫育てのために来日したIT人材の親たちは、孫が保育園や幼稚園に入園すると、少し時間に余裕が出てくる。すると5月から10月にかけて、団地内の公園や広場に集まって、囲碁や雑談を楽しむようになる。

しかしときには交流が揉め事に発展することもある。団地暮らしが5年目に入った張夫婦（仮名：60代）は、ほかの親たちとは違って、夫が料理づくりを担当し、持病をもった妻は食べる側であった。ところが張の妻は、夫に料理を作ってもらうことに負い目を感じ、かつ自分が噂されることを嫌って、よく団地内で喧嘩になる。

ある日、劉花は張の妻に団地内の広場で呼び止められ、劉の夫が自分を貶める噂をしたと言い寄ってきた。それに対して劉は、夫はそのような人間ではなく、夫も自分も四人の孫のための料理作りに忙しくて、噂を広めるような暇もないと言い返した。このことをきっかけに、劉は張の妻と疎遠になったという。後日、劉は偶然、芝園団地の広場で張の妻がほかの年配者と言ひ合いになり、多くの見物人が集まっている場面に遭遇した。劉は張の妻の素性を知っていたので、人の塊を分け入って喧嘩の止めに入り、両者をそれぞれ説得すると同時に、見物客を帰らせ、その場を収めたのだという。劉はかつて若い頃に民弁教師⁵⁾をしていたこともあり（一人っ子政策に反して子供二人を産んだため、のちに辞任に追い込まれたが）、こうした揉め事を収める手腕をもっていたのであ

る。

団地内では以上のような揉め事も起こるが、組織的な活動も継続的に行われている。IT 人材の親世代は 2019 年の大晦日に、団地内の中華料理店を貸し切って忘年会を開いた。その際には京劇なども上演させ、おおいに盛り上がったという。

以上のように、芝園団地で暮らす中国 IT 人材は、子育てのために親を呼び寄せる場合が多い。しかし中には、こうした呼び寄せができずに、自力で子育てを行っている家族もある。張萍（仮名：女性、1989 年生まれ、調査番号 3）は同じ IT 人材の夫と子供 2 人（長男と長女）の四人暮らしである。張は 2022 年 8 月現在、1 歳にも満たない娘の育児のため、仕事を中断した。張は遼寧省葫蘆島市の農村の生まれである。日本語ができない両親の孫育てのことを考えて、5 年前に芝園団地に引っ越してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で親の来日が叶わず、仕方なく仕事を中断し、夫婦で子育てをするほかなかったという⁶⁾。

(4) 新たな越境者・中国 IT 人材の親世代の特徴

先行研究の蓄積も下敷きにしつつ、これら芝園団地で暮らす新たな越境者である中国 IT 人材の親世代の特徴をここでまとめておきたい。

最初に特徴として挙げられる一つ目は、いずれも一人っ子（あるいは一人息子）の親という点である。上記の陳香、王軍、李蓮、劉花夫婦のいずれもが該当する。

中国人家族の関係維持とモビリティについて研究する王曉音は、本論文にとっても示唆に富む事例を提示している。日本に留学した B は、2007 年 3 月の修士課程修了直前に、同級生であった日本人女性と結婚し、配偶者の在留資格で日本に滞在するようになった。しかし、B は 2012 年 5 月に高度外国人材のビザに切り替えた。なぜなら、一人っ子の B はすでに父に先立たれており、中国で一人暮らしの母親を日本に招いて子供の世話をしてもらおうと同時に、母親にある種の慰めを与えたいと考え、高度外国人材のビザに付属する親帯同の優遇措置を受けることを企図したからである（王 2020: 56）。

このように、一人っ子の中国の高度人材が日本

に親を呼び寄せる背景には、子供の世話をしてもらいたいという夫婦本位の意図ばかりではなく、できるだけ長く親と日本で生活をともにし、親孝行をしたいという思いもあるのである。このことは、本論文で取り上げた中国 IT 人材の親にも共通していた。

特徴の二つ目は、農業、漁業、民弁教師など、定年の規定がない産業に従事していた中国 IT 人材の親であっても、その仕事を辞め、親としての義務（子を成人／結婚させること）を果たし、次の人生のステップ（老後の生活）へと備えることを選択している点である。中国 IT 人材の親世代は、日本にいる一人っ子（あるいは一人息子）から発せられた育児の手伝いの要請を優先的に受け入れる価値観を共有している。働き盛りの王軍夫婦の事例が典型的に示していたように、コロナウイルス感染症で日本行き飛行機が減便されるなかでも、漁業会社との契約を打ち切っても来日を果たしたのである。

こうした背景には、費孝通（1936=1985）がすでに言及していたように、中国社会が蓄積してきた生育制度（という固有な社会文化／制度）のなかにある隔代扶養が関係しているといえる。隔代扶養とは、働き盛りの息子夫婦が仕事に専念し、代わりに息子夫婦の親世代が孫育てをする。その後、親世代が歳をとると、老後の扶養は息子夫婦の世話になることを指している（費 1936=1985: 311-322）。本論文で取り上げた陳香、王軍夫婦、李蓮夫婦、劉花夫婦らの孫育ても、この生育制度という中国の伝統に位置づけることができる。

ただし孫育てのために来日する IT 人材の親世代は、一番年少の孫の就学年齢に合わせて居住期間が制限される。こうした新しいタイプの越境者の高い流動性と、居住期間の制約は、中国での孫育てとは異なる環境にあると言わざるを得ない。

3. 芝園団地における越境コミュニティの特徴

3-1 団地内の広場・公園がもつ結節機能

生活空間という視点から芝園団地における中国 IT 人材の親世代について考えたとき、共通して

いたのは、居住空間の長短に関わらず、芝園団地内の広場や公園が、日本語ができない中国 IT 人材の親世代にとって、他の親世代とつながる結節点になっていたことである。広場や公園に行けば、同じ背景をもって来日した年配の中国人に会うことができ、中国語でコミュニケーションも取れることから、ホームシックから解放されるのである。広場・公園に中国 IT 人材の親たちが集まると、孫の塾の話や中国語教育の難しさ、どの八百屋のどの品物が安売りされているのかなどの情報交換が頻繁に行われる。さらには、新たにオープンした中華料理の「中国らしさ」についてまで話題になるのである。

筆者らが調査で公園内の広場に出向いたときには、中国 IT 人材の親たちが、胡梅（仮名：70代女性）の送別会に集まっていたところだった。胡梅は新型コロナウイルスの影響で中国に2年間足止めされていた孫を日本に連れてきたばかりであったが、中国で留守番をしていた夫の健康が心配になり、すぐ帰国する運びとなった。胡の息子夫婦は来日当初、芝園団地で部屋を賃借していたが、後に団地から徒歩10分圏内に分譲マンションを購入した。胡と夫は2年前までは孫育てのため、このマンションに滞在しつつ、団地に通っていたこともある。胡夫婦は社交的だったので、中華料理屋での忘年会なども自ら呼びかけて開催したこともあった。胡の帰国を聞きつけた中国 IT 人材の親たちは、夕飯の後に公園に集まり、別れを惜しんでいた。

広場ではまた、日本暮らしで直面する困難に関する情報交換も行われる。劉花は日本に来てから便秘に悩まされてきたが、胡の送別会に集まった人たちのなかには、息子の嫁に効いたという薬の空き瓶を持参する人もいたのである。

ところで、これら中国 IT 人材の親たちはどのようにしてこの日時にこの場所で送別会があると把握できたのだろうか。それを知るには、越境コミュニティを支えるもう一つの結節点について論及する必要がある。

3-2 「WeChat ネーム」で形成された熟人社会

芝園団地に集まる IT 人材の親世代がお互いの

名前を呼び合うときには、WeChat アプリ上の名前（匿名が多い）を使用する。WeChat は日本の LINE に似た SNS アプリであり、芝園団地在住の中国人間で通用する WeChat グループがある。団地内の広場や公園で遭遇する IT 人材の親たちは、中国語で交流しているうちに意気投合をすると、WeChat 上で互いに友達追加をする。

芝園団地在住中国人による WeChat グループは、IT 人材の親世代だけではなく、若い中国 IT 人材たちも加入している。WeChat グループに入っていると、不用品の処分などのときに便利である。流動性の高い芝園団地では、引っ越しなどで不用品が出た際に、WeChat グループに投稿すると、無料あるいは低額で同じ団地内に住む中国人に譲ることができる。乳児の世話をする若い IT 人材の母親によると、子供の衣類なども WeChat グループから安く入手できるという。「生活上のあらゆるものが団地在住者の WeChat グループで取引されるので、芝園団地に移住してきたら、まずこの WeChat グループへの加入を勧められる」⁽⁷⁾。

芝園団地およびその周辺に居住する中国人たちの WeChat グループは、団地内の中華料理屋や八百屋、スーパーなどを中心に束ねられている。中国人が経営する団地内の八百屋の WeChat グループに入ると、果物の團購もできる。團購とは、新型コロナウイルスの影響で団地が封鎖された際に、外に出られなくなった中国国内の都市住民が創出した購買方式である。住民は団地内の中国人から一人の代表者（団長と呼ばれる）を選び、購入したい品目、数量などを団長に伝え、共同購入してもらう。芝園団地は中国国内の団地とは事情が異なるものの、團購を実施することで次の二つの利点を得られる。①團購によって果物を全量売りさばける、②スーパーより安い値段で売ることができ、それがさらなる消費者獲得につながる。

芝園団地で IT 人材が野菜・果物などの日常生活必需品の購入しようとする場合、多くは親世代がそれを担っている。親世代は息子や娘夫婦に教わりながら、WeChat グループの團購機能を使いこなすようになっていく。WeChat を使いこなすようになった親世代は、買い物だけではなく、自

分たちの日々の団地内交流にも使用している。夏の夜に広場で仲間と囲碁を楽しんでいた60代の女性は、囲碁仲間の WeChat ネームは口にしても、囲碁仲間の本当の名前は知らないという。こうしたコミュニケーションが可能になるのも、WeChat ネームが誰のものであるのかを互いに知っているからである。

以上のように、芝園団地やその周辺で暮らす IT 人材の親世代は、「WeChat ネーム熟人社会」を形成してきたのである。中国語で「熟人」とは、互いを知り尽くす人同士のことを指す言葉である。高度に流動化し、かつ居住期間に制限があるなかでも「WeChat ネーム熟人社会」が成り立つのは、ここで暮らす誰もが SNS (Wechat) を十分に使いこなすことができるからである。

このように、2012年以降に導入された高度外国人材に対する優遇措置によって誕生した新たな中国 IT 人材について調査した本論文では、次のことを明らかにすることができた。すなわち、両親を日本に呼び寄せることが可能な中国 IT 人材は、自身の流動性を前提としながらも、日本語を話せない親世代の快適さを考慮しつつ、越境コミュニティがすでに存在している芝園団地やその周辺にマイホーム購入し、集住・定住するようになっていたことである。そして孫育てのために日本に呼び寄せられた親世代は、団地内の公園や広場、そして SNS (WeChat) という結節点を介して、高い流動性の中でも、「WeChat ネーム熟人社会」を形成していたのである⁽⁸⁾。

4. 結 論

本論文は、中国人が集住する団地として知られている埼玉県川口市の芝園団地を事例に、新たな越境者である中国 IT 人材の親世代に焦点をあて、流動性が高い中国 IT 人材が、同じ団地内に集住することで形成された越境コミュニティの特徴を探ってきた。その際、芝園団地内の中国人コミュニティについての相反する2つの主張、すなわち IT 人材は流動性が高いために、強力かつ持続的な移民ネットワークは形成できないとする主張と、中国人コミュニティがすでに形成されているという主張のいずれが実態に適しているのかに

留意しながら調査を実施してきた。

結果として本論文では、芝園団地に中国人コミュニティが形成されているとする山下・江らの見解を基本的に踏襲しつつ、中国 IT 人材とその親世代に焦点を当てることで、さらに次のことを明らかにした。すなわち、中国 IT 人材の親世代にとって、孫育ては「生育制度」の一環なのであり、息子・娘夫婦の家族の再生産のためのものと考えられていた。それに対して、中国 IT 人材として来日した彼ら／彼女らは、日本政府の優遇措置を利用して、日本語を話せない親世代でも日本で容易に快適に暮らせるように、交通アクセスが便利で、疑似的に中国の生活環境に近い中国人集住区である芝園団地を居住地としてあえて選んでいたのである。また子供が生まれて団地内の部屋が手狭になると、芝園団地周辺にマンションなどを購入したうえで、そこから生活の必要に応じて団地に通うことにより、結果としてさらに芝園団地内の越境コミュニティを拡大させていたのである。

芝園団地内に生成した越境コミュニティは、団地内の公園・広場を結節点に、SNS (WeChat) を駆使し、忘年会や送別会といった組織的な実践を行いながら、「WeChat ネーム熟人社会」となっていた。この「WeChat ネーム熟人社会」は、芝園団地という居住および生活消費に特化した場において形成されたものであって、ニューヨークやパリ、横浜にあるようなチャイナタウンとはその性質を異にしていた。

以上のようにして形成された芝園団地の越境コミュニティは、日本政府が中国 IT 人材を誘致しようとして設計した制度当初の目的とは異なる位相で形成されていることには注意が必要である。日本政府は海外から優秀な IT 人材を呼び寄せるため、高度外国人材に親の帯同を認めた。その目的はあくまで、高度外国人材の子育てなどの生活上の障害を取り除くことで、高度外国人材の職業生活を容易にし、定着率を高めることにある。そのため、実際に制度に基づいて呼び寄せられた親たちの実際の生活のありようについては、制度はほとんど問題にしていない。しかし、実際に来日した中国 IT 人材は、本論文で明らかにしたとお

り、呼び寄せる親が日本語を話せなくても日本で快適に過ごせる生活環境かどうかを十分計算して呼び寄せを決定していたのである。つまり、親を呼び寄せられる環境を日本側に用意できるかどうか、中国 IT 人材を日本にとどめておくための重要な要素なのである。

このような実態を踏まえて、今後さらに優秀な中国 IT 人材を日本に誘致しようという場合には、IT 人材が一般に流動性が高い労働力であるという性質は変わらなくても、芝園団地のように、呼び寄せた親たちが中国語のみで生活できるような魅力的な越境コミュニティが容易に形成され得るかどうか重要になってくるのではないだろうか。

さらに付け加えると、通常、外国から来日して団地に居住するという場合、その者はマイノリティとして肩身の狭い暮らしをしていると想像されがちである。しかし、芝園団地の場合はむしろ逆であり、中国物産や文化を含めたコミュニケーションがすべて揃っているからこそ、中国 IT 人材は制度の優遇措置を使って積極的に親を呼び寄せようとするのである。言い換えれば、中国 IT 人材は、あえて芝園団地近くに居住するという実践を行ってまで、自分たちの親世代が日本でマイノリティにならないようにしていたのである。こうした芝園団地付近をあえて選んで居住するという中国 IT 人材たちの実践は、日本の受入企業にとっては意図せざる結果（一般に流動性が高いと思われながら、実は首都圏周辺の特定の居住地区に中国 IT 人材のストックが集中する）をもたらしているということができるかもしれない。

本論文は、中国 IT 人材の親世代に注目することで、中国 IT 人材が高い流動性をもつ（日本にも中国にも不動産を所有し、条件に応じて素早く生活拠点の移動を可能にする経済的余裕と才覚、技術をもつ）にもかかわらず、なぜ芝園団地という特定の場所に集住するのか、その仕組みの一端を明らかにした。そこには、中国 IT 人材である彼ら／彼女らとその親世代が背負っている文化をベースにした越境コミュニティの存在があり、この越境コミュニティの生成可能性が彼ら／彼女らの生活可能性に大きく影響を及ぼしていたのであ

る。

付記

本論文は科研費（19K12472, 20K02108, 21KK0033）による成果発表の一部である。

注

- (1) 川口市役所の HP (kawagutchi.lg.jp) 上の情報を参照（2022年10月11日取得）。
- (2) UR のホームページでは、2023年1月現在の家賃を次のように紹介している（2023年1月6日取得、https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/saitama/50_1820.html）。間取り 1K~3DK、家賃（公益費）54,500 円~129,500 円（3,170 円）。芝園団地の家賃は民間アパートと比べて決して安いとは言えない。しかし、UR 賃貸住宅は礼金・手数料・更新料・保証人ナシで入居できるため、長期にわたって居住する場合、民間アパートより安い場合もある。
- (3) 出入国在留管理庁の HP にもとづく（2023年1月6日取得、<https://www.moj.go.jp/isa/content/930001695.pdf>）。高度外国人材でない外国人が親を日本に呼び寄せる場合、用意されているのは、最長在留期間3ヶ月（一回延長あり）の親族訪問ビザである。高度外国人材の親（在留資格・「特定活動（34号・高度専門職外国人又はその配偶者の親）」の場合、国民健康保険などの日本の医療保険制度が利用できるのに対して、親族訪問ビザの場合は外国人親は利用する資格がない）。
- (4) 出入国在留管理庁の HP にもとづく（2023年1月6日取得、<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003527.pdf>）。
- (5) 1958年以降、戸籍制度によって中国では都市農村の二元化が進んだ。農村では、教員資格を有しない中卒以上の者を教師として雇い、国から補助を受けて、村から給料が支給される教員のことを民弁教師という。民弁教師の多くは農民戸籍である（鮑良 2002: 17）。
- (6) 2022年8月17日、芝園団地での聞き取りにもとづく。2023年2月14日に再訪した際には、張萍から夫の両親を中国から呼び寄せる調整ができ、4月から仕事に復帰するとの報告を受けた。なお張萍は、筆者らが芝園団地で出会った若い中国 IT 人材の一人である。張によると、中国 IT 人材は日本の受入企業と契約書を交わした後にビザを取得する段取りになっているという。また日本企業に入社するには日本語で面接を受ける必要があるた

めに、中国 IT 人材の多くは中国内で半年ほどにかけて日本語学習をしてから来日するのが一般的であるという。

- (7) 2022年8月17日、20代の若い中国人女性への聞き取りにもとづく。
- (8) 中国人たちが芝園団地内の広場で集まる際、「老王」(王さん)、「老韓」(韓さん)のように、互いの姓で呼び合う場面も多くあった。このように、芝園団地には流動性の高い中で形成される中国人の「WeChat ネーム熟人社会」だけではなく、長期間にわたる交流のなかで形成された五縁(血縁・地縁・業縁・神縁・物縁)熟人社会も、確かに存在する。

参考文献

【日本語文献】

- 鮑良, 2002, 「中国農村地域における民弁教師の問題」神戸大学教育学会『研究論叢』9: 15-21.
- 伊藤佳穂, 2020, 「共生社会への取り組みに関する研究-埼玉県川口市芝園団地での実地調査から」『東京女子大学言語文化研究』29: 1-39.
- 松下奈美子, 2021, 「東アジアにおける高度人材の国際労働移動の誘因分析-1980年代から2000年代の韓国人 IT 人材の日本への移動を中心に」『情報通信学会誌』39(2): 59-70.
- 岡崎広樹, 2022, 『外国人集住団地-日本人高齢者と外国人若者の“ゆるやかな共生”』扶桑社.
- 大島隆, 2019, 『芝園団地に住んでいます-住民の半分が外国人になったときに何が起きるか』明石書

店.

- 滝山佳樹, 2001, 「中国人留学卒業生の就業事情」『日本生産管理学会論文誌』8(1): 58-63.
- 王晓音, 2020, 「中国人高度人材の家族関係の維持とモビリティ-東京都における異文化間結婚の事例を通して」『三田社会学会』25: 49-63.
- 山下清海・江衛, 2005, 「公共住宅団地における華人ニューカマーズの集住化-埼玉県川口市芝園団地の事例」『人文地理学研究』29: 33-58.

【中国語文献】

- 費孝通, 1936=1985, 生育制度-中国の家族と社会(横山廣子訳), 東京大学出版会.

【欧米語文献】

- Tetsuya Imaoka, 2021, *Shibazono Danchi: a Japanese public housing complex as part of the migration infrastructure for Chinese IT workers*, MoLab Inventory of Mobilities and Socioeconomic Changes. Department 'Anthropology of Economic Experimentation'. Halle/Saale: Max Planck Institute for Social anthropology
Doi:10.48509/MoLab.3003 (2022年12月22日取得)
- Yi SUN, Na JIANG, 2021, *Grandparents' Co-Parenting Styles in Chinese Cities: Living Styles and Mothers' Quality of Life*, Asia-Japan Research Academic Bulletin, Asia-Japan Research Institute of Ritsumeikan University, ONLINE ISSN 2435-306X, Vol.2, 31.
https://doi.org/10.34389/asiajapanvulletin.2.0_31 (2022年12月22日取得)

A Case Study of the Transnational Community of Chinese IT Professionals:
Focusing on the Parents of Immigrant Workers Living in
Shibazono Danchi Housing Complex, Kawaguchi City, Saitama, Japan

Meifang Yan

Shibazono Danchi public housing complex in Kawaguchi City, Saitama, is known as an immigrant-dense residential center, where a large part of its population consists of Chinese IT professionals. The preceding studies have presented two different opinions regarding community building among these Chinese IT professionals in Shibazono Danchi. The first view is that they cannot build their own ethnic community at this housing complex because of their highly mobile backgrounds. The second is that the Chinese residents in Shibazono succeeded in forming a particular community of their own. This study agrees with the latter opinion, focusing on the parents of these Chinese IT professionals and introduce the findings: These Chinese IT professionals brought their parents from back home to live with them during child rearing, to make maximum use of the points-based preferential immigration treatment system of the Japanese government for highly-skilled foreign professionals. The parents of the IT professional immigrants from China, who could not speak Japanese, came to build their anonymous community by gathering at public spaces such as the parks and the other open spaces in the Danchi site as their social nodes and by using social media like WeChat. This phenomenon bolsters the formation of Chinese community among immigrant IT professionals in Shibazono Danchi in spite of their high mobility.

Keywords: Transnational communities, Highly-skilled foreign professionals, Grandparenting

〈論 文〉

日本における女性高齢者の貧困と解決策

——ジェンダー論の視点を踏まえた公的年金を中心とした最低生活保障実現のため——

王 静

要旨：近年、高齢者の貧困問題への関心の高まりが見られる。しかし、性別から高齢者の貧困問題への研究が少ないことである。実際に、高齢者の中でも、女性高齢者の相対的貧困率が高く、単身女性高齢者の貧困率は4割となっている。本論では、年金受給者の女性高齢者の事例と各種統計調査データを利用し、日本における女性高齢者の貧困実態を考察する。

ジェンダー論の視点から、女性高齢者の貧困問題の要因を伝統的な性別分業意識と日本型雇用から分析する。さらに、高齢者の所得を保障する公的年金制度の低い給付水準を踏まえ、女性高齢者の貧困要因を検討する。今後の課題として、高齢者の所得保障としての最低生活保障水準の年金給付水準の確立と住宅保障制度の拡充と改正を提言したい。

キーワード：女性高齢者、貧困、日本型雇用慣行、社会保障

はじめに

1970年代に入って、日本では、少子高齢化が進行し、相対的に高齢者人口が増加している。総務省統計局によると、2022年における日本の65歳以上の高齢者は3627万人（高齢化率29.1%）である⁽¹⁾。男女別に見ると、男性高齢者は1574万人（男性人口の26%）、女性高齢者は2053万人（女性人口の32%）となっており、女性高齢者は男性高齢者より479万人多くなっている。しかし、日本は超高齢社会を迎えたうえ、高齢者の貧困問題も大きな問題になっている。近年では、「下流老人」⁽²⁾、「老後破産」⁽³⁾という言葉がマスコミで多く報道されるようになり、高齢期の貧困が話題になっている。

高齢者世帯の所得についてみると、その平均所得は312.6万円で、全世帯（母子世帯以外）の平均所得664.5万円の約5割となっている⁽⁴⁾。その中、150万円未満の世帯は24.7%で約4分の1を占めている。2018年の貧困線は127万円で、高齢者世帯の相対的貧困率は24%近くに達し、相対的貧困率が高いことが明らかになった。また、

高齢者世帯では、世帯による所得の差が大きいことにも注意が必要である。阿部の相対的貧困率の分析によると、男性高齢者より女性高齢者の相対的貧困率が高く、75歳以上の女性高齢者の相対的貧困率は25%を超え、単身女性高齢者の相対的貧困率は4割で、極めて高い水準にある⁽⁵⁾。さらに、医療保険料の増加、公的年金の引き下げ、物価の上昇という今日の状況を踏まえ、高齢期の女性の貧困問題が一層に深刻される可能性が高くなることが予想される。

本稿では、女性高齢者の貧困問題に注目し、まず、女性高齢者の貧困実態を示し、女性高齢者に貧困が生じている原因を主にジェンダー論の観点で、日本型雇用慣行との関係を検討する。そのうえで、高齢者の所得に重要な役割である公的年金制度の給付実態と問題点を研究し、低所得高齢者、とくに女性高齢者の尊厳に値する所得保障について検討する。

第1章 日本における女性高齢者の貧困実態

近年、日本の高齢者の貧困問題が拡大している

傾向にある。高齢者の中にも格差がある。以前、日本の家族形態は正規雇用の夫と、専業主婦の妻と子どもという構成が多くあった。そこに高齢者の親も同居する3世代同居も多かった。社会保障もこういう世帯を前提に作られた。女性高齢者の貧困も、家族・親族同居などの原因で、潜在化している特徴がある。そのため女性高齢者の貧困問題について、実態を明らかにする必要がある。本章は事例と統計データを利用し、女性高齢者の貧困実態を検討する。

第1節 事例からみる女性高齢者の貧困実態

本節で、2018年5月に提訴された年金引き下げ違憲訴訟の原告としての高齢者女性2人の生活実態を取り上げることとする⁶⁾。

1 神奈川県在住のA氏（2018年5月80歳）の場合

A氏は、40歳頃二人の子どもを出産した。子どもが生まれる前に正規として働いていたが、子どもが生まれてからは、パートタイマーで働いていた。夫はあまり働かない人で、若い時からA氏の収入で家計を支えていた。夫が亡くなった時、遺族年金がなく、借金が残った。借金の返済のために、夫婦共働きの頃に購入した自宅を手放すことになった。その後、60歳定年まで、パートタイマーとして働き続けた。その時、A氏は年金を貰えなかったため、介護ヘルパー2級の資格を取って、61歳から介護の仕事で働き始めた。80歳という高齢にもかかわらず、障害者施設で週5日働き続けている。仕事の内容は午前6時から9時まで入所者の相手をするもので、着替えなどの介助、部屋の清掃、洗濯、食事の介助である。毎月の収入は5万円程度である。A氏の年金は2012年の74歳の時、月額7万3000円あったが、年金引き下げの原因で、年金が減っていく。A氏は月5万円の収入がなくなると、A氏自身は年金の収入だけでは暮らしていけないと感じる。収入が少ないので、A氏は毎日スーパーで総菜が安くなる時間に、食品を買う生活である。コツコツ貯金をしているが、数十万円しかない。生活保護を利用するには、積み立てた数十万円も崩さなければならないので、生活保護を受け

ることもできないことである。A氏は80歳を過ぎても、働かなければ生活できないのが実態である。

2 千葉県在住のB氏（2018年5月72歳）の場合

B氏は、29歳の時、結婚した。二人の子どもを育てながら、夫と共働きしていた。夫は家事を一切手伝わず、「手伝って貰いたかったら俺より稼げ」という暴言をB氏に吐いていた。いつ離婚になるかと心配をしながら、B氏は厚生年金のあるところへと職場を変えて働いた。B氏はスーパーの品出し、土木工事の電話番、段ボール会社、老人ホームの調理などの仕事に就いたことがある。早番は朝6時半、遅番は夕方6時半までで、勤務時間が変則的であった。このように、35年間厚生年金に加入していたが、B氏の給料が低く、厚生年金は報酬比例方式を採用しているため、B氏の年金は介護保険料を引くと、月額10万である。60歳の時、B氏は離婚した。B氏は家を出て慰謝料も貰わず、年金だけで生活している。現在、毎月4万の家賃、後期高齢者医療制度の保険料に電気・ガスなどの公共料金を支払うと食費がぎりぎりの状況である。

以上の女性高齢者2人の具体的な事例を返して、専業主婦でも、共働き女性でも低年金を余儀なくされている生活実態が明らかになった。原因を分析すると、現役時代の女性は結婚・出産・家事で非正規雇用が多く、賃金水準が低く、老後の公的年金額に影響する。さらに、専業主婦の女性は離別・死別の原因で困窮に陥る可能性が高い。また、近年の年金引き下げと高齢者の医療・介護負担増加も高齢者の貧困を招致する。以下、低額の年金しか受給できない高齢者らが生活保護制度を利用しにくく、生活費を節約し、高齢期になっても働かなければならない大変厳しい状況で人生の最後時期を迎えざるをえない生活実態を明らかにする。

第2節 統計データからみる女性高齢者の生活実態

前節で、具体的な事例を通じて、女性高齢者の

貧困実態を明らかにした。本節では、女性高齢者の相対的貧困率、所得と貯蓄、高齢期の就労と支出に関する統計データを通じて、日本における多くの女性高齢者の貧困実態を分析する⁽⁷⁾。

(1) 女性高齢者の高い相対的貧困率

高齢者の貧困を把握するために、貧困率は重要な指標である。一般的によく利用されるのがOECD（経済協力開発機構）基準の相対的貧困率である。相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の2分の1を貧困線として、貧困線に満たない者の割合のことである。2015年の厚生労働省「国民基礎調査」によると、2015年の貧困線は122万円で、全年齢の相対的貧困率は15.7%、子どもの相対的貧困率は13.9%であり、高齢者の貧困率は19.0%で、他の年齢層に比べるとかなり高い水準にある⁽⁸⁾。しかし、このデータは、男女別に分類されていないので、高齢者の性別による貧困実態が解明できないという問題がある。

阿部彩（2021）「日本の相対的貧困率の動態：2019年国民生活基礎調査を用いて」における年齢階層別・性別の貧困率の推移の統計によると、65歳以上の男性高齢者の相対的貧困率は16.3%で、65歳以上の女性高齢者の相対的貧困率は22.9%である。男女高齢者の相対的貧困率ともに2018年の相対的貧困率の15.4%より上回ったことが明らかにした⁽⁹⁾。

阿部は、高齢者の相対的貧困率を単独世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と未婚子のみ世帯、ひとり親と未婚子のみ世帯、三世帯世帯、その他世帯という6つの世帯に分けて、世帯構造別に比較している。65歳以上の高齢者の世帯構造別相対的貧困率から見ると、男女高齢者とも単独世帯の相対的貧困率が一番高くなっており、男性については単独世帯の32.1%、女性については46.1%となっている。また、すべての世帯構造において、女性高齢者の相対的貧困率は男性高齢者より高く、とくに単独世帯の女性高齢者の相対的貧困率が高いことが解明されている。つまり、貧困状態に陥っている女性高齢者の割合が高いということである。

(2) 女性高齢者の所得状況

厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査の概

況」（2021年）⁽¹⁰⁾によると、高齢者の平均所得は332.9万円となっており、高齢者世帯の平均所得の62.3%は公的年金・恩給が占めている。公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は24.9%となっている。「公的年金・恩給の総所得に占める割合が80%－100%未満の世帯」は33.3%となっている。「公的年金・恩給の総所得に占める割合が60%－80%未満の世帯」は15.9%となっている。74.1%の高齢者世帯の総所得の6割以上は公的年金・恩給であることが分かる。

公的年金の受給者については、厚生労働省「令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」⁽¹¹⁾によると、老齢厚生年金の65歳以上の男性受給権者が994.8万人に対し、65歳以上の女性受給権者は487.2万人となっている。老齢厚生年金の受給権者において、女性高齢者の受給権者は男性の半分に過ぎない。他方で老齢基礎年金の受給権者数については、男性の受給権者が1445.4万人、女性の受給権者数は1882.8万人と女性の方が多くなっている。女性高齢者の公的年金受給額については、国民年金受給者の老齢年金の平均年金額は5万6千円、男性の平均受給額は5万9千円、女性の平均受給額は5万4千円と、女性の年金が男性より、年金受給額が8.5%低くなっている。また、同概況によると、厚生年金については、65歳以上の男性の平均月額は約毎月17万円に対して、65歳以上の女性の平均月額は約11万円となっている。高齢者の収入源の第一位は公的年金・恩給であり、公的年金の種類により給付水準に格差がある。受給権者の数と平均受給月額を男女別で見ると、男性は金額の高い老齢厚生年金を受けているのに対して、女性は金額が低い国民年金を受給している人が多くなっている。これは現役時代の労働市場における男女の賃金格差が公的年金の受給額の差につながると考えられる。

高齢期において、公的年金給付以外に、高齢者の貯蓄も高齢者の生活を支えているものだと考えられる。田中（2021）は、金融資産を保有していない世帯、すなわち貯蓄残高ゼロ世帯の全世帯に占める割合が増加していると指摘している。金融

広報中央委員会が調査した2021年の「家計の金融行動に関する世論調査（二人以上世帯）」から見ると、金融資産を保有していない70歳以上の二人以上世帯、すなわち貯蓄残高ゼロ世帯は18.3%を占める⁽¹²⁾。同委員会2021年の「家計の金融行動に関する世論調査（単身世帯）」によると、金融資産を保有していない70歳以上の単身世帯、すなわち貯蓄残高ゼロ世帯は25.1%と3割弱が存在している⁽¹³⁾。

それでは、高齢期の所得状況について、女性高齢者の感想はどうなっているのだろうか。全日本年金者組合滋賀本部が2021年に女性老齢年金受給者を対象として実施した「女性の生活実態調査」⁽¹⁴⁾によると、「ゆとりがある」との回答は5%しかない。「なんとか暮らせる」との回答は74%と7割超えている。「大変苦しい」は5%、「苦しい」は14%となっており、生活が苦しいと感じる女性高齢者は合計19%と約2割である。「なんとか暮らせる」と回答した者が多いが、同調査によると、その原因は「夫の年金」「貯金の取り崩し」「働いている賃金」があることである。それはなくなれば、暮らせなくなることに注意を要する。

(3) 女性高齢者の就労状況

政府による公的年金削減政策の状況により、も

ともと十分でなかった年金給付水準がさらに低下したに加え、預貯金がまったくない高齢者世帯が増加したため、働かなければ生活できない高齢者が増加している。本節は女性高齢者の就業実態について検討する。高齢者就業者の推移については、図1-1の通り、2009年の565万人から2019年の892万人に増加した。その中、女性高齢者の就業者数は、2009年214万人から2019年361万人に増加し、男性高齢者は2009年の351万人から2019年の531万人に増加した。2009年の日本における高齢者の数は2901万人で、高齢者の就業率は19.4%となっており、2019年には高齢者の数は3588万人、高齢者の就業率は24.9%となる。つまり、4人に1人が就労しているのである。2009年に比較すると、2019年における高齢者の人口は687万人が増加し、そのうち、高齢者就業者は327万人増加し、対高齢者人口の高齢者の就業率は上昇している。

また、総務省統計局「令和元年労働力調査（基本集計）」⁽¹⁵⁾によると、高齢者の就業を雇用形態別にみると、正規の職員・従業員は114万人で22.7%となっている。非正規の職員・従業員は389万人で77.3%を占めており、そのうちパート・アルバイトの割合が52.7%と最も高くなっている。多くの高齢者は非正規雇用として働いて

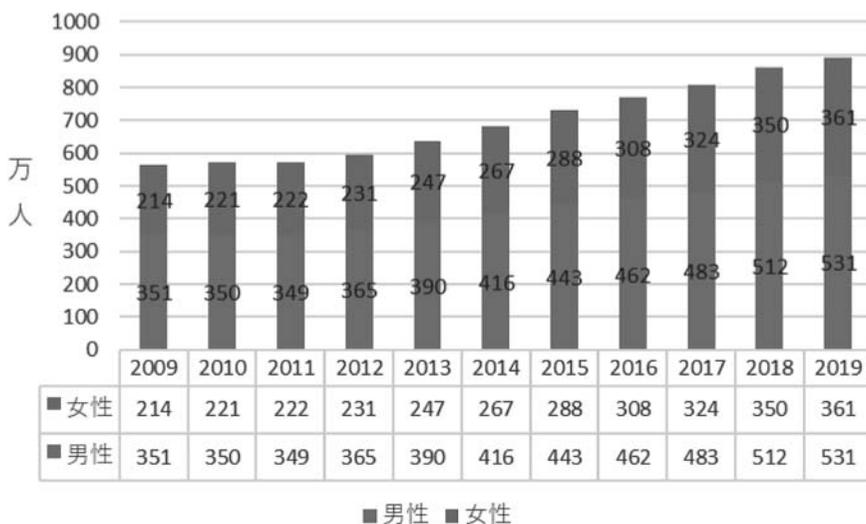


図1-1 高齢者就業者数の推移（2009-2019年）
出所：「労働力調査」により筆者作成

いるのである。高齢者就業者を男女別で、なおかつ雇用形態別にみると、65歳以上の男性の正規雇用は75万人に対して、65歳以上の女性の場合は40万人となっている。また、65歳以上の男性の非正規雇用者は206万人、65歳以上の女性の場合は182万人となっている。高齢者就業者の雇用形態から分析すると、非正規雇用の高齢者数について男女格差は大きくないが、男女にも関わらず非正規雇用が非常に多いことが明らかである。また、高齢者の正規雇用率については、女性高齢者は男性高齢者より非常に低い割合である。男性高齢者の正規雇用は全体の約26.7%を占めるのに対して、女性高齢者の正規雇用は18%しかない。稼働年齢層ではない高齢者、とくに女性高齢者は非正規雇用の雇用形態で就業している者が多いことが分かる。

高齢者就労の理由については、内閣府「平成28年度版高齢社会白書」⁽¹⁶⁾によると、最も多いのは「生活の維持」の45.5%で、「生活引き上げ」の4.2%などの回答を合算すると、「経済的な理由」が全体の約50%を占めた。高齢者は加齢とともに、体力の弱化的原因で、就労不能になる傾向がある。この場合、高齢者の経済状況がさらに苦しくなることが予測される。

(4) 要介護・要支援の女性高齢者の状況

厚生労働省の「簡易生命表」(2021年)による

と、男性の平均寿命は81.47歳、女性の平均寿命は87.57年である⁽¹⁷⁾。また、2020年に厚生労働省が発表した「健康寿命の令和元年値について」⁽¹⁸⁾によると、男性の健康寿命は72.68歳、女性の健康寿命は75.38歳となっている。平均寿命から健康寿命の差を差し引いた期間、つまり要介護あるいは要支援が必要になる期間については、男性が8.79年、女性が12.18年となる。要支援・要介護高齢者は、健康である高齢者と比べると、就労能力がなく、収入が年金のみ、経済的に困難な状況にいたることが推測される。

厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告」⁽¹⁹⁾にもとづき、要介護・要支援認定者についてみると、2020年末は669万人で、そのうち第1号被保険者は656万人となっており、さらに、第1号被保険者において、男性は204万人に対し、女性は452万人となっている。すなわち、女性の認定者は男性の認定者より倍以上多いこととなる。さらに、性別・年齢別で第1号被保険者の数を分析すると、65歳以上70歳未満は24万人(男性13万人、女性11万人)、70歳以上75歳未満は49万人(男性24万人、女性25万人)、75歳以上80歳未満は89万人(男性35万人、女性54万人)、80歳以上85歳未満は143万人(男性47万人、女性96万人)、85歳以上90歳未満は178万人(男性49万人、女性129万人)、90歳以

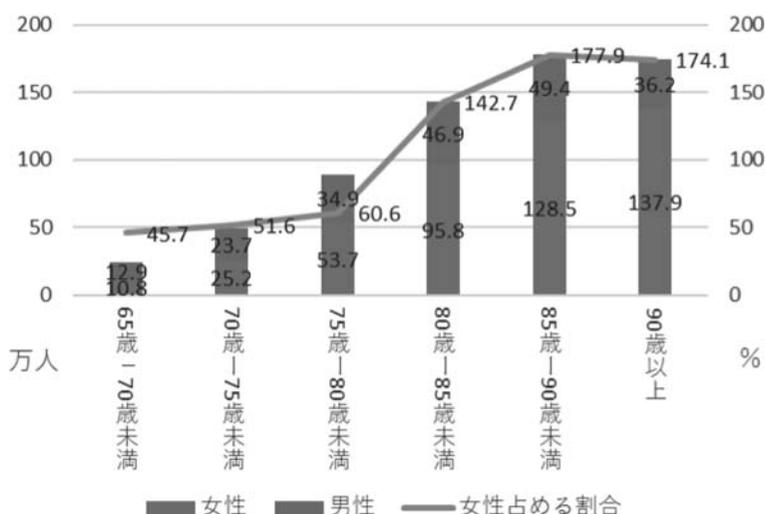


図1-2 第1号被保険者要介護・要支援認定者に占める女性の割合
出所：厚生労働省「令和元年介護保険事業状況報告」により筆者作成

上は174万人（男性36万人、女性138万人）となる。図1-2のように、年齢階段が上がるとともに、要介護・要支援に占める女性高齢者の割合が高くなる。

全日本年金者組合滋賀本部「2021年女性生活実態調査」にもとづき、介護の不安についてみると、「施設への入所料が高すぎる」が556人中173人で31%と最も多く、「介護利用料金が高すぎる」が134人で24%、「無回答」が162人で30%となっている。介護の不安などに関しては、無回答の者の理由は「現在利用してはず、状況がわからない」ことである。介護について経済的不安を感じる者は合計54%と半分以上の女性高齢者は利用料金について不安があることが明らかにされている。

介護サービスの利用料（1-3割）は高齢者の生計に与える影響は大きい。先に述べたように、女性高齢者の公的年金給付水準は低いからである。女性高齢者は加齢・疾病の原因で就労できない時もある。預貯金が不十分で、公的年金額が低く、就労できない女性高齢者に対し、介護費を要する状態となった場合、家計はさらに苦しくなることが予測される。

(5) 高齢者の住宅に関する状況

住宅は、すべての人の生活の基盤であるから、高齢者、とりわけに本論の研究対象である女性高齢者の住宅実態を確認する必要がある。総務省が行った2018年『住宅・土地統計調査』⁽²⁰⁾によると、65歳以上の世帯員のいる主世帯2253万4千世帯について、住宅の所有関係別にみると、持ち家が1848万9千世帯（82.1%）、借家が400万9千世帯（17.8%）となっている。そのうち、高齢単身世帯の638万世帯において、持ち家所在世帯が422万5千世帯（高齢単身世帯に占める割合66.2%）、借家住宅世帯が213万7千世帯（高齢単身世帯に占める割合33.5%）となる。つまり、高齢単身世帯の約3分の1は住宅を借りる形で、高齢期の生活を過ごしている。

高齢者の住宅に関する考えについて、内閣府が実施した「高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」⁽²¹⁾（2018年）から、住宅に関して不安と感じていることの有無についてみると、「不安と感

じていることはない」の回答の割合が71.1%、「不安を感じていることがある」の割合は26.3%、「わからない」の割合は2.7%となり、住宅に不安を感じる高齢者は約3割を占める。性別・年齢からみると、65歳以上と回答した者は、「不安と感じていることがある」男性が29.8%と、女性が37%と女性の方が高くなっている。住居形態別でみると、「不安と感じていることがある」は、賃貸住宅では36.5%と、持ち家の24.9%に比べて高い割合を示している。不安の具体的な内容については、最も多いのは「虚弱化したときの住居の構造」が27.3%、「世話をしてくれる人の存在」が23%、「住居の修繕費等必要な経費を払えなくなる」が22.8%となっている。さらに、高齢者の住宅の解決方法の実施予定については、予定がない理由は、「金銭的理由」が48.6%と、約半数を占めている。

稲垣（2016）は、今後、未婚・離婚・死別の女性高齢者は引き続き増加し、また、将来の高齢者の貧困層は、専業主婦と死別以外の女性、すなわち、離別と生涯未婚の女性がその多くを占めることを指摘した⁽²²⁾。また、多くの女性高齢者は低年金で生活をしている。持ち家がない女性高齢者の住宅確保と、持ち家がある女性高齢者の場合は維持費、住宅改修費の問題が顕在化していくことが予測される。

第2章 女性高齢者の貧困の原因

－ジェンダー論の視点から－

第1節 ジェンダー論の視点とは何か

ジェンダー論の視点とはセックスを意味する「生物学的性差」に対し、「社会的・文化的・政治的に形成された性差」というものである⁽²³⁾。ジェンダーの視点とは性差別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識するというものである⁽²⁴⁾。ジェンダー平等を実現するための制度・政策について検討する。

1970年代に性差をめぐる議論の中でジェンダーという用語が出現した。1979年の第34回国連総会で「女性差別撤廃条約」⁽²⁵⁾が採択され、国連でジェンダー問題が取り上げられた。「女性差別撤廃条約」は、男女の完全な平等の達成に貢

献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。同条約は、女性に対する差別を定義し、締約国に対し、政治的および公的活動、ならびに経済的および社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めるものである。「女性差別撤廃条約」は、前文において人間の尊厳および価値ならびに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認している。その上で、締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的および政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることを明確に規定している。

また、1981年に国際労働機関（ILO）総会は、「家族的責任を有する労働者である男女労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」⁽²⁶⁾（ILO165号条約）と同趣旨のILO165号勧告を採用している。165号勧告は女性のみを対象としていた1956年の「雇用家庭責任を持つ婦人勧告」（第156号条約では「雇用（家庭的責任を有する女子）勧告」と称されている）に代わる男女労働者の両者に適用する勧告である。家族的責任を有する男女労働者の機会および待遇の実効的な均等を実現することの必要性が国際的に認識されたのである。

ジェンダー主流化が公式に提唱されたのは、1995年の国連第4回世界女性会議（北京会議）である。北京会議は、ジェンダー平等と女性のエンパワメント促進に向けて各国政府が取り組むことを表明する「北京宣言」と、各国政府、国際機関、NGO等が取り組むべき12の重大領域を定めた「北京行動綱領」が採択された。また、女性の権利は人権であることを宣言した。北京会議を契機に、世界は急速にジェンダー平等に向かって前進するようになった。

2015年に国連は「持続可能な発展目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な発展のための2030アジェンダ」を採択した。同アジェンダによると、ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標における進展に重要な貢献をするものであることとされる。この考えを踏まえ、国際社会においては、各国政府が行うあらゆる取組において常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し施策に反映していく「ジェン

ダー主流化」が取り込まれるようになった。

日本は、国際的なジェンダーの視点の影響を受け、1985年に女性差別撤廃条約を批准した後、ジェンダーに関する政策が一定程度進められた。まず、1985年に生活保護法による生活扶助基準を男女同一に改正した。そして、女性の年金権を確立するために、専業主婦も自分の名義で基礎年金を受給できるようにするため、1985年に国民年金法を改正して、第3号被保険者制度を創設した。雇用面においても、1985年に勤労婦人福祉を改正して、男女平等を求める男女雇用機会均等法を制定した。ジェンダーに関する日本国内法の改正はジェンダーレスを一定程度促進している。しかし、日本におけるジェンダー平等は十分に実現されておらず、男女格差の現状は厳しい。2022年の世界経済フォーラム（WEF）「ジェンダー・ギャップ指数2022」では、日本は146カ国中で116位と先進国の中では引き続き最下位となった⁽²⁷⁾。ジェンダー・ギャップ指数は、「経済」「教育」「政治参加」の4分野のデータで、各国の男女格差を分析した指数である。日本の分野ごとの順位は、経済が121位、教育が1位、健康が63位、政治が139位となっている⁽²⁸⁾。女性の賃金格差、管理職比率、政治参加などの評価が低いため、例年、経済と政治の順位が低くなっている。ここで、さまざまな法改正によってジェンダー平等の視点が取り入れられた点で前進したものの、世界の流れから大きく遅れているといえる。その原因を本章の第2節で検討する。

第2節 性別分業意識と日本型雇用慣行からの女性貧困

現在の日本女性高齢者の貧困原因の1つは、性別役割分業意識が社会雇用システムに組み込まれていることによるものだと考えられる。従来、日本には性別分業意識があり、戦後も「女性は家事、男性は仕事」という性別分業意識が残り、女性にも家族によって包摂されていることを前提として生活している。1960年代に、主要な労働力は男性が担うようになった。また、遠藤（2014）は、経済を発展させる望ましいシステムとして、

日本型雇用慣行も当時の社会において是認され、男性稼ぎ主型家族と日本型雇用慣行は1960年代の日本で強固に結びついて、日本社会と経済に影響しているのを指摘した⁽²⁹⁾。日本型雇用慣行は雇用システムとして、戦後日本経済高度成長期で普遍化していた。日本型雇用慣行は、日本経済を発展させる望ましいシステムとして、長い時間で政府と労働者に是認されてきた⁽³⁰⁾。

しかし、日本型雇用慣行は性別分業意識にもとづくものなので、夫が正規雇用者として、日本型雇用慣行のもとで労働し、主婦である妻はパート労働者として働くことになるから女性は非正規労働者として日本型雇用慣行から排除される点で、日本型雇用慣行には大きな問題がある⁽³¹⁾。女性の日本型雇用慣行からの排除は、主に①結婚・出産・育児を契機に退職また退職させる問題、②賃金水準が低いという問題がある。

第1節に述べたように、1980年代以前、ジェンダーの視点は日本では認識されていなかった。当時の女性は性別分業意識の影響で、結婚・出産・育児の際に退職する人や退職を余儀なくされる人が多かった。今田・平田(1992)は仕事と家庭の両立に直面する時、多くの女性は就業せず退職することが一般的であることを指摘した⁽³²⁾。かつては企業も性別による定年年齢の違いとともに、女性のみの結婚・妊娠・出産などを理由とす

る強制退職制度があった。1974年の労働省婦人少年局「女子の雇用管理に関する調査」によると、定年制のある企業(調査対象企業の67.4%)のうち、男女別定年制を実施している企業が29.5%あり、また、結婚・妊娠・出産退職制度等女性のみにも適用される退職制のある事業所は7.9%である⁽³³⁾。さらに、女性の結婚・妊娠・出産を理由として、女性の退職を強制的に要求する事件もあった。ここで、想起したいのは住友セメント事件である。1966年12月20日東京地裁で判決された住友セメント事件⁽³⁴⁾とは、1966年に提起された企業における女性の結婚退職制の民事訴訟事件である。原告の女性が、結婚したところ、被告会社が結婚退職制度を理由に解雇した。1966年12月に東京地裁は、結婚により女性職員の仕事の能率が低下しているという会社側の主張に、「女性結婚退職制は女性労働者の結婚の自由を制限するもので性別による差別待遇にあたり無効」とする判断を出し、原告女性が会社に対し雇用契約上の権利があることを確認し、被告の会社の未支払い賃金の支払いを命じる判決を出した。以上のように、当時の女性は結婚などの原因で日本型雇用慣行から排除されていたのである。そのことを是正するために、女性労働者自らが裁判を提起したのである。

次いで、退職せずに、働いていても、女性には

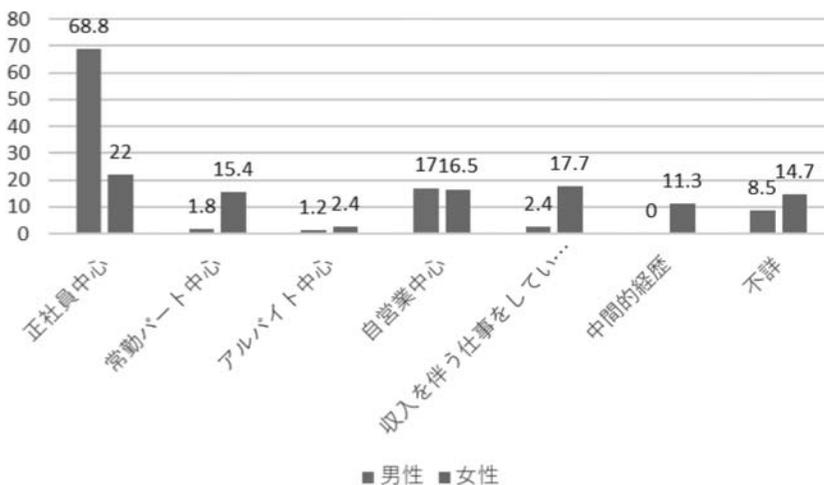


図 2-1 性別から見る高齢者の現役時代の経歴

出所：厚生労働省 2019 年「老齢年金受給者実態調査」により筆者作成

低賃金の問題がある。日本型雇用慣行のもとで、労働者の賃金は勤続年数、勤務内容、職位などに影響される。1971年「女子労働者の雇用管理に関する調査」⁽³⁵⁾によると、当時の男性賃金（18万686円）を100とした場合の女性の賃金は53.1、男性賃金の半分にすぎなかった。2019年の厚生労働省「老齢年金受給者実態調査」⁽³⁶⁾（図2-1参考）から老齢年金受給者の現役時代の経歴を分析すると、65歳以上の男性受給者については、68.8%は「正社員中心」、1.8%は「常勤パート中心」、1.2%は「アルバイト中心」である。65歳以上の女性受給者について、「正社員中心」は22%、「常勤パート中心」は15.4%、2.4%は「アルバイト中心」である。現在の高齢者の現役時代については、女性の正規雇用割合は男性より約3分の1低かった。そして、女性の仕事は結婚・出産・家事により中断されることが多い。1971年「女子労働者の雇用管理に関する調査」によると、男性の毎月の勤務時間の180.6時間に比べて女性は163.9時間と相対的に少なかった。女性は家事や育児のため、残業や休日出勤ができないので、昇進が遅かったり、役職に就けなかったりする結果となる。そして、浅倉（2022）は女性が圧倒的に多数を占める仕事は、看護師、保健師、保育士、介護職労働者であることを指摘した⁽³⁷⁾。女性が大半を占める職業も他職種に比べて一般的に賃金水準が低いという問題がある⁽³⁸⁾。夫婦世帯の場合、男性の収入で共に生計をしているので、女性の収入が少なくても、生活が維持できるが、離婚・死別の場合、女性の貧困リスクが高くなるのである。

第3節 女性高齢者の貧困と公的年金制度

高齢期の所得保障に重要な役割をもつ公的年金の給付額の低さは女性高齢者の貧困の最大原因だと考えられる。先に述べたように、高齢者にとって公的年金は主要な所得であるので、受給額の格差は女性高齢者の貧困化に大きな影響を与える。この節では、女性高齢者の公的年金受給状況を分析し、公的年金制度との関係から女性高齢者の貧困原因を検討する。

現在、日本の公的年金制度は2階建てで、1階

は日本に在住するすべて人が被保険者となる基礎年金、2階は被用者が加入する厚生年金である。基礎年金は日本に在住する20歳以上の人々が加入する年金で定額の保険料を支払い、その支払い保険料と加入期間に応じて給付が行われる。厚生年金は被用者を対象とした年金で報酬比例の保険料を支払い、65歳に達した場合には国民年金からの給付と厚生年金から報酬比例の給付という2つの給付が行われる。国民年金の被保険者は職域ごとに3種類に分けられる。自営業などの第1号被保険者、会社員や公務員などの第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養者である第3号被保険者である。

まず、厚生年金から検討する。厚生年金は、会社員や公務員が加入するもので、受給額は、保険料の納付月数と所得によって決まる。厚生年金制度は自体に男女の差がないが、現在男女における老齢厚生年金受給差額は実際には前節で述べた日本型雇用慣行にもとづく女性の貧困の長期化を反映されたもので在る。1959年の「国民皆年金」の実現とともに、厚生年金に加入した夫の配偶者として、妻は国民年金に加入任意できることになったが、当時の厚生年金制度は主たる生計維持者の長期間就労を前提に、主たる生計維持者の年金で夫婦の老後生活をカバーするという考えで設計されていた。被用者世帯の専業主婦は公的年金制度の強制加入対象とせず、国民年金に加入任意制度となっていた。当時の女性は年金を得るために、働いて被用者年金保険に加入するか、国民年金への任意加入をするか、また専業主婦になる前に被用者年金保険への加入期間があれば国民年金任意加入または任意加入しないで通算老齢年金の受給要件を満たすしかなかった⁽³⁹⁾。しかし、前節に述べたように、現在の女性高齢者の現役時代を振り返ると、当時の日本社会には性別分業意識が強く、女性は結婚・出産・育児の原因で退職されることが多かった。その結果として、老齢厚生年金の女性受給権者の割合が低く、女性は被用者年金の受給資格があっても、低賃金労働が原因で老齢年金の給付額が低いことが多かった。

厚生労働省の2020年の「厚生年金保険・国民年金事業概況」（本節の以下の統計データは同概

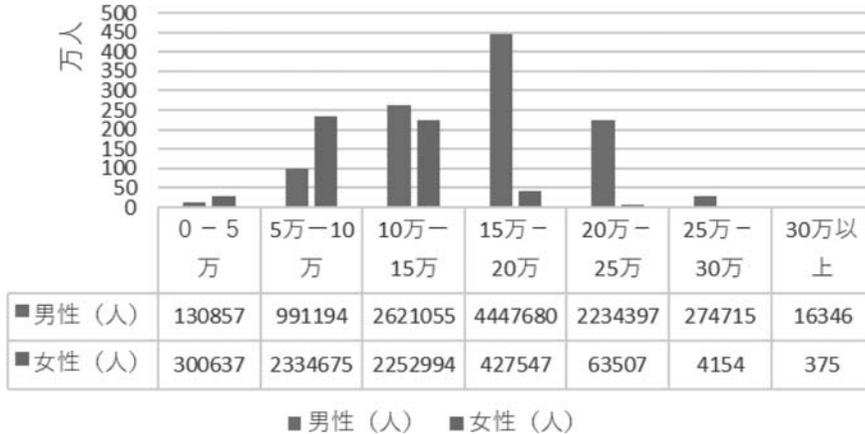


図2-2 男女別からみた老齢厚生年金受給者の平均受給月額分布
出所：『厚生年金保険・国民年金事業概況』（令和2年）から筆者作成

況による)⁽⁴⁰⁾によると、2020年末、厚生年金の受給者は3581万人、老齢厚生年金の受給権者は1610万人、平均年金月額は14万4千円となっている。そのうち、男性の受給権者は1071万人に対し、女性の受給権者は539万人と半数にとどまっている。老齢厚生年金を受給していない女性高齢者は、基礎年金または1985年の国民年金法改正前の老齢年金のみか、旧国民年金法による通算老齢年金に1985年の改正前の厚生年金保険法にもとづく通算老齢年金を加算した年金を受給しているかなど、受給できる公的年金が低いという問題がある。そして、男女別で老齢厚生年金の平均受給月額からみると、男性の平均受給月額は16万4千円に対して、女性の平均受給月額10万3千円と6万円以上低くなっている。男女別の老齢厚生年金の平均受給月額を図2-2にまとめた。図2-2のように、老齢厚生年金については、①平均受給月額が低い女性の数量が多い、②男女別平均受給額の差が大きい、③老齢厚生年金の平均受給月額未満の女性は約468万人で、女性受給権者の約87%を占め、非常に割合が高いという三つの問題がある。

多くの女性の年金権が保障されたのは1985年の国民基礎年金の確立である。その以前、被用者世帯の専業主婦が国民年金に任意加入していない場合、離婚したときや障害を負ったときに、年金保障を受けられないという問題があった。以上のような問題があるので、女性は自らの権利として

年金を受給する「婦人の年金権」の確立が求められるようになった。1970年代に、日本の経済が高度成長に入り、賃労働者化、核家族が進む中で、高齢期を家族扶養にたよることが困難となった。また、平均寿命の伸びで女性の高齢期は長く、そのうえ夫に先立たれたひとり暮らしの時期も長くなる。高齢期の生活は誰にも頼まず、経済的に自立して生きたいという女性の自立志向の高まりは顕著になったにもかかわらず、高齢女性の就職の道はほとんど閉ざされ、年金水準は人なみの生活ができないほど低いという問題があったのである⁽⁴¹⁾。

そのような背景の下、1983年5月、当時の厚生省年金局は「21世紀の年金を考える」を公表した⁽⁴²⁾。その中で示された女性の年金権に関する指摘は主に二つがある。①被用者の無業の妻で国民年金に任意加入しなかった者については、離婚した場合、十分な年金保障に欠けるケースがある。厚生年金の支給開始年齢、保険料率の男女差について見直しの必要がある。②国民年金の任意加入制の普及に伴い、一つの世帯に夫の年金で妻の分までカバーしている被用者年金と妻自身の国民年金を双方に支給されるという結果が生じており、「婦人の年金権」取得のための方策が、結果的に世帯としての過剰給付を招いている。

1985年、公的年金制度の一元化の一環としての基礎的部分の統合と女性に固有年金権を保障することを目的とした「基礎年金制度」が導入され

た。生活の基礎的な部分に対応する年金給付については、個人を単位として給付するとともに、以下のような形で第3号被保険者制度を創設した。

①自営業者等、従来の国民年金の適用対象を第1号被保険者、被用者年金の被保険者を第2号被保険者とするとともに、被用者（第2号被保険者）の被扶養配偶者も、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とする。

②片働き世帯の老齢年金は従来の水準を維持しつつ、「夫と妻それぞれの基礎年金+被用者の報酬比例年金」とする。

③通常は所得のない第3号被保険者に係る費用負担については、独自の負担を求めることとせず、被用者年金の保険者の保険料拠出により賄う。基礎年金制度の創設は、年金の加入単位を従来の世帯単位から個人単位へと転換するものと位置づけられる。これらの改正、とくに第3号被保険者制度の創設により、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者たる無業の妻が障害者となった場合や、離婚した場合でも、女性は年金が受けられるようになった（ただし、老齢基礎年金や障害基礎年金の受給要件を満した場合に限る）。基礎年金制度や第3号被保険者制度の導入は、基礎年金部分について専業主婦も含めた女性は自分の名義で年金を受給する女性の年金権を確立したものと評価されるものである。

以上国民基礎年金制度の歴史を振り返り、国民

基礎年金制度は女性高齢者の高齢期の所得保障としての意義が明らかになった。そこで、老齢基礎年金の実態と問題点について検討する。同概況によると、2021年の老齢国民年金の受給権者は3342万8985人のうち、男性の受給権者は1448万3843人となり、女性の受給権者は1894万5142万人を占めている。老齢厚生年金の女性の受給権者が少ないのに対して、老齢国民年金の女性の受給権者は多いことである。しかし、老齢基礎年金には給付水準が低いという問題がある。国民年金の満額受給要件については、20歳から60歳までの40年間で、保険料を1か月の滞納もないことである⁽⁴³⁾。そこで、1986年以前の専業主婦は国民年金に入らなかった人が多いので、多くの女性高齢者は国民年金が満額にならないことである。同概況によると、老齢基礎年金平均年金月額が5万6千円である。男女別から見ると、男性受給権者の平均年金月額は5万9千円で、女性受給権者の平均年金月額は5万4千円で、男女別受給額の差がほとんどないが、そもそもの給付水準が低いという根本的な問題がある。さらに、「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2020年）から女性の老齢基礎年金平均受給額を確認することとする。2020年の老齢基礎年金満額受給額は6万5141円である。女性の平均受給額分布については、最も多い層は6万-7万未満約624万人、次

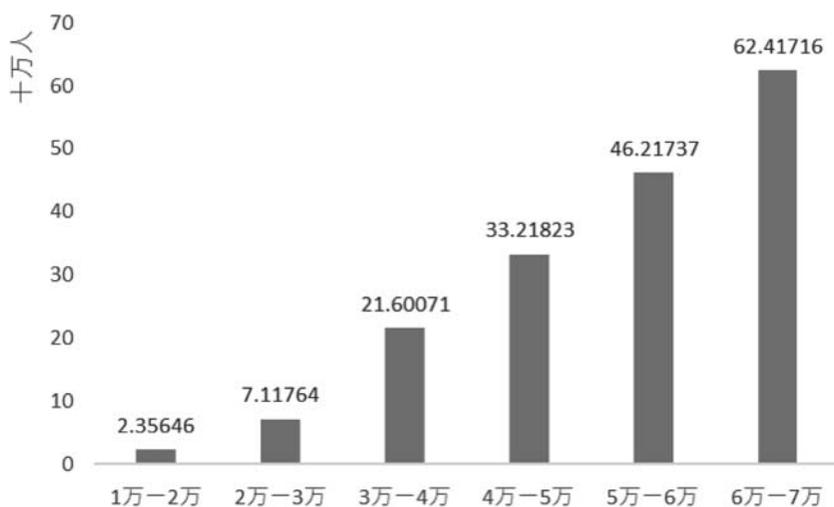


図 2-3 令和 2 年老齢基礎年金女性平均受給額分布
出所：『厚生年金保険・国民年金事業概況』（令和 2 年）から筆者作成

は5万-6万未満約462万人、4-5万未満は約216万人である。平均受給月額6万円未満の女性受給者は約1105万人、女性受給者の59%を占めている⁽⁴⁴⁾。基礎年金を受けていない女性が生活保護の最低生活費に満たない低年金の状態におかれていることが明らかになった。

国民基礎年金制度は日本の社会保障制度は憲法25条に基づき創設したものである。国民年金法第1条は「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と定める。そこで、老齢基礎年金の金額は、最低生活保障原則の観点から、保護基準による最低生活費相当額とすべきである⁽⁴⁵⁾。

国が定めた最低生活水準である生活保護の最低生活費と年金の水準を比較する。最低生活費とは

憲法第25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を送るために必要な費用として、厚生労働省が毎年算定する生活費のことである。厚生労働省の2020年「生活保護制度の概要等について」⁽⁴⁶⁾によると、高齢者単身世帯（68歳）の場合、最高金額の1級地-1の最低生活費は13万1680円（生活扶助7万7980円+住宅扶助（上限）5万3700円）、最低金額の3級地-2の最低生活費は9万8300円（生活扶助6万6300円+住宅扶助3万2000円）となる。元々老齢基礎年金の給付額は最高金額の1級地-1の最低生活費と同水準でなければならぬと考える⁽⁴⁷⁾が、現実には3級地-2の最低生活費にも及ばない低水準である。

また、高齢者世帯における公的年金給付は2000年頃から2020年にかけて明確な減少傾向がみられる。これについては、前節においても取り上げたことであるが、1985年以降に行われてき

表2-1 国民年金・厚生年金受給権者の平均年金月額額の推移

(単位：円)		
	老齢基礎年金	老齢厚生年金
2011年	54612	149334
	49555	
2012年	54783	148422
	49904	
2013年	54544	145596
	49869	
2014年	54497	144886
	50040	
2015年	55244	145305
	50927	
2016年	55464	145638
	51329	
2017年	55615	144903
	51648	
2018年	55809	143761
	52028	
2019年	56049	144268
	52437	
2020年	56358	144366
	52896	

出所：厚生労働省の『厚生年金保険・国民年金事業の概況』により筆者作成
注：老齢基礎年金について、下の枠の金額は老齢基礎年金のみ部分

た年金制度改革によるものである。2012年年金改正法は、過去に物価が下落した際に据え置いてきた年金支給額の特例措置分について、2013年10月より段階的に引き下げることが定めた。2013年に1%、2014年に1%、2015年に0.5%、年金支給額を減額するというものである。表2-1のように、老齢厚生年金給付額の減少が明確になった。また、2012年年金法の改正による年金引き下げの原因で、2013年から2015年までの3年間において、老齢基礎年金も減少していた。年金の引き下げの問題点について、多くの研究者はさまざまな角度から反対意見を出した。一人ひとりの高齢者の生活実態を考えず、一律に減額することに問題があるという指摘がある（今野、2019）。第1章で述べたように、多くの女性高齢者の所得は公的年金だけである。女性高齢者は老齢基礎年金のみの受給もしくは厚生年金を受給していても非常に低額の年金しか受給していないという現状である。2012年年金改正法には年金支給額の減少は女性高齢者の生活に与える打撃が大きいと考えられる。

第3章 女性高齢者貧困問題の解決策についての検討

第1節 最低生活保障としての年金の確立

前述で、女性高齢者の貧困実態を事例と統計データで解明した。さらに、第2章で女性高齢者の貧困原因を性別分業意識と公的年金給付額の関係で論述し、女性高齢者に対する低い公的年金給付額の実態を明らかにした。本節では、公的年金の重要な役割を踏まえ、高齢者とくに女性高齢者に不可欠な最低生活保障としての公的年金の確立のための課題について検討する。

まず、高齢者に対し、公的年金は高齢期の所得保障の柱としての役割を果たしている。第1章の高齢者の所得実態で述べたように、現在の高齢者世帯の収入の約6割を公的年金・恩給を占め、約5割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給になっている。このように、公的年金は、高齢期の生活費のかなりの部分を占めるものとして、極めて重要な役割を果たしている。しかし、第二章で述べたように、現実には、高齢者、とくに女

性高齢者への年金給付額は非常に低い水準である。それでは、高齢者、とくに女性高齢者にとって必要な所得保障水準に応じる公的年金水準をどのように実現するのか。この問題について、多くの論者は最低生活保障としての年金の確立について論じている。主に、老齢基礎年金の給付額を最低保障水準とする額と最低保障年金制度の導入という2つの説がある。

日本共産党は現在基礎年金受給者を三段階に分け、無年金者に5万円、現在2万-4万の受給者に5万円増額、満額受給者に3万3000円増額を提案する⁽⁴⁸⁾。全日本年金者組合は隔月支給ではなく、国際基準の毎月支給の月額8万円最低保障年金を提言している⁽⁴⁹⁾。

年金給付額について、各角度から多くの先行研究がある。

橘木（2005）は全国民対象の公的年金を定額支給の1階部分のみの基礎年金とすることを主張する。65歳以上無職世帯の支出の構成比のうち、合計80%を最低生活費と見なすことを提言した⁽⁵⁰⁾。

駒村・稲垣（2009）「将来における高齢者の等価所得分布から見た年金改革のあり方-75歳以上高齢者への最低保障年金の導入について」において、駒村は所得比例年金と最低保障年金を組み合わせたモデルを提案し、所得比例年金による給付額が一定以下の受給者に対して最低保障年金を給付することを提言した。稲垣は単身者の割合が高く、所得水準の低い75歳以上の高齢者を対象にし、最低保障年金を給付し、さらに、その給付水準の設定に関しては生活保護基準に参考するべきだと主張した⁽⁵¹⁾。

木元（2018）「最低保障年金の給付水準に関する一考察」では、『年金白書（1999年版）』の食料、住宅、光熱・水道、家具、家事用品、被服および履物の合計の基礎支出額の上に、交通・交信および教養娯楽の一部（教養娯楽の額から教養娯楽サービスの額の1万154円を差し引いた）を加えた支出額を最低保障年金の給付水準とすることを提言した⁽⁵²⁾。

老齢基礎年金の給付額が不十分であり、最低保障水準に応じる年金額給付水準の実現についての

先行研究については、最低生活保障原則の観点から、田中（2021年）「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（1）：2012年年金改正法の違憲性」では、公的年金は少なくとも最低生活保障としての性格があるので、年金額は生活保護制度による1級地の1の最低生活費と同水準であるべきであることを指摘した⁽⁵³⁾。

以上の先行研究をふまえ、最新の家計調査と生活保護支給額を利用し、先行研究に相当する支給額を試算する⁽⁵⁴⁾。先行研究の最低保障としての年金給付水準の中、田中案が一番高い水準である。生活保護基準は要保護者の年齢別、性別、世帯構造別、所在地域別に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものである。次いで、給付水準が高いのは橋木案である。橋木案は高齢者の教養娯楽部分も考慮し、高齢者の経済貧困以外に、心理上の需要も考えたうえでの提案である。国民基礎年金制度は日本の社会保障制度は憲法25条に基づき創設したものであるため、国民基礎年金給付水準は高齢者の健康で文化的な生活水準を維持することが必要となる。高齢者に対して、基礎年金制度の最低保障機能を強化するため、筆者は高齢者の必要な支出に応じて、年金

の給付水準を考えなければならないと考える。

では、高齢者の最低限度の生活費はどの水準だろうか。ここで生活保護制度の最低生活費で試算する。高齢者への生活保護による最低生活費は主に生活扶助と住宅扶助という2つの部分がある。生活扶助には第1類費（食費や被服費などの個人費用）、第2類費（水道光熱費など世帯費用）、冬季加算など含める。2020年の高齢者単身世帯1級地1の生活扶助基準額は7万7980円である。同年65歳単身世帯の月平均支出において食料費＋光熱・水道＋家具・家事用品＋被服および履物＋交通・通信＋教養娯楽は約8万2949円である。生活保護1級地の1の生活扶助基準額では約5000円足りないことになる。筆者の考えでは、最低保障水準は日本憲法25条の理念をふまえるべきで、高齢者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するべきであるので、最低生活費の1級地の1の最低生活費をもとに高齢者の娯楽・文化の需要も考慮し、住宅保障は他方で検討し、最低年金保障水準が8万5千円を最低保障水準として設定する。

第2節 住宅保障の確立

現在、毎月の年金受給額が約10万円の高齢者世帯や、最後のセーフティネットである生活保護を利用している高齢者、持ち家などの資産を保有していない高齢者の割合が多くなっていることが現実である⁽⁵⁵⁾。高齢期になり、住宅は高齢者の生活の場として不可欠である。現在、社会保障として居宅保障については、金銭給付と現物給付という2つの政策手段がある⁽⁵⁶⁾。具体的な給付手段と内容は表3-3の通りである。金銭給付については、生活保護法による住宅扶助、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金しかない現状である。現物給付については、公営住宅制度と公的賃貸住宅があり、公的賃貸住宅は生活困窮者自立支援制度と社会福祉施設（特別養護老人ホーム、グループホーム）のみである。低所得高齢者への居宅保障が不十分である。

1 金銭給付としての住宅手当

住宅保障施策としての金銭給付には生活保護に

表3-1 単身65歳以上高齢者の消費支出

居住	12383
光熱・水道	12915
家具・家事用品	5325
被服及び履物	3196
保健医療	8255
交通・通信	11983
教育	0
教養娯楽	12915
その他消費	44870
合計	148457

出所：総務所統計局「家計調査年報」（2020年）により筆者作成

表3-2 各給付金の比較（単位：円）

橋木案	木元案	田中案	年金白書案
118766	85178	131680	70434

出所：筆者作成

表 3-3 社会保障としての住宅施策について

		政策手段			
		現物給付			現金給付
		市場環境整備	住宅供給	福祉施設等の供給	
主な施設対象	低額所得者	新たな住宅セーフティネット制度 (①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度②登録住宅の改修や入居社への経済的支援③住宅確保要配慮者に対する居住支援)	公営住宅制度	無料低額宿泊所	生活保護（住宅扶助）
	特定ニーズへの対応（離職者、高齢者、障害者など）		公的賃貸住宅	生活困窮者自立支援制度（一時生活支援事業） 社会福祉施設（特別養護老人ホーム・グループホーム）	生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金、住宅手当）

出所：2012年第3回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会資料により筆者作成

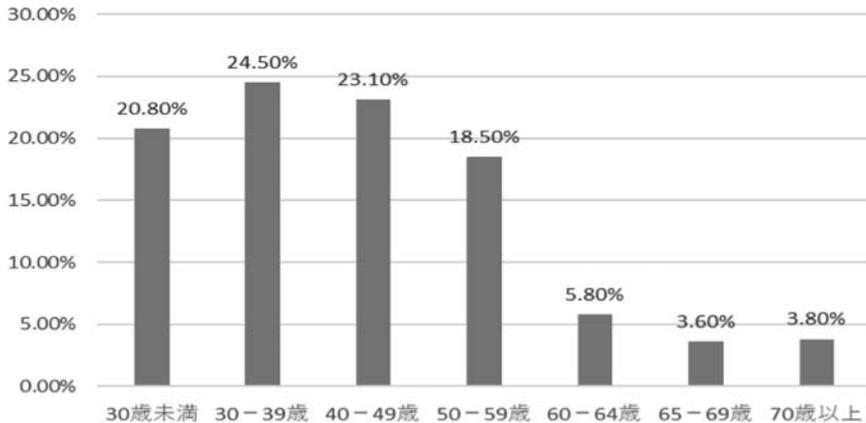


図 3-1 2022年度 居宅確保給付金利用者の年齢構成

出所：社会保障審議会「生活困窮者自立支援制度の現状について」（2022）により筆者作成

よる住宅扶助と、生活困窮者自立支援制度による居宅確保給付金という2つの制度がある。持ち家がある貧困高齢者に対し、金銭給付としての住宅手当の支給が必要だと考えられる。

居宅確保給付金は生活困窮者自立支援法第6条に基づき、離職、自営業の廃業、またはこれらと同等の状況に陥ったことにより、経済的に困窮し、住居を喪失した者また住居を喪失するおそれのある者を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給する制度である。給付期間は3カ月（コロナ禍で緩和されたが、延長は2回まで最長9カ月間）である。生活困窮者自立支援法から生じる問題として、給付者の求職活動を求めることがあげられる。利用条件が厳しいので、高齢者の利用が難し

い問題があり、図3-1のように、社会保障審議会「生活困窮者自立支援制度の利用現状について」（2022）によると、65歳-69歳の給付者は3.6%、70歳以上の給付者は3.8%、合計7.4%利用していたにすぎない⁽⁵⁷⁾。

生活保護の住宅扶助について、基準額は世帯人数と等級地別で決められ、住んでいる地域により、基準額が違うのが特徴である。2021年の最低生活保障水準において、高齢者単身世帯を例にとると、住宅扶助費（特別基準による上限額）は、1級地の1は5万3700円、1級地の2は3万4000円、2級地の1は4万3000円、2級地の2は4万3000円、3級地の1は3万2000円、3級地の2は3万2000円である⁽⁵⁸⁾。2021年の住宅扶

助給付基準を同年の平均家賃を通じて、検討する。国土交通省「令和3年度住宅市場動向調査」によると、集合住宅の平均家賃は7万4616円、共益費は5千332円、合計8万円程度である⁽⁵⁹⁾。そこで、2021年度住宅扶助費（上限額）の最高額である1級地の1の額でさえ同年の平均家賃月額より低いことが明らかである。さらに、日本の生活保護の捕捉率は約2割（所得のみの比較）から約4割（所得と一部資産を考量）で、6-8割の生活保護から漏れるという指摘がある⁽⁶⁰⁾。住宅扶助について生活保護のかんりの漏給があることと住宅扶助給付水準は低いという問題が存在している。

以上の検討を通じて、高齢者の居宅保障の金銭給付が不十分であることが解明された。従来、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金制度は利用要件が厳しいために、使いにくい問題があることか、とくに指摘されてきた。生活困窮者自立支援制度の利用者の範囲を失業者、離職者などを限定し、制度上は限局性がある。そこで、金銭給付制度に対して、一番大きな問題点は一般的な住宅金銭給付制度がないことである。一般的な住宅金銭給付制度が創設される前に、現在の住居確保給付金制度は離職者・失業者などの利用条件を緩和、高齢者などの生活困窮者も含め、利用者を拡大するべきだと考える。さらに、普通の人にも利用できる一般的な住宅金銭給付制度の創設も求められる。それ以外に、生活保護制度における住宅扶助についても基準額を平均家賃の水準に引上げるべきである。

2 現物給付としての公営住宅の拡充

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低い家賃の住宅を供給するため、公営住宅法に基づき、都道府県及び市町村が供給主体となっているものである。低所得高齢者に対する住宅政策も公営住宅しかない。公営住宅法の目的は「健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」とし、憲法25条を受けたものとされている⁽⁶¹⁾。その中で、高齢者向けの高齢者公営住宅とは入居者を60歳

以上に限定したものが公営住宅である。高齢者公営住宅は住宅に困窮している高齢者に対し、①単身も夫婦世帯にも利用できる、②高齢者に配慮した安全利便性の高い整備を備える、③緊急時の対応などを行う管理人また生活援助員を配置する、④収入に応じた使用料を負担するという4つのメリットがあるとされている⁽⁶²⁾。低所得高齢者とくに持家がない低所得高齢者に対し、重要な住宅保障となっている。

しかし、現実には、公営住宅の利用にはいくつかの問題がある。一つ目の問題として、一定額以上の収入のある住宅困難者は利用できないことである。公営住宅は入居要件として、政令で定められた「政令月収額」が一定額以下でなければ利用できない。「政令月収額」とは、年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額によって算出される月収で、地域によって異なる。ほとんどの地方公共団体では現行の収入基準と同じ水準（収入分位25%以内）にしている。収入分位25%とは、基準収入額にすると、月収（世帯の年間所得額から扶養親族控除額と特別控除額を差し引き12ヶ月で割った金額）が15.8万円までの世帯である⁽⁶³⁾。ある程度の収入があるため、生活困難の高齢者が利用できないという問題が存在している。

二つ目の問題点として、公営住宅の入居要件には「同居親族要件」があることがあげられる。公営住宅に同居親族要件が設けられたのは、①公営住宅法の制定当初は独身者まで供給をカバーすることは困難と予想していたこと、②単身者向けの小規模住宅が民間賃貸住宅でも比較的多数供給されていたことという2つの原因であった⁽⁶⁴⁾。しかし、単身高齢世帯数の増加に伴い、とくに1人暮らしの高齢者の住宅の確保が困難となってきたことから、1980年に公営住宅法を改正し高齢者や障害者等の単身入居を可能にした。2011年の法改正で、同居親族要件が正式に廃止された。しかし、現在まで多くの自治体はまだ同居親族要件が設けられていて、一人暮らしの高齢者の利用が困難であるという現状も存在する。

三つ目の問題は、公営住宅の供給量が非常に少ないことである。総務省行政評価局の「公的住宅

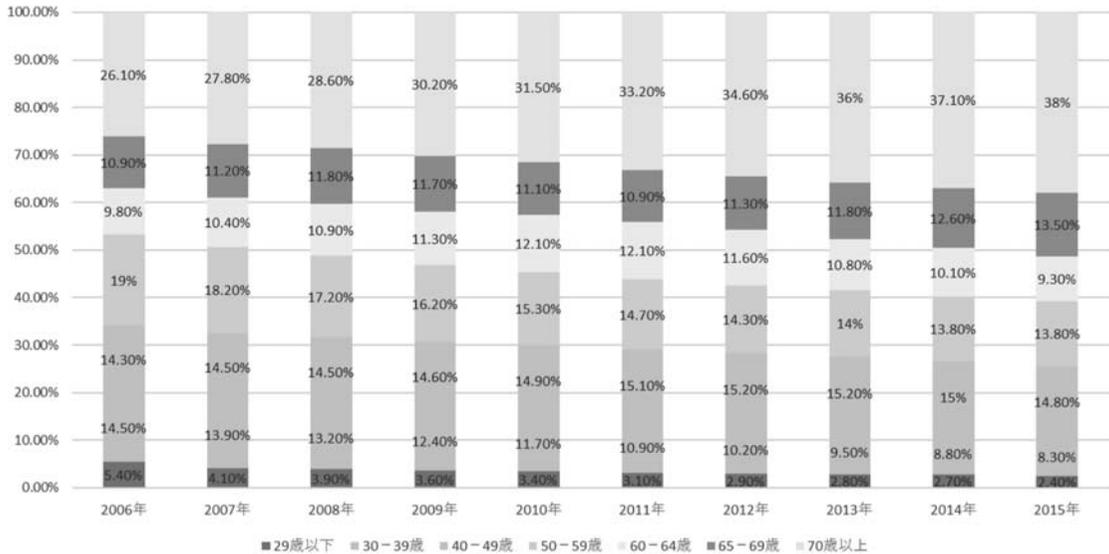


図 3-2 公営住宅の年齢別入居戸数の推移
出所：国土交通省「公営住宅制度について」(2018)年より 66

の供給等に関する行政・監視」⁽⁶⁵⁾によると、評価公営住宅の全国の管理戸数は 2015 年度末時点で約 217 万戸である。そのうち、実際の入居戸数は約 188 万戸で、管理戸数に対する入居の割合は 86.6% である。2015 年の公営住宅の募集戸数は 11 万 4779 戸となり、応募戸数は 56 万 4693 戸で、供給は需要と比べ非常に不足していることが明らかになった。近年、高齢化の進化と高齢者の貧困の拡大とともに、図 3-2 のように、公営住宅の高齢者の利用率は上がる傾向にある。今後、単身女性高齢者を含め一人暮らし高齢者の増加、高齢者の貧困拡大の進化、高齢者の安全・安心の住まいを確保するために、公営住宅とくに高齢者バリアフリー機能付きの高齢者公営住宅の拡充が不可欠である。

3 女性高齢者の貧困問題の解決策についての提言

女性高齢者は当然のことながらライフスタイルが違うので、女性高齢者にはさまざまなパターンがある。すべての女性高齢者に画一的な給付ではなく、パターンに応じ、給付を実現することが重要だと考える。

前述からいえるのは、女性高齢者の老後所得に対する重要な憲法 25 条に基づき創設した国民年

金制度は給付水準が低いという問題がある。現在、女性高齢者は満額の老齢基礎年金を受給している人が少ない。2020 年度の老齢基礎年金の満額給付月額が 6 万 5141 円で、平均受給月額 6 万円未満の女性受給者は 1105 万人、女性受給者の約 59% を占めている。老齢基礎年金の受給要件に、保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間を合わせて 10 年以上である。満額受給するためには 20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間の保険料をすべて納付することが必要である。学生、失業者などの場合には納付猶予制度と免除制度があるが、それらを利用すると、その期間は老齢基礎年金の受給資格期間には含まれるが、年金額が減額となる。さきに高齢者に対し、公的年金の重要な役割と基礎年金の最低保障の役割について論じた。ここで、筆者は免除制度と納付猶予制度を利用した人々に満額年金を支給することを提言する。そうすると、婚姻関係、現役時代の就業形態などにもかかわらず、6 万 5 千円の老齢年金を受給できる。2020 年の「家計調査年報」から、65 歳以上の単身無職世帯の支出を試算すると、居宅関係を除くと、食料費は約 3 万 6615 円、被服費は 3 千 195 円、交通・通信は 1 万 1983 円、保健医療は 8 千 255 円、娯楽費は 1 万 2915 円で

合計すると7万2963円となる。これは満額の老齢基礎年金と年金生活者支援給付金額の合わせでぎりぎり達する水準である。そのうえで、最低保障水準年金の確立が求められる。

それ以外に、高齢者の住宅を確保するため、高齢者、とくに女性高齢者の住宅実態に応じ、住宅保障を強化する。前述で述べたように、日本の高齢者の住宅実態について、安心安全な住宅への不安があり、持ち家がない比率が高く、住宅分野の支出が多いという問題点がある。しかし、住宅分野において、日本の給付水準は低い。従来、住宅は自己責任で取得する「持ち家政策」しかない。社会保障制度において、年金・介護・医療などの給付があるが、住宅に関する金銭給付は生活保護制度の住宅扶助と生活困窮者自立支援法による一時的な住宅確保給付金しかない。そこで、失業以外に、普通で利用できる住宅保障制度の確立が重要だと考える。

女性高齢者の貧困が起きる原因にはさまざまな要因が考えられる。本章はその中、所得・貯蓄の少なさの原因として公的年金制度と住宅保障制度を取り上げ、制度の問題点を考察し、制度の改正と併用が実現できることに求められる。

おわりに

これまで、高齢者の貧困に関する研究が多いが、高齢者の貧困の格差を性別での研究が少なく、女性高齢者の貧困実態が解明されていないという問題点がある。本論の考察において、年金受給者としての女性高齢者の生活実態を踏まえ、女性高齢者の高い相対的貧困率、苦しい経済状況、働かないと暮らせない問題と介護への利用不安などの貧困実態が一定程度に明らかになった。

また、女性高齢者の貧困原因を追究した結果、その根本的な原因は、性別分業意識が強く、雇用環境に影響され、さらにそれらのことが公的年金の給付水準に反映することにある。女性が性別分業意識の影響を受け結婚・出産・育児などの原因で、退職してしまい、低賃金と公的年金の加入期間が短いことを招来する。その後の公的年金の給付額に影響し、高齢期は低年金額で生活を維持せざるを得ない状況に陥らせている。ジェンダー論

の視点の影響を受け、女性に関する年金制度が一定程度に改正されたが、年金受給の実態からみると、女性高齢者はまだ低年金のままで生活を維持している。本稿は、低所得女性高齢者を含む低所得高齢者の貧困に対応するため、最低保障水準を確認、その水準に対応した公的年金を給付する必要があることを提示した。仮に最低保障の年金を導入すると、まったく新しい制度になるので、財源確保についての検討も不可欠である。そこで、筆者は現行の制度を前題として、すべての65歳以上の高齢者において満額の老齢基礎年金を支給し、さらに、高齢者の居宅保障を通じて、低所得高齢者の貧困問題を解決することを提言した。これは現在の低所得高齢者、特に女性高齢者に対し、実現可能な保障と考えられる。ただし、この提言でも、不足する財源をどのように確保するかが検討課題となる。この点については、検討でもなかったもので、今後検討したい。

最後に付け加えておきたいのは、性別分業意識と日本型雇用慣行の是正である。今まで、ジェンダー論の影響を受け、男女平等に関する政策が相対に実施されてきたにも関わらず、日本における男女実質平等はまだ実現しない現状にある。女性の非正規雇用は男性より多く、ケア労働も男性より多く、出産・育児のために退職という問題もまだあるので、女性高齢者の貧困問題はこれからさらに深刻する可能性がある。低賃金こそ低年金だと考えられるので、雇用面でのジェンダー問題を解決しないと、女性の貧困は根本的に解決できない。現在の女性高齢者のみを対象とする局限性がある。今後、女性活躍の視点から社会保障制度を再検討したい。

注

- (1) 総務省統計局「高齢者の人口」〈<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1321.html>〉(アクセス日:2023年7月25日)
- (2) 下流老人とは生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者のことである。
- (3) 老後破産とは定年後の年金生活の中で家計を維持できなくなることである。
- (4) 厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」〈<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k->

- tyosa19/dl/03.pdf) (アクセス日:2023年7月25日)
- (5) 阿部 彩 (2018)「日本の相対的貧困率の動態：2012 から 2015 年」貧困統計 <<https://www.tmu-beyond.tokyo/child-and-adolescent-poverty/wp-content/uploads/2012-15.pdf>> (アクセス日:2023年7月25日)
- (6) 全日本年金者組合 (2019)『すべての女性に人間らしい、充実した生活を』の現場からの告発 pp.32-47 参照
- (7) 高齢者の貧困実態については、田中明彦 (2021)「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (1) - 2012 年年金改正法の違憲性 -」『龍谷大学社会学部紀要』59号 p.3-9 参照
- (8) 厚生労働省「平成 27 年 国民生活基礎調査の概況」<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa15/index.html>> (アクセス日:2023年7月27日)
- (9) 阿部彩 (2021)「相対的貧困率の動向:2019 国民生活基礎調査を用いて」pp.8-11 参照
- (10) 厚生労働省「令和 3 年国民生活基礎調査」<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa21/dl/12.pdf>> (アクセス日:2023年7月27日)
- (11) 厚生労働省「令和 2 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」<<https://www.mhlw.go.jp/content/000925808.pdf>> (アクセス日:2023年7月27日)
- (12) 金融広報中央委員会 (2021)「家計の金融行動に関する世論調査 (二人以上世帯調査)」<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/futari2021-2021/pdf/yoronf21.pdf>> (アクセス日:2023年7月5日)
- (13) 金融広報中央委員会 (2021)「家計の金融行動に関する世論調査 (単身世帯調査)」<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/yoron/tanshin/2021/pdf/yoront21.pdf>> (アクセス日:2023年7月5日)
- (14) 全日本年金者組合滋賀本部「2021 年女性の生活実態調査」
- (15) 総務省統計局『令和元年 労働力調査年報』<<https://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2019/index.html>> (アクセス日:2023年7月29日)
- (16) 内閣府「平成 28 年版高齢社会白書」<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28/pdf_index.html> (アクセス日:2023年7月29日)
- (17) 厚生労働省『簡易生命表』(2021年)<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life21/dl/life18-02.pdf>> (アクセス日:2023年7月30日)
- (18) 厚生労働省「健康寿命の令和元年値について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000872952.pdf>> (アクセス日:2023年7月30日)
- (19) 厚生労働省「令和元年度 介護保険事業報告書」<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/19/dl/r01_gaiyou.pdf> (アクセス日:2023年7月30日)
- (20) 総務省『平成 30 年住宅・土地統計調査の結果の概要』<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/kihon_gaiyou.pdf> (アクセス日:2023年7月29日)
- (21) 内閣府『平成 30 年度 高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果』<<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h30/zentai/pdf/s2.pdf>> (アクセス日:2023年7月29日)
- (22) 稲垣誠一 (2016)「第 3 号被保険者制度廃止の財政的影響と貧困率の将来見通し」『日本年金学会誌』第 35 号 pp.33-34 参照
- (23) 古橋エツ子 (2014)「社会保障法とジェンダーシンポジウムの趣旨と構成 -」『ジェンダー・雇用と社会保障法』社会保障法第 29 号日本社会保障法学会 p.9 参照
- (24) 内閣府男女共同参画局「『社会的性別 (ジェンダー) の視点』について」<<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/zentai/20/pdf/shiryou7-3.pdf>> (アクセス日:2023年8月5日)
- (25) 外務省外交政策「女性差別撤廃条約」<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>> (アクセス日:2023年7月30日)
- (26) 国際労働機関「1981 年の家族的責任を有する労働者条約」<https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239023/lang-ja/index.htm> (アクセス日:2023年7月30日)
- (27) WORLD ECONOMIC FORUM「global Gender Gap report」<https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2022.pdf> pp.10 に依拠した (アクセス日:2023年7月5日)
- (28) WORLD ECONOMIC FORUM「global Gender Gap report」<https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2022.pdf> pp.208-209 に依拠した (アクセス日:2023年8月1日)
- (29) 遠藤公嗣 (2014)「1960 年代型日本システムから新しい社会システムへの転換をめざして」『〈特集〉ジェンダー平等と社会政策』5 巻 3 号 pp.11 参照
- (30) 遠藤公嗣 (2014)「1960 年代型日本システム」

- から新しい社会システムへの転換をめざして」『(特集) ジェンダー平等と社会政策』5巻3号 pp.12 参照
- (31) 遠藤公嗣 (2014) 「1960年代型日本システム」から新しい社会システムへの転換をめざして」『(特集) ジェンダー平等と社会政策』5巻3号 pp.11 参照
- (32) 今田幸子, 平田周一 「女性の就業と出生率——ライフコース・アプローチ」『日本経済研究』22巻 pp.1-18 参照
- (33) 労働省婦人少年局『婦人労働の実情』(1974年) 〈<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/history/data/12132.pdf>〉 (アクセス日: 2023年8月1日)
- (34) 労働基準判例検索 〈<https://www.zenkiren.com/Portals/0/html/jinji/hanrei/shoshi/00209.html>〉 (アクセス日: 2023年8月1日)
- (35) 婦人少年局婦人労働課「女子労働者の雇用管理に関する調査」〈<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/history/data/13065.pdf>〉 (アクセス日: 2023年8月5日)
- (36) 厚生労働省「高齢年金受給者実態調査」〈<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450411&tstat=000001021991&cycle=7&tclass1=000001123395&tclass2val=0>〉 (アクセス日: 2023年8月5日)
- (37) 浅倉むつ子 (2022) 「労働分野におけるジェンダー平等を実現するために」『全労連月刊』第308号 p.9 参照
- (38) 大塩まゆみ (1991) 「女性の奉仕的ケアから社会的ケアへ〜その1人の世話をする仕事の人手不足」vol5-4
- (39) 小川政亮 (1984) 「社会保障と女性」『法学セミナー増刊 女性と法』日本評論社 pp.170 参照
- (40) 厚生労働省「厚生年金封建・国民年金事業の概況 (令和2年)」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000925808.pdf>〉 (アクセス日: 2023年8月15日)
- (41) 高橋菊江 (1984) 「女性の年金権」学習の友社 pp.26 参照
- (42) 国立社会保障・人口問題研究所「日本社会保障資料 IV (1980-2000) 目次」『年金』〈<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/kaidai/06.html>〉 (アクセス日: 2023年8月3日)
- (43) 唐鎌直義 (2002) 「日本の高齢者は本当にゆたかかー転換期の社会保障を考えるために」萌文社 pp.16 参照
- (44) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」(令和2年) 〈<https://www.mhlw.go.jp/content/000925808.pdf>〉 (アクセス日: 2023年8月15日)
- (45) 田中明彦 (2015) 「公的年金の原則と課題 (2) 皆年金の実現をめざして」『龍谷大学社会学部紀要』第46号 pp.55 参照
- (46) 厚生労働省「生活保護制度の概要等について」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000771098.pdf>〉 (アクセス日: 2023年12月14日)
- (47) 田中明彦 (2021) 「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (1): 2012年年金法の違憲性」『龍谷大学社会学部紀要』第59号 p.5 参照
- (48) 日本共産党「最低保障年金制度」を実現し、いまま将来も安心できる年金制度」を作る 〈https://www.jcp.or.jp/seisaku/2004/040331_nenkin.html〉 (アクセス日: 2023年8月15日)
- (49) 全日本年金者組合「減らない年金, 安心の年金」〈http://nenkinsha-u.org/04-youkyuundou/2021/nenkin_leaf1909.pdf〉 (アクセス日: 2023年8月16日)
- (50) 橋本俊詔 (2005) 『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社 pp.58-59 参照
- (51) 駒村康平 (2009) 『年金を選択するー参加インセンティブから考えるー』慶應義塾大学出版会 pp.233-255 参照
- (52) 木本浩一 (2005) 「最低保障年金の給付水準に関する一考察」『城西現代政策研究』11巻1号 pp.24-27 参照
- (53) 田中明彦 (2021) 「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (1): 2012年年金法の違憲性」『龍谷大学社会学部紀要』第59号参照
- (54) この点は、2021年度の龍谷大学大学院社会学研究科の社会保障論演習における安振涛院生の修士論文に対する田中明彦教授による研究指導および安院生の修士論文『拡大する高齢者の貧困と高齢者の所得保障のあり方についての研究ー高齢基礎年金と他制度との組み合わせによる所得保障の提言ー』によるとことが大きい。
- (55) 本節は、2021年度の龍谷大学大学院社会学研究科の社会保障論演習における安振涛院生の修士論文に対する田中明彦教授による研究指導および安院生の修士論文『拡大する高齢者の貧困と高齢者の所得保障のあり方についての研究ー高齢基礎年金と他制度との組み合わせによる所得保障の提言ー』によるとことが大きい。
- (56) 坂東美智子 (2020) 「日本における社会保障としての住宅施策の開展」国立社会保障・人口問題研

- 究所ワーキングペーパーシリーズ No.33pp.2 参照
- (57) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年）「生活困窮者自立支援制度の現状について」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000946392.pdf>〉（アクセス日：2023年8月16日）
- (58) 社会保障審議会「生活保護制度の概要等について」（令和3年）〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000771098.pdf>〉（アクセス日：2023年8月18日）
- (59) 国土交通省「令和3年住宅市場動向調査報告書」〈<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001477550.pdf>〉（アクセス日：2023年8月15日）
- (60) 吉永純（2019）「『半福祉・半就労』と生活保障、生活保護」『社会政策 特集「半福祉・半就労」を考える』11巻1号 pp.13 参照
- (61) 公営住宅法〈<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC100000193>〉（アクセス日：2023年8月18日）
- (62) 厚生労働省「我が国における高齢者の住まい等の状況について」（2006）〈<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1215-13b.pdf>〉（アクセス日：2023年8月8日）
- (63) 国土交通省「公営住宅制度について」〈<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000196081.pdf>〉（アクセス日：2023年8月8日）
- (64) 坂東美智子（2020）「日本における社会保障としての住宅施策の展開」国立社会保障・人口問題研究所ワーキングペーパーシリーズ No.33p.8 参照
- (65) 総務省行政評価局「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果報告書」（2017年）〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000527706.pdf〉（2023年8月19日）
- (66) 国土交通省「公営住宅制度について」（2020）〈<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000196081.pdf>〉（アクセス日：2023年8月8日）
- (4) 今田幸子・平田周一（1992）「女性の就業と出生率：ライフコース・アプローチ」『日本経済研究』22
- (5) 藤井良治（1993）「年金と女性の自立」『女性と社会保障』東京大学出版会
- (6) 永瀬伸子（2003）「女性と年金権の問題」『季刊社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所 39号1
- (7) 藪長千乃（2004）「2004年年金制度改革における女性と年金の問題について—女性のライフコースの変化に着目して—」『文京学院大学研究紀要』vol.6pp.25-42
- (8) 橋本俊詔（2005）『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社 65
- (9) 鈴江一恵（2009）「女性と年金問題に関する考察—「第1号被保険者」に焦点をあてて—」『高松大学紀要』51号 pp.65-87
- (10) 駒村康平・稲垣誠一（2009）「将来における高齢者の等価所得分布から見た年金改革のあり方—75歳以上高齢者への最低保障年金の導入について」駒村康平編『年金を選択する』慶応義塾大学出版会 pp.233-252
- (11) 堀勝洋（1997）『年金制度の再構築』東洋経済新報社
- (12) 阿部公一（2009）「戦後の経済回復期における社会保障構想の展開」『東北公益文科大学総合研究論集』17号 pp.1-22
- (13) 田中明彦（2013）「公的年金の理念および原則と課題—皆年金の実現をめざして—」『医療・福祉研究』22号
- (14) 遠藤公嗣（2014）「労働における格差と公正：「1960年代型日本システム」から新しい社会システムへの転換をめざして」『社会政策』5巻3号 pp.11-24
- (15) 丸山桂（2016）「中高年未婚者の就業状態と老後の所得保障」『年金研究』3号
- (16) 大塩まゆみ（2017）「女性の貧困：日本の現状と課題」『人間福祉学研究』10巻1号
- (17) 木元浩一（2018）「最低保障年金の給付水準に関する一考察」『城西現代政策研究』11巻1号 pp.15-37
- (18) 吉永純（2019）「半福祉・半就労と生活保障・生活保護」『社会政策』11巻1号 pp.11-25
- (19) 坂東美智子（2020）「日本における社会保障としての住宅施策の展開」国立社会保障・人口問題研究所ワーキングペーパーシリーズ No.33

参考文献

- (1) 小川政亮（1984）「社会保障と女性」『法学セミナー増刊 女性と法』日本評論社 170
- (2) 橋菊江（1984）『女性の年金権』学習の友社
- (3) 木村陽子（1985）「公的年金における妻の取り分をめぐって：予備の考察（1）」『季刊社会保障研究』国立社会保障・人口問題研究所 21巻3号

- (20) 田中明彦 (2021) 「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (1) : 2012 年年金改正法の違憲性」『龍谷大学社会学部紀要』第 59 号
- (21) 山本美香 (2022) 「住宅セーフティネット政策～生活困窮者のための住宅政策とは」『少子・超高齢社会における日本の住宅政策を考える』連合総研 pp.18-21
- (22) 佐藤由美 (2022) 「高齢者に関する住宅政策の現状と課題～高齢者から全世代対応へ、今後必要とされる住宅政策とは」『少子・超高齢社会における日本の住宅政策を考える』連合総研 pp.12-17
- (23) 浅倉むつ子 (2022) 「労働分野におけるジェンダー平等を実現するために」『全労連月刊』第 308 号

Poverty and its Solutions for Older Women in Japan:
Achieving Minimum Living Security Centered on Public Pensions
Based on the Perspective of Gender Theory

Jing Wang

Recently, society has shown its increasing attention to the issue of poverty among older adults. However, there is little research on poverty among older individuals from a gender perspective. In fact, among older adults, the female poverty rate is higher, with the poverty rate of single older women reaching 40%. This article studies the examples of living conditions of older women with retirement benefits and various statistical data to analyze the issue of poverty among female older adults in Japan.

From the perspective of gender disparity, the traditional gender concepts and Japanese employment practices are analyzed as the causes of poverty among older women. Then, the poverty problem of these women in Japan is examined, considering the low level of pension benefits which is insufficient to ensure the income of the older persons. As a future agenda, an establishment of a minimum standard pension as well as an expansion and an improvement of housing security policies are proposed.

〈研究ノート〉

大阪の政令市における 中年期ひきこもり者の相談ニーズの実際

——『生活状況に関する調査』の結果より——

淡 路 和 孝

要旨：本研究は大阪市と堺市がそれぞれ公表した『生活状況に関する調査』（以下、大阪の政令市調査）の結果より、大阪の政令市における中年期ひきこもり者の相談ニーズを明らかにする。

調査結果から3点が明らかとなった。まず、中年期ひきこもり者は悩みごとを誰かに相談したいと思わない者の割合が高い。その反面、普段の悩みごとを誰かに相談したいと思う者が存在する。次に、中年期ひきこもり者は病気、気分や体調のことで悩んでいる者が多い。だが、実際は普段の悩みごとを誰にも相談しない者の割合が高い。さらに、中年期ひきこもり者は関係機関に相談することに関しては消極的である。

今後、中年期ひきこもり者が自身の困りごとを関係機関に相談できるためのアウトリーチの方法を確立することが課題である。例えば、地域包括支援センター、あるいは生活困窮者自立相談支援機関など身近な相談窓口がアウトリーチを通じて中年期ひきこもり者を発見することがある。これらの相談窓口が中年期ひきこもり者の相談ニーズを理解する必要がある。

I. 研究の背景

1. 大阪の政令指定都市（以下、政令市）における中年期ひきこもり者の増加

ひきこもりに関する調査のひとつとして『生活状況に関する調査』が実施されている。これは無作為に市民を抽出し、日常生活の状況について回答してもらうことで、ひきこもり者の推計や生活状況を把握することを目的としている。内閣府は2010（平成22）年度、および2016（平成28）年度に満15歳から満39歳までの者（以下、若年期）を対象に『若者の生活に関する調査』を公表した。この調査により、ひきこもりの長期化傾向が明らかとなった。その後、2019（平成31）年度には満40歳から満64歳までの者（以下、中年期）を対象に『生活状況に関する調査』と題したひきこもりに関する実態調査を公表した（内閣府2019: 1）。

内閣府が実施したひきこもり調査（以下、内閣府調査）を踏まえ、各自治体において『生活状況

に関する調査』およびそれに準ずる調査を実施している。大阪の政令市に目を向けると、大阪府が2021（令和3）年に『生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）』、堺市が2022（令和4）年に『生活状況に関する調査報告書』を公表した。

中年期ひきこもり者が増加するなかで、2020（令和2）年には地方自治法第99条の規定により「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」が各地方自治体により議決され国に提出された。同様の意見書は大阪府会、堺市市議会でも提出されている。意見書は、「（政府は）より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代を含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。」と述べている。具体的には、1つ目により身近な場所での相談支援をおこなうために、自立支援相談機関の窓口アウトリーチ支援員を配置する。2つ目に、市区町村による「ひきこもりサポート事業」

のさらなる強化を図る。具体的には、中高年が参加しやすくなるような就労に限らない多様な社会参加の場を確保する。3つ目に、「8050問題」など世帯の複合的なニーズなどライフステージの変化に柔軟に対応できるよう「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができるための新たな仕組みを構築する。以上について、個人や家族の問題でなく社会全体で受け止めるべき問題と捉え、政府へ要望している（大阪市：2020；堺市：2020）。

2. 大阪の政令市における人口の特徴

大阪市は24行政区により構成されており、堺市は7行政区により構成されている（令和5年8月現在）。『生活状況に関する調査』の実施時点の人口は、大阪市は273万420人（2019年12月末時点での住民基本台帳）、堺市は82万6158人（2021年12月末時点での住民基本台帳）である。この2つの政令市の人口を合わせると、大阪府の人口の約4割を占める。

2020（令和2）年実施の国勢調査によると、平均年齢は大阪市で46.5歳、堺市で47.5歳である。

これは全国平均（47.6歳）比較して年齢は若い。人口密度は大阪市が1平方キロメートルあたり12215.6人、堺市が1平方キロメートルあたり5514.0人である。両市ともに全国（338.2人）、大阪府（4638.4人）と比較して人口密度が高い。全世帯における核家族世帯の割合は、大阪市で42.2%、堺市で37.0%であり、全国（54.1%）と比較して低い。一方、単独世帯の割合は大阪市で53.6%、堺市で37.0%である。全国（38.0%）と比較して大阪市は単独世帯の割合が高く、堺市は低い（表1）・（表2）。

3. 大阪の政令市による『生活状況に関する調査』の概要

『生活状況に関する調査』におけるひきこもりの定義は、大阪市、堺市ともに内閣府調査（2016年および2019年）に基づいている。具体的には、「本人の妊娠・出産を含む身体的疾病等、もしくは同居家族の介護・看護等の理由により、常時自宅にいる必要がある場合を除き、外出頻度が極めて低下した状態が6か月持続していた者」とし、「外出頻度が極めて低下した状態」として、「自宅からほとんどでない、家から出ない、近所のコン

表1 大阪の政令市の人口動態

自治体名	人口	年少者 0-14歳	若年期 15-39歳	中年期 40-64歳	老年人口 65歳 - 15-64歳	生産年齢 人口 15-64歳	年少人口 指数	老年人口 指数	従属人口 指数	老年化 指数	備考
大阪市	2,730,420	11.0% 301,609	30.2% 825,411	33.5% 915,883	25.2% 687,517	63.8% 1,741,294	17.3	56.8	63.8	227.9	2019（令和元）年12月末日時点住民基本台帳人口
堺市	826,158	12.4% 102,058	25.4% 210,088	33.9% 279,853	28.3% 234,159	59.3% 489,941	20.4	47.8	68.6	229.4	2021（令和3）年12月末日時点（※）住民基本台帳人口

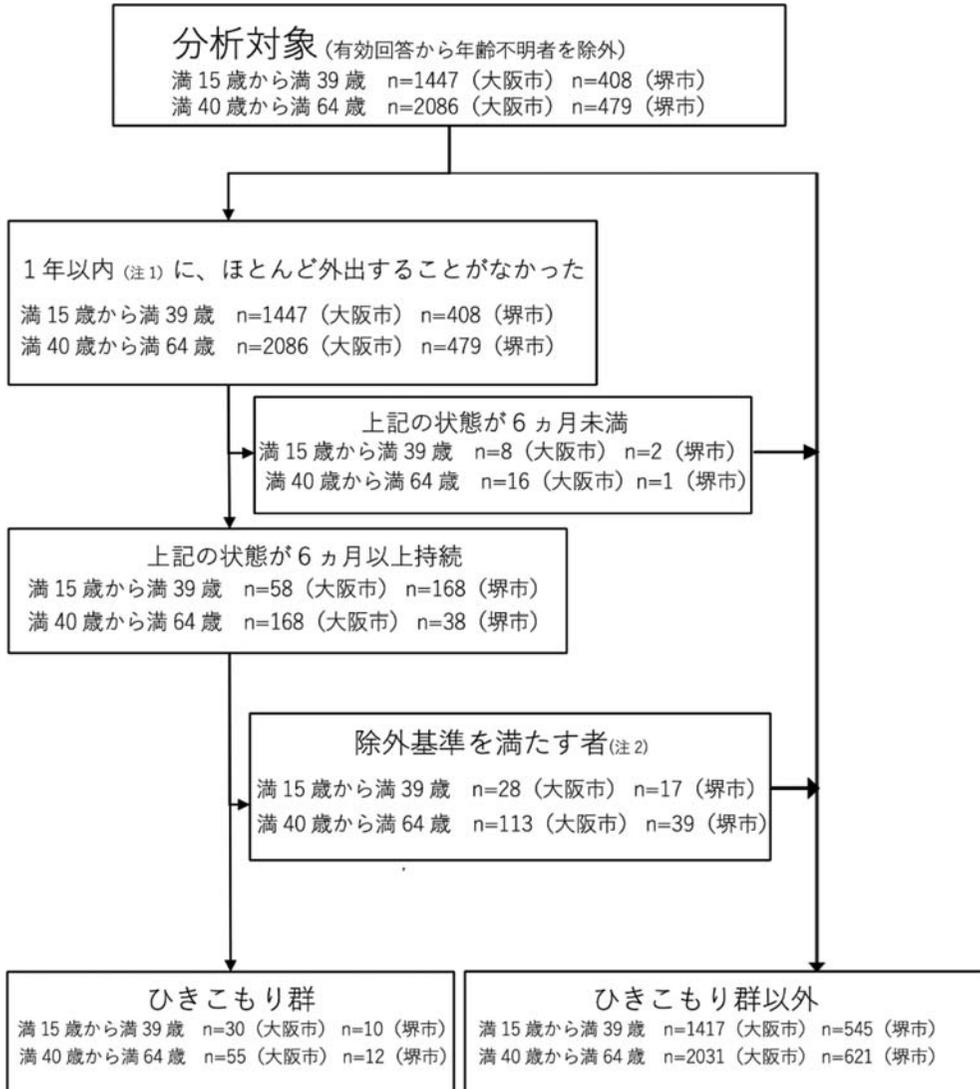
（※）令和3年12月1日時点における市民が調査の対象であるが、公表されている住民基本台帳人口は12月末時点のため、人口に誤差が生じる。

表2 2020（令和2）年 国勢調査

自治体	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	平均 年齢	一般 世帯	(うち 核家族 世帯)	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 からなる 世帯	男親と子 からなる 世帯	女親と子 からなる 世帯	単独 世帯	65歳以上 の単独 世帯	夫65歳以上、 妻60歳以上 の夫婦 のみの世帯	3世代 世帯
大阪市	225.3	12215.6	46.5	1,464,615	42.2% 617,938	15.1% 221,620	18.6% 271,847	1.1% 15,960	7.4% 108,511	53.6% 784,785	14.6% 213,260	7.6% 111,698	1.3% 19,280
堺市	149.8	5514.0	47.5	365,535	58.1% 212,556	20.4% 74,702	27.4% 100,230	1.4% 5,101	8.9% 32,523	37.0% 135,073	14.1% 51,619	12.6% 46,089	2.5% 9,006

コンビニなどに出かけるがほとんど家にいる、自分の趣味に関する用事のときだけ出かけるがほとんど家にいる状態。」と定義している（大阪市 2021: 4；堺市 2022: 3）。具体的には、調査時点の1年以内に、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自

室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」を回答した者で、かつそのような状態になって6か月以上と回答した者のうち、「専業主婦・主夫」、「家事手伝い」、「何らかの仕事をしている」、「身体的疾患・病気」、「妊娠」、「介護・看護」、「コロナ」と回答した者を除外したものをひきこもり群としている。



(注1) 大阪市は「2019年の1年以内に、ほとんど外出することはなかった」という質問内容になっている。
 (注2) 「専業主婦・主夫」、「家事手伝い」、「何らかの仕事をしている」、「身体的疾患・病気」、「妊娠」、「介護・看護」、「コロナ」と回答した者はひきこもり群から除外される。

図1 本人票のひきこもり群抽出の流れ（フロー図）
 出典：大阪市（2021）『生活状況に関する調査報告書』p.6、
 堺市（2023）『生活状況に関する調査報告書』p.8 一部改変

表3 『生活状況に関する調査』（ひきこもり調査）概要

自治体名	名称	ひきこもりの定義	対象	方法	実施時期	有効回答率(※)	若年者(39歳以下)の広義のひきこもり群の割合	中高年者(40歳以上)の広義のひきこもり群の割合
大阪市(2021)	生活状況に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)の実施結果	内閣府『若者の生活に関する調査報告書』・『生活状況に関する調査』に準ずる	令和元年(2019年)12月31日時点で市民であり、満15歳から39歳、満40歳から64歳それぞれ5000人等間隔法で無作為に抽出	郵送送付、回収	2020(令和2年)12月24日から2021(令和3年)1月18日	15歳から39歳28.9%(1447人) 40歳から64歳41.7%(2086人)	2.1%(30人) 約17000人	2.6%(55人) 約24000人
堺市(2023)	生活状況に関する調査報告書	内閣府『若者の生活に関する調査報告書』・『生活状況に関する調査』に準ずる	令和3年12月1日時点で市民であり、満15歳から満64歳の方から無作為に抽出した5000人に対し調査票を郵送	郵送送付、電子申請システム	令和3年12月から令和4年1月	15歳から39歳22.2%(555人) 40歳から64歳25.3%(633人)	1.8%(10人) 約3800人	1.9%(12人) 約5300人

(※) 本人回答分のみ記載

表4 ひきこもり者の年齢内訳(%)

自治体名	若年期 15-39歳	中年期 40-64歳	若年期 年齢内訳(5歳階級別)					中年期 年齢内訳(5歳階級別)				
			15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
大阪市	35.3 (n=30)	64.6 (n=55)	7.1	4.7	4.7	10.6	8.2	8.2	8.2	14.1	15.3	18.8
堺市	45.4% (n=10)	54.5% (n=12)	9.1	4.5	9.1	13.6	9.1	9.1	9.1	4.5	18.2	13.6

表5 中年期ひきこもり者の性別(%)

自治体名		男性	女性	その他
堺市	ひきこもり(n=12)	66.7	33.4	0.0
	ひきこもり以外(n=621)	45.1	54.4	0.5
大阪市	ひきこもり(n=55)	67.3	30.9	1.8
	ひきこもり以外(n=2031)	43.1	55.6	1.3

調査対象者は無作為抽出により選ばれた市民である。大阪市は2019(令和元)年12月31日時点で若年期、中年期それぞれ5000人の計10000人に調査票を郵送した。堺市は2021(令和3)年12月1日時点で若年期、中年期それぞれ2500人の計5000人に調査票を郵送した。その結果、中

表6 同居している家族

自治体名		父	母	きょうだい	祖父母	配偶者	子	その他	同居者なし
大阪市	ひきこもり(n=61)	6.6	16.4	4.8	0.0	23.0	6.6	0.0	42.6
	ひきこもり以外(n=3133)	3.5	7.6	2.1	0.3	42.0	32.0	1.9	10.6
堺市	ひきこもり(n=15)	6.7	13.3	6.7	0.0	20.0	20.0	0.0	33.3
	ひきこもり以外(n=1032)	5.1	7.7	2.0	0.3	42.4	33.9	1.6	7.0

表7 主たる生計者

自治体名		自身	父	母	配偶者	子	きょうだい	他の親戚	生活保護	その他	無回答
堺市	ひきこもり(n=12)	25.0	8.3	8.3	16.7	8.3	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	ひきこもり以外(n=621)	58.1	3.9	1.0	32.2	0.3	0.2	0.0	1.8	0.8	1.8
大阪市	ひきこもり(n=55)	54.5	7.3	3.6	5.5	0.0	1.8	1.8	21.8	3.6(※)	0.0
	ひきこもり以外(n=2031)	58.2	2.1	2.0	31.4	0.4	0.5	0.0	1.6	0.0	2.6

※「生活保護・自分以外」1件(1.8%)が含まれる

年期において『生活状況に関する調査』に該当するひきこもり者は大阪市が中年期全体の2.6%で推計約24000人、堺市が1.9%で推計約5300人であった(大阪市 2021: 7; 堺市 2022: 5)。なお、内閣府調査における中年期ひきこもりの出現率は約1.5% (推計数約61.3万人) である(内閣府 2019: 11)。このことから、大阪の政令市における『生活状況に関する調査』の方が内閣府調査よりも中年期ひきこもりの出現率が高い。

ひきこもり群の年齢層は中年期の割合が高く、特に50歳以上のひきこもり者の割合が高い(大阪市 2021: 74-75; 堺市 2022: 9-10)。中年期ひきこもり者の特徴として、性別は男性の割合が高い(大阪市 2021: 72; 堺市 2022: 8)。次に、同居家族は「同居者なし」の割合が最も高く、「父母」との同居は合わせて2割程度である(大阪市 2021: 79; 堺市 2022: 12)。さらに、主たる生計者は「生活保護」の割合が2割程度で最も高く、「父母」の割合は1割程度である(大阪市 2021: 180; 堺市 2022: 64) (図1)・(表3)・(表4)・(表5)・(表6)・(表7)。

II. 研究の目的

『生活状況に関する調査』における中年期ひきこもり者が抱えている相談ニーズの実態に関する調査項目として、普段の悩みごとに対する相談の現状、現在(ひきこもり)の状態について関係機関への相談の現状である。本研究は大阪市および堺市が公表した『生活状況に関する調査』(以下、大阪の政令市調査)の結果をもとに、大阪の政令市における中年期ひきこもり者の相談ニーズを明らかにする。

III. 研究の方法

大阪の政令市調査より「普段の悩みごとに関す

る相談の現状」および「ひきこもりの状態について関係機関に相談した経験」に関する項目を比較のうえ、両市の共通点を明らかにする。

複数回答について、大阪市の報告書は回答総数に対する割合、堺市の報告書は回答者数に対する割合(M. T.)となっている。両市を比較するために、回答者数に対する割合は回答総数に対する割合となるように再計算した。

IV. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」および「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を参考にした。また、龍谷大学「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」を遵守した。

V. 結果

1. 普段の悩みごとに関する相談の現状

ひきこもりの者とそうでない者の違いを比較するために、大阪の政令市調査は中年期ひきこもり群と中年期ひきこもり群以外に分類している。

1-1. 普段の悩みごとを誰かに相談したいか

ひきこもり群のほうが誰かに相談したいと「思わない」の割合が高い。ひきこもり群では大阪市が36.4%、堺市が50.0%であった。ひきこもり群以外と比べてひきこもり群のほうが大阪市で10.1ポイント、堺市で26.7ポイント高い。中年期ひきこもり群において「非常に思う」・「思う」・「少し思う」(以下、「思う」)の合計の割合は大阪市が58.3%であり、堺市が33.3%である(大阪市 2021: 232; 堺市 2023: 67) (表8)。

1-2. 普段の悩みごとの相談相手

ひきこもり群のほうが「誰にも相談しない」、「NPO・民間機関」、「カウンセラー」の割合が高い。ひきこもり群では「誰にも相談しない」の割

表8 普段の悩みごとを誰かに相談したいか (%)

自治体名		非常に思う	思う	少し思う	思わない	無回答
大阪市	ひきこもり (n=55)	5.5	16.4	36.4	36.4	5.5
	ひきこもり以外 (n=2031)	4.7	24.8	42.2	26.3	2.0
堺市	ひきこもり (n=12)	0.0	25.0	8.3	50.0	16.7
	ひきこもり以外 (n=621)	5.2	30.9	38.2	23.3	2.4

合が最も高く、大阪市で30.8%、堺市で28.6%であった。ひきこもり群以外と比べて大阪市で20.9ポイント、堺市で21.4ポイント高い。次に「NPO・民間機関」であるが、ひきこもり群は大阪市で2.6%、堺市で7.1%であった。ひきこもり群以外と比べてひきこもり群の方が大阪市で2.4ポイント、堺市で6.9ポイント高い。さらに「カウンセラー」であるが、ひきこもり群は大阪市で14.1%、堺市で7.1%であった。ひきこもり群以外と比べて、ひきこもり群のほうが大阪市で12.7ポイント、堺市で4.9ポイント高い。

一方で、ひきこもり群以外の方がひきこもり群と比べて「配偶者」・「自身の子」・「きょうだい」などの父母以外の家族、および「友人・知人」、

「職場の同僚」などの身近な他者に相談している割合が高い。専門機関については、ひきこもり群において大阪市が2.6%、堺市で0.9%であった（大阪市 2021: 233-234；堺市 2023: 68-69）（表9）。

1-3. 抱えている悩みごと

ひきこもり群のほうが「病気のこと」、「気分や体調のこと」の割合が高い。ひきこもり群における「病気のこと」は、大阪市で12.1%、堺市で29.2%であった。ひきこもり群以外と比べてひきこもり群のほうが大阪市で4.4ポイント、堺市で22.1ポイント高い。ひきこもり群における「気分や体調のこと」は、大阪市で12.7%、堺市で12.5%であった。ひきこもり群以外と比べて大阪市で

表9 普段の悩みごとの相談相手（%）

自治体名		親	きょうだい	友人・知人	実際相手	配偶者	自身の子	祖父母	学校の先生	職場の同僚	カウンセラー	専門機関	NPO・民間	ネット上の知り合い	ネットの質問サイト	誰にも相談しない	その他
大阪市	ひきこもり (n=78)	9.0	6.4	10.3	2.6	11.5	6.4	0.0	0.0	1.3	14.1	2.6	2.6	0	1.3	30.8	1.3
	ひきこもり以外 (n=3722)	10.2	9.8	21.9	2.1	24.5	9.6	0.0	0.1	8.1	1.4	0.9	0.2	0.3	0.3	9.9	0.7
堺市	ひきこもり (n=14)	14.3	7.1	7.1	0.0	14.3	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	7.1	0.0	28.6	0.0
	ひきこもり以外 (n=1160)	11.4	9.3	22.1	1.3	27.0	9.0	0.1	0.3	7.8	2.2	1.1	0.2	0.1	0.1	7.2	0.8

表10 抱えている悩みごと（%）

自治体名		仕事や職場のこと	子育てのこと	介護のこと	学校の勉強や成績	進学のこと	就職のこと	友人や仲間との人間関係	家族関係	好きな人や恋人との交際に関すること	気分や体調のこと
大阪市	ひきこもり (n=173)	9.2	0.6	2.9	0.0	0.0	5.2	3.5	2.3	0.6	12.7
	ひきこもり以外 (n=4558)	15.5	5.6	4.6	0.1	0.2	1.6	2.4	2.6	1.1	8.1
堺市	ひきこもり (n=24)	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	4.2	0.0	12.5
	ひきこもり以外 (n=1504)	14.6	6.2	5.3	0.5	0.5	1.5	1.8	5.3	0.2	4.6

自治体名		病気のこと	将来のこと	老後のこと	性格のこと	容姿のこと	収入や生活費のこと	住宅のこと	はっきりとした悩みはない	その他	特に困っていることや悩みごとはない
大阪市	ひきこもり (n=173)	12.1	—	14.5	4.0	2.9	17.3	5.2	1.7	0.6	4.6
	ひきこもり以外 (n=4558)	7.7	—	12.5	2.6	2.3	14.0	4.2	4.1	1.1	9.8
堺市	ひきこもり (n=24)	29.2	4.2	8.3	4.2	4.2	4.2	0.0	0.0	4.2	12.5
	ひきこもり以外 (n=1504)	7.1	8.3	11.5	1.2	1.4	12.0	4.2	1.9	1.8	10.0

表 11 ひきこもるようになったきっかけ (%)

自治体名	不登校	大学になじめない	受験の失敗	就職活動がうまくいかない	職場になじめない	人間関係がうまくいかない	病気	妊娠	介護・看護を担う	定年(早期)退職	その他
大阪市 (n=71)	4.2	0.0	0.0	11.3	8.5	9.9	32.4	0.0	1.4	16.9	15.5
堺市 (n=15)	0.0	0.0	0.0	6.7	20.0	6.7	33.3	6.7	0.0	20.0	6.7

表 12 ひきこもりの状態について関係機関に相談した経験 (%)

自治体名	あり	なし	無回答
大阪市 (n=55)	40.0	52.7	7.3
堺市 (n=9)	33.3	66.7	---

表 13 ひきこもりの状態について関係機関に相談したか

自治体名	非常に思っていた	思っていた	少し思っていた	思わなかった	既に相談していた	無回答
大阪市 (n=30)	3.6	5.5	20.0	50.9	20.0	0.0
堺市 (n=12)	0.0	0.0	16.7	66.7	8.3	8.3

表 14 どのような機関なら相談したいか (%)

自治体名	無料で相談できる	親身に聴いてくれる	精神科医がいる	匿名で相談できる	医学的な助言をくれる	心理学の専門家がいます	自宅から近い	同じ悩みを持つ人と出会える	自宅に専門家が来てくれる	民間団体(NPOなど)である	公的団体の人である	あてはまるものはない
大阪市 (n=67)	13.4	10.4	26.9	4.5	6.0	7.4	12.0	0.0	4.5	1.5	---	13.4
堺市 (n=6)	0.0	---	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	---	0.0	12.5	12.5

4.6ポイント、堺市で7.9ポイント高い。さらに、「就職のこと」、「性格のこと」、「容姿のこと」についてひきこもり群のほうが割合は高い(大阪市 2021: 230-231; 堺市 2023: 65-66) (表 10)。

2. ひきこもりの状態について関係機関への相談の現状

ひきこもりの状態について関係機関への相談の現状は中年期ひきこもり群に該当した者が分析の対象となる。

2-1. ひきこもるようになったきっかけ

「病気」が大阪市で32.4%、堺市で33.3%と最も割合が高かった。ついで、定年(早期)退職が大阪市で16.9%、堺市で20.0%であった(大阪市 2021: 123; 堺市 2023: 38) (表 11)。

2-2. ひきこもりの状態について関係機関に相談した経験

関係機関に相談した経験は「なし」と回答した

割合は大阪市が52.7%、堺市が66.7%であり半数を超えていた(大阪市 2021: 136; 堺市 2023: 45-46) (表 12)。

2-3. ひきこもりの状態について関係機関に相談したいか

関係機関に相談したいと「思わなかった」と回答した割合は大阪市が50.9%、堺市が66.7%で最も割合が高かった。次に、「少し思っていた」が大阪市で20.0%、堺市が16.7%であった(大阪市 2021: 130-131; 堺市 2023: 42) (表 13)。

2-4. どのような相談機関なら相談したいか

大阪市において「誰にも相談したくない」という項目が存在している。この項目を除外のうえ、再計算している。最も高いのは「精神科医がいる」の割合で、大阪市で26.9%、堺市で25.0%であった。ついで、「あてはまるものはない」の割合が大阪市で13.4%、堺市で12.5%であった。大阪市独自の調査項目として「親身に聴いてくれ

表 15 ひきこもりの状態について関係機関に相談したくない理由 (%)

自治体名	特に理由はない	行っても解決できない	相手にうまく話せない	何を聞かれるか不安	お金がかかる	自分のことを知られたくない	行ったことを人に知られたくない	相談機関が近くにない	その他
大阪市 (n=24)	29.2	20.8	12.5	0.0	4.2	8.3	12.5	0.0	12.5
堺市 (n=7)	71.4	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3

る」が10.4%、「自宅に専門家が来てくれる」が4.5%となっており、堺市独自の調査項目として、「公的団体の人である」が12.5%であった（大阪市 2021: 132-133；堺市 2023: 44）（表14）。

2-5. ひきこもりの状態について関係機関に相談したくない理由

「特に理由がない」の割合が最も高く、大阪府で29.2%、堺市で71.4%であった。ついで、「相手にうまく話せない」が大阪府で12.5%、堺市で14.3%であった（大阪府 2021: 132-133；堺市 2023: 44）（表15）。

VI. 考 察

1. 普段の悩みごとに関する現状

「V-1-1. 普段の悩みごとを誰かに相談したいか」において、相談したいとは「思わない」と回答した割合は中高年ひきこもり群のほうが同ひきこもり群以外よりも高い。だが、中年期ひきこもり群において「非常に思う」・「思う」・「少し思う」（以下、「思う」）の合計の割合は大阪府が58.3%で半数を超えており、堺市が33.3%となっている。このように、普段の悩みごとを誰かに相談したいと思う者が存在する。

次に「V-1-3. 抱えている悩みごと」であるが、中年期ひきこもり群は同ひきこもり群以外と比べて、「病気のこと」、「気分や体調のこと」に対する割合が高い。これは、ひきこもりになったきっかけが「病気」である割合が大阪府で32.4%、堺市で33.3%と両自治体ともに3割程度を占めている。内閣府調査（2019）と比較すると、内閣府調査は「病気」の割合が14.5%（10件）（内閣府 2019: 55）で、大阪の政令市調査の方がその割合は高い。さらに、中年期ひきこもり群は同ひきこもり群以外と比較すると、「性格

のこと」、「容姿のこと」、「就職に関すること」の割合が高い。一方で、中年期ひきこもり群以外は同ひきこもり群と比較すると、「子育てのこと」、「介護のこと」、「家族関係」、「仕事や職場」の割合が高いという結果であった。つまり、大阪の政令市における中年期ひきこもり者は悩みごとを誰にも相談しない者の割合が高い。悩みは病気のことや気分や体調のことなど自身に関する割合が高い。逆にひきこもりでない者は、家族、職場、友人や知人など悩みごとを身近に相談できる相手がいる。また、家族や職場に関することなど自身を取り巻く生活環境に関する悩みの割合が高い。

「V-1-2. 普段の悩みごとの相談相手」について、中年期ひきこもり群において「誰にも相談しない」の割合が最も高く、大阪府で30.8%、堺市で28.6%となっている。さらに、「誰にも相談しない」・「カウンセラー」の割合は中年期ひきこもり群のほうが同ひきこもり群以外よりも割合が高い。その一方で、「配偶者」・「友人・知人」・「職場の同僚」は中年期ひきこもり群以外の方が同ひきこもり群よりも割合が高い。

大阪の政令市調査より、中年期ひきこもり者は自らの悩みごとを誰かに相談したいとは思わないと考えている者が多い。その反面、自らの悩みを誰かに相談したいと考えている者がいることも明らかとなった。中年期ひきこもり者は病気、気分など自身の体調で悩んでいる者が多い。しかも、普段の悩みごとを誰にも相談しない者の割合が高いことも明らかとなった。松本（2019）によると、援助希求能力の乏しさは理由があり、内心では助けを求めたいという気持ちがある。だが、それによって偏見や恥辱的な扱いに曝され、コミュニティから排除され孤立することを恐れている場合、あるいは生育歴上の逆境的体験のせいで、

「自分は助けてもらうほどの価値がない」と思い込んでいる場合は援助を求めない。援助希求の乏しさは、年代や自殺予防に限らず様々な領域の支援困難事例に共通する特徴である（松本ほか 2019: 1-2）と述べている。また、本田（2015）は「助けて」と言えない子どもと親の援助を通じて、「助けて」と言えない人の自己責任ではない。「助けて」と言えない人の理由として、個人の特徴として完結するのではなく、周囲との人間関係や個人が置かれている社会的立場や役割、状況などの影響を受ける（本田 2015: 2-4）と述べている。同様に、中年期ひきこもり者も本当は普通の悩みごとを誰かに相談したい。しかし、誰にも相談できずひきこもり続けている者が存在する可能性がある。大阪の政令市調査より、中年期ひきこもり者は身近に相談できる相手が少ないことが明らかとなった。だからこそ、中高年ひきこもり者が自らの悩みを第三者に相談できることが重要である。そのためには、中年期ひきこもり者が自らの力で困りごとを相談できるようになるための環境を整えていく必要がある。

2. 関係（専門）機関への相談の現状

「V-1-2. 普通の悩みごとの相談相手」において、「専門機関」はひきこもり群において大阪市が2.6%、堺市が0.0%とその割合は低い。次に、「V-2-2. ひきこもりの状態について関係機関に相談した経験」は「なし」、「V-2-3. ひきこもりの状態について関係機関に相談したいか」は「思わなかった」と回答した者の割合が高い。「V-2-4. どのような機関なら相談したいか」について、「自宅に専門家が来てくれる」は大阪市のみの回答項目であるが、その割合は4.5%にとどまっている。さらに、「V-2-5. ひきこもりの状態について関係機関に相談したくない理由」について、「特になし」、「相手にうまく話せないと思う」の割合が高い。これらは一見すると、ひきこもり者本人は現状を変えたいという動機が弱く、自身の気持ちを関係機関に伝えることが苦手のように見受けられる。だが、原田（2020）やKHJ全国ひきこもり家族会連合会のアンケート調査（2018）によれば、ひきこもり者には強い対人恐怖が存在

することが報告されている（原田 2020；特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会2018: 96）。なかでも、中年期ひきこもりはパワーハラスメントなど職場における不適応を経験している者も少なくない（原田 2020）。そのため、中年期ひきこもり者は社会のなかで傷ついた結果、自らを護るための手段としてひきこもることが考えられる。

「V-2-4. どのような機関なら相談したいか」について、「精神科医がいる」、「医学的な助言をくれる」と回答した者の割合が高い。この背景として、「V-1-3. 抱えている悩みごと」は「病気のこと」、「気分や体調のこと」と回答した割合が高いことがあげられる。例えば、原田ら（2019）が実施した地域包括支援センターに対する調査によれば、精神疾患を抱えている可能性があるひきこもり者について、ひきこもり者が疾患の受入れを拒否するなど受診につながらない。地域包括支援センター職員がこのことにジレンマを感じている（原田・馬淵・浜田ほか 2019）と述べている。これは、中年期ひきこもり者が受診につながらない背景として、中年期ひきこもり者が自身の精神的な疾患を受け入れられないことにあると考えられる。だが、大阪の政令市調査の結果、中年期ひきこもり者は自身の体調やメンタル面の不調を自覚している。そのため、中年期ひきこもり者のなかには精神科医へ相談・受診を希望している者も存在する。だが、中年期ひきこもり者は悩みごとを関係機関に相談しない傾向にあることから、自身の病気やメンタル面の不調は誰にも相談できない状態にある可能性がある。

加えて、子ども・若者では想定されなかった問題に中年期ひきこもり者は直面している。大阪の政令市調査では主たる生計者の1割程度は「親（父母）」であった。仮に、「親（父母）」の生計が年金である場合はひきこもる成人の子を養うことが困難となり、世帯が経済的に行き詰まる。さらに、高齢の親と同居している場合は親が健康を害して介護が必要となる場合がある。このように、中年期ひきこもり者が高齢の親に生活を依存していた場合、親の介護がきっかけに生活が破綻することが想定される。これらの問題は「8050問題」

と呼ばれており、社会的な課題となっている (Yoshioka-Maeda 2020)。

中年期ひきこもり者は自身の体調面だけでなく、経済面・生活面ともに様々な課題を抱えている。それにもかかわらず、自ら進んで関係機関に相談する可能性は低い。この場合、アウトリーチの手法により中年期ひきこもり者を支援につなげることが重要である。アウトリーチとは、サービスが必要にも関わらず自ら進んでサービスを利用しない事例に対し、支援者が積極的に自宅などの生活の場へ出向く。そこで、信頼関係を構築しつつサービス利用に向けた動機づけをおこなう (日本社会福祉士養成校協会 2005: 8; 小室 2007: 4; Barker, R. L. 2013: 309; Harris et al. 2018: 348-349) 手法である。先行研究では自宅訪問をはじめとするアウトリーチが中年期ひきこもり者支援に有効であることが論じられている。例えば、東出ら (2020) は東京都アウトリーチ支援事業における中年期ひきこもり者の事例分析を通じて、自宅で展開されるアウトリーチ支援の有効性について報告している。具体的には、ひきこもり者へのアウトリーチを通じて信頼関係づくりや多機関連携を重視した支援がおこなわれた結果、アウトリーチ支援終了時はひきこもり状態、支援の受け入れ、医療状況、問題行動、地域ネットワークづくりについて有意な変化が見られた (東出・新村・西ほか 2020)。さらに、ひきこもり支援におけるアウトリーチの方法とスキルに関する研究 (三品 2021) も報告されている。その一方で、アウトリーチにおいて支援を届けるための工夫は個々の暗黙知に委ねられており、共通の理論や方法は十分に確立できていない (特定非営利活動法人 OVA 2018)。今後、中年期ひきこもり者が自身の困りごとを関係機関に相談できるようになるためのアウトリーチの方法を確立することが課題である。

VIII. 結 論

本研究は、大阪の政令市調査において中年期ひきこもり者の相談ニーズを明らかにすることを目的とする。その結果、中年期ひきこもり者は悩みごとを誰かに相談したいと思わない者の割合が高

い。その反面、普段の悩みごとを誰かに相談したいと思っている者も存在することが明らかとなった。また、中年期ひきこもり者は病気や気分や体調のことで悩んでいる者が多い。しかし、実際は普段の悩みごとを誰にも相談しない者の割合が高い。さらに、関係機関へ相談することに関しては消極的である。

どのような相談機関なら相談したいかについて、大阪の政令市調査では精神科医がいる、医学的な助言をくれるとした者の割合が高い。中年期ひきこもり者は自身の体調やメンタル面の不調を自覚しており、精神科医に相談・受診を希望している者も存在する。しかしながら、中年期ひきこもり者は悩みごとを関係機関に相談しない傾向にあることから、自身の病気やメンタル面の不調は誰にも相談できない状態にある。

さらに、中年期ひきこもり者は自身の健康に加え、経済面や高齢の親の介護など様々な課題に直面する。政令市は精神保健福祉センター (大阪市、堺市は「こころの健康センター」という名称) をはじめとするひきこもりの専門機関が充実している。だが、大阪の政令市調査の結果を踏まえると、中年期ひきこもり者が進んで専門機関へ相談する可能性は低いと考えられる。この場合、関係機関によるアウトリーチの方法が有効である。今後、中年期ひきこもり者が自身の困りごとを関係機関に相談できるためのアウトリーチの方法を確立することが課題である。

一方で、日常的にアウトリーチを実施している関係機関が中年期ひきこもり者を発見し、専門的な支援に繋げることが期待できる。例えば、高齢の親の支援機関である地域包括支援センター、あるいは生活困窮者自立相談支援機関など身近な相談窓口が法律に基づき設置されている。これらの相談窓口は、日常的にアウトリーチを実施している関係機関である。さらに、社会福祉法第 106 条の 4 に基づく「重層的支援体制整備事業」をはじめとするワンストップ型の相談窓口に期待が寄せられている。そこで世帯全体を包括的に支援することへの期待が寄せられている (原田 2021)。今後、中年期ひきこもり者が身近な相談機関につながり、自らの悩みごとを関係機関に話ができる

ための関係を構築することが中期期ひきこもり支援の第一歩となる。そのためには、まずは身近な相談窓口が中期期ひきこもり者の相談ニーズを理解する必要があるといえる。

参考文献

- Barker, R. L. ed. (2003) *The Social Work Dictionary 5th Edition* NASW.
- 原田 豊・馬淵伊津美・浜田千登勢ほか (2019) 「地域包括支援センターにおける相談からみた中高年層ひきこもり者の課題：鳥取県内 地域包括支援センターを対象としたアンケート調査から」『鳥取医学雑誌』47(3・4), 58-64.
- 原田 豊 (2020) 「地域精神保健の現場からみたひきこもりの現状と課題：八〇五〇問題の本質を考える」『こころの科学』212, 35-39.
- 原田 豊 (2021) 「精神保健現場からみた中高年ひきこもりの現状と課題：8050 問題の背景にあるもの」『公衆衛生』85(10), 650-654.
- Harris, J. and White, V. eds. (2013) *A Dictionary of Social Work and Social Care* Oxford University Press.
- 東出 香・西いづみ・熊谷直樹 (2019) 「高齢化するひきこもり事例へのアウトリーチ支援」『精神科治療学』34(4), 417-421.
- 本田真大 (2015) 『援助要請のカウンセリング』金子書房.
- 小室八千代 (2007) 「アウトリーチ」杉本敏夫・東野義之・南 武志ほか編著『ケアマネジメント用語事典【改訂版】』中央法規.
- 松本俊彦 (2019) 「はじめに」松本俊彦編『助けてが言えない：SOS を出さない人に支援者は何ができるか』日本評論社.
- 三品桂子 (2021) 「ひきこもりに対するアウトリーチの方法とスキル」『ソーシャルワーク研究』46(4), 275-283.
- 内閣府 (2019) 『生活状況に関する調査 (平成 30 年度)』.
- 日本社会福祉士養成校協会 報告書 (2005) 「わが国の社会福祉教育, 特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究」.
- 大阪市 (2021) 『生活状況に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査) の実施結果』.
- 大阪府会 (2020) 『中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書』ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000495559.html>, 2023. 08. 30).
- 堺市 (2022) 『生活状況に関する調査報告書 令和 4 年 3 月』.
- 堺市議会 (2020) 『中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書』ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/kekka/kaketsu.files/0201gian4.pdf>, 2023. 08. 30).
- 特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 (2018) 『2018 年度ひきこもりに関する全国実態アンケート調査報告：本人調査・家族調査・連携調査』.
- 特定非営利活動法人 OVA (2018) 『「声なき声に届ける」- 新たなアウトリーチ展開のための調査 - 調査報告書』2017 年度 トヨタ財団国内助成プログラム ホームページ (<https://www.toyotafound.or.jp/community/2018/publications/data/2018-1128-1255.pdf>, 2023. 09. 16).
- Yoshioka-Maeda, K. (2020) The '8050 issue' of social withdrawal and poverty in Japan's super-aged society, *Journal of Advanced Nursing*, 76(8), 1884-1885.

The Actual Counseling and Consultation Needs of Middle-Aged
Hikikomori People in the Ordinance-Designated Cities of Osaka:
A Study on the Results of the Municipal Surveys on their Living Conditions

Kazutaka Awaji

This study reveals the counseling and consultation needs of middle-aged people in severe social withdrawal conditions called *hikikomori* in Osaka and Sakai, the ordinance-designated cities of Osaka Prefecture, based on the survey results of their living conditions published by these cities.

The surveys suggest these three characteristics: 1) A high percentage of middle-aged *hikikomori* people do not wish to discuss with someone about their distress, while some of them wish to talk to people about their everyday concerns; 2) Many of them are worried about their illness, feelings, and / or the other health conditions, but a high percentage of them do not actually talk to anyone about their everyday concerns; 3) They are reluctant to consult with relevant institutions.

The challenge is to establish outreach methods for these people so that they can talk with relevant institutions about their hidden distress. For example, community-based social work outlets such as a community general support center and an institution that provides self-reliance support for poor and needy persons can discover a case of *hikikomori* in middle age through outreach from time to time. These institutions have to understand the counseling and consultation needs of socially withdrawn middle-aged people.

〈研究ノート〉

コロナ禍における「特例貸付」とは何だったのか

——国会審議と報告書を手掛かりに——

山 口 浩 次

要旨：新型コロナウイルスの感染拡大が広がり、2020年に、大規模イベント等の中止、全国一斉休校等の政府の要請によって、失業や休業を余儀なくされ、生活に困窮する人びとが急増した。

全国の社会福祉協議会（以下、社協）は、政府の要請を受け、コロナ禍で収入が減少し生活資金に困っている人に対する生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付（以下、特例貸付）を2020年3月25日より実施することとなった。

特例貸付は、政府の要請により、より早く迅速に貸付金を送金することが優先され、丁寧な相談援助等ができないまま、貸付申し込みが急増し、未曾有の貸付規模となった。

こうした経緯を踏まえて、本研究ノートでは、

- ①「特例貸付」創設と特徴を考察する。
- ②「特例貸付」が社協職場や社協職員に与えた影響について考察する。

はじめに

日本政府（以下、政府）は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた2020年2月末に突然、イベント等の中止の要請、全国一斉休校の要請をした。その結果として、観光業界、飲食業界、タクシー業界はもとより、多くの業種にダメージを与え、非正規労働者、シングルマザーという不安定な層をはじめ、正規労働者も含めて、生活に困窮する人が増えることになった。

政府は、「生活に困っている人々への支援」として2020年3月25日から「新型コロナウイルス感染症特例貸付（以下、特例貸付）」の申請を開始し、7月末までの3か月間実施すると発表し、全国の社会福祉協議会（以下、社協）が受付窓口を担うこととなった。以後、特例貸付⁽¹⁾は、政府の要請により小刻みな延長を繰り返し、2022年9月末ようやく終了し、全国で381万件、1兆4,447億円の貸付実績となった。生活福祉資金の申請を平常時の2019年度とコロナ禍の2020年度を単年度で比較すると、約82倍の申請件数となる程の未曾有の事態となった。

筆者の問題意識は、大きく3つある。一つ目は、今回の特例貸付は、当時どんな文脈で創設されたのか。二つ目は、特例貸付は、当初から償還免除付き貸付と言うフレーズで広く宣伝が行きわたり、「返す必要のない資金」と解釈した相談者が社協窓口押し掛けることになった。そうした経緯について、国会審議を整理したい。三つ目は、特例貸付は、窓口となった社協現場や職員にどんな影響を与えたのか。特例貸付実施中の職員の証言⁽²⁾や、特例貸付終了後の全社協の報告書⁽³⁾で考察する。

1. 新型コロナウイルス感染症特例貸付の動向

特例貸付の受付期間は、2020年3月25日（金）から3か月後の2020年7月末で終了することになっていた。ところが、その後の緊急事態宣言等による経済的な支援の必要性から、生活困窮者への支援策として、特例貸付の受付期間は2022年の9月末まで継続することとなった。政府は、特例貸付の期間を2年と6か月の間に、実に10回も小刻みな延長を繰り返したのである。

政府による受付期間の10回の小刻みな延長は、社協現場の相談体制づくりに悪影響を与えた。当初は、3か月で終了するという政府の説明で窓口が開始された。しかし、その後の度重なる期間延長は、国会議員やマスコミの発言等で知らされることが多く、社協現場では政府・マスコミに対する不信感が深まりどんどん疲弊していった。3か月ごとの延長の決定は、社協職場に相談体制を強化するという組織マネジメントにマイナスの影響を与えた。

また、政府による「返済免除付き特例貸付」という宣伝がいきなり、「返す必要のない資金」と解釈した人たちが社協に押し寄せた。とくに、国会中継や解説動画（とくにYouTube）、テレビ報道を見た相談者が、翌日の朝に社協の窓口へ殺到し、正確な情報が届かず対応に追われる社協職員に罵声や暴言を発し、クレームを投げかける⁽⁴⁾。こうして、全国の社協で特例貸付を担当する多くの職員が負担を感じ、疲弊していったのである⁽⁵⁾。

2. 特例貸付をめぐる国会審議

ここでは、(1) どのような文脈で特例貸付が創設されたのか。(2) 「償還免除付き貸付」の意味すること、(3) 「実質的な給付措置の性格を有するもの」の意味することの3点を検証する。

(1) どのような文脈で特例貸付が創設されるに至ったのか

2020年の第201回通常国会でもっとも問われたのは、新型コロナウイルス感染症対策であった。2020年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で安倍晋三内閣総理大臣（以下、安倍首相）は、「政府として、この1,2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」と発表した⁽⁶⁾。翌日の2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議⁽⁷⁾では、全国一斉休校の要請を出した。そし

て、全国一斉休校の措置に伴って生ずる様々な課題に政府として責任をもって対応する（アンダーライン引用者）と言った安倍首相の発言がその後の特例貸付の創設につながるのである。

与野党ともに、新型コロナウイルス感染症を抑え込むことでは一致していたが、野党からは安倍首相の突然ともいえるイベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請へ疑問が投げかけられた。その際に、新型インフルエンザ等特別措置法の法改正成立前（改正は2020年3月13日）に、突然イベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請をしたことの法的根拠を問う質問が特徴的だ。例えば、2020年3月16日の予算委員会で蓮舫（立憲民主党）が、「2月24日の専門家会議の見解から、ここ1,2週間が瀬戸際だとして、学校一斉休校とかイベントの中止を総理が要請した。これ、特措法では総理が緊急事態宣言をしたら都道府県知事が判断をして実施をすることなのですが、じゃ、今実施している内容は、特措法に基づいた緊急事態ではなくて、何の法的根拠で要請したんですか」と問うている⁽⁸⁾。安倍首相は、「万が一にも学校において子どもたちへの集団感染が発生するようなことはあってはならないと、我々は判断をした。（中略）そして要請をさせていただいた」と回答した⁽⁹⁾。当時の新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、安倍首相は法的根拠もなくイベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請をしたということである。

次に、イベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請の影響を受けて生活に困るフリーランス等への経済的支援策についての審議を振り返る。

2020年3月11日の参議院本会議で、伊藤岳（共産党）が、「日額4千100円の補償は、休校要請に応えた場合に限られています。しかし、日本俳優連合、日本音楽家ユニオンなどは、声明で、政府の要請に沿ってイベント中止によるキャンセルを受け入れてきたが、生きる危機に瀕する事態だと訴えています。フリーランス、自営業者、演劇、音楽関係者の生活が支えられる給付制度にするべきではありませんか」（アンダーライン引用者）とフリーランス等への支援策について質問をしている⁽¹⁰⁾。安倍首相は、「フリーランスの方々

も含め、感染拡大によって休職や休業に直面し、生活に困難を生じている方については、返済免除要件付きの個人向け緊急小口資金の特例を創設し、生活立て直しを支援いたします（アンダーライン引用者）。」と答弁している⁽¹¹⁾。この国会で、初めて、安倍首相が、緊急小口資金の特例の創設を説明した。そして、はじめから「返済免除要件付き」という説明がついていたのである。

2020年3月16日の予算委員会では、蓮舫（立憲民主党）が、芸術家や音楽家などのフリーランスの方々にとってイベント中止、延期要請で仕事そのものが無くなってきていることに対して「総理、もう少し、あなたの責任で法的根拠がなくお願いしている、その結果起きている混乱にもう少し踏み込むべきではないですか」（アンダーライン引用者）と問いかけている⁽¹²⁾。安倍首相は、この国会でフリーランス等へは二つの新たな対策を提案している。一つは、臨時休校によって仕事を休む保護者には、新たに雇用調整助成金を創設し、正規、非正規を問わず休暇期間中の所得減少に対する手当を行うとした。しかし、雇用調整助成金は、あくまで休業補償でありイベント等の中止等で生活に困る方々は対象にならない。そこで、必要になった対策が、3月11日の答弁で説明した「償還免除付き特例貸付」なのだ。

(2) 「償還免除付き特例貸付」の意味すること

この国会審議での特例貸付の説明には、2020年3月11日に初めて緊急小口資金の特例を創設するという発言の段階から、「返済免除要件付き」という言葉が付いている。では、なぜ償還免除付きなのか。2020年3月16日の委員会での蓮舫（立憲民主党）の質問での安倍首相の説明がわかりやすい。「（休業補償で）十分なのかどうかということはあるんだと思いますが、これと併せてですね。これ併給も可能なわけでございますが、返済免除要件付きの緊急小口資金の特例を設けて、一時的な資金が必要な世帯への貸付額を引き上げる、これは20万円ではありますが・・・（発言する者あり）今、後ろから、借金でしょうがという声がありました。確かにそうではございますが、償還免除についてはですね、償還免除でござい

まして、今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することが出来るということになっているわけでございます。これは免除付きな形で20万円ということでございます。」（アンダーライン引用者）⁽¹³⁾。安倍首相は、「償還免除付き」という説明をこの答弁だけで5回も繰り返した。

2020年3月19日の参議院総務委員会で伊藤岳（共産党）の「困窮に追い詰められている人にとって、融資は結局借金です。ここには期限は3か月間となっていますが、この3か月にとどまらない仕組みとすることや、生活が安定するまで安心して資金を受けることなど、一律ではない細やかな対応を徹底する、と受け止めていいか」と質問をした⁽¹⁴⁾。安倍首相は、「返済免除特約付緊急小口資金等の特例を設けまして、学校休業の影響の、有無にかかわらず、広く生活への不安に対応することとしたところであります。利用者の方々は生活上の困難な様々な困り事を抱えておられることから、社会福祉協議会や市町村とも連携をしながら周知徹底を図るとともに、迅速に手続を行うなどきめ細やかな施策を実施」と答弁している⁽¹⁵⁾。

2020年3月23日の参議院予算委員会で、福山哲郎（立憲民主党）が、「私は、融資はきついと申し上げたのに、融資のメニューばかり言われてもしょうがないんですよ。」と質問している⁽¹⁶⁾。安倍首相は、「先ほど申し上げました最大80万円というのは、これは厳しい状況が続けば、これは償還が免除されるわけでございまして、そういうことについてももっと広報していきたい（アンダーライン引用者）⁽¹⁷⁾」と答弁している。

改めて整理をすると、安倍首相は、新型インフルエンザ等特別措置法の改正（2020年3月13日）を経ずに、法的根拠もなく、新型コロナウイルスの蔓延を防止するために2020年2月26日のイベント等の中止等の要請、翌日2月27日の全国一斉休校の要請を出した。その結果、全国各地の観光、音楽、演劇、飲食、タクシー業界等多くの方が生活困窮に陥るほどの大きな影響を受けた。政府の「要請に伴って生じる様々な課題に政府として責任をもって対応する」とした中身の一つが、フ

リーランス等への対応としての償還免除付きの緊急小口資金の貸付対策だったということになる。

こうした特例貸付の創設の文脈や政府による「償還免除付き貸付」の宣伝の浸透は、2020年3月25日に特例貸付の受け付けを担当することとなる全国の社協現場でほとんど認識されていなかったのである。

安倍首相は、2020年8月28日に辞任を表明するまでの間に、国会審議の中で「生活に困っている方への支援」を尋ねられた全ての答弁で、合計30回も「緊急小口資金の特例制度は償還免除付きである」と述べている。

第201国会で安倍首相はじめ政府関係者が、繰り返し「緊急小口資金は償還免除付き貸付」と発言しているが、償還免除の要件は示されていない。2020年11月26日第203回国会の参議院の特別委員会で、畑野君枝（日本共産党）が、「緊急小口貸付金の延長、返済減額や免除など⁽¹⁸⁾」を尋ねた際に、岩井勝弘（厚生労働省大臣官房審議官）は、「緊急小口資金等の特例貸付けにおける償還免除の要件については、（中略）貸付けを受けている方の実態等も踏まえながら、生活に困窮された方の生活にきめ細かな配慮を行うべく、詳細を検討しているところ（アンダーライン引用者）⁽¹⁹⁾」だと答弁している。要するに、償還免除の詳細をあらかじめ決定することなく、特例貸付の制度創設以来、「償還免除付き特例貸付」の利用を促進する発言をしてきたのである。その後、野党から返済免除の要件について質問されたが、厚生労働省から、返済免除の詳細が示されたのは、制度創設から実に約2年後の2022年2月25日のことである⁽²⁰⁾。

(3)「実質的な給付措置の性格を有するもの」の意味すること

2020年4月27日の衆議院本会議で馬場伸幸（日本維新の会）が、経済対策の規模について尋ねた際⁽²¹⁾、安倍首相は、「仕事が減るなどにより、収入が減少し、生活に困難を来しているご家庭の方々に対しては、緊急小口資金の貸付について、相談を経ずとも、郵送でお申し込みを可能とし、また、一定の金融機関での申請も可能とする

など、貸付の迅速化のための取組を進めています。さらに、返済についても免除の特約を設け、生活が困難な状況が継続する場合には実質的な給付措置の性格も有するものとなっています（アンダーライン引用者）⁽²²⁾」と答弁した。

この安倍首相の答弁には、3つの重要な内容がある。

1つ目は、「相談を経ずとも、郵送での申し込みが可能である」という発言である。従来の生活福祉資金は、相談付きの貸付事業である。今回の特例貸付は、相談を経ずとも、郵送で申し込み可能であるとした点である。質問で問われていない特例貸付の手法について、相談無しとするとか、郵送による申し込みを可能とするなどとする答弁は、全国の生活に困窮する者と社協職場への強いメッセージと受け止めることが出来る。

2つ目は、「一定の金融機関での申請も可能とする取り組みを進めている」という発言である。生活福祉資金は、制度発足以降から、都道府県社協が実施主体となり、市町村社協が委託を受けて実施してきたが、2020年4月20日の生活福祉資金制度要綱の突然の一部改正により「特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が定める者に委託することできる⁽²³⁾」とされている。実際に2020年4月30日には、労働金庫による受付が開始され、2020年5月28日には郵便局による受付が開始された⁽²⁴⁾。その後、労働金庫と郵便局による受付は、2020年9月末で終了した。

3つ目は、「実質的な給付措置の性格」という発言である。経済対策の規模について尋ねられた質問に対して、安倍首相は「特例貸付は実質的な給付措置の性格を有するもの」だと答弁した。このことは、安倍首相が説明していた「償還免除付き特例貸付」だけでは国民に宣伝が伝わらないから、「実質的な給付措置の性格」という踏み込んだ説明をしたとみることが出来る。こうした安倍首相による特例貸付の「実質的な給付措置の性格」という踏み込んだ説明は、社協には「返す必要のない資金がある」と解釈する人を増やし、全国の社協現場をさらに厳しい状況に追い込んだのである。

3. 社協現場や社協職員に与えた影響について

「償還免除付きの緊急小口資金等の特例貸付」が、窓口となった社協現場に与えた影響について考察する。

(1) 働く環境の著しい悪化と、制度への疑問とジレンマ

関西社協コミュニティワーカー協会（以下、関コミ）が、コロナ禍の2021年1月15日から2月20日に実施した『声を紡ぎ、未来を拓く新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書⁽²⁵⁾』（以下、社協職員アンケート）から社協職員に与えた影響を見ていきたい。

筆者も参加した関コミの社協職員の有志は、特例貸付の受付開始の2020年3月25日の1週間後にSNSのメッセージンググループを作り、情報共有を始めた。メンバーを拡充しながら続けたSNS上の情報交換により、貸付現場の疲弊と職員たちの生の声を発信しなければという問題意識のもと社協職員アンケートを実施し、全国から1184名もの社協職員から回答を得た⁽²⁶⁾。ここでは、調査結果から3点に絞って、社協現場の特筆すべき状況を報告する。

特筆すべき第1点は、働く環境の著しい悪化である。政府からの情報が少なく戸惑う社協現場では、コロナ禍の不安や生活苦から「返す必要のない資金」を早く申請したいと考えた相談者から、大声で罵倒され、クレームを受け、机・いすを蹴られるという体験をした。回答者の85.9%が「ストレス・危険を感じる」と答えた。また、「感染リスクの増大の不安」を訴えたのは77.4%であり、72%が「業務量の過度な増加」があったと答えた。さらに、49%が「心身の不調を感じた」と回答し、「離職を考えたことがある」という回答は22%にものぼる⁽²⁷⁾。

特筆すべき第2点は、制度への疑問やジレンマについてである。「制度の有効性への疑問」があるという回答は90.5%、「制度内容の頻繁な変更や現場への周知方法への疑問」を感じたという回答は90.8%であった。また、76.1%が、「丁寧な

相談支援ができないジレンマ」を感じていた。さらに、こうした現場の実態が制度運用に反映されないもどかしさから「現場の課題や意向が反映されない無力感があった」と72.5%が回答している⁽²⁸⁾。

特筆すべき第3点は、アンケートを通して考えたこと（自由記述）に、612名から7万字を超える社協職員の生の証言が寄せられたことである⁽²⁹⁾。

自由記述を分類すると「一年間の振り返り」が35.1%、「制度への意見」が19.3%、「実施者への期待」18.4%、「政府に伝えたいこと」9.2%と続く。以下に、特例貸付業務を担当した社協職員の証言を紹介する。

1年間の振り返りの声としては、「コロナの影響で貸付業務が爆発的に増えて、毎日が苦しかった。時には消えてしまいたいと思った」（アンダーライン引用者）。「日本語での会話が出来ない外国人の対応に苦慮した」「なんでこの貸付についての様々なことを私一人でやらなくてはいけないんだろうと感じました。しかも給料が増えるわけでもなく、ボーナスは減らされて」⁽³⁰⁾等が特徴的だ。

制度への意見としては、「社協が行う貸付の意味は何だろう」。「やはり貸付は借金。自助でしかない。本当に困っている人を救うのは公助で貸付すべき。これ以上の貸付は疑問」（アンダーライン引用者）。「収入のある稼働世帯は、金融機関で貸付を受けて、高齢者や、一人親、多重債務等の何らかの支援が必要となりそうな世帯は、社協で対応といったすみわけが出来たら本来の社協の相談支援が発揮できたのでは」「特例貸付をきっかけにして生活福祉資金のあり方を見直す機会になれば」⁽³¹⁾等がある。

実施者への期待の声としては、「このアンケートの社協職員の声が厚生労働省、官邸、マスコミを動かす力になりますように切に願います」⁽³²⁾を紹介する。

政府に伝えたいことは、「申請前から償還免除の広報が流されたことへの疑問」「国や政治家に対する情報公開の苦情」の声は多数届いた。「今後の償還業務についての疑問」「政府の先走りの

情報公開、テレビ・新聞報道によって問い合わせが来ても、まだ詳細の情報が下りてきていない中での対応は本当に大変だった。情報公開のタイミングについては、もっとよく検討してほしい。(アンダーライン引用者)」「延長や再貸付を細切れに提案してくる制度設計に対する不満、苦情が現場にあふれている」「今後は、再貸付を期間延期するのではなく、必要な世帯には給付金を求める」⁽³³⁾等がある。

ここに紹介した生の声は、当時、特例貸付の受付を担当した社協職員の証言である。職員アンケートには、特例貸付で社協が宣伝されたことを前向きにとらえる意見や、職場のマネジメントの課題や、ソーシャルアクションの必要性を訴える声なども多数寄せられた⁽³⁴⁾。これらの証言は、今回の特例貸付の振り返りをする際の貴重な資料になる。

(2) 強烈な負担感とストレス、職員の退職

次に、全社協の実施した「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書⁽³⁵⁾」(以下、検討会報告書)の「コロナ特例貸付に対する社会福祉協議会の取り組み実態等に関する調査」(以下、実態等に関する調査)から、2019年からの社協職場の変化について見ていく。この調査は、全国の社協の事務局長、常務理事など管理者が回答者である。ここでは、3点に絞って、社協職場の実態を見ていく。

一つ目は、特例貸付に対応する人員体制を整えるためにマネジメント上で苦労したことについてである。「貸付終了の見通しが立たなかったため、必要な人員体制の見極めの判断が難しかった」、「事務費の支弁について先の見通しが立たないため、正規職員や嘱託職員などの長期的な雇用が難しかった」など、コロナ特例貸付が短期間で延長を繰り返したことにより長期的な体制構築ができなかったと、7割以上の都道府県社協が回答している⁽³⁶⁾。

二つ目は、コロナ特例貸付の担当職員の負担感についてである。都道府県社協および市区町村社協において、「感染リスクへの不安」、「相談者からの暴言やクレーム」、「十分な相談時間を確保で

きない」、「制度内容の頻繁な変更があった」、「制度内容についての現場への周知が遅い」、「特例貸付の受付期間の終わりが見えないこと」、「外国籍の人とのコミュニケーションが難しかったことや書類作成への支援が必要であったこと」のすべての項目で該当するという回答が約7割以上となっている⁽³⁷⁾。とくに、「相談者からの暴言やクレームがあった」と回答した都道府県社協は100%になっている。市区町村社協においては、1,000件以上の貸付があった市区町村社協ではすべての項目において該当するが9割以上となっており、貸付件数が多いほど多くの負担を感じた実態が浮かび上がってくる(アンダーライン引用者)⁽³⁸⁾。

三つ目は、メンタル不調と退職者についてである。メンタル不調の訴えがあった職員の有無について2019年度と2021年度を比較すると、都道府県社協および市区町村社協いずれにおいてもメンタル不調の訴えがあった職員が「いる」と回答した社協の割合が増加している。とくに都道府県社協では2020年度には約半数(48.9%)の社協が「いる」と回答しており、2019年度と比べると5倍以上になっている⁽³⁹⁾。次に、コロナ禍前後において退職した職員(定年・契約満了を除く)の比較に注目したい。都道府県社協で「退職者がいる」のは2020年度では約半数の46.8%が「いる」と回答し、2019年度比較して15%増となっている。市区町村社協においても、2019年度では7.8%であったのに対し、2020年度では15.9%と約2倍の社協が「退職者がいる」と回答している⁽⁴⁰⁾。

関コミが実施した社協職員アンケート、全社協が取りまとめた検討会報告書にある実態等に関する調査で見てきたように、政府が創設した特例貸付が、社協現場、社協職員に与えた影響は、あまりにも大きい。特例貸付の窓口となった多くの社協現場では、職場の相談体制の強化を図るというマネジメントが遅れ、職場環境の著しい悪化を招き、結果としてコロナ前の2019年度と比較して2020年度末にメンタル不調を訴える職員が増え、退職する職員が増えることになったのである。

おわりに

新型コロナウイルス感染症というパンデミックは、安倍首相による拙速な大規模イベント等の中止要請、全国一斉休校の要請等により、多くの国民を生活苦に追い込み、フリーランス等への困窮対策として特例貸付を創設させることとなった。「償還免除付き特例貸付」から「実質的な給付措置の性格を有するもの」という特例貸付についての政府の宣伝は、国民に対して「返す必要のない資金」と受け止められても仕方がなかったと言える。政府が、小刻みな延長を10回も重ねたことも、全国の社協職場や社協職員に重大な影響を与えた。また、社協職場には、危機的状況に対する「マネジメント」が必要であったと指摘せざるを得ない。

全国の社協では、特例貸付の償還に伴う12年もの長い支援が続くことになる。今後も特例貸付の検証を続けることで、次の大規模な災害やパンデミック災害時にどのような困窮対策が必要なのか。そして、今回と同じような状況を招かないような教訓を引き出したい。

注

- (1) 特例貸付の貸付額は、緊急小口資金が最大20万円、総合支援資金が最大60万円（3か月）であったが、その後、総合支援資金は、初回貸付に加え、延長貸付（令和2年7月より）、再貸付（令和3年2月より）が実施され、最大180万円（9か月）の貸付が可能となり、緊急小口資金と合わせて最大200万円の貸付制度となった。
- (2) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）『新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書』
- (3) 全国社会福祉協議会政策委員会（2022）『コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書』
- (4) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）『前掲書』P57, P63, P69の関連する自由記述抜粋欄参照
- (5) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）、P57, P75, P77の関連する自由記述抜粋欄参照

- (6) 新型コロナウイルス感染症対策本部第14回における安倍首相の発言 2020年2月26日
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策本部第15回における安倍首相の発言 2020年2月27日
- (8) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）14頁。
- (9) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）14頁。
- (10) 第201回国会参議院本会議第7号（2020年3月11日）10頁。
- (11) 第201回国会参議院本会議第7号（2020年3月11日）11頁。
- (12) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）11頁。
- (13) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）11頁。
- (14) 第201回国会参議院総務委員会第6号（2020年3月19日）22頁。
- (15) 第201回国会参議院総務委員会第6号（2020年3月19日）22頁。
- (16) 第201回国会参議院予算委員会第13号（2020年3月23日）15頁。
- (17) 第201回国会参議院予算委員会第13号（2020年3月23日）15頁。
- (18) 第203回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会第3号（2020年11月26日）17頁。
- (19) 第203回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会第3号（2020年11月26日）17頁。
- (20) 厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事宛て、社援発0225第10号令和4年2月25日「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」
- (21) 第201回国会衆議院本会議第21号（2020年4月27日）15頁。
- (22) 第201回国会衆議院本会議第21号（2020年4月27日）16頁。
- (23) 厚生労働事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長宛て、厚生労働省発社援0420第2号令和2年4月20日、「生活福祉資金の貸付について」の一部改正について
- (24) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室から各都道府県民生主管部局長、全国社会福祉協議会会長宛て、事務連絡令和2年4月22日、「緊急小口資金の特例貸付の一部業務の労働金庫への委託について」厚生労働省社会・援護

局地域福祉課生活困窮者自立支援室から各都道府県民生主管部局長、全国社会福祉協議会会長宛て、事務連絡令和2年5月19日、「緊急小口資金の特例貸付の一部業務の日本郵便株式会社への委託について」

- (25) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021) 『前掲書』
- (26) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 6頁, 236頁参照。
- (27) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 57頁, 63頁。
- (28) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 57頁, 79頁, 80頁。
- (29) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 140～142頁, 188～228頁。
- (30) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 188頁～201頁。
- (31) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 201頁～209頁。
- (32) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 209頁～216頁。
- (33) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 216頁～220頁。
- (34) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 225頁～227頁。
- (35) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022) 『前掲書』。
- (36) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 46頁。
- (37) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 47頁。
- (38) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 47頁～48頁。
- (39) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 51頁～53頁。
- (40) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 49頁～51頁。

参考文献

- ・高橋俊行 (2021) 「特例貸付に関する社協職員アンケート報告書を公表」, 『賃金と社会保障』9月上旬号, No1785
- ・角崎洋平 (2021) 「限界に直面する「特例貸付」による支援-社協職員に対する緊急アンケートから見えること」, 『議会と自治体』, 7月号
- ・荻田藍子 (2021) 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の兵庫県における実践記録」, 『地域福祉実践研究』, 第12号
- ・高橋俊行 (2021) 「コロナ禍における特例貸付の1年間を振りかえる」, 『地域福祉実践研究』, 第12号
- ・山口浩次 (2021) 「コロナ禍における社会福祉協議会の取り組み」, 『季刊市政研究』, 212号
- ・山口浩次 (2021) 「コロナ禍における市社会福祉協議会の組織マネジメントの取り組み」, 『社会福祉学習双書2023』第8巻, 全社協
- ・角崎洋平 (2022) 「コロナ特例貸付からみえる日本の困窮者支援事業の限界」『福祉研究』, 日本福祉大学社会福祉学会, 115号
- ・角崎洋平 (2022) 「コロナ禍の経済的困窮支援をどのように進めるのか-特例貸付の実態と償還開始を見据えて」, 『ガバナンス』, 9月号, ぎょうせい
- ・谷口郁美 (2022) 「コロナ特例貸付の評価と今後」, 『地域福祉研究』No.10
- ・猪俣健一 (2022) 「社協にとっての特例貸付の課題と展望-関西社協コミュニティワーカー協会アンケート調査の取り組みから-」, 『社会福祉研究』第144号
- ・荻田藍子 (2022) 「コロナ禍における特例貸付にみる社協のこれから」『社協転生-社協は生まれ変わるのか-』大学教育出版
- ・山口浩次 (2022) 「コロナ禍における実践からこれからの地域福祉実践を展望する-困窮者自立支援について-」, 『地域福祉実践研究』, 第13号

What was “Special Lending” in the Corona Disaster?: Clues from Diet Deliberations and Reports

Koji Yamaguchi

Due to the spread of the novel coronavirus, in 2020, the number of people who were forced to lose their jobs or close their businesses and were in need of livelihood increased rapidly due to government requests such as the cancellation of large-scale events and nationwide school closures.

At the request of the government, the National Council of Social Welfare (hereinafter referred to as “Shakyo”) have decided to provide a special loan such as emergency small amount funds for living welfare funds (hereinafter referred to as “special loan”) to people who are in need of living funds due to a decrease in income caused by the Corona disaster, starting from March 25, 2020.

With regard to special loans, priority was given to remitting loans more quickly and quickly at the request of the government, and loan applications increased sharply without being able to provide careful consultation and assistance, resulting in an unprecedented scale of loans.

Based on this background, in this research note,

1. The establishment and characteristics of “special lending” will be discussed.
2. We will consider the impact of “special loans” on social cooperative workplaces and social cooperation staff.

〈書評論文〉

中国文化圏の歴史的展開とその特徴

—許倬雲の『萬古江河』を読む—

李 复屏・李 博宇

目次

0. 中国とは何か
1. 中国文化通史の空白を埋める『萬古江河』
 - 1.1 なぜ、『萬古江河』を選んだのか
 - 1.2 著者の許倬雲は誰なのか
2. 中国文化圏の展開：「有給有拿」で「少しずつ」成長
 - 2.1 文化とは何か
 - 2.2 中国文化圏の成長軌跡
 - 2.3 多元的な文化起源
 - 2.4 文化融合：「有給有拿」
3. 比較から見る中国文化の特徴：安定した文化共同体
 - 3.1 中国古代文化と中東古代文化
 - 3.2 秦漢帝国とローマ帝国
 - 3.3 唐帝国とイスラム帝国
4. 再び、中国とは何か
 - 4.1 安定した伝統中国文化圏
 - 4.2 何を継承し、何をとり入れるか

0. 中国とは何か

中国は世界第二規模の経済体として、国際社会での存在感が高まりつつであると同時に、西側諸国との関係も緊張してきた⁽¹⁾。中国は国際社会に融

合していく過程で激しい衝突を防ぐには、関係国間での相互理解が極めて重要である。このような認識に基づき、東西文明（あるいは文化）の比較研究も注目されるようになり⁽²⁾、多くの研究者は中国の動きに関心を示し、その思考や行動原理を伝統思想などの文化から説明あるいは理解しようと試み始めた⁽³⁾。つまり、中国と他国との文化相違への再認識だ。しかし、長い歴史を有する多民族国家の中国の思考や行動原理を理解するには、伝統思想のような文化の一側面からでは限界がある。むしろ地理環境、思想、宗教、生産力、経済や政治体制など、多くの要素が複雑に絡み合いながら長い歴史の中で形成されてきた「まるごと」の文化への再認識が必要である。

歴史学者許倬雲の『萬古江河』はまさにこのような一冊である⁽⁴⁾。この本は、中国文化圏の歴史

↘ peoples-republic-of-china/, Access 2022. 6. 5)。

(2) 例えば、2020年12月12-13日に、北京師範大学で開催された「中西文明比較研究学術研討会」に北京大学、復旦大学、中国華東師範大学、中国社会科学院、中国科学院などの多くの研究機構から40名以上の専門家が出席された(劉嘉仁、商嘉琪、2021)。

(3) 閻(2020)、藩(2021)、益尾(2019)、天児(2021)、趙(2019)などがある。

(4) 『萬古江河』は2006年に台湾で初出版され、2007年に『萬古江河』中国大陸版も出版された。台湾では2020年にオーディオ版が出版された。本稿での紹介は主に2006年台湾版を使用する(以下、『萬古江河』とする)。なお、2006年台湾版と2007年中国大陸版との違いがわずかである。主に20世紀前半の抗日戦争、国民党と共産党との内戦、蒋介石の台湾統治に関する記述において、大陸版は一部の文言を変更や削除した程度である。例えば、抗日戦争の「国軍」を「中国軍」に変更したり、台湾の二・二八事件を記した段落を削除したりしたのである。

(1) アメリカ国務長官 Antony J. Blinken は、2022年5月26日にワシントン大学で行った“The Administration’s Approach to the People’s Republic of China”という講演で、米現政権の政策重点を、「国際秩序に対して長期的な厳しい挑戦」してくる中国におくと明言している。その原文は次のようである。「Even as President Putin’s war continues, we will remain focused on the most serious long-term challenge to the international order – and that’s posed by the People’s Republic of China.」(U.S. EMBASSY & CONSULATES IN CHINA, <https://china.usembassy-china.org.cn/the-administrations-approach-to-the-> ↗

的な展開という視点から、中国文化を世界文化の中に位置づけて描いた貴重な著作である。中国大陸生まれ、台湾と米国の大学で教鞭をとってきた許倬雲は、国際社会に融合していく「この世代の中国人」向けに、「中国文化通史の空白」を埋めるために、この本を執筆されたそうだと(5)。叙述に際して、縦に古代から20世紀中期までの中国文化圏の展開を糸とし、横に庶民の日常生活、経済活動、思想、宗教、政治体制などを珠として綴り、中国文化を一側面からみるのではなく、多方面から全体として捉えている。また、他者を鏡とし己を知るだろうか、著者はいくつかの時代において、その社会「現象」を取り上げて同時代の他文化と比較しながら論じた。

本稿では、『萬古江河』が描いた中国文化圏の展開という略図を概観した後、比較を行われている各「現象」に注目して紹介する。これにより、伝統中国文化と他文化との相違への再認識をはかり、伝統中国文化を理解する最初の一步としたい。伝統中国文化の特徴に照らし合わせて近現代中国の姿を筆者たちの目で確認しながら、中国の行方を考えてみたい。『萬古江河』に取り上げられた6つの比較「現象」は、中国古代文化と中東古代文化、秦漢帝国とローマ帝国、唐帝国とイスラム帝国、明代中国とハブスブルク家のスペイン、中国近代革命とロシア革命、中国維新運動と日本明治維新である。ここでは、紙幅の制約で伝統中国文化の特徴がより分かりやすい中国古代文化、秦漢帝国、唐帝国との比較のみを紹介する。

筆者たちは中国文化史の素人であるため、著者の意図を正しく理解できるように、他の関連資料も片手に確認しながら合わせて紹介する。歴史上の人名・地名などへの誤認を避けるために中国語のままで使用させていただく場合もある。それでも筆者たちの力量では誤読・誤訳を完全に避ける自信がなく、間違いをお許し願いたい。もし、このささやかな勉強は文化に基づき中国の行方に関する議論において話題提供できるようであれば、これが筆者たちにとって望外の喜びである。

また、本書は2019年清華大学が新入生への贈

書でもある(6)。大学生の思想教育に力を入れている中国政府は、中国トップ大学である清華大学の学生に何を読ませようとしていることから、中国政府に認められた「中国文化」あるいは習近平政権の提唱する「文化自信」の「文化」の含意を、ある程度イメージできるとも考える(7)。より重要なのは、これからの中国は中国の若者によって作られていくことだ。彼らがどのように中国を認識するかによって、中国の姿が変わっていくからである。

1. 中国文化通史の空白を埋める 『萬古江河』

1.1 なぜ、『萬古江河』を選んだのか

①初心者にとって読みやすい

中国文化や中国歴史に関する本は、おびただしいほどの量が出版されている。しかし、一般読者向けの中国文化通史が意外にも存在しない。長い歴史と広大な国土を有する中国文化の全体図をつかむことは、中国文化の初心者にとって至難な業である。中国文明史として、北京大学は2006年に『中華文明史』を出版した(8)。これは北京大学が文学、史学、哲学と考古学の研究者たちの総力を挙げて共同執筆されたもので、計4巻(日本語訳は計8巻)ある。多分野の研究者たちの共同作

(6) 清華大学学長である邱勇は2015年に学長に着任して以来、毎年新入生に合格通知と同封で贈書を送ってきた。今まで送った本には、小説『平凡の世界』、『瓦尔登湖』、芸術史『艺术的故事』および科学普及書『从一到无穷大』がある(「清華大学校長送給新生『萬古江河』, 书中都讲了些啥?」(2019年7月9日), 清華大学新聞, <https://www.tsinghua.edu.cn/info/1182/50096.htm>, 2022年10月17日閲覧)。

(7) 2019年6月16日, 第12期『求是』雑誌には習近平総書記の文章『堅定文化自信, 建設社会主义文化强国』を掲載した。この文章には, 習近平が2014年10月から2017年10月までの間に発表した「文化自信」に関する講話6篇を収録している(「堅定“文化自信”, 須讀懂习近平这6篇重要讲话」(2019年6月19日), 新華網, http://www.xinhuanet.com/politics/xjxs/2019-06/19/c_1124642114.htm, 2022年10月22日閲覧)。

(8) これは, 袁行霈, 嚴文明, 張傳璽, 樓宇烈主編『中華文明史』(計4巻)北京大学出版社, 2006年である。以下では『中華文明史』とする。

(5) 『萬古江河』(2007年)大陸版の前書きによる。

業による論文集であるため、一定の学術性が担保されているが、年代や分野によって内容の叙述に濃淡があり、論旨が首尾一貫とした一つのまとまった物語として読みにくい。

『中華文明史』と比較して、『萬古江河』は研究者一人で単独執筆されたもので、論旨明快で、極めて読みやすい。ただし、とてつもなく長い中国文化史を、約460頁の中国語（日本語に換算すれば約700頁程度）の本に詰めるには、多くの詳細を省略せざるを得なかった。その分、中国文化の太い枠組みをつかみやすいが、多分野にまたがる豊富な基礎知識を持たない読者にとって、誤読の可能性も潜んでいる。誤読をなるべく避けるには、『中華文明史』は副読本として力強い存在だと言える。

② 中国文化通史の空白を埋める一冊

『萬古江河』の著者許倬雲は清末のジャーナリスト梁啓超に触発されて本書を執筆されたそうである。許氏は恐らく梁啓超の「中国史叙論」と「新史学」に触発されたであろうことは、許氏の叙述から推測できる。梁啓超は、中国の歴史書が王朝更迭や英雄事跡などを記録したものであって、「真」の歴史書とは言い難いと考えていたようだ。「真の史家」は「群衆進化の現象を叙述し、その公理を求め」、「過去の進化を用いて未来の進化を導いていく」ものであり、この意味で「中国には真の史家が存在しない」と梁氏は指摘した⁽⁹⁾。また、梁啓超は自らこのような歴史書を執筆する意欲もあったが、「中国史叙論」で述べられた時代区分の枠組みにとどまり、原稿が未完のままである⁽¹⁰⁾。梁氏の遺志を継いで、「中国史叙論」の時代区分に従い執筆され、「群衆進化の現象を叙述

し」た『萬古江河』は、中国文化通史の空白を埋める極めて貴重な一冊である。

書名『萬古江河』の「萬古」は永久、永遠という意味で、「江河」は文化の喩えである。「『中国』はどこからきたのか」という中国文化を、庶民が分かるように説明してある⁽¹¹⁾。叙述の焦点を、日常生活および種々の観念の由来など中国文化の展開においてある。これは、政治史を中心とする中国「正史」から漏れた、「一般通史の空白を埋める」ためである⁽¹²⁾。王朝更迭、国家興亡および各時代の政治制度などについて、すでに多くの論者によって論じられてきたため、本書は詳しく論じていない。

1.2 著者の許倬雲は誰なのか

このような大著を執筆するに相当な学識を要するにはいうまでもない。著者の許倬雲は中国で名高い歴史学者である。許氏は1930年中国江蘇省に生まれたが、長年、台湾とアメリカでの研究生活を通じて、東西両方の視点を持つ研究者である。氏は1962年にアメリカシカゴ大学で博士学位を取得した後、台湾大学、アメリカピッツバーグ大学で教鞭をとってきた。その間、香港中文大学、アメリカハワイ大学、アメリカデューク大学、香港科学技術大学で、客員教授を務めた経験がある。研究領域は中国文化史・社会史、中国古代史などを中心とする同時に、西洋史への造詣も深い⁽¹³⁾。著作のうち、「Ancient China in Transition」、『求古編』、『漢代農業』、『中国古代社会史論』など単著だけでも40冊近くのほる⁽¹⁴⁾。

(11) 許倬雲「我为何写『万古江河』」(2007年4月6日), <http://m.aixiang.com/data/13836.html>, 2022年6月5日閲覧。

(12) 『萬古江河』「序」による。

(13) 『萬古江河』の著者紹介による。

(14) 許氏の著作について、許倬雲著『我者与他者』(香港中文大学出版社, 2009年)の「許倬雲著作目録」によれば、中国語の単著本は33冊、共著本は19冊、編著および共編著本は9冊であり、英語の単著本は3冊、共著本は2冊ある。なお、『中国古代社会史論』(Hsu, Cho-Yun, *Ancient China in Transition*, Stanford University Press, 1968)と『漢代農業』(Hsu, Cho-Yun, *Han Agriculture*, University of Washington Press, 1980)は英語著作の中国語翻訳書である。

(9) 梁啓超「新史学」(『新民叢報』(1902年2月8日~11月14日)に掲載された論考)。この論考は、梁啓超著、湯志鈞、湯仁沢編『梁啓超全集』(第二集, 論著二), 国家清史編纂委員会・文献叢刊, 中国人民大学出版社(2018年, pp.497-505)に収録されている。

(10) 梁啓超「中国史叙論」(『清議報』(1901年9月3, 13日)に掲載された論考で、署名「任公」)。この論考は、前掲書、梁啓超著、湯志鈞、湯仁沢編『梁啓超全集』(2018年, pp.310-320)に収録されている。

著作題目から分かるように、本来中国古代農業史を中心的な研究テーマとしていた氏は、その後社会科学の理論や研究方法を用いて、2000年余りの中国文化の変遷を全体的に捉えようとしてきた。このような研究を行ってきた理由について、氏は次のように語っている⁽¹⁵⁾。歴史研究は時間軸を中心に人類活動の変遷を捉える学問だと考えているからだ。しかし、人類活動のある時点で切り取った断面は、政治、経済、社会、思想など多くの要素が複雑に絡み合っているため、切り離してみることができない。また、人類社会において質的な変化を引き起こす要素の主役は時代によって異なるが、人類社会の変遷はすべての要素が関連しながら変化することに違わない。したがって社会科学の研究手法を借用して多分野から歴史を全体的にみる努力が必要だと。

2. 中国文化圏の展開： 「有給有拿」で「少しずつ」成長

中国文化圏は、中原地域に起源する種々の文化が互いに「有給有拿」（与えることもあり、取り入れることもある）で融合し、少しずつ成長してきたものである。

2.1 文化とは何か

「文化」について、許倬雲は次のように説明している。「人類活動を初めて「文化」と称することができるのは、人類が食糧を生産する能力を有したとき———農耕でも牧畜でも。固定の食糧源があると、人びとは集まって暮らし始め、コミュニティーを形成する。人類は協力を通じて他の動物を超越する大きな一歩を踏み出す。人類が集まって居住し、固定の食糧源があったうえ、さらに抽象的な思考ができたとき、文明が始まると私

は考えている」⁽¹⁶⁾。

(16) 『萬古江河』p.15。また、文化と文明の定義をご参考に下記2つ列挙する。

(1) 木村靖二、岸本美緒、小松久男編（2021年、pp.10-11）には、文化と文明について次のように述べている。

- ◇ 狩猟・採集による獲得経済から、農耕・牧畜による生産経済へ。
 - ◇ 石斧・石臼・石錐・石剣などの磨製石器を用いるようになる＝新石器時代の始まり。
 - ◇ 農耕・牧畜と定住が始まり、余剰生産物の増加にともなって社会の階層分化がおこるなど、社会構造が複雑化して、のちの文明発展の基礎が築かれる。
 - ◇ 雨水を最大限利用する乾地農業、肥料を施さず地力を消費する略奪農業から灌漑農業へ。
 - ◇ 灌漑農業による余剰農産物、人口増、集落が大規模、一部の人が富を蓄積、社会の階層化と職業の文化が進み、大規模集落は都市へ。
 - ◇ 灌漑施設を維持するために、集団を組織化して共通の目標のために労働させる権力の仕組み、すなわち国家が成立する。これによって人類は文明の段階に到達。金属器や文字の発達などといった指標も、実現。
 - ◇ こうして前3000年頃までにはディグリス川、ナイル川、インダス川、黄河・長江の各流域に文明が誕生。
 - ◇ 初期国家の権力は宗教的権威によって維持され、権威を儀礼によって示す場が神殿、神殿は政治の場であるとともに、貢納物を関するのための文字を生み出し。
 - ◇ 金属器（青銅器、鉄）は農具のみでなく、武器による征服も可能、国家成立に大きな役割。
 - ◇ 文字が文明成立においてはたまた役割も重要。最初は品物や数字をあらわすため考えだされ。文字は神殿の農産物記録、それによって人類は政治や商業などの過去の記録を参照して将来の行動に備えることができるようになる。複雑で抽象的な思考もできるようになる。人類史は歴史時代（historic age）に入っていた。
- (2) 日本国語大辞典第二版編集委員会（2001）『日本国語大辞典』（第二版、小学館）は、文化と文明を次のように定義している。
- ◇ 文化：自然に対して、学問・芸術・道徳・宗教など、人間の精神の働きによって作り出され、人間生活を高めてゆく上の新しい価値を生み出してゆくもの。
 - ◇ 文明：【名】文教が盛んで人知が明らかになり、精神的・物質的に生活が快適である状態。特に、宗教・道徳・学問・芸術などの精神的な文化に対して、技術・機械の発達や社会制度の整備などによる経済的・物質的文化をさす。

(15) これは、許倬雲がアメリカピッツバーグ大学での講演「文化史：社会学和歴史学的交集」（文化史：社会学と歴史学の交差）で語ったことである。この講演で氏は自身の研究分野、研究方法およびこの研究分野に関心を持った理由について、詳細に語っている。講演は2019年9月23日に中国のSNSbilibiliで投稿された80分間の動画である。bilibili 動画、<https://www.bilibili.com/>, 2023年10月2日閲覧。

また、「中国文化」について、「歴史の進展とともに、中国文化の内容およびその占有空間は絶えず変化している」と許氏はいう⁽¹⁷⁾。歴史学者の葛兆光も同意見である。「一つの文化世界としての「中国」は不易不変ではなく、徐々に中心（黄河と長江の中流，下流）から四方に向かって広がっていった空間であって、「中国文化」も単一の文化ではなく、漢民族文化を核心として徐々に種々の文化を融合して形成された共同体なのである」⁽¹⁸⁾。

2.2 中国文化圏の成長軌跡

内容および占有空間が絶えず変化する中国文化は、どのような変遷をたどってきたか。

『萬古江河』で描く中国文化史は、「開放的で多元的で複雑である。これは、中国文化中心論とかなり異なる。中国文化の特徴は、優秀な文明で四隣を啓蒙や同化することではない。中国文化の真の誇りは、その包容力と消化力にある」と⁽¹⁹⁾。つまり、許氏は中国文化が種々の文化との融合過程での「有給有拿」を強調している。

また、中国文化圏が最初から大きかったわけではなく、「少しずつ」成長してきたという。その成長過程を、梁啓超の考えに従った『萬古江河』の章別編成に確認できる。梁啓超は中国文化圏が絶えず拡張していく過程を、中原の中国から、中国の中国、東アジアの中国、アジアの中国、ないし世界の中国へとみていた⁽²⁰⁾。以下では各章の題目のほか、その時代に対応する王朝名および時代特徴を示すキーワードを筆者の理解で付してみた。各比較「現象」は中国のどの時代にあたるかを認識しやすいように、ここにも提示した。

一 古代以前：中国地域考古概説

【時代】旧石器時代，新石器時代⁽²¹⁾

(17) 『萬古江河』「序」による。

(18) 葛兆光 (2021), p.138。

(19) 『萬古江河』「序」による。

(20) 岡本隆司，石川禎浩，高嶋航編訳の『梁啓超文集』(2020, pp.147-175) に収録されている梁啓超の「中国史序論」日本語訳による。

(21) 『中華文明史』(第1巻, pp.31-54) によると、中国における新石器時代はおよそ1万年前から4000

【特徴】集居，食糧生産の能力獲得，多元的な文化形成⁽²²⁾

【比較】中国古代文化と中東古代文化の比較

二 中国文化の黎明（前十六世紀～前三世紀）

【時代・王朝】青銅時代（夏⁽²³⁾，商⁽²⁴⁾，西周⁽²⁵⁾，

年前までの間である。「この時代の基本的な特徴は農業と牧畜業の成立であり、磨製石器・陶器・紡績の出現である。厳格に言えば、この時代は自然の恵みに頼っており、生産経済にいたる過渡的な段階」である (pp.2-3)。中国は約1万年余り前、農業が出現した。前7000年前後に、長江と黄河の中・下流域および遼河流域で最初の農耕集落が出現し、稲作と粟作という二つの農業地帯が形成された。前4000年後、磨製石器と陶器が発明された。この二つの発明は人類史上、新石器時代の主な指標となっている。前4000年前後から前2000年の夏王朝成立までの間は、社会の生産力が飛躍的な発展を遂げ、社会も複雑化・階層化・文明化への発展が加速した。

(22) 新石器時代の代表的な文化は、黄河流域の仰韶文化、崑山文化、長江流域の河姆渡文化、良渚文化、遼河流域の紅山文化などがある（木村靖二，岸本美緒，小松久男編，2021, pp.86-87）。

(23) 中国では二里頭遺跡は殷王朝以前の遺跡とみられており、これを司馬遷の『史記』に記載されている夏王朝実在の証拠とする見方が主流である。確かに、二里頭遺跡で発見された中庭式の宮殿や祭器はのちの中国王朝が重んじたものと同じであり、すでに殷以前に何かしらの王朝が存在していた可能性は高い。ただし、殷の場合は、甲骨文字の発見によって歴代の王の実在が証明されたのに対して、二里頭遺跡ではまだ文字が発見されておらず、司馬遷の『史記』に書かれた夏王朝が実在したことを証明する事実はまだみつかっていない（木村靖二，岸本美緒，小松久男編，2021, p.88）。

(24) 前3000年後半から前2000年頃にかけて、崑山文化は各地の文化を吸収しつつ発達して前2000年頃に二里頭文化へと発展する。この二里頭文化を継承して発展した二里崗文化が、すなわち商（殷）前期の文化であり、黄河文明を生み出すのである。また、殷人は青銅器の鑄造について世界でも類をみない発達を遂げた。長江流域の三星堆遺跡で発見された青銅期も殷の影響もみられる（木村靖二，岸本美緒，小松久男編，2021, pp.87-89）。

(25) 周は「封建」制をとる。王と諸侯とは多くの場合血縁で結ばれており、この点で西欧中世の「封建feudalism」とは意味が異なる。また、諸侯・郷・太夫・士といった身分秩序を定め、長子相続や宗法などの宗族に関する諸制度をつくった（木村靖二，岸本美緒，小松久男編，2021, p.90）。

東周（春秋 戦国）⁽²⁶⁾

【特徴】 北方儒家と長江流域の道家が融合して、中国思想形成

三 中国の中国（前三世紀～二世紀）

【王朝】 秦，西漢（前漢），東漢（後漢）

【特徴】 秦漢帝国の「天下国家」体制形成
精耕農業と市場網と郡県制は中国文化の特徴となる

北方遊牧民族との衝突と対抗
仏教の伝来と儒道との融合

【比較】 秦漢帝国とローマ帝国の比較

四 東アジアの中国（二世紀～十世紀）

【王朝】 魏晋南北朝，隋唐

【特徴】 四隣民族の中国進入による民族融合は新しい文化が生まれ、中国式衣食住が大きく変化、中国人の生活様式の基礎が形成

【比較】 唐帝国とイスラム帝国の比較

五 アジア多元的体系の中国（十世紀～十五世紀）

【王朝】 北宋，南宋，遼，金，元，明

【特徴】 他民族の挑戦と融合が頻発、モンゴルの西征は中国と西方との間に大きな融合地域が生まれ、経済網が拡大、中国思想の多元化と整合

六 世界体系に融合していく中国（上）（十五世紀～十七世紀）

【王朝】 明，清初

【特徴】 航海と欧亜大陸の陸上交通が中国を世界経済体系に、貿易黒字は中国经济の成長を三百年間持続させ、外来文化の刺激で中国知識界は中国文化を再考、これはヨーロッパの文芸復興に相当にする努力、努力が挫折

【比較】 明代中国とハプスブルク家のスペインの比較

七 世界体系に融合していく中国（下）（十七世紀～十九世紀半ば）

【王朝】 清

【特徴】 急速に発展する西方と停滞する中国、中古から形成されてきた中国文化体系が旧習墨守^{ぼくしゅ}、知識界の中国文化への再考も継続できず、中国伝統文化と伝統政治制度が維持できた最後の時代

八 百年蹣跚^{まんざん}（十九世紀半ば～二十世紀半ば）

【王朝・国名】 清末，中華民国，中華人民共和国

【特徴】 西方工業革命と資本主義帝国の拡張は世界の運命を主宰、この圧力で中国崩壊、内部からの検討と反省および外部への学びと模倣で中華文明は支離滅裂、中国は再度自己整理、整合の道へ

【比較】 中国革命とロシア革命の比較

中国維新運動と日本明治維新の比較

2.3 多元的な文化起源

中国文化はどのように融合してきたのかを、まず多元的な文化起源から見る。

中国文化の起源について、許氏は考古学者蘇秉琦の「六大文化圏」を紹介してある⁽²⁷⁾。蘇秉琦は、中国地域の考古文化を6つの区系に分けた：①燕三、長城南北を中心とする北方、②山東を中心とする東方、③関中、晋南、豫西を中心とする中原、④環太湖を中心とする東南部、⑤環洞庭湖と四川盆地を中心とする西南部、⑥鄱陽湖——珠江デルター線を中心軸とする南方。今日の「中国」の境域は上述の6つの文化圏空間を超えている。また、蒙蔵、中亜、西南山脈および沿海島嶼

(26) 春秋時代に天下を内なる諸夏（華夏）と外なる夷狄に分ける華夷思想が生まれ、自らを「中国」と認識し始めるようになる（木村靖二，岸本美緒，小松久男編，2021，p.90）。

(27) 『萬古江河』 pp.22-30。また、「六大文化圏」の詳細について、「蘇秉琦の中国文化六大区域划分理論是什麼？」が詳しい（騰訊網 <https://new.qq.com/rain/a/20210612A0453600>，2022年10月6日閲覧）。

は各自の文化圏を有していた。蘇による文化体系は、中国新石器文化遺跡の分布が最も密集している地域である。資料が多いのみならず、発展の足跡も明晰である。

これら六大文化圏は新石器時代に融合して、夏商周「三代」文明の主流となった。3000年余り前、周の時代に、中原の華夏と東方文化と融合し、黄河流域の主流文化となった。その後、楚文化は江南と南方文化と融合し、長江流域の主流文化となった。さらに後で、東南の呉越文化は黄河・長江二大主流文化に挑戦したこともある。中国本部のいくつかの大文化圏は秦漢時代に融合し始めた。今日に見られる中国各地域の文化の相違は、新石器時代に遡って求めることが可能である。

『中華文明史』は、中国新石器時代の文化圏を燕遼文化区、甘青文化区、山東文化区、中原文化区、長江中游区、江浙文化区という6つに分け、これら6つの独立した文化圏はその後融合して多元一体的な中国文化圏を形成したと述べている⁽²⁸⁾。

2.4 文化融合：「有給有拿」

文化融合は物品の交流、民族間の往来、宗教の伝来などにおいて「有給有拿」（取り入れと与え）によって行われてきた⁽²⁹⁾。その例をいくつか見てみる。

①物品の交流⁽³⁰⁾

車、冶煉青銅と鉄に関する知識は、恐らくシルクロードから東アジアに伝わってきたであろう⁽³¹⁾。シルクの輸出は漢代にすでに始まったが、同時に西方から葡萄、スイカ、胡琴、魔術も輸入した。また、麦類作物も新石器時代末期に西亜から中国に伝来したものである。東漢以前、中国人

は麦類作物の粒食を主としていたが、東漢時代に西域から学んだ粉食はすでに普及し、水磨などが大量に出現した。この食革命で大麦、小麦は黍稷^{しよくとうりょう}と並んで中国北方の主要食糧となった。

②民族間の往来⁽³²⁾

秦漢時代は西方と西域三十六カ国、北方と匈奴、南方と百越、南北朝時期には鮮卑・羌との交流が相当に多かった。西晋時代に、漢族の文人士大夫である江統は各民族が雑居し融合する状況に危機感を感じ、『徙戎論』を著して警戒するよう注意喚起した。北方の胡漢融合（胡は中国の西方と北方に住むペルシア系民族の総称）のみならず、南方も同様に民族融合が進んだ。隋唐時代になると、突厥・吐蕃・回紇が次々に台頭し、人々が移住するようになり、中国はすでに胡と漢の融合した文化共同体となっていた。

③宗教の伝来⁽³³⁾

インドや西域から伝来した仏教、本土で興った道教、中央アジアやより遠方から中国に伝わった3つの夷教（ゾロアスター教・景教（ネストリウス派キリスト教）・マニ教）は、互いに衝突し、また互いに混じり合うようになった。次々に中国に流れ込んだ種々の外来宗教は既存の教えである儒教に危機感を抱かせた一方、危機感から生じる抵抗の中で徐々に融合して新しい思想と文化を形成した。

ほか、芸術の交流もあった。莫高窟^{ぼくこうくつ}の塑像と壁画は東西文化交流の情景を残した⁽³⁴⁾。疫病も西方から中国に進入し、東漢時代に大疫病の流行が多かった。また、中国文化は朝鮮、日本、ベトナムなど東南に広がったことが周知の通りである⁽³⁵⁾。

(28) 『中華文明史』（第1巻）、pp.54-56。

(29) 『萬古江河』に挙げられている文化融合の例を他の文献に確認した場合、本稿は他の文献の記述を参考にまとめている。

(30) 『萬古江河』（pp.114-117）による。

(31) 『萬古江河』（pp.114-115）によれば、中国地域はいつから車両を使用し始めたのかがまだ定説がないが、おおよそ4000年余り前だと推測される。

(32) 葛兆光（2021年、pp.124-126）による。

(33) 葛兆光（2021、pp.126-127）による。

(34) 『中華文明史』（第3巻）、p.71。

(35) 『中華文明史』（第3巻）、pp.145-159。

3. 比較から見る中国文化の特徴： 安定した文化共同体

中国文化の特徴と言えば、まず脳に浮かんできたのが長期安定である。その安定の理由は、中国文化を他文化と比較すれば見えてくる。

3.1 中国古代文化と中東古代文化⁽³⁶⁾

中国各地の文化融合後、商周の整合を経て中国北方に強い王国が出現した。春秋戦国時代に中国文化圏およびその政治秩序領域が拡大し、その範囲は北方では草原地域に近づき、南方では長江を超えた。この時期に中国文化の主な特質がすでに現れた。その後の2000年余りで中国文化は絶えず成長、変化してきた。ほぼ同時代に、中東地域に両河流域とナイル川流域という2つの古代文明があったが⁽³⁷⁾、その後2つの古代文明は拡大して持続的な文化圏となれず、ペルシア文明とギリシャ文明に取って代われ、歴史舞台から降りた⁽³⁸⁾。ここでは中国古代文化と中東古代文化の違いを、地理的環境、文字、宇宙観や思想から比較してみる。

①地理的環境

【中国】：超えられない障がない

北方の黄河流域は晋陝甘黄土高原、中下流の黄土平原、渤海湾沿岸の沖積平原という3つの地域からなる。この地域に山地があるが、越えられないものでない。南方の長江と漢淮地域に河川湖泊が多く、山もあるが、それも越えられないものでない。南北の長江・黄河両流域間の文化が異なるが、互いに接触しながら徐々に融合してきた。

【中東】：高山や砂漠という越え難い障がある

中東の地理的環境が中国とかなり異なる。両河地域の北に高山、南にアラビア砂漠があり、いずれも超え難い障である。ナイル溪谷にあるエジ

プト両側にも高山があり、その外側は砂漠か山地である。両河流域とエジプトの面積合計は、古代中国の江河漢淮地域に相当するが、両河流域とナイル川流域の間に大きな砂漠があり、沿海通路も通過困難であるため、両文明は接触困難であった。

②文字

【中国】：中国地域の文字は象形文字である。文字の起源は恐らく新石器時代に遡り、商周時代に一系統の文字となった。南北文化が接触した時、南方に独自の文字があった可能性もあるが、北方の文字を受け入れた。

【中東】：中東の各地域文化にそれぞれ独自の文字系統が存在した。両河流域の楔形文字の原型は図形だったが、多くの民族に借用され音節文字となった。エジプトの象形文字の出現時期は両河流域より遅く、造字原則も全く異なるため、両者はそれぞれ独立して発展し、始終融合できなかった。

③宇宙観や思想

【中東】：二元対立の宇宙観

両河流域は、淡水・苦水、農耕・牧畜、光・暗、生・死などのように調和できない対比と対立という宇宙観を持ち、ゾロアスター（Zoroaster）が提唱した二元信仰は中東宗教の基本観念となった。後のキリスト教の死亡・復活、善・悪もここに由来したと言える。

ナイル流域（古代エジプト）の宇宙観は両河流域のそれと異なる。各地域に各々の神が存在するが、神たちは同一体系に属し、役割が異なるのみである。日夜、生死は対立と衝突する存在でなく、互いに輪廻して持続していくものである。ただし、新王国時代にエジプトは外に拡張し異文化との接触過程で、これらの観念が徐々に影響力を失ってしまった。

【中国】：二元融合の宇宙観

中国古代に、中東の両河流域と全く異なる宇宙観を形成した。中国の基本観念は二元融合的なもので、すなわち陰陽、男女、上下、動静などが対立しながら補完しあうのである。この点におい

⁽³⁶⁾ 『萬古江河』（pp.85-90）「2 中国文化の黎明（前16世紀～前3世紀）」による。

⁽³⁷⁾ 両河流域はティグリス川・ユーフラテス川地域である。

⁽³⁸⁾ ペルシアとギリシャの都市国家は、中国の春秋戦国とほぼ同時代である。

て、ナイル流域の宇宙観と相似している。この宇宙観は、相反するものが相互に変化しながら対立という矛盾を解消していく包容力がある。ゆえに異なるグループの人びとが共存できたと考えられる。また、春秋時代に出現した孔子の「仁」という考え方は、生死・善悪という人間終極的な関心を示したものであるため、思想面における大きな突破だと言える。孔子の「仁」は完全なる人格だと理解できる。人びとは生まれつきの人格を育てて「仁人君子」（筆者注：仁徳のある人）になるのが大切であり、すべての人が自身の「仁」を見つけ出し、「仁人君子」となれば社会もよくなる。と孔子が考えた⁽³⁹⁾。

総じて、中国では南北の長江・黄河両流域間に越えられない地理的な障壁がないため、南北文化が接触する過程で同一の文字を用いて融合してきた。二元融合的な宇宙観と孔子の「仁」は、中国の社会秩序を支える基本思想体系となった。中東地域の高山や砂漠は、両文明が接触する障壁となり、両河流域の二元対立的な宇宙観と音節文字も文化融合への助けになれなかった。

3.2 秦漢帝国とローマ帝国⁽⁴⁰⁾

秦漢帝国とローマ帝国は同時代に存立してい

た。両帝国の間に接触がなかったものの、秦漢帝国はローマ帝国を「大秦」と称して、互いにその存在を認識できた。シルクロードの始点は中国にあり、その終点はローマにある。両帝国の成立における共通点として、文化統一は政治統一より早いこと、武力征伐で領地統一を果たしたことが挙げられる。ここでは主に両帝国の異なる点を確認する。

① 征服地への統治手段：文官と駐軍

【秦漢帝国】：文官による統治

秦は六国を滅亡しても、秦は諸侯に滅亡されても、新しい統治者は文官を派遣し行政を行った。駐軍による統治をしたことがない。漢も同様である。その後の中国歴史の中で、外族は中国を征服したときのみ、中国の中心地域に軍隊が駐屯して統治を行った。例えば、金代の猛安、蒙元のモンゴル軍、清代の各旗などである。

【ローマ帝国】：駐軍による統治

ローマ軍は本国農民によって組織され、征服地でそのまま統治層となる。ローマ民は次々とイタリア半島から離れ、新たな征服地の住民となったため、イタリア半島の人口が徐々に減少し、奴隷を輸入して生産を担わせた。これによりローマ帝国本部の人口成分も常に変化し、奴隷にローマ公民の身分を与えることも屢々行われてきた。これもローマ帝国が始終駐軍による統治から脱出できない体質によるだろう。

② 統治体制：郡県制と宗主国

【秦漢帝国】：統治体制における中国の特徴と言え、郡県制であろう⁽⁴¹⁾。春秋時代、秦、楚、三晋とも領土拡大の過程で、領地の世襲制を実施せず征服地に文官を派遣し統治を行った。秦は統一する以前から、七国にすでに郡県二級制という地

(39) 『萬古江河』（pp.66-67）。小島（2017, p.57）は、孔子の「仁」に関する多くの解釈のうち、『中庸』の「仁、人也」（仁は人となり）というものが最も適切であるという。すなわち仁をもつて人の人たる所以と解するものである。また仁の内容は愛の一字に尽きると。佐野（2022, pp.60-61）も、仁とはまごころや愛に基礎をおく精神性・道徳性を意味する中国思想史上の概念であり、徳目として儒家が特に重視したものであると説明している。また「仁」の字形は、もともと「人+二」で人が互いに親しむさま、あるいは人が動物の上で寛ぎ和むさまなどを表したとされる。『論語』では仁が「言行一致」「人を愛すること」「私欲を抑制して礼の規則を守ること」など様々な言葉で説明されており、徳目の中でも、包括的・根源的な性質を持つものと認識されていた。孔子の後も、中国思想において仁は重要な概念であり続け、多くの思想家によってその内容を発展させた。

(40) 『萬古江河』（pp.136-142）「3 中国の中国（前3世紀～2世紀）」による。

(41) 藩岳（2021, p.79）によると、秦漢は文官制度を採用し、下層から人材を抜擢・育成し、「平民精神」を持った王朝を作り出そうとした。その文官制度は上層と末端を直接結びつけ、中央から県郷までを貫通するものである。官衙の責任で末端から集められた人材は、厳格な審査を経て地方に派遣され、徴税、民政、司法、教育を全面的に管轄した。

方行政制度があった。秦漢の地方長官は通常本籍人が担当できず、中央から派遣した刺史は地方官員を監察する体制であった。この支配体制のゆえに、統治は軍隊に頼る必要がない。

【ローマ帝国】：ローマ帝国の統治体制は秦漢帝国とかなり異なっていた。ローマ帝国本部の地中海地域は汎ギリシャ文化であるが、周辺地域の中東およびヨーロッパ大陸の民族や政治単位、政治体制が異なるため、ローマ軍団の征服地はそれぞれ異なる状況にあり、中国のような郡県制を構築できなかった。ローマは現地の有力勢力と協力し、宗主国として軍隊に頼って各属地を統治するしかなかった⁽⁴²⁾。

③ 共同体の構築：同質文化と異質文化

【秦漢帝国】：儒家思想と視覚文字による教化で文化共同体を維持する

中国は儒家思想と漢字により域内で高い文化同質性を保持できたため、政治権力が更迭されても文化アイデンティティで共同体を維持できた。

戦国時代は思想が百家争鳴だったが、主流思想は儒教であった。秦は法家で治国していたが、法家も儒家の変種に過ぎない。漢以降は「外儒内法」(筆者注：仁政重視の儒家と法制重視の法家との併用)を統治の根本とした⁽⁴³⁾。儒家士大夫は政治・社会的優位性を利用して儒家思想教化を推進したため、民俗文化も儒家思想と融合できた。辺鄙の地域でさえ地方官は絶えず教化に尽力した⁽⁴⁴⁾。中国の視覚文字は各地方言の隔たりを克服するにも十分だった。

【ローマ帝国】：ラテン語を読めない大衆、多宗教・多文化で文化共同体構築が難しい

キリスト教が広がる前、ストア派 (Stoicism) 思想はローマ上層階級の主流であった。この思想

は中国の儒家思想と実に類似している。しかし帝国を軍事で統治するローマは、教化による主流思想の形成に積極的でなかった。また、ラテン文字は音節文字で、ローマ帝国とその属地の上層階級はラテン語を読めたが、下層階級の大衆は通常文字を読めない。したがって、ラテン語は教化の道具になれなかった。

コンスタンティヌス大帝 (Constantine I, 306-337) 以降、キリスト教は勢力を得て、異質的なローマ帝国を結集して同質的な文化共同体を構築することも可能だったが、その束の間に東ローマにギリシャ正教が生まれ、後に中東のイスラム教が興り、帝国領域内で異なる文化共同体を形成した。後の外来民族はキリスト教から本族アイデンティティへの回帰により、ローマ帝国が解体され、キリスト教文化共同体も改変された。ヨーロッパはついに多文化、多民族の列国体制となった。ローマは時代とともに、中国のように王朝更迭ではなく、換骨奪胎された。

④ 異なる宗教や信仰への寛容さ：儒仏道合一と一神教キリスト教

【秦漢帝国】：儒仏道が共存・補完しあう

中国主流思想である儒教の関心は人間にあるため、形而上および宗教的関懐の空間を残した。この空間は道家による新興道教と外来の仏教によって埋まり、儒家思想は仏教、道教の両宗教と相互に補完しながら共存できた。また、中国の士大夫は君主権力と対抗・協力の関係にある。士大夫は儒家理念で政権の権力を抑止すると同時に、専門文官として政権に仕える。儒家の理想社会は天(筆者注：宇宙)にあるのではなく、それを人間社会に求めたため、儒家士大夫は官職を終えた後も、郷紳と知識人として官民間の調整役割を果たし続けた。この官民間の役割において、郷紳はおそらくキリスト教士より深く関わることができた。したがって近代以前、儒仏道合一の下での中国庶民の精神生活はローマ治下(ヨーロッパ諸国)の庶民ほど抑圧されていなかったかもしれない。

【ローマ帝国】：一神教キリスト教は排他的である

(42) この点について、藩岳 (2021, pp.78-81) も同じ指摘している。

(43) 筆者の理解では「外儒内法」とは伝統中国統治の基本思想である。倫理上、仁政を重視する儒家思想を提唱するが、実際、法制を重視する法家思想で行政を行う。つまり、儒家と法家を併用して統治を行うのである。

(44) 藩岳 (2021, pp.77-78) によると、漢は地方に学校を作り、経学者に典籍(経書)を教えさせた。

ヨーロッパ全体はキリスト教という一神教の世界となった後、キリスト教の強い排他性のため、他の宗教や信仰を包容できず排除してきた。したがって、君主・武士・教士は三角統治集団となり、協力しつつも対抗していた。教会の勢力が強く、教士は文官だとも言えるが、中国のような専門文官システムが存在しなかった。

⑤経済圏：広域交易網の安定さ

ローマ帝国と秦漢帝国は、それぞれ広域な交易網を構築できた。

【ローマ帝国】：固定した広域交通網がなく、交易は各域内で完結できる

「すべての道はローマに通ず」という諺は、イタリア半島およびその北部にある西東大道のみをさしている。地中海の航路は港から港までいけるが、固定した交通網でない。地中海はローマ帝国の内海で、地中海地域はローマの中原とも言える。広域交易は主に大口取引で、オリーブオイル、葡萄酒、皮革、食塩などであり、一般生活用品の取引は各域内小経済圏にとどまる。各小経済圏は広域交易網の構成部分となり、その域内の物品供給が相互依存していないため、固定した交通網による取引に頼る必要がない。したがってローマ帝国の広域交易網が断裂しても、再整合の必要性もそれほど強くない。

【秦漢帝国】：安定した交通網で広域経済圏を支える

中国では戦国時代以来、すでに広域交通網が形成されてきた。幹道、支線および河川航路による安定した交通網が編み出され、漢代の大都市すべてがこの交通網上にあり、広域経済圏が形成された。精耕農業と家庭内手工業だんこうじょしょく（男耕女織）という生産体系が形成され、農家から市場までの物流は安定した交通網によって支えられてきた。経済網は一旦形成されると拡張できるが、分解しにくい。いくつかの地域ネットワークに分裂されても整合できる。中国歴史上、政権が分裂した時、経済の再整合は政権統一よりも早い。

総じて、秦漢帝国においては文化圏と経済圏が重なり、補強しあい、強い結集力を示してきた

が、ローマ帝国の安定性は秦漢帝国ほどでない。ローマ帝国の滅亡後、欧州、中東、北アフリカなど多文化、多民族の列国体制に分裂した。

3.3 唐帝国とイスラム帝国⁽⁴⁵⁾

同時代に存立していた唐帝国とイスラム帝国は、政治単位であると同時に、それぞれ一つの文化圏でもある。ここでは、社会構造、統治体制、学術文化や思想などにおける両帝国の異同を確認してみる。

①社会構造

【イスラム帝国】：イスラム教徒と異教徒が不平等である

イスラム世界はムハンマドによりアラビア半島の新興教派から広大な帝国となった。ムハンマドの後継者である四大カリフは実質上宗教教主で、その政治的権威は副次的なものである。四大カリフは選挙権のあるイスラム教徒によって選出されたのであり、選挙権は最初ムハンマドのメッカとメディナでの信者のみがあったが、後にイスラム教に帰依したアラブ系の人びとにも付与した。

ウマイヤ朝（661-750）における社会階層は、上位からアラブ系イスラム教徒、他民族のイスラム教徒、未帰依の一般外族、奴隷という順となっている。王位を継承したアッバース朝はウマイヤ朝の支配階層であったアラブ人の特権を廃止し、改宗した異民族にも課せられていたジズヤ（人頭税）を異教徒のみに課し、すべてのイスラム教徒を平等に扱った⁽⁴⁶⁾。しかし、イスラム教徒と異教徒間の不平等が依然として残った。

【唐帝国】：編戸齊民により階級分化を抑制する
宗教性の強いイスラム世界と異なり、中国は「天下」国家である。中国古代の周王朝時代では天は命（=令）を降し、天命を降ろされた王には徳があると考えられていた。戦国時代、徳の衰えたものは「天下」を失い、新たに天命が降ると説明し始め、天下の内、王の領土外の野蛮地に王の徳のめぐみが及ぶことも論じられるようになって

(45) 『萬古江河』（pp.202-208）「4 東アジアの中国（2世紀～10世紀）」による。

(46) 成美出版編集部（2006）、p.58による。

た⁽⁴⁷⁾。この3000年伝統を持つ「天下」(All-under-heaven)概念に3つの意味が含まれている。第一に「地球」(the Earth)である。すなわち天下の下にある全世界である。西洋の「宇宙」(the universe)あるいは「世界」(the world)にほぼ等しい。第二の意味は、人民の心(the hearts of all peoples),あるいは民心(the general will of the people)である。第三の意味は政治的あるいは倫理的な意味で、世界政治制度,あるいは世界的普遍システム,世界は一つの家族のようなユートピアである⁽⁴⁸⁾。つまり「天下」観念にすべての民が平等である理想があるのだ。

唐以前,戦争で生じた南北朝時代の不平等は数百年の摩擦・融合を経て徐々に解消され,唐代は基本的に漢代の編戸齊民という社会構造に戻った⁽⁴⁹⁾。唐は民衆の生活を保証するための均田制を実施していた⁽⁵⁰⁾。唐初期,胡・漢族間の差別

がすでになくされ,唐代中期以降,旧家大族の優勢も抑えつつあった。科挙で文官に昇進した儒生は新たな士大夫階層を形成できた⁽⁵¹⁾。この階級昇進ルートは開放的であるため,富や社会地位の違いで,貧困層子弟は貴族子弟に対抗できないにしても,階級分化はイスラム帝国ほどでなかった。

②統治体制

【イスラム帝国】：分治から中央集権へ

四大カリフ時代の統治体制が緩く,ウマイヤ朝は分治となり,アッバース朝は中央集権に変わった。四大カリフ時代,征服された各地は納税の義務以外,それぞれ統治の自主性があった。ウマイヤ朝の統治方法もほぼカリフ時代のそれを継承した。帝国民はいくつかの省に分けて統治され,各省は独自の伝統に基づき行政を行った。つまり「分治」である。アッバース朝では中央集権が進み,アッバースは宗教権,司法権,軍事権,行政権をすべて掌握した。

【唐帝国】：中央集権

た。そして,その井田制以来の理念と系譜を継いだ先に,五世紀末の北魏に形をなし,隋唐において整った均田制があった。隋唐の均田制に対応するのが租・庸(力役)・調の税制である。均田制の詳細について,気賀澤(2020, pp.164-168)に参照されたい。

(51) 小島(2021, p.397)は科挙について次のように解説している。「科挙は国家公務員(上級職)採用試験である。正しくは「選挙」という。もともと漢代に人材登用のため「郷挙里選」(郷に挙げ里に選ぶ)を行ったことに由来し,六朝時代の九品官人法を経て,隋の時に筆記試験による方式が始まった。進士・明経などいくつかの「科」があったため,俗に科挙と呼ばれる。唐の後半から進士科出身者が政界を牛耳るようになり,宋では政府首脳のひとつがその合格者で占められていて,宰相の子も進士に合格してはじめて宰相に昇進できるようになる(呂夷簡・呂公著父子,史浩・史弥遠父子など)。三年に一度の試験における合格者数は多くて500人なので,全国の同じ年の男子のうち100名余りしか進士になれなかった計算であり,単純な人口比で約10000分の1,実際に受験を志した中でも1000分の1程度の合格率にすぎなかった。それでも,このエリートコースを中心に当時の政治社会秩序は構成されており,その社会的・文化的意義はきわめて大きい。

(47) 平勢(2020, pp.480-481)は「天命と徳」について,次のように説明している。中国古代の周王朝時代では天は命(=令)を降すと考えられていた。天命を降ろされた王には徳という呪力・霊力があつた。戦国時代,徳は王を名のるための基礎資格(後により広い意味の人格)を意味するようになった。徳をもって殷(商)が「四方」を征したという説明も変わり,天下の内,王の領土の外の野蛮の地に王の徳の恵みが及ぶことが論じられた。征伐によって域内にもたらされた徳は官僚制の下で,自らの征伐なしで及ぼされ,勢力均衡の下,他の国家領域にも征伐なしでもたらされるものとなった。始皇帝の統一で,王あらため皇帝の領土がそれまでの天下に等しくなった後,やがて徳は野蛮の地の説明にひきずられてそれまでの天下の外に及ぶことが論じられることになった。

(48) この「天下」概念の3つの意味についての説明は,Callahan and Barabantseva, eds. (2011, p.22)による。原資料が未入手のため,小野進(2020)より転載。

(49) 気賀澤(2020, pp.227-229)によると,唐の編戸とは戸籍に登録された農民のことである。官僚や仏教道徳の僧尼,外国人などはこの編戸に計上されていない。また戸籍漏れの者もいた。

(50) 気賀澤(2020, pp.164-168)によれば,王朝の一元的な支配体制の正統性をどこに求めるかが,古來為政者の最大の課題であった。そこから民衆の生活=再生産を保証することこそが権力の公的責務という政治思想が生まれ,その理想型として,上古周代に行われたとする井田制,一家100畝の私田を分与する土地制度が儒家によって提示され

唐の支配体制は隋から継承されたものである。皇帝は天命を受けて、文官システムの補佐で天下を管理する。文官を中心とする行政の中樞は、隋初に確立した三省・六部である⁽⁵²⁾。中央政府では政策決定、執行、監察という三権分立の体制を取ったが、司法権は皇帝のみに対して責任を負う。宗教として仏教と道教を共存させていたが、主流文化は儒家思想である。中国にはイスラムのような宗教権が存在せず、国教である道教の道士でさえ、仏教の僧侶とともに礼部の管轄を受ける。

③学術文化

両帝国とも開放的な社会で、外来文化や他民族に対して包容力があり、多くの異文化を吸収して、輝かしい学術文化を育てあげた。

【イスラム帝国】：イスラム教はアラビア砂漠の宗教だったが、ペルシアの祆教（筆者注：ゾロアスター教）、キリスト教、ユダヤ教の教義を吸収し、一神教となった。帝国の拡張過程でイスラム政権はギリシャ、ペルシア、インドの文学、哲学などの学術著作を大量にアラビア語に翻訳し、アラビア語を豊かな言語にした。アラビア文化は天文学、数学、歴史学、文学などにおいて成し遂げた成果が敬服に値するものである。

【唐帝国】：インド文化は仏教とともに中国に伝わったのみでなく、中亜の祆教（筆者注：イランのゾロアスター教）、摩尼教、キリスト教も外国商人とともに中国に進入してきた。唐は儒教を主流文化としながら、北方胡人や他の外国からも文化を吸収した。唐詩は中国詩の最高峰であるのみならず⁽⁵³⁾、唐帝国は絵画と書道、彫刻と石刻、音楽と舞踏などの芸術においても輝かしい成果をあげた⁽⁵⁴⁾。

また、唐の社会は開放的で外国人を多く登用し

た。高麗人の將軍（高仙芝）、ベトナム人の宰相（姜公輔）がいたし、日本人の梟衡（阿倍仲麻呂）も諸官を歴任した。唐と同様に開放的なアッバース朝も各族から人材登用していた。

④思想の核

中国とイスラムという2つの文化は、膨大な人口を取り入れ千年も持続できたが、その思想の核が大きく異なる。

【イスラム】：人より「神」に頼る

イスラム文化において、アッラーが世界創造主で唯一絶対的な存在である⁽⁵⁵⁾。人間はとても卑下な存在であり、唯一の神に無条件に服従しなければならない。一神教であるため、本質的に排他的である。

【中国】：神より「人」が大切である

儒仏道合一は中国秩序の中心思想であり、「人」は尊い存在である。「儒教は世を治め、仏教は心を治め、道教は身を治める」⁽⁵⁶⁾。

総じて、イスラム帝国と唐帝国とも多文化を包容してきたが、その統治体制や社会構造、思想の核においてかなり異なる。イスラム帝国と比較して唐帝国の統治体制がより中央集権であり、その階級格差もより小さい。イスラム文化において、人間が卑下な存在であるのに対して、中国思想の核が神より「人」におかれている。

文化圏の安定性から言えば、やはり中国はより安定的であろう。イスラム文明圏は成立の初めから前面にヨーロッパ文明圏、背面にインド文明圏との対立抗争を余儀なくされた。つまり対等もしくは優位の近接文明圏と不断の抗争を強いられていた⁽⁵⁷⁾。これは、中国文明圏ほど安定的でなかった理由の一つであろう。

52) 気賀澤（2020, pp.152-156）によれば、唐の皇帝の下に、尚書省（行政）、中書省（詔勅の起草・政策の立案）、門下省（詔勅の審議）の三省がある。尚書省の下に、吏部（文官人事）、戸部（財政）、礼部（文教）、兵部（兵事）、刑部（司法）、工部（土木）の六部がある。

53) 『中華文明史』（第3巻）、p.325。

54) 『中華文明史』（第3巻）、p.359。

55) 岩木（2016）によると、イスラムの基本は「六信五行に集約されている。六信とは、信ずるべき六項目であり、アッラー・天使・啓典・預言者・来世・運命（予定）である。五行は五柱とも呼ばれ、行われるべき五項目であり、信仰告白・礼拝・喜捨・断食・巡礼である。六信について、アッラーとは世界の創造主で唯一絶対的存在である」。

56) 葛兆光（2021）、p.118。

57) 溝口（2004）、p.107。

4. 再び、中国とは何か

4.1 安定した伝統中国文化圏

世界の4つの古代文明のうち、中華文明は途中で絶えたことのない唯一の文明である⁽⁵⁸⁾。『萬古江河』を読んで、その理由は伝統中国文化にあることが理解できる。伝統中国文化圏が長期安定できたのは、①地理的な環境、②広域経済圏、③中国文化の特質によるだろう。これらの条件がすべて整えたことで、広域において安定した文化共同体が構築できたと考える。

①地理的な環境⁽⁵⁹⁾

中国で乗り越えない地理的な障壁がないため、種々の文化が接触することが可能となり、中華文明は広大な範囲で展開された。また地域的な自然災害によって全体が消滅するという事もなくならなかった。ところで、他の3つの文明は比較的狭い範囲で展開され、移動の余地が大きくなり、一旦異民族の侵入と戦争による破壊、また甚大な自然災害があると、継続と回復が困難である。

②広域経済圏

広大な中国地域で安定した交通網も構築できた。この交通網の支えで精耕農業と家庭内手工業という生産体系に基づく経済圏が形成された。北方の遊牧民族が中国に進入してくるのも、食料確保のためであるがゆえに、同一経済圏に組み入れられた。政権が分裂しても経済の再整合が政治統合よりも先に進んで、中華文明が再生される。

③中国文化の特質

中国文化圏の内部が排他的ではなく融合的な文

化特質をもつため、文化圏も経済圏に重なり、安定と持続的な共同体を保つことができた。漢字のもつ象形と表意などの働きは、漢字を各方言地域の人々のコミュニケーションの手段とし、各民族が交際する道具ともなれた。二元融合の宇宙観には対立という矛盾を溶解する力がある。「儒仏道合一」という主流思想の下で、いかなる宗教も他の宗教や思想を超越する絶対唯一の存在でなくなった。また「儒仏道」の共存は、強い宗教勢力による政権分裂を防ぎ、人びとへの精神的な抑圧も抑えられた。文官統治の郡県制は中央集権的な政治体制を支え、「編戸齊民」という社会構造や科挙による開放的な階級昇進ルートが階級格差を抑止し、安定した共同体の構築に貢献した。ほか、「天円地方」（天は丸く、地は方形）の天下観とそれに基づく朝貢体制も、中国文化圏の特質の一つに数えられるだろう⁽⁶⁰⁾。許倬雲は政治が「すでに多く語られてきた」ため、朝貢体制について多く語っていなかったが、この国際関係の「柔構造」が、周辺国を中華文明圏に取り入れながら、「中心国と周辺国、あるいは周辺国同士の相互間を、相互不可侵、相互内政不干渉という関係に導いた」⁽⁶¹⁾。

4.2 何を継承し、何を取り入れるか

清王朝の倒壊は王朝の更迭ではなく、2000年余り持続してきた王朝体制の歴史を終結させた⁽⁶²⁾。中国が混迷に陥ろうとしている19世紀半ばに、外部から資本主義（帝国主義）が市場の占有をめざして侵入し、中国の政治、社会、経済にさらなる混乱をもたらした。またそれは、中国にとってはまったく異質な原理（適者生存、弱肉強

(58) 世界の4つの古代文明とは、ナイル川流域のエジプト文明（前4000年前後）、ユーフラテス川とティグリス川の間メソポタミア文明（前4000年前後）、インダス川とガンジス川流域のインダス文明（ハラッパー文明とも言われ、前2300年から前1750年あたり）、黄河と長江流域の中華文明を指す（『中華文明史』第1巻、p.4）。

(59) 地理的な環境の重要性について、『萬古江河』のみならず、『中華文明史』（第1巻、p.4）も儒教学者の溝口（2004、pp.107-108）も同意見である。

(60) これは葛兆光（2021、p.119）と溝口（2004、pp.107-108.）の指摘である。

(61) 溝口（2004）、pp.107-108.

(62) 清王朝の倒壊理由については君臣倫理を主奴に下げたという満清統治による伝統中国文化への侵食や湘軍・淮軍という地方軍事力の出現、帝国主義の侵入による圧力などに求めたが、溝口（2004、p.112）は官製のはずの保甲組織（郷村の自衛組織）が省単位の自治的な公局になった湘軍・淮軍こそが清王朝を内部から崩壊させた鬼子だったと強調している。

食)をもった、しかも中国に優位すると自覚された、西欧近代文明という名の異文明の侵入を伴った⁽⁶³⁾。

この異文明の圧力に直面した当時の中国知識人たちは、王朝に代わるどのような政治・国家体制を樹立するか、知識人と民衆がどのような関係にあるべきか、外部から教育と技術を導入していかにして富強になるかなどをめぐり論争を繰り広げた。中国を救うために多種多様な処方箋が出された。これらの知識人グループや処方箋を、許倬雲は『我者と他者』に次のようにまとめている⁽⁶⁴⁾。

①中国經典から変革の方向性を模索する文学者、
②「中学為体、西学為用」(中国文化を保持しながら西洋から学ぶ)の折衷派、
③日本の明治維新のように、西洋から武器産業や生産技術、典章制度などを導入する維新派、
④キリスト教の形を借用しながら民間宗教を用いて民衆動員する太平天国革命、
⑤民族国家および民主政權という近代国家体制の樹立をめざす孫文の国民党革命、
⑥社会主義の立場から近代国家体制の樹立をめざすのみならず、資本主義の弊害も克服する共産党の社会革命、
⑦教育、学術の面から西洋化し、中国文化を否定する文化革命である五・四運動、
⑧社会革命の弊害を正し、方向を変えて経済を発展させることで中国を貧弱から救い出す。これは国民党が台湾で推進した経済発展と鄧小平が大陸で行われた改革開放である。

これらの主張や試みは相互に排斥もしていたが、「資本主義(帝国主義)、西欧文明の多くの介入を身に刻まれて予期せざる変形を受けながら、しかし、否定的にせよ継承すべきは太く継承して、中国は中国として再生した」⁽⁶⁵⁾。では、中華民国、中華人民共和国として再生した中国は、西欧文明の何を身に刻まれ、伝統中国から何を継承したか。

①工業化による広域経済圏の再構築

市場の占有をめざして侵入してきた資本主義帝国によって、まず破壊されたのは伝統中国経済網

である。アヘンの輸入およびその後の西欧近代工業製品の大量輸入は、中国の貿易黒字を赤字に変え、中国経済の失血を引き起こした。最も深刻だったのは伝統中国経済網を崩壊させる寸前に追い込んだことであろう⁽⁶⁶⁾。東部沿海地域および内陸河川沿いに建設された近代鉄道と航運は、上海や漢口などの新興都市を外部経済と接続する拠点にした。農村と都市と接続して交易していた伝統中国交易網が切断され、農村地域(特に内陸部や辺境地域)は切り捨てられて、貧困に喘いだ。

中国近現代経済の工業化は、確かに都市と農村の格差を拡大させた。しかし、格差の拡大に伴いながらも、工業化による国内統一市場の構築は確実に進んだ。清朝の洋務運動から人民共和国の「四つの近代化建設」まで、中国各政権は断続的な戦争と政治混乱の中でも工業化する努力を惜しまなかった。失敗に終わった毛沢東の大躍進は工業化を推進する焦りの表れだとも言える。その結果、従来からあった内陸河川と道路による交易網に加え、中国では鉄道や高速道路による輸送などは急速的に伸長してきた。清末に東部沿海地域にのみ建設された鉄道線は、2006年にチベットなどの高原地域まで伸びてきた⁽⁶⁷⁾。この高原鉄道建設は1999年に打ち出された西部大開発計画の一環である⁽⁶⁸⁾。西部大開発計画は、鄧小平の改革開放政策により急速に工業化された沿海部地域から取り残された西部地域を国内統一市場に組み入れるためのものである。2020年に習近平が打ち出した「双循環」経済モデルの中の「主体とする国内大循環」も、工業化による国内統一市場のさらなる強靱化をはかる意図がある⁽⁶⁹⁾。もち

⁽⁶⁶⁾ 許倬雲(2009), p.124.

⁽⁶⁷⁾ これは2006年に全面開通された青蔵鉄道である。青蔵鉄道は西部大開発計画の代表的なプロジェクトの一つで、青海省西寧とチベット自治区首府ラサ(ラ薩)を結ぶ高原鉄道である。

⁽⁶⁸⁾ 西部大開発戦略の構想について、武(2001)を参照。https://soka.repo.nii.ac.jp/record/36922/files/sou-daichugokuronosyu0_4_4.pdf, 2023年9月30日閲覧。

⁽⁶⁹⁾ 双循環という概念は、2020年5月14日に中国共産党中央政治局常務委員会において提起されたものである。その内容は次のようにまとめられる。「双循環とは、国内循環を主体とし、国内と国際の2つの循環が相互に促進する新たな発展戦略の /

⁽⁶³⁾ 溝口(2004), pp.112-113.

⁽⁶⁴⁾ 許倬雲(2009), pp.122-123.

⁽⁶⁵⁾ 溝口(2004), p.113.

ろん経済のグローバル化という国際環境の下で、「双循環」は中国経済を国内統一市場に限定されるものでなく、むしろ国内市場と国際市場と接続するための発展戦略である。

②西洋式教育システムと科学技術の導入

工業化による経済圏の構築は、教育と科学技術の支えがなければ実現できない。中国伝統的な知識人は直接生産活動に関与しないため、学問と実用的な技術との間に刺激しあうシステムが欠落していた。これは明代以降、中国が工業化に遅れた理由の一つであるかもしれない⁽⁷⁰⁾。科挙による文官選抜システム下で、知識人は儒学で出世しようとし、実用的な知識を獲得することに熱心でなかった。清末に科挙が廃止された後、中国はより実用的な西洋学問を学習する近代学校が導入され、西洋や日本に多くの留学生を送り出し、西洋思想や技術を大量に取り入れた。毛沢東時代のソ連からの技術支援、鄧小平時代の外国直接投資に伴う技術導入を経て、生産技術が飛躍的に進歩した。2010年中国の経済規模（GDP）が世界第2位に上り詰めた背後に、製造業の躍進があった。中国製造業の規模は2010年に世界一となり、主要工業製品500種類のうち、40%以上の製品の生産量が世界一であった⁽⁷¹⁾。中国は第二次産業のGDP（2022年名目）に占める割合が39.9%である工業大国に成長した。技術レベルもキャッチアップから先端技術の開発段階に進んできて、近年、米中間で激しい半導体競争が繰り広げられるほどであった。

、ことである。これは、中国の発展段階・環境の変化に基づいて提起されたものであり、中国の国際協力と競争の新たな優位性を再構築するための戦略的選択である」（関志雄「中国の新たな発展戦略となる「双循環」RIETI（経済産業研究所）、<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp>, 2023年9月30日閲覧）。

(70) 『萬古江河』p.300。

(71) 中国工業・情報化部の発表による（人民網（日本語版2021.9.14）、<http://j.people.com.cn/n3/2021/0914/c94476-9896382.html>, 2023年8月2日閲覧）。

③「中華民族」は「民族」か、それとも「天下」か

1912年に成立した中華民国は、近代的民族運動に立脚しながら「五族共和」で多民族を束ねて一つの民族として統治しようとした⁽⁷²⁾。毛沢東も1949年9月の政治協商会議開幕時に宣告したのは「中国人民は立ち上がった」のであって、「社会主義は立ち上がった」のではない⁽⁷³⁾。つまり、孫文と毛沢東は民族主義で近代国民国家（ネイション・ステイト）を建設しようとしたのである⁽⁷⁴⁾。多民族を一つの中華民族として束ねて国家を構築する方向は、「聚異為同」であり、これはヨーロッパ諸族がカトリック教の秩序から脱出するために自らの祖先ルーツを求める方向と真逆である。中国は秦漢帝国以来、構築してきた「中国」という概念が多くの異民族文化を包容してきたため、この「天下」中国に西洋の狭い「民族」を当てはめる必要がないと、許倬雲はいう⁽⁷⁵⁾。

中国には「中華民族」が必要か。中華民国、中華人民共和国は建国時、外来の「帝国主義」に対

(72) 五族共和は、1912年元旦に中華民国が成立した際に孫文が南京で行った中華民国臨時大統領就任演説でも掲げられていたスローガンである。この臨時大統領就任宣言において、「国家の根本は、国民にある。漢・満・蒙（モンゴル）・回（ムスリム）・蔵（チベット）の諸地を合わせて一国とし、漢・満・蒙・回・蔵の諸族を合わせて一群とする。これを民族の統一という」と孫文は述べている。孫文の「臨時大統領就任宣言」の日本語訳は、深町英夫編訳『孫文革命文集』（2011, pp.142-149）に収録されている。

(73) 「中国人民は立ち上がった」は1949年9月21日に、毛沢東が中国人民政治協商会議第一回全体会議で述べた開会の言葉である。本文は中国共産党中央委員会毛沢東主席著作編集出版委員会編纂『毛沢東選集』（第五巻）北京人民出版社、1977年の日本語完訳版『毛沢東選集』（第五巻）外文出版社、pp.3-8に収録されている。

(74) 人民共和国が孫文の建国理念を継承して建国されたことは、中華人民共和国が1949年建国から社会主義国家への移行まで1953年間の、建国記念日10月1日に発刊された人民日報のトップページに掲載されている人物肖像からも伺える。1949年は主席の毛沢東と5名の副主席の肖像、1950年から1953年は孫文と毛沢東の肖像が並んでいた（『猫妙妙』が2023年10月1日 WeChat に投稿した1949年から2023年間の人民日報トップページ合集による、2023年10月6日閲覧）。

(75) 『萬古江河』pp.406-407。

抗するために、人びとに強い一体性意識を求めた。今日に至って、人民共和国は依然として「中華民族の偉大なる復興」だと謳って、「中華民族」を強調している⁽⁷⁶⁾。しかし、「一帯一路」とほぼ同時期に謳いだした「中華民族の偉大なる復興」の「中華民族」とは、一体どういう意味なのか⁽⁷⁷⁾。これは、近代国民国家として人びとに国民的一体性の意識を共有させるための「西洋の狭い民族」なのか、それとも習政権の提唱する「人類運命共同体」からイメージする伝統「中国の広い天下」なのか⁽⁷⁸⁾。おそらく両方だろう。人民共

和国は国家統一を維持するために、人びとに国民的一体性の意識を涵養させる代替できるものが見つかるまで、「民族」が必要だと考えているようだし、「天下」思想も中国に住む人びとの意識から決して消滅したわけではない。ただし、「民族」を強調しすぎて民衆間で強い排外的な感情を引き起こしてしまうこともしばしばある。それに対して、「天下」思想は今日のグローバル化にもつながる発想である。この思想に、地球大的な発想の価値観を共有し、国境にとられない文化活動や経済活動を展開していく可能性が潜んでいるからだ。

(76) 「中華民族の偉大なる復興」は、2012年11月29日、習近平が国家博物館「復興の路」展示を参観した際、「中華民族の偉大な復興を実現することこそが中華民族の近代における最も偉大な中国夢だと、私は考える（我以為實現中華民族的偉大復興就是中華民族近代最偉大的中國夢）」と習が語ったことに由来する。（習近平「承前啓後 繼往開來 繼續朝着中華民族偉大復興目標奮勇前進」（2012年11月29日）、新華網、http://news.xinhuanet.com/politics/2012-11/29/c_113852724.htm, 2023年9月28日閲覧）。

(77) 「一帯一路」構想（Belt and Road Initiative）とは、2013年にカザフスタンを訪問した習近平によって提案されたものである。「一帯」は中国の西側から中央アジア、欧州に通じる陸上地域一帯であり、「一路」は東南アジアからアフリカの東海岸までに通じる海上ルートである。その後、対象地域は拡大しつづけ、東、中央、東南アジア、中東、アフリカ、東欧、南米も含む世界全体に広がっている。2020年11月時点で、中国が協力枠組みの協定を結んだのは138カ国、30の国際機関であるが、公式な国のリストが存在せず、銀行や国際機関等は70カ国程度という数を上げることが一般的である。なお、米国、日本、インドはこの構想に含まれていない。欧州はこの構想に好意的であるが、フランスやドイツは中国の市場開放が先としている。一方G7の中ではイタリアが2019年にこの構想に参加している（岡本信広「「一帯一路」構想の動向」（2022年3月8日）、RIETI（独立法人経済産業研究所）、<https://www.rieti.go.jp/jp/special/ebpm-report/018.html>, 2023年9月30日閲覧）。

(78) 「人類運命共同体」（a Community with a Shared Future for Mankind）には明確な定義はない。2012年の中国共産党第18回大会の報告で初めて提起されたが、その内容の説明はなかった。その名前のおり、「地球は1つであるから人類は運命を共にしている、全人類の平和や安全、繁栄のために協力しよう」といった趣旨であろう。2017年3月に採択された国連安保理決議2344に「人類運命共同

④ 政党国家体制による統治

1912年の中華民国、1920年代の国民政府、1949年の中華人民共和国のいずれも、伝統君主制ではなく、主権が「民」にある政治体制の構築をめざしていた。しかし、幾多の紆余曲折を重ねながら、孫文の提示した「訓政」段階を踏んで、蒋介石と毛沢東が確立したのは、政党国家体制（党国体制）と党軍という仕組みである⁽⁷⁹⁾。これは、一部のエリートが「人民を先導する」党理念の下で、党が軍の支えで、政権の中枢に据え、国家統治を行うものである。この統治体制は、伝統中国の君主体制に極めて似ている。伝統中国の君主は科挙による選抜された文官の補佐で天下を統治し、その権力構造は皇帝を頂点に据えたピラミッド型である。例えば清の場合、ピラミッドの下層から上層へ、一般大衆、全人口の約5%の儒

ゝ 体」の文言が入った。また、同年6月の国連経済社会理事会（ECOSOC）の決議に「a shared future, based upon our common humanity」との文言が加わった（東洋経済 Onlian「中国の「人類運命共同体」構想にどう向き合うか」（2023年5月29日）、2023年10月6日閲覧）。

(79) 小野寺（2023、緒言 i）によれば、近代中国において、知識人たちは国民と国家の関係、社会と軍隊の関係、民衆と知識人の関係はいかにあるべきかをめぐり論争をした。1920年代の、ロシア共産党とソ連をモデルとした中国国民党・中国共産党と国民政府、赤軍をモデルとした国民革命軍の成立は、これらの問題に一つの結論をもたらした。この時に成立した政党国家体制と党軍という仕組みが、現在の中華人民共和国と中国人民解放軍にまで引き継がれている。

生、儒生人口の約10%の官僚、数千人の高級官僚、わずか数十人の最高意思決定者となっていた⁽⁸⁰⁾。中国共産党の党国体制には皇帝がいないが、中国共産党（2019年の配置）は、上層から下層へ7名の政治局常務委員会、25名の中央政治局委員、200～300名の中央委員会、2000～3000名の全国代表大会、数千万の黨員、14億人口という構造となっている⁽⁸¹⁾。2022年末時点の中国共産党の黨員数は1億人に迫ってきたが⁽⁸²⁾、これは14億中国人口の7%程度で、ピラミッド型権力構造を崩すほどの人数ではない。政府はこのピラミッド型の党組織の「指導」下におかれ、行政権、立法権、司法権の三権がすべて全国人民代表大会にある民主集中制を取っている。このピラミッド型統治体制は「効率的」である場合もあるかもしれない。裕福な東部地域の財政支援による内陸貧困地域の経済開発の推進は、この体制に負うところが大きい。能力と経験本位の選抜を勝ち抜いた政治エリートによる統治は中国に経済的な豊かさをもたらしたのは事実だが、この体制は深刻な課題も抱えている。

つまり、主権が「民」にある理念はどうなったかのである。台湾は1996年に初めて総統直接選挙を実施した。大陸も限定的であれ、「民主」を試みてきた。現在は、「党内民主」、行政レベルでの「選挙民主」、「協商民主」がある⁽⁸³⁾。「党内民主」とは、個人独裁を抑制するための集団指導体制、幹部の任用選抜過程において競争的原理（公募制や投票による任用者選抜）を導入するなどである。行政レベルでの「選挙民主」は、人民代表大会代表（人代）の選出方法をさす。市レベル以上の人代は一級下の人代により間接選挙で選出され、県・市轄区・郷・鎮の人代は選挙民から直接選挙により選出される。「協商民主」について、

(80) 許倬雲（2009）、p.137。

(81) 川島・小嶋（2020）扉、図3による。

(82) 朝日新聞（2023年6月30日）によれば、中国共産党は2023年6月30日に2022年末時点の黨員数が9804万1千人であると発表した（朝日新聞デジタル「中国の共産黨員数が9800万人超に 進む高学歴化、就職にも有利？」<https://www.asahi.com/articles/>、2023年9月30日閲覧）。

(83) 川島・小嶋（2020）、pp.172-175）。

限定的に実施されている「民主」を補充しているという見解もあるが、一般民衆に開かれた公聴会、対話会などをさす場合もある。いずれにしても、中国の民主は三権分立で、選挙と政党を基盤にした近代西洋の代表制民主と比較して、より「限定的」であり、より「管理」されていると言える。

鄧小平は「効率的でない」近代西洋式の民主制度がまだ発展途上にある人民共和國に適さないと言っていたが、中国はより民主的になる必要があるとも認めていた⁽⁸⁴⁾。実際、香港が中国に返還された際、大陸の民主集中制と比較して西洋式寄りの民主制度を導入した⁽⁸⁵⁾。これもイギリスとの激しい攻防の結果であったが⁽⁸⁶⁾。西洋式の民主制度は西洋で2000年以上の変遷を経てきたし、その実施に伴う条件もあるはずなので、簡単に移植できるものではない。近年、世界中を席捲するポピュリズムによって、近代西洋の民主主義は危機的な状況に追い込まれ、西洋式の民主制度も種々の課題を抱えていて、まだ模索中だが、少なくとも、人類は暴力と宗教と異なる方法で、一般民衆は自分たちの集団を組織し管理するようになった。中国もまた、民主集中制と近代西洋の代表制民主の間に「中国の道」を継続的に模索する必要があるだろう。昨年、ゼロコロナ政策をめぐる起きた大規模な抗議活動は、中国の「民主」にまだ大きな改善空間が残されている証拠である⁽⁸⁷⁾。

(84) 趙紫陽によると、鄧小平は政治指導体制を改革するに非常に肯定的で、1986年政治改革の推進さえ提案していた。しかし、「三権分立」のような「非効率的」なものを反対していた（趙紫陽、バオバブ・ブー／ルネー・チアン／アディ・イグナシアス、河野純治訳『趙紫陽極秘回想録』、光文社、2010、pp.325-326）。また、鄧小平は香港基本法起草委員会に向けての談話で、「我々は10億の人口を有しているし、人民の文化素質も十分でないため、普遍的な直接選挙を行う条件が整えていない」と語ったことがある（鄧小平「会見香港特別行政区基本法起草委員会委員時講話」（1987年4月16日）は、中共中央文獻編輯委員会『鄧小平文選』（第3巻）人民出版社（1993、pp.215-222）に収録）。

(85) 香港の政治体制の変遷について李復屏・李博宇（2022）をご参照。

(86) 香港返還の際、中国とイギリス政府は香港の民主化をめぐる攻防について中園（1998）が詳しい。

(87) 2022年11月に中国では新型コロナウイルスの

このトップダウンによる政策下で私的空間が著しく圧縮され、中国経済や社会に様々な副作用が引き起こされたためだ。

⑤ 社会主義と「天」という統治理念

人民共和国の官製文明観は、マルクス主義（唯物史観）の発展段階論に根差した社会主義文明論である⁽⁸⁸⁾。つまり、毛沢東がマルクス理論を中国の特殊性に合わせて組み換え、毛沢東思想を作り出し、それを中国に適応することで中国独自の「社会主義」にしたのだと⁽⁸⁹⁾。鄧小平は計画経済への反省から、経済を発展するために市場経済を取り入れる際、こう語った。「貧困は社会主義ではなく、ましてや共産主義ではない。中国は現在の遅れた状況からすれば、どの道を歩むには人びとの生活を改善できるか。これはまた社会主義を堅持するか、それとも資本主義の道を歩むかという問題に戻ってくる。もし資本主義の道を歩むなら、中国数パーセントの人を豊かにすることはできても、90パーセント以上の人に豊かな生活をさせるという問題を解決することは絶対にできな

い。しかし、社会主義を堅持し、労働に応じた分配という原則を実行するなら、貧富の極端な格差は生まれない。あと20年、30年経って、わが国の生産が発展しても、両極分化は起こらないだろう⁽⁹⁰⁾。つまり、鄧は社会主義でも生産力を発展するために市場経済という手段を使ってよしとし、所得分配によって極端な貧富の格差を抑えることこそが、社会主義の本質だと認識していた。その後1987年に趙紫陽は「社会主義初級段階」論を発表し、中国はまだ「社会主義の初級段階にある」として、生産力発展のために市場経済の導入を正当化した。中国は「社会主義」という看板を下ろさずに今日に至った。ただし、改革開放後の中国は社会主義か資本主義かに関する論争が今でも続いている⁽⁹¹⁾。

中国は社会主義か資本主義かについて論争が絶えないにしても、格差を抑制する官製社会主義文明論は、外来のマルクス理論に基づくものだと一般的に考えられている。しかし、「社会主義システムは中国にとって外来のものではなく、自生的なものであり、マルクス主義はそれを理論化するうえでの、またそのいわゆる階級闘争の理論により革命を実践するうえでの、大きな刺激的媒介にすぎなかった」と、儒学者の溝口は主張する⁽⁹²⁾。

ㄨ 感染拡大を封じ込めるゼロコロナ政策に対し、抗議活動が広がった。政府高官と医療専門家らはその数週間前から、ひそかにゼロコロナ政策の解除計画を策定していた。2023年3月に通常の状態に回帰すると宣言することを目指し、22年末に向けて徐々に規制を解除していくという内容だった。しかし、23年3月に首相に就任する李強は、解除はもっと急を要すると考えていた。李氏はゼロコロナ政策による経済への影響と抗議活動に対処するため、突如として解除を早める決断を下した。この結果、12月にはロックダウン（都市封鎖）や大規模検査などが突然解除され、中国経済は大混乱の中で再開することになった（REUTERS「焦点：中国ゼロコロナ転換、揺れた習氏と早期解除目指した李強氏」（2023年3月6日）、<https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-china-reversal-idJPKBN2V806Q>、2023年10月6日閲覧）。

(88) 近現代中国の文明史観について、劉傑・中村元哉（2022年）が詳しい。中村は20世紀初頭の中国知識人たちの文明と文化に関する論争をまとめ、劉傑は主にその後の革命史観などの文明史観を整理した。

(89) 「中華人民共和国憲法」（1982）の序言をご参照。「中華人民共和国憲法」（1982）の日本語全訳は高橋和之編『世界憲法集』（第2版）、岩波文庫、2012年に収録されている。

(90) これは、鄧小平は1984年6月30日に、第2回中日民間人会議日本側委員会代表団に会見するときの談話「中国特色ある社会主義を建設する」である。中共中央文獻編輯委員會『鄧小平文選』（第3巻）人民出版社（1993, pp.62-66）に収録されている。

(91) この論争の一つとして芦田ほか著（2020）『中国は社会主義か』がある。

(92) 溝口（2004, pp.112-136）によれば、中国では、①均分相続性のため、親の財産は分割され、永続的に継承されず、所有関係は流動的であった。②17世紀以降、南方中国を中心に、宗族制と呼ばれる血縁の相互扶助組織が広がり始め、19世紀には北方中国まで及ぶようになった。また、宗族組織以外に、宗教的な秘密結社組織も非血縁関係の相互扶助組織の役割を果たした。③こういう状況を反映して、儒教官僚はしばしば「万物一体の仁」を主張し、貧富が平均化することを理想とした。19世紀半ば、広東省のある県にその地方初の紡績工場ができ、従来の家内手工業者がその圧迫を受けて暴動が起きたとき、当時の県知事はその工場の閉鎖を命じた。そのときの布告の主旨は、「万物ノ

溝口は17世紀以降、中国大陸で進行した社会システム、いわゆる伝統中国の「均」思想こそが、社会主義革命の土台であるのだと。官僚層に共有されていた儒学思想の理念（仁・義・均）は生存競争や弱肉強食を容認する資本主義的な競争原理とはなじまなかった。つまり、歴代王朝によって継承されてきた「天」の統治理念（民以食为天、均貧富、万物得其所）が、中国においては「本来的に社会主義的であり、中国人民の総体的な生存にとって軽々しくは破棄できないものである」。

この「天」の統治理念は、中国共産党にも引き継がれたようだ。「社会主義初級段階」にある中国は、鄧小平の「先富論」で経済が高度成長を遂げたと同時に、貧富の格差も拡大の一途をたどった⁽⁹³⁾。格差是正のための貧困削減は一貫して中国政府の重要課題であった。工業化による国内統一経済圏の再建において、西部大開発のための鉄道などのインフラ建設は、中央政府の財政移転により「先富」した東部沿海地域各省の財政支援抜きで語れない。中国の「絶対的貧困の問題」も、2021年中国共産党創立100周年祝賀記念式典で、習近平は「解消した」と宣言した⁽⁹⁴⁾。同年8月に「共同富裕」というスローガンを掲げ、所得格差の解消にさらに力を入れる姿勢を見せた。中国では依然として、年間所得4万元（64万円程度）以下の中低収入層人口が全人口の40%に占め、約6億人もいるからだ。李克強首相も2020年5月の記者会見で「月収1000元程度（日本円で1万7000円程度）の人民がまだ6億人いる」と発言した。この発言は、富裕層が財産を貧困層に分け与えるという共同富裕の一形態に向けての布石だという見方もある⁽⁹⁵⁾。

ㄨ 一体の仁」の立場から、「専利」（利益の独占）を許さない、というものであった。

⁽⁹³⁾ 中国の改革開放後の地域格差について、李復屏（2004）による詳細な分析がある。

⁽⁹⁴⁾ JETRO「習国家主席、共産党創立100周年演説で小康社会の全面的完成をあらためて宣言」（2021年7月1日）、JETRO ビジネス短信、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/272c39bdd863549c.html>、2023年9月30日閲覧。

⁽⁹⁵⁾ これは、2020年5月28日に全人代閉幕後の記者会見で李克強首相が言った言葉だが、李克強が言った「6億人」というのは、国家統計局が2014

㉑ 「社会」（大家）か、個人の「自由」（小家）か「均」を理想とする社会主義的な「天下」中国。「没有大家哪来小家」（大家庭がなければ、小家庭も存立できない）というようなセリフは、今日の人民共和国でもよく聞かれる。このセリフには、往々にして社会利益のために個人の「自由」を制限すべきという意味が含まれている。このようなセリフを口にする人びとは、新型コロナウイルス感染症で上昇し続けたアメリカの死亡者数データを眺めて西洋の「自由」を鼻で笑う⁽⁹⁶⁾。

中国人には「自由」がわからないのか。かつて、外国人は「中国人は一握りのバラバラな砂であって団体を有していない、と言いつつ、他方では、中国人には自由がわからぬ、と言った」のであり、この外国人の批評が「みづから矛盾におちいった」と、孫文は指摘する⁽⁹⁷⁾。「自由」という呼びかけに対して「バラバラな砂」で反応しない中国人のことを、孫文は次のように説明した。「ヨーロッパの人民が自由という言葉聞いてすぐわかったことは、中国人が「発財」（金をもうけること）という言葉聞くのと同じで、みんなの気持ちの中では、たいへん大事なことに考えられていた」。それは、「当時ヨーロッパの君主専制が極点にまで発展していたから」であり、「中国の歴代の人民が受けた専制の苦しみよりもはるかにひどかった」からだ。「ヨーロッパの二百余り

ㄨ 年から指している低収入層および中間層底辺、すなわち中低収入層の人口群である。しかも、これは「コロナで困っている人に対する政府の対応」に関する質問を受けての回答だったので、「困っている人がこんなにいるのだから、大富豪たちは財産を困っている人たちに分け与えなければならない」という共同富裕の一形態に向けての布石も含まれていたと、遠藤誉はこう分析する（遠藤誉「中国「月収1000元が6億人」の誤解釈」、Yahoo ニュース（2021年11月9日）<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles>、2023年9月30日閲覧）。

⁽⁹⁶⁾ 新型コロナウイルス感染症は世界で拡大していく時期、WeChatなど中国のSNS上、アメリカの「自由」を嘲笑する言説が溢れていた。

⁽⁹⁷⁾ ここで引用されている孫文の言葉はすべて孫文の「民権主義」の「第二講 民権と自由」による。この講義は孫文著、安藤彦太郎訳の『三民主義』（上）（1957年、pp.169-191）に収録されている。

年来の戦争では、民権を争うとはいわず、自由を争った。それに対して、中国では、「人民が皇位を犯さぬかぎり、かれらが何をしても皇帝としてはおかまいなし」だったのであり、「人民は租税をおさめるほかはほとんど官吏と関係がなかった」。つまり、当時の中国人にはヨーロッパ人より自由があったため、中国人にとって「自由」より「発財」が大事だったというのである。

この孫文の「自由」と「発財」の違いを生じた理由について、マルクス経済学者の大西（2021）は西洋の「民主主義」と「東洋的専制」という視点から説明している。大西は、西洋の「民主主義」は「奴隸制、侵略性」、東洋の「東洋的専制」は「奴隸制の欠如、貢納制」とセットになっていると。つまり、西洋の「民主主義」はギリシャ・ローマの生産を担う奴隸および奴隸を獲得するための侵略を抜きにして語れない。「民主主義」は「奴隸」と「市民」の階級差から、奴隸たちが「市民」としての参政権を獲得する過程で発展してきたのである。それと対照に、東洋の「東洋的専制」は「奴隸制の欠如、貢納制」とリンクして形成されてきたのだ。東洋は、内部的均質性を壊さなかったがゆえに、奴隸を持たなかつただけではなく、多くの場合貴族層も発達させず、よってそのさらに上に立つ支配身分が超越的な政治的権利を一手に掌握するという「専制政治」を形成したのである。支配層と「政治関与を認めない」民衆との間に「貢納」で結ばれる⁹⁸⁾。大西の議論に

98) この西洋と東洋の違いを、大西（2021）の言葉で簡潔にまとめると、「西洋は征服し東洋は統一した」ということである。また、東洋的専制について、大西は次のように詳しく説明している。この「政治関与を認めない」東洋では、奴隸を認めないある種の均質主義は、人間の最低生活保障という思想と結びつきうるから、現在の中国の「貧困撲滅」による「共同富裕」を最優先した政策もその文脈で理解できる。「政治的権利は制約するが経済的利益は守るという、均質性重視の最底辺層ボトムアップに相対的焦点がおかれる。現在の中国政策がその典型なのでその例で説明すると、中国政府の定義する「人権」は生存権、教育権、勤労権、労働基本権といった社会権をベースとしており、参政権が上位にない。参政権は付与されても生存権が必ずしも保障の対象とならない西洋的考え方——その典型はいうまでもなく新自由主義のア

よれば、西洋の奴隸より相対的に「自由」な東洋の民は、政治的権利を求めるよりも重い「貢納」から脱出したいとも理解できる。

ただし、孫文はこうも言った。自由を手に入れるために多くの犠牲を払ったヨーロッパ人に対して、「もしいま、もう一度自由をとなくなっても、きっと以前のように歓迎はすまい、と私は思う」。ならば、人民共和国の中低収入層の6億人はともかく別として、「先富」した一部の中国人にとって、「発財」は以前ほど魅力的なのか。彼らは「発財」以外のものにより価値を見出すことがないのか。

確かに、みずからの欲求を追求したい行き過ぎた個人の「自由」は、社会的弱者を冷遇する環境を助長し、家族、地域共同体など集団への帰属意識を薄めてしまう可能性がある。しかし、調和や徳を重視する社会は個人の価値と福祉が犠牲にされる口実だ、という批判もまったく的外れとも言い切れない。社会という「大家」と個人の「自由」との均衡をどのようにして達成できるのか。これは今日の国際社会の共通課題である。

再生した中国は、まだ「中国」なのか。

「中国文化の真の誇りは、その包容力と消化力にある」と、許倬雲はいう。この包容力と消化力で、中国は常に「他者」から必要なものを取り入れ消化してきたからこそ、中国となったのである⁹⁹⁾。中国は15世紀からすでに西洋文明と接触し始めたが、19世紀中期以降、侵入してきた異質な西洋近代文明を抵抗しながらも本格的に取り入れ、消化し始めた。西洋の教育システムや技術を貪欲に取り入れ、貧弱だった人民共和国は「絶対貧困」から脱出し、工業大国となった。それに

99) メリカである——との対照をなしている。これだけではない。西洋諸国が途上国を労働力供給地として利用する一方で、日本や近年の中国が途上国のインフラ建設に一生懸命なもの別種の対照として興味深い。前者は人を移動させる方式の搾取方式であるのに対して、後者は途上国の発展から余剰を吸い上げようとする方式である。

99) これは、許倬雲が『萬古江河』および『我者与他者』（2009）を通じて、始終主張していることである。

伴い、西洋の生存競争や弱肉強食も中国で広がった。ただし、数千年も伝承されてきた「天」の思想はそう簡単に途絶えることがなく、強靱に生き残った。「天」は、人民共和国をマルクスの社会主義で薄化粧させ、共同富裕という顔をして中国で再生したのだ。しかし、生存状況が改善された14億人口の多民族人民共和国は、依然としてピラミッド型のエリートたちによって運営されているし、「大家」の中で個人の「自由」をどのように保障するかも考える必要がある。また「中華民族」は排外的な狭い「民族」に陥れず、「天下」思想をいかに「人類運命共同体」に貢献できるかという課題もある。

萬古の江河は、最終的に海に向かっていく。実際、人民共和国は「一帯一路」と「双循環」で世界に向かっていく。「有給有拿」で成長してきた中国は、これから何を取り入れ、何を与えて、世界に溶け込んでいくか。これは、許倬雲が『萬古江河』の読者である「この世代の中国人」に出した宿題なのだ。

付記

本稿は、主要研究テーマを近現代中国の経済発展とする李復屏と、近代中国政治思想とする李博宇の、グローバル化する世界での現代中国の思考・行動様式を理解したいという共通の思いから生まれたものである。

研究領域はそれぞれ経済学と政治思想である著者たちにとって、中国文化史あるいは東西文明はまったく新しい学問分野である。この分野に踏み入れるきっかけを与えてくださったのは慶應義塾大学の大西広先生である。李復屏は大西先生の誘いで2022年度の日本現代中国学会で東西文明に関する議論への課題提供として『萬古江河』を簡単に紹介した。その後、同分野にも関心のある李博宇と共に入門的なテキストや関連資料を、少しずつ収集し手当たり次第で読み始めた。収集した資料や読んだ文献へのコメントなどは、クラウドにアップしたり書き留めたりして互いに共有した。日常的な雑談や議論で生まれた考えやアイデアもそのつど共有フォルダに追加した。少しずつではあったが、一年間で共有フォルダの中の文献資料とメモが一定量まで溜まってきたため、それをまとめて公表することに合意した。

原稿構成について二人で議論した結果、多分野に

またがる多くの資料を『萬古江河』のストリートを中心的な軸にして組み立て、著者たちのコメントを最後にまとめることに決めた。共同メモの文章化作業について、文章の統一感を考慮して、節や項目ごとに分担執筆するのではなく、李復屏を主筆として文章化されたものを、李博宇がメモの読み間違いや漏れなどがないかを確認しながら作業を進む形を取った。このように本稿は、研究分野の異なる者たちによる共同作業だからこそ、政治、経済、社会、思想など異なる視点から中国文化を理解しようと試みることができた。それと同時に、本稿はインターネットの技術進歩により研究教育活動の多くがクラウドに移行できたことの賜物だとも言える。

参考文献

中国語

- 鄧小平（1984）「中国特色ある社会主義を建設する」（1984年6月30日）中共中央文献編輯委員會『鄧小平文選』（第3巻）人民出版社（1993年）収録。
- 鄧小平（1987）「会见香港特别行政区基本法起草委员会委員時的講話」（1987年4月16日）中共中央文献編輯委員會『鄧小平文選』（第3巻）人民出版社（1993年）収録。
- 葛兆光著、辻康吾監訳、永田小絵訳（2021）『完本 中国再考——領域・民族・文化』岩波書店。
- 猫妙妙（2023）「『人民日報』頭版太有看頭了：1949-2023年間的国慶，一文读懂74年」WeChat（2023年10月1日投稿），2023年10月6日閲覧。
- 梁啓超（1901）「中国史叙論」。『清議報』（1901年9月3、13日）に掲載された論考、署名「任公」、梁啓超著、湯志鈞、湯仁沢編（2018, pp.310-320）に収録。
- 梁啓超著（1902）「新史学」。『新民叢報』（1902年2月8日～11月14日）に掲載された論考、梁啓超著、湯志鈞、湯仁沢編（2018, pp.497-505）に収録。
- 梁啓超著、湯志鈞、湯仁沢編（2018）『梁啓超全集』（第二集、論著二）、国家清史編纂委員會・文献叢刊、中国人民大学出版社。
- 刘嘉仁、商嘉琪著（2021）「文明的统一性与多样性——“中西文明比较研究学术研讨会”综述」『史学史研究』No.182, 2021年第2期。CNKI, <https://www.cnki.net>. 2022年6月5日閲覧。
- 藩岳著、脇屋克仁他訳（2021）『東西文明比較互鑑』アジア太平洋観光社。
- 清華大学（2019）「清華大学校長送给新生『萬古江河』，书中都讲了啥？」（2019年7月9日），清

- 華大学新聞, <https://www.tsinghua.edu.cn/info/1182/50096.htm>, 2022年10月17日閲覧。
- 孫文著, 安藤彦太郎訳 (1957年)『三民主義』(上) 岩波書店。
- 騰訊網 (2022)「苏秉琦的中国文化六大区域划分理论是什么?」騰訊網, <https://new.qq.com/rain/a/20210612A0453600>, 2022年10月6日閲覧。
- 習近平 (2012)「承前啓後 繼往開來 繼續朝着中華民族偉大復興目標奮勇前進」(2012年11月29日), 新華網, http://news.xinhuanet.com/politics/2012-11/29/c_113852724.htm, 2023年9月28日閲覧。
- 新華網 (2019)「堅定“文化自信”, 須讀懂習近平這6篇重要講話」(2019年6月19日), http://www.xinhuanet.com/politics/xxjxs/2019-06/19/c_1124642114.htm, 2022年10月22日閲覧。
- 許倬雲著 (1982)『求古編』(台北) 聯經出版事業公司。
- 許倬雲著 (2006)『萬古江河』(台灣繁體字版) 英文漢聲出版股份有限公司。
- 許倬雲著 (2007)『萬古江河』(大陸簡體字版) 湖南人民出版社。
- 許倬雲 (2007)「我为何写『万古江河』」(2007年4月6日), <http://m.aisixiang.com/data/13836.html>, (2022年6月5日閲覧)。
- 許倬雲著 (2009)『我者与他者』香港中文大学出版社。
- 許倬雲 (2019)「文化史: 社会学和歷史学的交集」(匹茲堡大学) bilibili 動画, <https://www.bilibili.com/>, 2023年10月2日閲覧。
- 袁行霈, 嚴文明, 張傳璽, 樓宇烈主編 (2006)『中華文明史』(計4卷) 北京大學出版社。
- 中國共產黨中央委員會毛澤東主席著作編纂出版委員會編纂 (1977)『毛澤東選集』(第五卷) 北京人民出版社。
- 閻學通著, 宋寧而・姜春潔訳 (2020)『世界權力の移行——中國の道義的現實主義の道』晃洋書房。
- 趙紫陽著, バオバブ・ブー／ルネー・チアン／アディ・イグナシアス, 河野純治訳 (2010)『趙紫陽極秘回想録』光文社。
- 日本語**
- 朝日新聞デジタル (2023)「中国の共産党員数が9800万人超に 進む高学歴化, 就職にも有利?」(2023年6月30日), <https://www.asahi.com/articles/>, 2023年9月30日閲覧。
- 芦田文夫・井手啓二・大西広・聴濤弘・山本恒人著 (2020)『中国は社会主義か』かもがわ出版。
- 天児慧著 (2021)『中国のロジックと欧米思考』青灯社。
- 岩木秀樹著 (2016)「イスラームの特徴と初期イスラームの歴史」創価大学社会学会, 『SOCIOLOGICA』Vol.40, No.1-2 (通巻61号), pp.109-119。
- 遠藤誉 (2021)「中国「月収1000元が6億人」の誤解釈」, Yahoo ニュース (2021年11月9日) <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles>, 2023年9月30日閲覧。
- 大西広 (2021)「東洋的専制と西洋的奴隸制: 西洋帝国主義の民主主義的起源」政治経済研究所『政経研究』編集委員会編 (117) (2021-12), pp.40-53。
- 岡本隆司, 石川禎浩, 高嶋航編訳 (2020)『梁啓超文集』岩波書店。
- 岡本信広 (2022)「「一帯一路」構想の動向」(2022年3月8日), RIETI (独立法人経済産業研究所), https://www.rieti.go.jp/jp/special/ebpm_report/018.html, 2023年9月30日閲覧。
- 小島裕馬著 (2017)『幻の名著復刊 中国思想史』KKベストセラーズ。
- 小野進 (2020)「儒教経済学 (Confucian Economics) が想定する新しい文明=世界秩序の出発点としての「天下」システム (The Tianxia System) 概念——葛兆光『中国再考: その領域・民族・文化』(2014年)に関連して——」『立命館経済学』第69巻, 第1号, 2020年5月, pp.121-153。
- 小野寺史郎著 (2023)『近代中国の国家主義と軍国主義』晃洋書房。
- 川島真・小嶋華津子編著 (2020)『現代中国政治』ミネルヴァ書房。
- 気賀澤保規著 (2020)『絢爛たる世界帝国』(隋唐時代) 講談社。
- 木村靖二, 岸本美緒, 小松久男編 (2021)『詳説 世界史研究』山川出版社。
- 小島毅著 (2021)『中国思想と宗教の奔流』(宋朝) 講談社。
- 佐野大介 (2022)「仁」湯浅邦弘編著『中国思想』ミネルヴァ書房, pp.60-61。
- 関志雄 (2023)「中国の新たな発展戦略となる「双循環」」, RIETI (経済産業研究所), <https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp>, 2023年9月30日閲覧。
- 高橋和之編 (2012)『世界憲法集』(第2版), 岩波文庫。
- 中国工業・情報化部 (2021), 人民網 (日本語版)

2021. 9. 14), <http://j.people.com.cn/n3/2021/0914/c94476-9896382.html>, 2023年8月2日閲覧。
- 趙宏偉著 (2019)『中国外交論』明石書店。
- 東洋経済 Onlian (2023)「中国の「人類運命共同体」構想にどう向き合うか」(2023年5月29日), <https://toyokeizai.net/articles/-/675144>, 2023年10月6日閲覧。
- 武澎東 (2001)「中国の西部大開発戦略の=構想とその始動」https://soka.repo.nii.ac.jp/record/36922/files/soudaichugokuronosyu0_4_4.pdf, 2023年9月30日閲覧。
- 中園和仁著 (1998)『香港返還交渉——民主化をめぐる攻防』国際書院。
- 成美出版編集部 (2006)『図解世界史』成美堂出版。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会編 (2001)『日本国語大辞典』(第二版)小学館。
- 平勢, 隆郎著 (2020)『都市国家から中華へ』(殷周春秋戦国) 講談社。
- 深町英夫編訳 (2011)『孫文革命文集』岩波文庫。
- 益尾知佐子著 (2019)『中国の行動原理』中公新書。
- 溝口雄三著 (2004)『中国の衝撃』東京大学出版会。
- 李复屏著 (2004)『中国经济改革と地域格差』昭和堂。
- 李复屏・李博宇 (2022)「「一国両制」とは何か? ——原典からみる香港の「一国両制」龍谷大学社会学部学会『社会学部紀要』第62号, 2022年11月, pp.36-57。
- 劉傑・中村元哉著 (2022)『超大国・中国のゆくえ1 文明観と歴史認識』東京大学出版会。
- JETRO「習国家主席, 共産党創立100周年演説で小康社会の全面的完成をあらためて宣言」(2021年7月1日), JETRO ビジネス短信, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/272c39bdd863549c.html>, 2023年9月30日閲覧。
- REUTERS (2023)「焦点: 中国ゼロコロナ転換, 揺れた習氏と早期解除目指した李強氏」(2023年3月6日), <https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-china-reversal-idJPKBN2V806Q>, 2023年10月6日閲覧。

英語

- Callahann William A and Elena Barabantseva, eds. *China Orders the World, Normative Soft Power and Foreign Policy*, Baltimore, The John Hopkins University Press, 2011.
- Hsu, Cho-Yun, *Ancient China in Transition: An Analysis of Social Mobility, 722-222 BC*. Stanford: Stanford University Press, 1968.
- Hsu, Cho-Yun, *Han Agriculture: The Formation of Early Chinese Agrarian Economy, 206BC-AD 220*. Seattle: University of Washington Press, 1980.
- U.S. EMBASSY & CONSULATES IN CHINA, <https://china.usembassy-china.org.cn/the-administrations-approach-to-the-peoples-republic-of-china/> (Access 2022. 6. 5).

〈翻 訳〉

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第5章(その1)

舟木 徹男・貫井 隆

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー(1882-1939)は、東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き、彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ－変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 *Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten* (1929)¹⁾を用いる。なお、ナチを逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 *Japan in Transition* (1938)²⁾も適宜参照する。〔 〕内の語句は、訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは、第5章「因習的形式」の前半部である。舟木が下訳を作り、その後、全体にわたる訳文修正作業を舟木・貫井が共同でおこなった。また、訳出にあたっては、英語版からの既存の邦訳(道家弘一郎訳)³⁾も参照した。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第5章 因習的形式

極東における形式の問題は、私たちが生活の「外面」としてあまり重要視しない事柄にのみ関係するわけではない。〔形式は〕この文化構造の基本特徴にも関わっている。さらに、この民族の本質的特性を解き明かす鍵－少なくとも「どこから先が不可解なのか」を理解できるための鍵－を、ひよっとすると最も容易に与えてくれるかもしれないのが、この形式である。

新たにこの国に來た人間が受ける最初の個人的印象の典型は、極東－とりわけ日本－の生活が、千篇一律の形式によって極限まで刻印されてい

る、というものだ。私たちは入国してすぐに、何らかの仕方で自分が直接に接するすべての人との出会いにおいて、これらの形式の刻印を観察する。例えば、日本の家での接待は次のように行なわれる。乗物を降り、庭を通過して入口に近づくと、突然、紙の仕切り〔障子〕が横にずらされ、その家の女性が膝をついて客を迎える。彼女は、比喩ではなく本当に敷物の上に跪き、上半身を深く折って頭を長時間床につけたまま客に敬意を示し、側近や使用人、子供たち全員が彼女の周りを囲んでいる。そして客が靴を脱いで家の中へと通されると、部屋の繊細な優美さや微笑ましい簡素さにもかかわらず、厳格で堅苦しい諸形式に至るところで出会う。そのとき、彼はすぐに理解する。内発的な動作、心の底から無意識にまたは一時の気分から自然と湧き出てくるような反応様式の入り込む余地が、ここには全くないということ。確かに、ヨーロッパ人でも、とくに教養層には、形式的なところがないわけではない。しかし、彼らはもっと自由に自分を表現し、純粹に因習的な仕方で人と初めて会う際にも、その時の気分や内発的な個人的感情から多少の発言をすることはあり得るし、またそうすることを許されている。

街路での日本人の外見からしてすでに、ある意味で、個性の表現を欠いている。歩き方は、下駄すなわち木製のサンダルを履いて移動するという条件によって規定されており、まさにそれによって特定の歩き方を強いられる。彼の外見は服装によっても影響を受けるが、それは型にはまったものであり、そこに个性的な特徴を加えることは付随的にしかできない。衣服である着物は、基本的

な形式は男女ともに同じで、年齢や身分、場面に応じて柄や色を変えていくだけである。このように、着物は人間の形姿に一定の方向性を与え、それが、ある種の作法、ある種の節度ある動きを強いることになる。日本人が杖をつかないということもまた、私たち〔西洋人〕には与えられている表現の可能性を日本人から奪っている。しかし、何と言っても歩き方は、独特の履物によって最初から類型化されている。人間の歩行がもつ際立った特徴に対する感覚を欠いていない人なら、これ以上説明するまでもなく理解できるだろう。同胞の人柄、とくに気質、そしてその都度の気分を私たちに伝える大いなる表現手段が、ここではまるごと消去されているのだ！

さらに、誰もが知ることだが、極東の人々の表情を読み取ることは、長く滞在していてもきわめて難しい。個人的に知っている人の表情が理解できるようになるだけである。というも、顔においても、私たちに〔日本人の〕表情の動きの幅は〔西洋人に比べて〕小さいように見えるからだ。しかし、何十年にもわたる不随意な動きが刻印された顔つきだけが、〔他者の眼が〕認識しうるものである。この刻印は、人間の顔立ちにおいて固定されたもののように見えるかもしれないが、この固定は、数えきれないほど多くの不随意運動によってはじめて生じる結果であり、日本人に禁じられているのは、まさにそうした無意識由来の不随意運動なのである。彼らはそれを完全に抑えることに慣れているのかもしれない。これは、彼の顔が死んでいるということではない。しかし、顔を構成する線は、いわばあらかじめ決まっているかのようなのだ。

確かに、私たちが日常的に目にする基本的形式の多くは、日本の家とその中心があると言って間違いない。この家は、柔らかいマット〔畳〕で覆われた一連の部屋から成っている。これらの部屋には、畳敷きの床を傷つける可能性があるので、いかなる家具も置かれていない。またそのため、硬い靴ではなく、「足袋」と呼ばれるフェルトの靴下や「草履」という藁で出来たサンダルでしか入ることができない⁽¹⁾。この家は、長短の差はあれ一列に並んだ部屋から成る。それらは相前後し

て均等に配置されており、非常に落ち着いた色により、互いに最も繊細な仕方で調和を保っている。この家は、その種類や基本要素、基本設計にかなり大きく縛られており、ヨーロッパの建築の多彩な豊かさや多様性とはかけ離れている。というのも、ヨーロッパの建築は、部屋の配置だけでなく、その形においても、表現の動きを十分に形態化したものに他ならないからだ。無意識の影響に注意を払い、それを理解する術を学べば学ぶほど、これらの建築物は、その家を建てた人々について、私たちに多くのことを教えてくれる。家屋について言えることは、家具にも当てはまる。家具、ベッド、チェスト、そして特に椅子からは、中世から近代にかけてのヨーロッパの歴史の全てを読み取ることができる。それらはすべて、生に対するある種の要求の表現であり、動きの様式の表現であり、つまりは〔そこに住まう人間の〕性格の表現である。このような多様性や表現力は、日本の住宅には一切見られない。さらに、日本の住宅は、可能な限り庭や公園の中に隠されている。つまり、宮殿や寺院と同様、〔凝った装飾などもつ〕ファサードなしで建てられている。これらは決して街路を支配するものではなく、可能であれば木々の間に目立たないように隠れている。

生活空間である家は、人間の日々の行動に影響を与える。例えば、前述のように日本の家には家具がないので、人は家の中で膝をつかなければならず、活発に動く可能性も誘因も全く存在しない。さらに、各部屋はスライド式の壁〔襖〕で仕切られており、その壁は入念に平滑化された〔蠟を塗った〕レールの上で動かされる。この壁は確かに容易に動かすことができるとはいえ、ある種の自制を伴って始めて動かし得る。そのため、ここには明らかにある種の拘束力があり、部屋に出入りする際のあらゆる内発的な衝動、身体の不意の介入が抑圧されている。というのも、日本人は飛び上がることもなく、テーブルを叩くことも、音を立ててドアをガチャリと閉じることもできないからだ。もちろん、これらのヨーロッパ人の表現の動きが何らかの〔人間の〕タイプを生み出すわけではない。しかし、それはある種のタイプに

対応している。そして、人間のタイプは、何と云っても、本質的には次の事実によって規定されている。すなわち、人間は自分自身をかなりの程度コントロールしなければならないという事実、また、人間は自分を取り巻く環境に相応した仕方で行動することを強いられるという事実である。それは、彼が身を置いている環境であり、この環境は彼自身が形成したものでありながら、逆にまた彼を形成し、こうした形式のうちに彼を保っているものである。

内発的に表出される動きの欠如は、まさに動きを表現することを顧慮して作られた日本の精神の成果にも見られる。例えば茶室は、著名な建築家によって徐々に作り上げられ、最終的には古典的なものとなっているが、その形式のうちに、可動性そのものが固定化されたことの刻印が表現されている。つまり、ここではある種の不規則性が、特別な雰囲気をもたらし刺激として、あえて目指されている。狭い私用の部屋は3畳、4畳、6畳などの広さだが、ここ〔茶室〕では4畳半という、一見まったく不規則で型破りな広さが選ばれている。また、窓の配置と部屋の拡張部分の配置は対称ではなく、意図的に非対称にしてある。しかし、特徴的なのは、この部屋もまた紋切り型になってしまったことである。その部屋は可動性を維持しない。〔日本において〕可動性は、多様性とさらなる変容の可能性のなかで、そして最後には自らを超え出でてゆく過程のなかで十全に展開するといった、そうした仕方でも維持されることがないのである。意志ある動きを表現する形式が見つかり、その形式もまた紋切り型と化す。実に逆説的に聞こえるかもしれないが、独特な動きを持つ空間が、硬化した形式と化してしまうのだ。

表現の紋切り型は言語にも及ぶ。社会の各層の話し方は形式に拘束されている。それぞれの層には、その層にしか通用しない特徴的な言語があり、各層は、対等な人、目下の人、目上の人に対してきわめて固有な仕方でも話す。また、話し手同士の個人的関係や家族の内部での血縁関係によっても、話し方は異なる。実際、女性は特別な言葉遣いを用いなければならず、文章の構成や特徴的な言い回しなどの点で、社会的な階層が上がるに

つれて、限りなく洗練され、差異化されてゆく。

これまで見てきたように、様式やそのニュアンスは、書かれた言葉のうちに刻印されている。同じように、この芸術〔書道〕は文字に拘束されているため、内的な動きがあっても紋切り型になりやすい。そのため、幻想的な動きをもつ水墨画であっても、固定化があると言えよう。確かに、水墨画にも発展性がないわけではない。しかし、それはいかに流派〔の形成〕に馴染みやすく、表現手段がいかに固定化されやすいことか。それはまさに、訓練された動きがもたらす勢いにおいてしか輪郭を定めることができなからだ。しかし、それだけにいっそう興味深いのは、発見されてすでに長い期間を経ており、一定の描き方として固定化され、いわば古典化された動きのモチーフ（特定の鳥の飛翔や風に揺れる竹など）においてさえ、偉大な芸術家の個人的なタッチは、鋭敏な鑑識眼にはあやまたず認識されるということだ。

*

形式化と紋切り型は、私たちが「原始的」と呼び習わしている人々の間では、かなりの規模で見いだされる。しかし、中国と日本は、豊かに発達した偉大な古代文化システムと、非常に発達した複雑な社会秩序をもつ国である点に違いがある。これらの社会秩序は、最も分化をとげた最高の成果を自らの中から生み出しているが、それでも、こうした制約のなかにあり、かなり固定的な形式を数多く保持している。

さて、このことは、独自性というかなり難しく複雑な問題におのずから繋がっている。ここで言えるのは次のことだけである。すなわち、何であれ目新しいまたは独自であるということだけで、価値を持つわけではない、ということだ。そして、私たちの考察にとってより重要なことだが、独自なものは、いったん世に受け入れられると、すぐに紋切り型にされてしまう。もちろん、これは極東のみに固有なことではない。例えば、よく知られているように、ウェルテルの事例は、時代の流れを顕著に表現していたため、自殺の流行を引き起こした²⁾。しかし、作品に造形性がなければ模範にはならなかったであろう。日本では、何か目立った印象的な事実があれば、それだけで多

くの人がこれに追随するのをよく目にする。例えば数年前には、ある恋人同士が劇的な状況で心中したことがあった。その動機はすぐに報道で詳細に取り上げられた（日本の一般大衆は、秘密のヴェールがひとたび剥がれ落ちるや、今日では、最も個人的で私的な事情や詳細に対しても配慮することを知らないからだ）。また、心中した女性の残された夫や、その愛人への暴露的な会見記事までもが出た。このように、この特別な事例において、日本女性の家庭や社会における地位という問題が、また、この特別な事例のきわめて固有で私的な動機が、何の制限もなく詳細に論じられた。それにもかかわらず、いや、それゆえにこそ、この2人の自殺は多くの模倣者を生んだ。こうした多くの事例が「最初の事例」の後追いの事例として報道されない週はなかった。

また、受験に失敗した学生が、中禅寺近くの有名な華厳の滝に身を投げて自殺したこともあった。その結果、同じ場所での自殺者が続出したため、新聞各社は日本政府に対し、このような学生の自殺を防ぐために、この滝を取り締まるよう勧告した。

また実際、この勧告はまったく真剣なものであった。なぜなら、このような動機からの自由意志による死は、今やこのような形式においてこそ、その精神に相応しいものとなるからだ。この形式が不可能になると、その行為はどことなく価値が失せてしまう。実際、心理的には、まさにこの行動の可能性そのものが破壊される。このように、形式と内容が密接に結びつき、両者が融合して一体となっているため、生命の抹消〔すなわち自殺〕にとっても、形式はいわば義務となる。それが最も顕著に表れているのが、武士の自殺である。武士は特権的な上層階級として、自由意志でこの世を去るための、彼らに相応しい、彼らだけに許された形式を持っている。切腹は義務であると同時に権利でもあり、武士身分でない者にはその権利はない。そして、無限の残酷さと、ほとんど不可能とも思える克己を含むこの厳粛な行為は、あらゆる個々の点が、型に嵌った形式を持つ。すなわち、自殺を実行するための武器、刃を当てなければならない部位などが、この陰惨な自

己処刑の他のすべてのぞっとするような細目と同じく、厳密に規定されている。この特定の方法で、おそらくは規定の状況で実行されなければ、自殺は不完全なものとなるであろう。武士の妻の場合も、例えば、死後、手足が弛緩したときに、体が見苦しい姿勢にならないようにする配慮など、自由意志による死に際しての作法が詳細に定められている。日本の伝説では、すべてがいっそう演出されている。大衆的な歴史劇の典型的な場面において、主人公は、夕日に照らされてゆっくりと落ちていく桜の花びらの下で自決する。これが古典的な構えであり、この構えがあつてこそ、犠牲が正当な価値を持ち、然るべき行為、すなわち無限の不義の償いとなる。このような形式においてのみ、自殺は天皇陛下に対する罪さえも消し去り、反逆者を高潔な怒りの英雄へと変える。

しかし、ここから、奇妙な矛盾が明らかになる。それは東洋人、特に日本人の特徴を語るときにうんざりするほど出くわすことになる矛盾である。なにしろ、私たちは彼らがあまりにも敏感で感動しやすいことを何度も聞かされながら、ほぼ同時に、彼らの無感動についても聞かされるのである。私たちは、一方も他方も正しくないことに気づく。いやむしろ、両方とも正しいのだ。私たちが彼らの存在のどの層を捉えるか次第なのである。もし彼らが、自ら経験し苦しむことのできる内容のもの、いわば想定内の範囲から来たものに触れた場合には、彼らの存在の最内奥もまた、最も強くかつ最も繊細に揺れ動く。それどころか、持続的な自己抑制と絶え間ない配慮は、豊かな本性をより深く自分の中へと追いやり、受苦の能力を生み出した。それは、分を弁えた性質によって人々の心を打ちつつ、静かに自らを消耗させ、ついには絶望的な行為へと自らを駆り立てることも多い。沈黙の悲劇は、たいてい残酷なまでに装飾的な結果を伴う。

その一方で、何か印象的なことや事件があつても、彼らの魂の楽器が、それに対して何らかの範型となるような類の共鳴を準備できるほど調律されていなかった場合には、彼らは最初から鈍く、無感動なままである。それはあたかも、広くて豊かな段階をもつ層の背後に、動かずに沈んでいる

別の層があり、この滔々たる不定形の層には、何物も入り込めないかのようなのである。

しかし、何の反響も返ってこない他ならぬこの静寂帯に、よそ者がどれほど簡単に触れることができるだろうか！

*

日本の生活に浸透しているこの刻印は、全国民を家族〔制度〕の中に組み込んでいることに対応している。隙間のない家族の絆は、それ自体が無数の慣習を生み出し、個人をその存在のあらゆる場面において拘束する。そのため、個人の裁量の範囲は狭く制限される。日本人は中国人と同様、個人として生きることが全くできず、環境に対して独立した固有の存在たる個人として、自分を想像することができない。そのため、自分が生まれ落ち、身を置いたこの集団全体のなかにおいても、あらゆる形式を、何か確立されたものとして感じなければならず、それを揺るがすことやこれを疑うといったことは、考えることもできない。形式の崩壊は、個人の革命を前提としている。強固な家族の絆が存在する限り、そうした革命は個別の事例でときおり可能であるにすぎない。

ヨーロッパと東洋を対比してみれば、もしかすると次のように言えるかもしれない。ヨーロッパでは無意識のうちに、あるいはしばしば理想化して、真正なもの、内発的なもの、基礎的なものに価値を置き、それは同時に、私たちにとって「個人的なもの」でもある。一方、東洋人にとっては、自然によって差し出されるまま舞台上に躍り出た「自然人」は、たとえ想像上であっても忌まわしいものである、と*。中国人や日本人にとって、この自然人は野蛮人でしかない。それは、いかに振る舞うべきかを知らず、どのような状況でもそうだが、とくに困難な状況では確実に間違ったことをしてしまう、まさにそうした類の人間である。特に野蛮人は、自分の行動で新しい形式を作ることはできない。総じて人間は紳士であってこそ、尊厳を持つことができる。とくに中国では、このような紳士の姿が儒教的な倫理観に基づいて非常に細かく造形されている。しかし、日本でも、武士の姿は、武士道という階級的な名誉規範によって規定された彼ら特有の態度を示してい

る。それは現在でも、旧来の武士階級以外の人々をも含む全国民にとって、個々人が自己形成において準拠すべき、いわば理想像となっている。このサムライの理想像は、もちろん、一般的な態度の模範として方向性を示すに過ぎない。個々の点でサムライの真似をする人がいるわけではなく、それぞれの人にとっては、自分が属する社会集団の諸形式が標準となる。しかし、一人一人がサムライのように、常に自分に合った態度を保つように努力する。そればかりか、激情に身を委ねてもよい機会もわかるようになる。

もっとも、平均的な人間は、いつも内発的に正しい行動をしたり、自分を律したりするわけではない。しかし、複雑な行動規範によって、彼らの正しい振る舞いが可能になっている。それはいわば、彼らの人生の車両が進むべき軌道を提供する。従って、個々人、とくに平均的な人間が新たな形式を独立に創造することは求められていない。ごく少数の貴人や賢人だけが、発展の過程で何らかの仕方で発生する問題を正しい形式で解決することを求められ、またそれをなしうる。なぜなら、こうした人々は、当然ながら、日本的な考え方、および中国的な考え方を知っているからだ。日常生活を送る普通の人は、規範を知り、それに則って正しくかつ優美に振る舞うことだけが課題となる。本能も個人的な感情も必要ではない。必要なのは、何が正しいのかを知ることなのだ。

それゆえ、あらゆる内発的表現は禁忌とされる。正しい振る舞いは、何かを内発的に行なうことではなく、例えばヨーロッパにおいて「正しいことを正しい方法で行い、何物も自ずから生ぜしめないこと」とでも言われるような仕方によって、事実上保証される。これは何に由来するのか？行動の無限の細部にまで作用するこうした最終的な行動様式に関して、その究極の決定的根拠を見出すことは非常に困難である。しかし、このように考えてみれば、この問題の連鎖の全体を解き明かす鍵となるかもしれない。すなわち、東洋人においては、平静さがいわば自然と化しているが、常に自分の情熱に翻弄されないよう、文化人としてそうっており、またそうならざるを得

ないのだ、と考えてみよう。東洋人はその本性においては、途方もない激情に駆られている。そして、いずれにせよ日本人の大部分がそうであり、中国人もこれと同様、あるいはそれ以上である。彼らは、形式の中に拘束されて初めて社会システムの中に存在できる。例えば、伝説だけでなく歴史の中でも私たちの前に立ちはだかる日本の勇者や南日本人の姿を考えてみると、おそらく私たちにもそれが明らかになるだろう。これらの人々は、内発的な動きの一切を禁じるような、より頑丈な甲冑の中に自分を押し込めた場合にのみ、絶え間ない〔感情の〕爆発や、自分たちが置かれている内的・外的な〔人間〕関係の決裂を招くことなく、社会的に生きることができる。このように、おそらく徐々に、数え切れないほどの世代を経て、こうした諸々の形式が〔現在の日本人の〕気質を形成していったのである。

*

ここまで示したことからすれば、西洋人が考え出したような形式と内容の対立は、東洋の世界において、同じ類のものとしてはほとんど存在していない、と主張しても、大胆に過ぎるとは感じられないであろう。というのも、この対立には、また同じく「形式的 formal」という語には、純粋に抽象的な意味に加えて、こうした「形式的なもの」を無価値とする含意があるからだ。「形式的なもの」〔という語〕が意味するのは、人間が内側から動かされることなく、形式のみに沿って行動することである。つまり、表面的な類比だけで物を考え、事柄の本質に全く無関係な外見上の固有の特徴でしかないものを、本質的な特徴として捉えてしまうことである。よく知られているように、原始民族の間では類比が並外れた役割を果たしており、形式的なものは彼らにとって構成的な意義を持っている。ところで、日本や中国にもこれに近いものが残っているのが面白い。一例を挙げれば、日本人が自分の家を存続させるために、余所の家の息子を養子にしたとすると、その若者はすぐに、おそらく最初の日から、完全にその家の息子として〔周囲から〕感受され、彼自身も、他の家と血がつながっているという意識を失うことになる。こうした考え方をまさしくグロテスク

なまでに示すものとして私たちに強い印象を与えたのは、日本人が編集したある新聞の記事が、同紙の英語版に掲載された際の文言である。それは、皇室の近親者と養子縁組をしていた若い公子が急死したことを報じるものだった。しかし、その見出しには、太字で「高貴なる血統の公子、早世す！ Early Death of Prince of the Blood！」と書かれていたのである⁽³⁾。

〔東洋における形式の重視は〕 *Quod est in actis, est in mundo* (記録の中にあるものは、世界の中にある)〔とでも表現できるだろう〕。〔東洋では〕秩序に即して公言されているもの、きちんとした形式になっているものは現実にもなる。ヨーロッパでは逆に、*Quod non est in actis, non est in mundo* (記録の中にないものは、世界の中にない⁽⁴⁾) という言葉に人々は憤慨する。つまり、私たちにとっては、事実のリアリティこそが第一義的なものである。「規定通りの公言」においてのみ、事実が存在力を発揮するということは、私たち〔西洋人〕にとっては不合理なことだ。厳粛な形式がまず事実を創造する、という考えは、私たちにとって馴染みがない。逆に、東洋人は、形式的に起こった「だけ」のこと、形式的に証明された「だけ」の事柄よりも、「裸の事実」の方が実質的な真理性を有する、とは考えられないであろう。このような区別、つまり現実的なものと措定されたものとの乖離に対して、彼らはあまり鋭い感覚を持っていない。なぜなら、事象の形式は、その事象の内容にとって本質的なものであり、それどころか、まさに形式こそが内容を生み出すのである。ヨーロッパ人と日本人の間では、大小さまざまな点で理解し合えないことが多いが、その根源はここにある。

*

儒教の道德体系は、東洋の世界をこれほどまでに大きく形成した偉大な生命力であり、そこには内容と適切な外的形式との抜きがたい結びつきが感じられる。それどころか、意図された事柄と、意図された事柄の純粋に外的な表現方法との同一性さえ感じられる。

したがって、東洋の道德的な掟は、単に信念や道德意識に訴えるだけのものではなく、常に刻印

される人生規範でもある。例えば、「真心と善意が正しい行動の根源である」と言われているが、「正しい行動はそれに見合った優美な形式でしか外に現れない」とも言われる⁽⁵⁾。つまり、正しい形式が見つからなければ、その行動も正しくない、ということだ。あるいは、優美な形式がなければ、正しい行動は現実とはならない、ということである。「儀礼的な規則は、正しいことを体現したものである。」内発的な行動はそれだけでは権利を持たず、同時に特定の形式で実行されなければならない。儀式的な規則は、他の箇所で行われているように、正しきことの合意された表現である。「礼儀にかなった規則は、人間の性格を形成する手段となる。それらは人間をあらゆる墮落から浄化し、その本性に潜む美点を増やす。自分を整えるためにこれらの規則を適用すると、それによって自分が正しくなる。彼が他人のためにそれを用いるならば、それは彼のために自由な道を確保する。」また、（同じ作品である『礼記』、すなわち正しい形式についての書物では）礼儀にかなった規則を知らない人間が獣に例えられている。「父と子が同じ妻を持つことになるかもしれない！」抑制されていない、形式を身に着けていない「自然な」人間への恐怖は、なんと大きいことか！

ヨーロッパでは逆に、大事なのは外的な振舞いではなく考え方であり、それは「心から来るもの」であると言われている。孔子の著書や孔子についての記録、とくに孔子がどのように行動したかについての弟子たちの記録〔『論語』〕を読むと、諸々の形式について非常に細かく描かれているだけでなく、孔子の振舞いのほんのごく些細なことにも、私たちの感覚では計り知れないほどの重要性が付与されていることがわかる。かくして、孔子が宮廷に出向く様子、王に謁見した際の振舞い、王からの伝言を受け取ったり、王の代理として使者を迎えたりするときの様子などが、詳細に記されている。それは、孔子の服装、街での歩き方、家での行動、物忌みの仕方、物忌み後の振舞い、さらには、寢床での寝方にまで及ぶ。夜着の長さや種類までもが記述されており、この人生における外的形式について、あらゆる詳細が洩

れなく記されている。そして、これらの無数の形式がすべて不可欠であると受け止められていることは明らかである。〔『論語』のなかで〕私たちに伝えられるこれらの詳細には、完全に考量され、完全に測定された人生像が描かれており、そこでは、賢者は常に自分自身の支配者である。さらに、すべての他者を正しい仕方であらうことに孔子が最も重きを置いていたことが称賛されており、孔子がそれをいかによく理解していたかが強調されている。孔子はあるとき、一度に大勢の客を迎えなければならなかったが、一人一人に正しい方法で挨拶をした。つまり、一人には左腕の動きで、もう一人には右腕の動きで、また別の一人にはこれこれの動きで、素早く、あるいはゆっくりと、完全に規定通りの形式的な動作で挨拶をしたのである〔『論語』郷党第十、三章⁽⁶⁾〕。これらはすべて、外見上の振舞いとしてではなく、この賢者の本質的特性として伝えられている。この賢者は、その途方もない精神力をもって、些細なことにまで注意を向ける能力を持ち、彼自身の存在の偉大さにもかかわらず、偉大な伝統を守ることにいそしんだ。これもまた極めて本質的なことであり、ヨーロッパ流〔の賢者〕とは大きく異なる点である。

もちろん、形式の重視を誇張してはならない。儒教的な感情においても、形式そのものではなく、その中身こそが重要である。空虚な「良き」形式は実際、否定される。しかし、純粋で抽象的な「美徳そのもの」も同じく否定される。孔子は次のように言っている。「礼儀作法への顧慮を欠いた敬意は騒々しい多忙に見え、礼儀作法による規制を欠いた慎重さは臆病となり、礼儀作法を欠いた大胆さは依怙地となり、礼儀作法を欠いた率直さは粗野となる。」〔『論語』泰伯第八 第二章⁽⁷⁾〕

次のような細かい区別がなされていることは、「空虚な」形式が求められてはいないことを示している。「生まれ持った性格特性が教育された形式よりも強力である場合、農民じみた人柄となる。教育された形式が生まれ持った性格特性よりも強力である場合、商店の従業員のよう人柄となる。教育された形式と資質が互いにつり合いを

保っているところに、徳が完成した人がいる。』
 『論語』雍也第六，十八章⁽⁸⁾』

しかし、孔子の考えでは、形式への違反は決して単なる「形式の欠如」ではない。それゆえ、次のように言われている。「礼儀に反するものを見てはいけない、礼儀に反するものを聞いてはいけない、礼儀に反することを話してはいけない、礼儀に反する動作をしてはいけない！」『論語』顔淵第十二，一章⁽⁹⁾』ヨーロッパのいかなる倫理体系において、「礼儀」の遵守がこのような役割を果たしているだろうか？これらの規則の性格を考えたときにはじめて、それを完全に理解することができる。

(次号に続く)

原注

※価値としての自然という概念は、決して古いものではない。ルカーチ⁽¹⁰⁾はその重要な著書『歴史と階級意識』（150頁）[邦訳248頁]⁽⁶⁾の中で、自然概念の発展について若干の事柄を示唆しており、しかも、「合法則性の総体」としての自然から価値[としての自然]の概念へ[の発展]について述べている。そこでは、この「価値」は、恣意性とは対照的な合法則性にこそあるとされる（魔術の世界は一般法則を知らず、時としてきわめて異質な諸関連、いずれにせよ一つの原理には還元できないような諸関連の総体でしかない）。しかし、その後（ルソーなどにおいては）、自然の概念こそはまさしく真正なもの、根源的なもの、内発的なものとされ、文化や文明が「真正な核」を殺してしまうのとは対照的だとされる。ここでは、人間の「自然〔本性〕」は、合法則性〔こそが自然の価値である〕という出発点とは、ほとんど共通点をもたず、合法則性は、魔術的世界観を破壊したものである、とされる。もっとも、この〔自然の価値としての〕合法則性〔という考え方〕こそは、本来、最も謎めいた秘密として現れなければならなかったはずなのだが。

訳注

- (1) レーデラーは草履を室内用の履物と誤解しているか？
- (2) ゲーテの『若きウェルテルの悩み』は出版当時ヨーロッパ中でベストセラーとなり、主人公ウエ

ルテルを真似て自殺する者が急増する現象を巻き起こした。ここから、著名人の自殺のあとに同様の自殺が増える現象は「ウェルテル効果」と呼ばれる。

- (3) 英語の blood の語においては「血統」という原義から「家柄」という意味が派生するが、この公子は養子として「家柄」を継承するはずの人物であったため、「血」の繋がりが無いにもかかわらず英語の記事では Prince of Blood と表記された。そのことの奇妙さをレーデラーは指摘している。
- (4) 民事訴訟における「弁論主義」の原則を述べた文言らしい。「当事者の陳述せざる事実はこれを斟酌することを得ず」参考 URL

https://www.jstage.jst.go.jp/article/takahogaku/12/2/12_KJ00004262147/_pdf/-char/ja

- (5) 以下、この段落の引用は『礼記』からのものと思われる。竹内照夫による邦訳⁽⁴⁾を参照したが、それぞれの引用箇所が原典のどの箇所に相当するかは明確に特定できなかった。
- (6) 以下、それぞれの引用箇所について、貝塚茂樹訳『論語』⁽⁵⁾より、書き下し文と現代語訳を参考のために記しておく。

〔書き下し文〕君召して擯せしむるときは、色勃如たり、蹶如たり。与に立てる所を揖するときは、その手を左右にして、衣の前後、檐如たり。趨り進むには翼如たり。賓退くときは必ず復命して曰わく、賓顧みずと。

〔現代語訳〕殿さまから召されて国賓の接待役を命じられると、顔色は改まり、歩き方はためらい、ゆるくされた。役を仰せつけられた同列の仲間にあいさつなさるのに、組み合わせた手を左側の人には左に、右側の人には右にあげられ、そのたびごとに衣服の前後をきちんとさばかれた。それから少し身をかがめ、小走りですると位置につかれた。国賓が退出されると、「お客さまの帰りがけのご会釈がお済みになりました」と、必ず報告された。(210頁)

- (7) 〔書き下し文〕子曰わく、恭にして礼なければ則ち勞す。慎にして礼なければ則ち蕙す。勇にして礼なければ則ち乱る。直にして礼なければ則ち絞す。君子、親に篤ければ則ち民仁に興る。故旧遺れざれば則ち民偷からず。

〔現代語訳〕先生が言われた。「ていねいなばかりで礼を知らないと骨折損になる。控えめなばかりで礼を知らないと心配症になる。勇敢なばかりで礼を知らないと乱暴になる。率直なばかりで

礼を知らないと辛辣になる。」「貴族が金真に親切であれば、国民は仁の徳に目ざめるだろう。貴族がまた昔の友だちを忘れることがないと、国民もまた薄情でなくなる。」(179頁)

- (8) [書き下し文] 子曰わく、質、文に勝るときは則ち野、文、質に勝るときは則ち史、文質彬彬として然してのち君子なり。

[現代語訳]「内容が表現を圧倒すると野人になる、表現が内容を圧倒すると文士になる、表現と内容が混然として、はじめて君子になる」(151頁)

- (9) [書き下し文] 顔淵、仁を問う。子曰わく、己に克ちて礼に復るを仁と為す。一日己に克ちて礼に復れば天下仁に帰す。仁を為すは己れに由る、而して人に由らんや。顔淵曰わく、請う、その目を問わん。子曰わく、礼に非ざれば視ること勿かれ、礼に非ざれば聴くこと勿かれ、礼に非ざれば言うこと勿かれ、礼に非ざれば動くこと勿かれ。顔淵曰わく、回、不敏と雖も請う、斯の語を事とせん。

[現代語訳] 顔淵が仁の徳についておたずねした。先生がこたえられた。「自己にうちかって礼の規則にたちかえることが仁ということである。一日でも自己にうちかって礼の規則たちかえることができたなら、天下中の人がこの仁徳になびき集まるであろう。仁徳の実践は自己の力がたよりで、他人の力にたよってできることでは決してないのだ」顔淵がさらにおたずねした。「仁徳の実践要項について、詳しくお聞かせ願いたいと存じます。」先生が言われた。「礼の規則にはずれたものに目を向けてはいけない、礼の規則にはずれたものに耳を傾けてはいけない、礼の規則にはずれた発言を

してはいけない、礼の規則にはずれた動作をしてはいけない」顔淵が申し上げた。「わたくしはまことに鈍物でございますが、どうか、先生の教えを実行させていただきたいと存じます。」(242頁)

- (10) ジェルジュ・ルカーチ Lukács György (1885-1971) ハンガリーの哲学者、美学者、文芸理論家。ドイツに留学し、ジンメル、M. ウェーバーらに学んだ。1918年ハンガリー共産党員となり革命運動に加わるも、失敗してウィーンに逃れ、モスクワに亡命。マルクス=エンゲルス=レーニン研究所所員となる。第二次大戦後ハンガリーに戻り、ブダペスト大学教授。1956年のハンガリー事件ではナジ政権の教育人民委員となったが、政権崩壊後は著作に専念した。主著『小説の理論』(1920)、『歴史と階級意識』(1923)、『実存主義かマルクス主義か』(1948)、『理性の破壊』(1954)。

参考文献

- 1) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1929 "Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten" Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.
- 2) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1938 "Japan in Transition" Yale University Press.
- 3) レーデラー, E ほか 1961 (1938)「過渡期日本 因習的形式」道家弘一郎訳『外国人の見た日本 第4』筑摩書房
- 4) 竹内照夫 1987『礼記(上中下)』明治書院
- 5) 貝塚茂樹(編訳) 1966『世界の名著3孔子 孟子』
- 6) ルカーチ, G 1987 (1923)『歴史と階級意識』城塚登・古田光沢, 白水社

龍谷大学社会学部学会会則

平成元年 4 月 1 日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は 10 年以上本会の普通会员であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 庶務委員 2 名
- (3) 会計委員 2 名
- (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 3 名
- (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 3 名
- (6) 事業委員 3 名
- (7) 学科委員 各学科 1 名
- (8) 会計監査委員 2 名

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第 6 条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第1項第7号委員（以下「7号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし7号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条第1項第4号から第6号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

（会長、各委員会及び委員の職務）

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前2号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項第4号から第6号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

（常任委員会）

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から1名、会計委員から1名並びに第6条第4項の各委員長及び7号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

（評議員会）

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

（会計）

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費4,000円を納入する。

2 学生会員は、年会費4,000円を半期ごとに2,000円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。

3 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。

4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。

5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年6月とし、学生会員は毎年4月、9月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月24日)

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成13年3月21日)

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成15年3月12日)

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 (平成18年9月27日)

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月13日)

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成22年12月15日第5条、第6条、第8条改正)

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年7月18日第12条、第13条改正)

この会則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則 (平成29年5月31日第5条改正)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年11月17日第6条～第8条、第12条、第13条改正)

この会則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第13条第2項本文及び同条第5項の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和3年11月17日第4条改正）

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6月14日 制定

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学生会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては、非会員は掲載料（2,000円）をあらかじめ納入するものとする。

5 普通会员を筆頭執筆者とする場合に限り、学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第4条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、30,000字以内

イ 調査報告・研究資料・翻訳は、50,000字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート・書評論文・書評は、12,000字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第6条 削除

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

2 平成15年4月24日改正

3 平成17年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

5 平成18年9月27日改正

- 6 平成 20 年11月25日改正
- 7 平成 24 年 1 月17日改正
- 8 平成 24 年10月16日改正
- 9 平成 28 年 5 月11日改正
- 10 平成 28 年11月 9 日改正
- 11 平成 29 年10月10日改正
- 12 令和 2 年 5 月 27 日改正
- 13 令和 3 年 5 月 19 日改正
- 14 令和 3 年 11 月 10 日改正

(ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。)

社会学部学会会員

(50 音順)

会 長	井 上 辰 樹																		
社会学部紀要委員	春 名 苗 古 莊 匡 義*																		
	渡 辺 めぐみ								(*は委員長)										
庶 務 委 員	土 田 美世子	李	相 哲																
会 計 委 員	砂 脇 恵	閻	美 芳																
社会学部ジャーナル委員	工 藤 保 則 久 保 和 之								(*は委員長)										
	樽 井 康 彦*																		
事 業 委 員	五十嵐 海 理 今 野 勝 幸																		
	畑 仲 哲 雄*								(*は委員長)										
学 科 委 員	川 中 大 輔 築 地 達 郎																		
	津 島 昌 寛																		
会 計 監 査 委 員	田 村 公 江 吉 田 竜 司																		
普 通 会 員	有 蘭 真 代 井 田 千 明 井 上 見 淳	岩 倉 田 千 明 大 西 孝 之	栗 倉 田 修 司 黒 田 浩 一	佐 藤 彰 司 鈴 木 舞	高 岡 智 子 筒 井 智 画	立 田 瑞 穂 子 の り	椿 原 敦 子 千 里	中 谷 昇 史 太	前 川 貴 史 二	松 島 惠 介 呂 容	村 澤 真 保 屏	李 复 屏	田 脇 健 一	山 口 浩 次	宮 谷 山 渡	宮 本 田 邊	岡 本 田 邊	郷 本 田 邊	悟 史

2022 年度社会学部学会決算書

2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

〈収入の部〉

(単位：円)

会費等	予算	決算	差異	備考
普通会員会費	222,000	222,000	0	継続 51 名, 新規 3 名
学生会員会費	9,068,000	9,170,000	▲102,000	学部 2,270 名, 修士 29 名, 博士 8 名
賛助会員会費	0	24,000	▲24,000	賛助会員 6 名
会費収入 合計	9,290,000	9,416,000	▲126,000	
その他収入	0	2,000	▲2,000	紀要掲載料 1 件
前年度繰越金	50,904,397	50,904,397	0	
収入の部 合計	60,194,397	60,322,397	▲128,000	

〈支出の部〉

事業名	予算	決算	差異	備考
(全体事業)				
社会学部紀要発行	2,575,000	467,236	2,107,764	61 号, 62 号
社会学部ジャーナル(龍論)発行	2,775,000	755,260	2,019,740	22 号
学生企画による講演会等の開催	675,000	108,544	566,456	1 件
教員企画による講演会等の開催	675,000	0	675,000	
学生会員の研究活動に対する補助	590,000	71,964	518,036	
社会学研究科の研究交流助成	540,000	0	540,000	
社会学部学会賞等授与	310,000	310,000	0	9 件
全国学会等開催助成	700,000	700,000	0	3 件
事業実施及びジャーナル編集指導補助雇用	600,000	0	600,000	
全体事業 小計	9,440,000	2,413,004	7,026,996	
(学科事業)				
社会学科	1,000,000	932,970	67,030	優秀論文集印刷
コミュニティマネジメント学科	940,000	500,880	439,120	優秀論文集印刷, 研究・制作奨励制度奨学金等
現代福祉学科	1,380,000	1,077,045	302,955	優秀論文集印刷, 現代福祉研究会開催
学科事業 小計	3,320,000	2,510,895	809,105	
事業費 合計	12,760,000	4,923,899	7,836,101	
(事務費)				
事務費	420,000	110,919	309,081	PC リース代, 消耗品等
事業費・事務費 合計	13,180,000	5,034,818	8,145,182	
予備費	2,400,000	0	2,400,000	
次年度繰越金	44,614,397	55,287,579	▲10,673,182	
支出の部 合計	60,194,397	60,322,397	▲128,000	

2023 年度社会学部学会予算書

2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

〈収入の部〉

(単位：円)

会費等	2023 年度	2022 年度	増減	備考
普通会員会費	234,000	222,000	12,000	継続 51 名, 新規 5 名
学生会員会費	9,288,000	9,068,000	220,000	学部 2,285 名, 修士 30 名, 博士 7 名
賛助会員会費	0	0	0	
会費収入 合計	9,522,000	9,290,000	232,000	
その他収入	0	0	0	
前年度繰越金	55,287,579	50,904,397	4,383,182	
収入の部 合計	64,809,579	60,194,397	4,615,182	

〈支出の部〉

事業名	2023 年度	2022 年度	増減	備考
(全体事業)				
社会学部紀要発行	1,000,000	2,575,000	▲1,575,000	
社会学部ジャーナル(龍論)発行	1,400,000	2,775,000	▲1,375,000	
学生企画による講演会等の開催	675,000	675,000	0	
教員企画による講演会等の開催	675,000	675,000	0	
学生会員の研究活動に対する補助	1,700,000	590,000	1,110,000	
社会学研究科の研究交流助成	540,000	540,000	0	
社会学部学会賞等授与	310,000	310,000	0	
全国学会等開催助成	200,000	700,000	▲500,000	1 件
事業実施及びジャーナル編集指導補助雇用	600,000	600,000	0	
全体事業 小計	7,100,000	9,440,000	▲2,340,000	
(学科事業)				
社会学科	1,000,000	1,000,000	0	優秀論文集印刷
コミュニティマネジメント学科	940,000	940,000	0	優秀論文集印刷, 研究・制作奨励制度奨学金等
現代福祉学科	1,380,000	1,380,000	0	優秀論文集印刷, 現代福祉研究会開催
学科事業 小計	3,320,000	3,320,000	0	
事業費 合計	10,420,000	12,760,000	▲2,340,000	
(事務費)				
事務費	420,000	420,000	0	PC リース代, 消耗品等
事業費・事務費 合計	10,840,000	13,180,000	▲2,340,000	
予備費	2,400,000	2,400,000	0	
次年度繰越金	51,569,579	44,614,397	6,955,182	
支出の部 合計	64,809,579	60,194,397	4,615,182	

執筆者紹介（掲載順）

青 木 恵理子（名誉会員）	畑 仲 哲 雄（社会学部教授）
閻 美 芳（社会学部講師）	王 静（社会学研究科博士課程）
淡 路 和 孝（社会学研究科研究生）*	山 口 浩 次（社会学部教授）
李 复 屏（社会学部教授）	李 博 宇（法学部学部生）
舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）*	貫 井 隆（社会学部非常勤講師）*

*2023 年度賛助会員

編 集 後 記

◇今号には4本の論文、2本の研究ノート、1本の書評論文、1本の翻訳を掲載することができました。近年、社会学部の良質な研究成果を広く公表できるように、紀要の改革が進められてきまし

た。2025年度に改組する社会学部の教育・研究に寄与すべく、紀要のあり方をさらに検討してまいります。

(T. F.)

令和 5 年11月30日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

No. 64

2023

CONTENTS

Articles

- An Exhibition “Miike Coal Mine with a Focus on Memories Embraced in Kansai,
Commemorating the 20th Anniversary of Its Closure” in the Historical Present:
From a Perspective Concerning Objects, Re-presentations, Exhibitions, and Minorities
.....Eriko Aoki (1)
- Is Journalism a Profession?:
A Comparative Analysis of the Codes of Ethics in the Japanese Media Industry
.....Tetsuo Hatanaka (23)
- A Case Study of the Transnational Community of Chinese IT Professionals:
Focusing on the Parents of Immigrant Workers Living in
Shibazono Danchi Housing Complex, Kawaguchi City, Saitama, JapanMeifang Yan (41)
- Poverty and its Solutions for Older Women in Japan:
Achieving Minimum Living Security Centered on Public Pensions
Based on the Perspective of Gender TheoryJing Wang (55)

Notes

- The Actual Counseling and Consultation Needs of Middle-Aged
Hikikomori People in the Ordinance-Designated Cities of Osaka:
A Study on the Results of the Municipal Surveys on their Living Conditions.....Kazutaka Awaji (78)
- What was “Special Lending” in the Corona Disaster?:
Clues from Diet Deliberations and ReportsKoji Yamaguchi (90)

Review Essay

- Historical Progress of the Chinese Cultural Sphere and its Characteristics:
Reading *The Eternal Rivers* by Hsu Cho-YunFuping Li (99)
Boyu Li

Translation

- Emil Lederer, Emy Lederer Seitler, “Japan-Europa” (der fünfte Kapitel(1))Tetsuo Funaki (123)
Takashi Nukui
-

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN